

## 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令案新旧対照条文目次

投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百一十九号）（第一条関係）	1
投資信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第百三十三号）（第二条関係）	333
投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）（第三条関係）	359
投資法人の会計監査に関する規則（平成十八年内閣府令第四十八号）（第四条関係）	370
資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十八号）（第五条関係）	372
資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令（平成十二年総理府令第百三十号）（第六条関係）	395
特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令（平成十二年総理府令第百三十一号）（第七条関係）	412
特定目的信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第百三十一号）（第八条関係）	428
特定目的会社の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十四号）（第九条関係）	434
特定目的信託の権利者集会等に関する規則（平成十八年内閣府令第五十四号）（第十条関係）	436



投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年總理府令第百一十九号）（第一条関係）

改 正 案		現 行	
目次		目次	
第一章	総則（第一条 第五条）	第一章	総則（第一条 第五条）
第二章	委託者指図型投資信託（第六条 第七十六条）	第二章	委託者指図型投資信託
第三章	委託者非指図型投資信託（第七十七条 第九十三条）	第一節	委託者指図型投資信託（第六条・第七条）
第四章	外国投資信託（第九十四条 第百二一条）	第二節	投資信託委託業等の認可等（第八条 第二十条）
第五章	投資法人	第三節	投資信託委託業者の業務等（第二十一条 第六十八条）
第六章	投資法人（第一百三十三条 第一百二十二条）	第四節	投資信託委託業者の監督（第六十九条 第七十四条）
第七章	投資法人の登録等（第一百三十三条 第一百五十一条）	第三章	委託者非指図型投資信託（第七十五条 第九十六条）
第八章	投資法人の業務等（第一百二十一一条 第一百五十三条）	第四章	外国投資信託（第九十七条 第百二一条）
第九章	投資法人の監督（第一百五十四条 第一百五十八条）	第五章	投資法人
第十章	外国投資法人（第一百五十九条 第一百六十四条）	第一節	投資法人（第一百三十三条 第一百二十二条）
第十一章	雑則（第一百六十五条 第一百七十七条）	第二節	投資法人の登録等（第一百三十三条 第一百五十一条）
附則		第三節	投資法人の業務等（第一百二十一一条 第一百三十四条）
附則		第四節	投資法人の監督（第一百三十五条 第一百四十四条）
第六章	外国投資法人（第一百四十一条 第一百四十四条）	第六章	外国投資法人（第一百四十一条 第一百四十四条）
第七章	雑則（第一百四十五条 第一百四十八条）	第七章	雑則（第一百四十五条 第一百四十八条）
附則		附則	

(定義)

第一条 この府令において「委託者指団型投資信託」、「委託者非指団型投資信託」、「投資信託」、「証券投資信託」、「有価証券」、「デリバティブ取引」、「受益証券」、「公募」、「適格機関投資家私募」、「一般投資家私募」、「投資信託委託会社」、「投資法人」、「登録投資法人」、「投資口」、「投資証券」、「投資主」、「投資法人債」、「投資法人債券」、「資産運用会社」、「資産保管会社」、「一般事務受託者」、「外国投資信託」又は「外国投資法人」とは、それぞれ投資信託及び投資法人に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する委託者指団型投資信託、委託者非指団型投資信託、投資信託、証券投資信託、有価証券、デリバティブ取引、受益証券、公募、適格機関投資家私募、一般投資家私募、投資信託委託会社、投資法人、登録投資法人、投資口、投資証券、投資主、投資法人債、投資法人債券、資産運用会社、資産保管会社、一般事務受託者、外国投資信託又は外国投資法人をいう。

(定義)

第一条 この府令において、「委託者指団型投資信託」、「委託者非指団型投資信託」、「投資信託」、「証券投資信託」、「有価証券」、「有価証券指数等先物取引」、「有価証券店頭指數等先渡取引」、「外国市場証券先物取引」、「有価証券店頭指數等先渡取引」、「有価証券店頭オプション取引」、「有価証券店頭指數等スワップ取引」、「受益証券」、「公募」、「適格機関投資家私募」、「一般投資家私募」、「投資信託委託業」、「投資法人資産運用業」、「投資信託委託業者」、「投資法人」、「登録投資法人」、「投資口」、「投資証券」、「投資主」、「投資法人債」、「投資法人債券」、「資産保管会社」、「一般事務受託者」、「外国投資信託」又は「外国投資法人」とは、それぞれ投資信託及び投資法人に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する委託者指団型投資信託、委託者非指団型投資信託、投資信託、証券投資信託、有価証券、デリバティブ取引、受益証券、公募、適格機関投資家私募、一般投資家私募、投資信託委託会社、投資法人、登録投資法人、投資口、投資証券、投資主、投資法人債、投資法人債券、資産運用会社、資産保管会社、一般事務受託者、外国投資信託又は外国投資法人をいう。

(訳文の添付)

第一条 法、投資信託及び投資法人に関する法律施行令（以下「令」という。）又はこの府令の規定により金融庁長官、財務局長若しくは福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）に提出し、又は受益者（受益証券を取得しようとする者を含む。次条において同じ。）若しくは投資主に交付し、若しくは提供する書類で、特別の事情により日本語で記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならない。ただし、次に掲げる書類（英語で記載されたものに限る。）については、この限りでない。

一 （略）

- 二 第九十七条第一項又は第九十八条第一項の規定により法第五十九条において準用する法第十六条の規定による届出に添付すべき書類
- 三 第百一条第一項の規定により法第五十九条において準用する法第十九条の規定による届出に添付すべき書類
- 四 法第二百一十条第一項の規定により同条第一項の規定による届出に添付すべき書類
- 五 法第二百一十一条第一項において準用する法第二百一十条第二項の規定により法第二百一十一条第一項の規定による届出に添付すべき書類
- 六 第二百六十四条第一項の規定により法第二百一十一条第一項及び第二項の規定による届出に添付すべき書類

(訳文の添付)

第一条 法、投資信託及び投資法人に関する法律施行令（以下「令」という。）又はこの府令の規定により内閣総理大臣又は金融庁長官に提出し、受益者に交付し、又は投資主に通知する書類で、特別の事情により日本語で記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならない。ただし、令第八条第一号に掲げる証券投資信託に類する外国投資信託の受益証券の発行者が金融庁長官に提出する当該外国投資信託に関する書類のうち次に掲げるもの（英語で記載されたものに限る。）については、この限りでない。

一 （略）

- 二 第九十九条の規定により法第五十九条において準用する法第二十九条及び第三十一条の規定による届出に添付すべき書類

(新設)

- （新設）

(新設)

(外国通貨の換算)

第二条 法、令又はこの府令の規定により作成し、金融庁長官等に提出し、又は受益者若しくは投資主に交付し、若しくは提供する書類中、外国通貨により金額を表示するものがあるときは、当該金額を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた換算率を付記しなければならない。ただし、これらを付記することが困難な場合は、この限りでない。

(適格機関投資家を除くための要件等)

第四条 令第七条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる受益証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

- 一 投資信託の受益証券（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第一百一十一条において準用する同法第六十六条第一号に掲げる振替投資信託受益権（以下この条及び次条において「振替投資信託受益権」という。）に係るものを除く。）次に掲げる要件のすべてに該当する場合
- イ 当該受益証券を取得しようとする者が当該受益証券を記名式とするよう請求し、かつ、当該請求により記名式となつた当該受益証券を無記名式とする請求をしないことを取得の条件として、取得の申込みの勧誘が行われること。
- ロ 当該受益証券を取得した者が当該受益証券を適格機関投資家に譲渡する場合以外の場合にはその譲渡を行わないことを約することを取得の条件として、取得の申込みの勧誘が行われてい

(外国通貨の換算)

第三条 法、令又はこの府令の規定により作成し、内閣総理大臣又は金融庁長官に提出し、受益者に交付し、又は投資主に通知する書類中、外国通貨により金額を表示するものがあるときは、当該金額を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた換算率を付記しなければならない。ただし、これらを付記することが困難な場合は、この限りでない。

(特定資産の範囲)

第四条 令第三条第十四号に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げるものとする。

- 一 当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引（以下「金利先渡取引」という。）
- 二 当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引

ること。

八 当該受益証券に口に掲げる条件が付されていることが明白となる名称が付されていること。

二 外国投資信託の受益証券 次に掲げる要件のすべてに該当する場合

イ 当該受益証券に適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限（口及び次条第一号において「転売制限」という。）が付されていることが明白となる名称が付されていること。

ロ 当該受益証券の取得者に交付される当該受益証券の内容等を説明した書面において、当該受益証券に転売制限が付されている旨が記載されていること。

三 振替投資信託受益権 次に掲げる要件のすべてに該当する場合

イ 当該振替投資信託受益権を取得した者が当該振替投資信託受益権を適格機関投資家に譲渡する場合以外の場合にはその譲渡を行わないことを約することを取得の条件として、取得の申込みの勧誘が行われていること。

ロ 当該振替投資信託受益権にイに掲げる条件が付されていることが明白となる名称が付されていること。

及び当該直物為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この号及び第五十六条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この号及び第五十六条において同じ。）を取引決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金額又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行つた先物外国為替取引を決済日における直物外國為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金額の授受を約する取引（以下「為替先渡取引」という。）

三 当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行つた先物外国為替取引を決済日における直物外國為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引（以下「直物為替先渡取引」という。）

四 当事者が元本として定めた金額について、当該当事者間で取り

決めた者の信用状態等を反映する利率又は価格に基づき金銭の支払を相互に約する取引、当該当事者間で取り決めた者の信用状態等に係る事象の発生に基づき金銭の支払又は財産の移転を相互に約する取引その他これに類似する取引（以下「クレジットデリバティブ取引」という。）

五 当事が元本及び金利として定めた外貨額について当該当事者間で取り決めた為替相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引、当事者が元本として定めた金額について当該当事者のそれぞれが相手方と取り決めた利率に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（以下「スワップ取引」という。）

六 当事者の一方の意思表示により当事者間において前各号に掲げる取引及び先物・外国為替取引を成立させることができると相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引（金融先物取引法（昭和六十二年法律第七十七号）第一条第一項に規定する金融先物取引に該当するものを除く。以下「オプション取引」といふ。）

（適格機関投資家を除くための要件等）

第四条の二 令第六条第一項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該受益証券の発行に係る取得の申込みの勧誘が令第六条第二項の規定により一般投資家私募に該当すること。

（削る）

二 当該受益証券を他の適格機関投資家（証券取引法（昭和二十三年法律第一一十五号）第一条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下同じ。）に譲渡する場合において、次に掲げる項目を記載した書面を、あらかじめ又は同時に交付しなければならないこと。

イ 当該受益証券に他の適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限（以下この条及び次条第一項において「転売制限」という。）が付されていること。

ロ 当該受益証券を譲り受けた適格機関投資家が当該受益証券を他の適格機関投資家に譲渡する場合において、前号及びこの号に掲げる事項を記載した書面を、あらかじめ又は同時に交付しなければならないこと。

2 | 当該受益証券を他の適格機関投資家に譲渡しようとする適格機関投資家（以下この条において「譲渡適格機関投資家」という。）は、令第六条第一項第一号ロの規定による書面の交付（前項第一号の規定による書面の交付を含む。以下この条において同じ。）に代えて、第五項で定めるところにより、当該他の適格機関投資家（以下この条において「譲受適格機関投資家」という。）の承諾を得て、当該書面に記載すべき情報（以下この条において「転売制限情報」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、譲渡適格機関投資家は、当該書面の交付をしたものとみ

なす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 譲渡適格機関投資家の使用に係る電子計算機と譲受適格機関投資家の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、譲受適格機関投資家の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 譲渡適格機関投資家の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された転売制限情報を電気通信回線を通じて譲受適格機関投資家の閲覧に供し、譲受適格機関投資家の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該転売制限情報を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法

により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに転売制限情報を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、譲受適格機関投資家がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

4 第一項の「電子情報処理組織」とは、譲渡適格機関投資家の使用に係る電子計算機と、譲受適格機関投資家の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 譲渡適格機関投資家は、第二項の規定により転売制限情報を提供しようとするときは、あらかじめ、譲受適格機関投資家に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は譲

渡適合機関投資家の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法（次項において「書面等」という。）による承諾を得なければならない。

一 第一項各号に掲げる方法のうち譲渡適合機関投資家が使用するもの

## 二 ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た譲渡適合機関投資家は、譲受適合機関投資家から書面等により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該譲受適合機関投資家に対し、転売制限情報の提供を電磁的方法によつてしてはならない。

7 令第六条第一項第三号に規定する内閣府令で定める方式は、当該受益証券に転売制限が付されている旨が記載されているものとする。

8 令第六条第一項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、当該受益証券に転売制限が付されており、かつ、当該転売制限が付されていることが明白となる名称が付されているものとする。

## （受益証券の譲渡に関する制限等）

第五条 令第八条に規定する内閣府令で定める方式は、次の各号に掲

げる受益証券の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 投資信託の受益証券（振替投資信託受益権に係るもの）を除く。
- 二 次に掲げる要件のすべてに該当するもの
- イ 当該受益証券を取得しようとする者が当該受益証券を記名式

## （令第七条に規定する内閣府令で定める方式等）

第五条 令第七条に規定する内閣府令で定める方式は、受益証券に転売制限が付されていることが明白となる名称が付されていること、及び受益証券が外国投資信託の受益証券である場合には、当該受益証券を取得しようとする者に対して交付される当該外国投資信託の信託約款又はこれに類する書類において、当該受益証券に転売制限

とするよう請求し、かつ、当該請求により記名式となつた当該

受益証券を無記名式とする請求をしないことを取得の条件として、取得の申込みの勧誘が行われること。

口 当該受益証券を取得した者が当該受益証券を適格機関投資家

に譲渡する場合以外の場合にはその譲渡を行わないことを約することを取得の条件として、取得の申込みの勧誘が行われていること。

ハ 当該受益証券に口に掲げる条件が付されていることが明白となる名称が付されていること。

二 外国投資信託の受益証券 次に掲げる要件のすべてに該当するもの

イ 当該受益証券に転売制限が付されていることが明白となる旨が付されていること。

口 当該受益証券の取得者に交付される当該受益証券の内容等を説明した書面において、当該受益証券に転売制限が付されている旨が記載されていること。

三 振替投資信託受益権 次に掲げる要件のすべてに該当するもの

イ 当該振替投資信託受益権を取得した者が当該振替投資信託受益権を適格機関投資家に譲渡する場合以外の場合にはその譲渡を行わないことを約することを取得の条件として、取得の申込みの勧誘が行われていること。

口 当該振替投資信託受益権にイに掲げる条件が付されていることが明白となる名称が付されていること。

が付されている旨が記載されていることとする。

2 | 令第七条に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる当該受益証券の区分に応じ、当該各号に掲げる要件のすべてを満たす場合とする。

一 受益証券（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百二十二条において準用する同法第六十六条第一号に規定する受益権（次号において「振替投資信託受益権」という。）に係るもの）を除く。）

イ 受益証券を取得しようとする適格機関投資家が当該受益証券を記名式とするよう請求し、かつ、当該請求により記名式となつた当該受益証券を無記名式とする請求をしないことを取得の条件として、取得の申込みの勧誘が行われること。

口 受益証券を取得した適格機関投資家が当該受益証券を適格機関投資家に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わないことを約することを取得の条件として、取得の申込みの勧誘が行われること。

ハ 受益証券に口に掲げる条件が付されていることが明白となる名称が付されていること。

二 振替投資信託受益権

イ 振替投資信託受益権を取得した適格機関投資家が当該振替投資信託受益権を適格機関投資家に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わないことを約することを取得の条件として、取得の申込みの勧誘が行われること。

[ 別紙10 - 2 ] (10/443)

口 振替投資信託受益権にイに掲げる条件が付されていることとが  
明白となる名称が付されている」とび。

## 第一章 委託者指図型投資信託

### 第一節 委託者指図型投資信託

#### (削る)

#### (投資信託約款の内容の届出)

第六条 法第四条第一項の規定により届出を行う金融商品取引業者( )

法第二条第十一項に規定する金融商品取引業者をいう。第一百二十二条

第八号及び第一百四十四条を除き、以下同じ。)は、次に掲げる事

項を記載した届出書を所管金融庁長官等(令第三十五条第五項の

規定により金融庁長官の指定する権限に係る場合にあつては、金融

庁長官、それ以外の権限に係る場合にあつては、金融商品取引業者

、信託会社等(法第四十七条第一項に規定する信託会社等をいう。

以下同じ。)又は投資法人の本店(外国法人にあつては、国内にお

ける主たる営業所又は事務所)の所在地を管轄する財務局長(当該

所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財

務支局長)をいつ。以下同じ。)に提出しなければならない。

一 当該投資信託約款(法第四条第一項に規定する投資信託約款を  
いう。以下この章において同じ。)に係る委託者指図型投資信託  
の名称

二 単位型(元本の追加信託をすることができないものをいう。)

#### (新設)

又は追加型（元本の追加信託をすることができるものをいう。）の別

三 証券投資信託にあつては、公社債投資信託（第十三条第一号イに規定する公社債投資信託をいう。以下この号において同じ。）

又は株式投資信託（公社債投資信託以外の証券投資信託をいう。）の別

四 投資の対象とする資産の種類に関する事項として次に掲げる事項

イ 投資の対象とする特定資産（法第二条第一項に規定する特定資産をいう。第二十一条を除き、以下同じ。）の種類

ロ 投資の対象とする特定資産以外の資産の種類

五 投資信託財産（法第三条第一号に規定する投資信託財産をいう。以下この章において同じ。）の運用方針

六 設定予定額又は当初設定予定額

七 設定日

八 信託契約期間

九 公募、適格機関投資家私募又は一般投資家私募の別

十 募集（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。以下この章及び次章において同じ。）又は私募（同項に規定する有価証券の私募をいう。以下同じ。）の期間

十一 募集の取扱い（金融商品取引法第二条第八項第九号に規定する有価証券の募集の取扱いをいう。以下同じ。）又は私募の取扱

い（同号に規定する有価証券の私募の取扱いをいう。以下同じ。）を行う金融商品取引業者等（同法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいふ。以下同じ。）の商号、名称又は氏名

十二 自ら募集又は私募を行うときは、その旨

十三 その他当該投資信託約款に係る委託者指図型投資信託の特徴と認められる事項

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 投資信託約款の案

二 受託会社（法第九条に規定する受託会社をいう。以下同じ。）の承諾書

（投資信託約款の記載事項）

第七条 法第四条第一項第十八号に規定する内閣府令で定める事項は

、次に掲げる事項とする。

- 一 委託者の分割による事業の全部若しくは一部の承継又は事業の全部若しくは一部の譲渡に関する事項
- 二 受託者の辞任及び解任並びに新たな受託者の選任に関する事項
- 三 元本の追加信託ができる委託者指図型投資信託における信託の元本の追加に関する事項
- 四 投資信託契約（法第三条に規定する投資信託契約をいう。以下この章において同じ。）の一部解約に関する事項
- 五 委託者が運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容

（新設）

- 六 委託者指図型投資信託の併合（法第十六条第一号に規定する委託者指図型投資信託の併合をいう。以下同じ。）に関する事項
- 七 受益者代理人があるときは、投資信託契約において、法第十七条第六項（法第二十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による議決権及び法第十八条第一項（法第二十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による受益権買取請求権を使用する権限を当該受益者代理人の権限としていない旨
- 八 法第十八条第一項（法第二十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による受益権の買取請求に関する事項

（投資信託約款の記載事項の細目）

第八条 法第四条第四項に規定する内閣府令で定める細目は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 法第四条第一項第五号に掲げる事項 次に掲げる事項
- イ 受益証券の記名式又は無記名式への変更及び名義書換手続に関する事項
- ロ 口 記名式受益証券の譲渡の対抗要件に関する事項
- ハ 受益証券の再発行及びその費用に関する事項
- 二 法第四条第二項第六号に掲げる事項 次に掲げる事項
- イ 資産運用の基本方針
- ロ 口 投資の対象とする資産の種類
- ハ 口 投資の対象とする資産の保有割合又は保有制限を設ける場合にはその内容（投資の対象とする資産が権利である場合、その

（新設）

権利の取得に係る取引の種類及び範囲並びに取得制限を設ける場合にはその内容)

二| 投資信託財産で取得した資産を貸し付ける場合は、その内容  
本| 証券投資信託である場合は、そのⅢ

三| 法第四条第二項第七号に掲げる事項 運用の指図を行う資産の種類に応じ、それぞれの評価の方法、基準及び基準日に関する事項

四| 法第四条第二項第八号に掲げる事項 次に掲げる事項

口| 収益分配可能額の算出方法に関する事項

五| 法第四条第二項第九号に掲げる事項 次に掲げる事項

口| 信託契約の延長事由の説明に関する事項

口| 信託契約の解約事由の説明に関する事項

八| 委託者の登録取消しその他の場合における取扱いの説明に関する事項

六| 法第四条第一項第十号に掲げる事項 計算期間及び計算期間の特例に関する事項

七| 法第四条第二項第十二号に掲げる事項 借入れの目的、借入限度額及び借入金の使途に関する事項並びに借入先を適格機関投資家に限る場合はそのⅢ

八| 法第四条第一項第十四号に掲げる事項 運用の指図に係る権限の委託（当該委託に係る権限の一部を更に委託するものを含む。）

次号及び第十三条第一号において同じ。) の概要に関する事項

九 法第四条第一項第十五号に掲げる事項 委託の報酬の額、支払

時期及び支払方法に関する事項

十 法第四条第一項第十七号に掲げる事項 次のイ又はロに掲げる

公告の方法の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法 公

告を行う日刊新聞紙名

ロ 電子公告(法第二十五条第一項第二号に規定する電子公告を

いつ。)

登記アドレス(電子公告規則(平成十八年法務省令

第十四号)第二条第十一号に規定する登記アドレスをいつ。第

七十九条第十号ロにおいて同じ。)

(投資信託約款の内容等を記載した書面の記載事項)

第九条 法第五条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、投資信

託財産に属する不動産(以下この条において「投資不動産」という。)に関する次に掲げる事項とする。

一 地域別、用途別及び賃貸の用又はそれ以外の用の別に区分した

投資不動産について、各物件の名称、所在地、用途、面積、構造、所有権又はそれ以外の権利の別及び価格(投資信託約款に定める評価方法及び基準により評価した価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格をいつ。以下この条において同じ。)

二 価格の評価方法及び評価者の氏名又は名称

(新設)

三 担保の内容

四 不動産の状況（不動産の構造、現況その他の投資不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項を）。次号において同じ。）

五 不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要（行つていな場合にはその旨）及び調査者の氏名又は名称

六 各物件の投資比率（当該物件の価格がすべての物件の価格の合計額に占める割合を）。）

七 投資不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下この号において「テナント」という。）がある場合には、次に掲げる事項

イ テナントの総数、賃料収入の合計、賃貸面積の合計、賃貸可能面積の合計及び過去五年間の一一定の日における稼働率（賃貸面積の合計が賃貸可能面積に占める割合を）。以下同じ。）

ロ 主要な物件（一體として使用されていると認められる土地に係る建物又は施設であつて、その賃料収入の合計がすべての投資不動産に係る賃料収入の合計の百分の十以上であるものをいう。）がある場合には、当該主要な物件ごとのテナントの総数、賃料収入の合計、賃貸面積の合計、賃貸可能面積の合計及び過去五年間の一定の日における稼働率

ハ 主要なテナント（当該テナントの賃貸面積の合計がすべての投資不動産に係る賃貸面積の合計の百分の十以上であるものをいう。）がある場合には、その名称、業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金又は保証金その他賃貸

（契約に関する特記すべき事項（やむを得ない事情により記載できないものにあっては、その旨））

（投資信託約款の内容等を記載した書面の交付を要しない場合）

第十一条 法第五条第一項ただし書（法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 受益証券の取得の申込みの勧誘が適格機関投資家私募により行われる場合

二 受益証券を取得しようとする者が現に当該受益証券に係る委託者指図型投資信託（法第五十四条第一項において準用する場合にあつては委託者非指図型投資信託、法第五十九条において準用する場合にはあつては外国投資信託）の受益証券を所有している場合

三 受益証券を取得しようとする者の同居者が既に当該受益証券に係る法第五条第一項（法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）の規定による書面の交付を受け、又は確実に交付を受けると見込まれる場合であつて、当該受益証券を取得しようとする者が当該書面の交付を受けないことについて同意したとき（当該受益証券を取得する時までにその同意した者から当該書面の交付の請求があつた場合を除く。）。

（情報通信の技術を利用する方法）

第十二条 法第五条第一項（法第十三条第一項（法第五十四条第一項

（新設）

（新設）

において準用する場合を含む。）、第十四条第一項（法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）、第五十四条第一項、第五十九条並びに第二百二三条第三項及び第四項において準用する場合を含む。第一号において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイから一までに掲げるものの

イ 提供者等（提供者（令第十条第一項に規定する提供者をいう。）及び次条第一号において同じ。）、提供者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを法第五条第二項に規定する事項を提供する相手方（以下この条において「提供先」という。）又は提供者の用に供する者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と提供先等（提供先及び提供先との契約により顧客ファイル（専ら当該提供先の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて画面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、提供先等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（法第五条第二項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項の提供を行う提供者等の使用に係る電子計算機に備えられたファ

イルにその旨を記録する方法)

□ 提供者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて提供先の閲覧に供し、提供先等の使用に係る電子計算機に備えられた当該提供先の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法（法第五条第二項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、提供者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

八 提供者等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて提供先の閲覧に供する方法

二 閲覧ファイル（提供者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の提供先の閲覧に供するため記載事項を記録させるファイルをいう。次項において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて提供先の閲覧に供する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したもの交付する方法

前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 提供先が閲覧ファイル又は顧客ファイルへの記録を出力する」とにより書面を作成できるものであること。

2

二 前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法（提供先の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を提供先に対し通知するものであること。ただし、提供先が当該記載事項を閲覧していったことを確認したときはこの限りでない。

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいづれか遅い日までの一間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、提供先の承諾（令第十条第一項に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは同項第一号に掲げる方法により提供する場合又は提供先による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ 前項第一号ハに掲げる方法については、顧客ファイルに記録された記載事項

ロ 前項第一号ニに掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

四 前項第一号ニに掲げる方法にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 提供先が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を顧客ファイルに記録すること。

- ロ 前号に規定する期間を経過するまでの間ににおいて、イの規定により提供先が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた提供先が接続可能な状態を維持することについて不要である旨通知した場合は、この限りでない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、提供者等の使用に係る電子計算機と、顧客ファイルを備えた提供先等又は提供者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(電磁的方法の種類及び内容)

- 第十二条 令第十条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。
- 一 前条第一項各号に規定する方法のうち提供者が使用するもの
  - 二 ファイルへの記録の方式

(受益証券の記載事項)

第十三条 法第六条第六項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 委託者が運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委

(受益証券の記載事項)

第六条 法第五条第六項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 委託者が運用の指図に係る権限を委託する場合における当該委

## 託の内容

二 証券投資信託のうち、次に掲げるものの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によつて買取り又は償還を行うことはない旨の表示

(1) 公社債投資信託（有価証券（金融商品取引法第二条第一項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除く。）については次に掲げるものに限り投資として運用すること。（国債証券又は外国国債証券に係る金融商品取引法第二条第二十四項第五号に掲げる標準物についての同法第二十八条第八項第三号に掲げる取引を行うことを含む。）とされている証券投資信託をいう。第二十五条第一号において同じ。）	(1) 有価証券については次に掲げるものに限り投資として運用することとされているもの（以下「公社債投資信託」という。）
(2) 金融商品取引法第二条第一項第一号から第五号までに掲げる有価証券	(2) 有価証券
(3) 金融商品取引法第二条第一項第十一号に規定する投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券	(3) 有価証券
(4) 金融商品取引法第二条第一項第十五号に掲げる有価証券で(1)及び(2)に掲げる有価証券の性質を有するもの	(4) 有価証券
(5) 金融商品取引法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で(1)又は(3)に掲げる有価証券の性質を有するもの	(5) 有価証券
(6) 金融商品取引法第一条第一項第十八号に掲げる有価証券	(6) 有価証券
金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百一十一号）	(7) 有価証券
外国国債証券とみなされる標準物	(8) 有価証券

## 託の内容

二 証券投資信託のうち、次に掲げるものの以外については、投資信託約款（法第二十五条第一項に規定する投資信託約款をいう。次章及び別表第八を除き、以下同じ。）に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によつて買取り又は償還を行うことはない旨の表示

(1) 有価証券については次に掲げるものに限り投資として運用することとされているもの（以下「公社債投資信託」という。）	(1) 有価証券
(2) 証券取引法第二条第一項第七号の二に規定する投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券	(2) 有価証券
(3) 証券取引法第二条第一項第八号に掲げる有価証券	(3) 有価証券
(4) 証券取引法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で(1)及び(2)に掲げる有価証券の性質を有するもの	(4) 有価証券
(5) 証券取引法第二条第一項第十号に掲げる有価証券	(5) 有価証券
(6) 証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百一十一号）第一条に規定する有価証券	(6) 有価証券
(7) 証券取引法施行令第一条の三に規定する受益権及び証券取引法第二条第一項第一号に規定する権利	(7) 有価証券
(8) 証券取引法第一百八条の二第三項の規定により国債証券又は外国国債証券とみなされる標準物	(8) 有価証券

第一条第一号に掲げる有価証券

□ 親投資信託（その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする投資信託をいう。）

八 (略)

(受益権原簿記載事項)

第十四条 法第六条第七項において準用する信託法（平成十八年法律

第一百八号）第一百八十六条第一号に規定する内閣府令で定める事項は

、次に掲げる事項とする。

一 各受益権に係る受益債権の給付の内容、弁済期（弁済期の定め

がないときは、その旨）その他の受益債権の内容

二 受益権について譲渡の制限があるときは、その旨及びその内容

2 法第六条第七項において準用する信託法第一百八十六条第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該委託者指図型投資信託の委託者の商号又は名称及び所在の場所

二 委託者指図型投資信託の受託者の商号又は名称及び所在の場所

三 信託監督人があるときは、次に掲げる事項

イ 商号、名称又は氏名及び所在の場所又は住所

ロ 信託法第二百三十二条第一項ただし書又は第二項ただし書の定めがあるときは、当該定めの内容

四 受益者代理人があるときは、次に掲げる事項

イ 商号、名称又は氏名及び所在の場所又は住所

(新設)

□ その受益権を他の投資信託の受託者に取得させる目的とするもの（以下第二章を除き、「親投資信託」という。）

八 (略)

口 信託法第二百三十九条第一項ただし書又は第三項ただし書の定めがあるときは、当該定めの内容

五 信託法第二百八十八条に規定する受益権原簿管理人を定めたときは、その商号、名称又は氏名及び所在の場所又は住所

六 前各号に掲げるもののほか、投資信託約款の記載事項

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第十五条 法第六条第七項において準用する信託法第二百九十条第二項  
第二号に規定する内閣府令で定める方法は、同号の電磁的記録（法  
第十七条第十項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録  
された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

(受益者の請求によらない受益権原簿記載事項の記載等)

第十六条 法第六条第七項において準用する信託法第二百九十七条第一  
項各号に掲げる場合には、委託者指図型投資信託の受託者は、受益  
権原簿記載事項として、当該受益権が固有財産に属するか、他の投  
資信託財産に属するか、当該委託者指図型投資信託の投資信託財産  
に属するかの別をも記載し、又は記録しなければならない。

(受益権原簿記載事項の記載等の請求)

第十七条 法第六条第七項において準用する信託法第二百九十八条第二  
項に規定する内閣府令で定める場合は、受益権取得者（委託者指図  
型投資信託の受益権を委託者指図型投資信託の委託者以外の者から

(新設)

(新設)

取得した者（当該委託者を除く。）をいう。）が受益証券を提示して請求をした場合とする。

（電子署名）

第十八条 法第六条第七項において準用する信託法第二百二条第三項に規定する内閣府令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。

- 2) 前項に規定する「電子署名」とは、電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものをいう。
- 一 当該情報が当該措置を行つた者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
  - 二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

（金銭信託以外の委託者指図型投資信託の禁止の適用除外）

第十九条 令第十二条第一号及び第二号に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第一条第一項第二号に掲げる有価証券でこれらの有価証券に係る権利を表示するもの及び同条第一項の規定により有価証券とみなされる権利のうちこれらに表示されるべきものを含む。）とする。

- 一 金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）又は外国金融商品市場（同条

（新設）

（金銭信託以外の投資信託の禁止の適用除外となる投資信託）

第七条 令第八条第一号及び第二号に規定する内閣府令で定める有価証券は、第二十五条第一項第一号イからハまでに掲げる有価証券とする。

第八項第三号口に規定する外国金融商品市場をいう。以下同じ。)に上場されている有価証券

二 店頭売買有価証券(金融商品取引法第一條第八項第十号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。)

三 前一号に掲げる有価証券以外の有価証券で、次に掲げるもの  
イ 金融商品取引法第一條第一項第一号から第五号までに掲げる有価証券(同項第十七号に掲げる有価証券でこれららの有価証券の性質を有するものを含む。)のうち、その價格が認可金融商品取引業協会(同条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。以下同じ。)又は外国において設立されていこれと類似の性質を有する団体の定める規則に基づいて公表されているもの

八 金融商品取引法第一條第一項第十号、第十一号及び第十九号に掲げる有価証券

2 令第十一條第一号に規定する受益証券とその投資信託財産に属する有価証券との交換は、次に掲げる要件のすべてを満たして行つものとする。

2 令第八条第一号に規定する受益証券とその投資信託財産(法第四条第一項に規定する投資信託財産をいう。次章、別表第八及び別表第十を除き、以下同じ。)に属する有価証券との交換は、次に掲げる要件のすべてを満たして行つものとする。

一 (略)  
二 受益者より交換の請求があつた場合には、当該証券投資信託の委託者は受託者に対し、当該請求に係る受益証券と、その投資信

託財産に属する有価証券のうち、当該投資信託財産に対する持分に相当するものとの交換を行うよう指図すること。

3 令第十一条第一号口に定める受益証券の取得は、次に掲げる要件

のすべてを満たして行うものとする。

一 その運用の対象とする各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式（以下「各銘柄の株式」といふ。）として運用の指図を行う投資信託委託会社が指定するものに相当する一定口数の受益証券（以下「一定口数の受益証券」といふ。）を単位として取得するものであること。ただし、当該各銘柄の株式にその募集に応じる者が発行した株式又はその親会社（会社法第一条第四号に規定する親会社をいう。第五項第一号イにおいて同じ。）が発行した株式が含まれる場合には、当該募集に応じる者は当該株式に代えて当該株式に相当する金銭（評価額により算出したものに限る。）及び当該株式を当該投資信託財産において取得するため必要な経費に相当する金銭をもつて取得することができる。

二 （略）

4 令第十二条第一号ハに規定する内閣府令で定める株式は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式（これらに類する外国法人の株式を含む。）とする。

託財産（法第十四条第一項に規定する投資信託財産をいう。次章別表第八及び別表第十を除き、以下同じ。）に属する有価証券のうち、当該投資信託財産に対する持分に相当するものとの交換を行いうよう指図すること。

3 令第八条第一号口に定める受益証券の取得は、次に掲げる要件

のすべてを満たして行うものとする。

一 その運用の対象とする各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式（以下「各銘柄の株式」といふ。）として運用の指図を行う投資信託委託業者が指定するものに相当する一定口数の受益証券（以下「一定口数の受益証券」といふ。）を単位として取得するものであること。ただし、当該各銘柄の株式にその募集に応じる者が発行した株式又はその親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第一条第四号に規定する親会社をいう。第五項第一号イにおいて同じ。）が発行した株式が含まれる場合には、当該募集に応じる者は当該株式に代えて当該株式に相当する金銭（評価額により算出したものに限る。）及び当該株式を当該投資信託財産において取得するため必要な経費に相当する金銭をもつて取得することができる。

二 （略）

4 令第八条第一号ハに規定する内閣府令で定める株式は、証券取引所（証券取引法第一条第十六項に規定する証券取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株式又は証券取引法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式（これらに類する

外国法人の株式を含む。) とする。

5 令第十一條第一号八に規定する受益証券とその投資信託財産に属する株式との交換は、次に掲げる要件のすべてを満たして行うものとする。

一・二 (略)

6 (略)

7 令第十一條第二号に定める証券投資信託の受益権の取得は、次に掲げる要件のすべてを満たして行つものとする。

一 (略)

二 当該証券投資信託とその受益権を取得しようとする他の証券投

資信託において、それぞれの投資信託約款における法第四条第二項第六号に規定する運用に関する事項が同一性を有するものであること。

(削る)

(削る)

5 令第八条第一号八に規定する受益証券とその投資信託財産に属する株式との交換は、次に掲げる要件のすべてを満たして行うものとする。

一・二 (略)

6 (略)

7 令第八条第三号に定める証券投資信託の受益権の取得は、次に掲げる要件のすべてを満たして行つものとする。

一 (略)

二 当該証券投資信託とその受益権を取得しようとする他の証券投

資信託において、それぞれの投資信託約款における法第二十五条第一項第六号に規定する運用に関する事項が同一性を有するものであること。

第一節 投資信託委託業等の認可等

(投資信託委託業等の認可を受けようとする外国法人の国内における主たる営業所及び代表者)

(投資信託委託業等の認可を受けようとする者)が外国の法令に準拠して設立された株式会社と同種類の法人であるときは、法第八条第一項第二号に掲げる事項の記載に当たつては、同号に規定する営業所のうち当該法人が国内における投資信託委託業又は投資法人資産運用業の本拠として定めたもの(以下「国内における主たる営業所」と

いう。)を明示しなければならない。

2 法第六条の認可を受けようとする者が外国の法令に準拠して設立された取締役会設置会社と同種類の法人であるときは、法第八条第一項第二号に掲げる事項の記載に当たつては、会社法第八百十七条第一項に規定する日本における代表者を明示しなければならない。

(投資信託委託業等の認可に当たり審査の対象となる使用人)

第九条 令第九条第一号及び第二号に規定する内閣府令で定める者は、部長、次長、課長その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該認可を受けようとするとする者の投資信託委託業又は投資法人資産運用業に関するある種類の事項(投資者の利益を損なうおそれのないものを除く。)の委任を受けたものとする。

(投資信託委託業等の認可申請書の様式)

第十条 法第六条の認可を受けようとする者は、別紙様式第一号により作成した認可申請書及びその添付書類を、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

(投資信託委託業等の認可申請書の添付書類)

第十一條 法第八条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類(官公署が証明する書類の場合には、申請の日前二月以内に作成されたものに限る。)とする。

一 理由書

(削る)

(削る)

(削る)

二 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役。会計参与設置会社にあつては、会計参与を含む。以下この項において同じ。）（これらに類する役職にある者を含む。以下同じ。）並びに令第九条に規定する使用人（以下「重要な使用人」という。）の住民票の抄本（当該取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又は重要な使用人が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、外国人登録証明書の写し、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書）若しくは登記事項証明書又はこれらに代わる書面

三 取締役及び監査役並びに重要な使用人が法第九条第二項第六号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（当該取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又は重要な使用人が外国人である場合を除く。）

四 別紙様式第一号により作成した取締役及び監査役並びに重要な使用人が法第九条第一項第六号ハからヲまで（当該取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又は重要な使用人が外国人の場合には、同号イからヲまで）のいずれにも該当しないことを誓約する書面

五 別紙様式第三号又は第三号の一により作成した取締役及び監査役並びに重要な使用人の履歴書又は沿革

六 主要株主（法第九条第三項に規定する主要株主をいう。次号において同じ。）の商号、名称又は氏名及び本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所並びに当該主要株主が保有す

る議決権の数を記載した書面

七 主要株主が法第九条第一項第七号イ及びロ並びに第八号イからハまでのいずれにも該当しない者であることを認可申請者が誓約する書面

八 受益証券の募集の取扱い等（法第三十四条第一項に規定する募集の取扱い等をいう。以下同じ。）を行う証券会社（証券取引法第二条第九項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第一号に規定する外国証券会社を含む。以下同じ。）又は登録金融機関（証券取引法第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関をいう。以下同じ。）との間の契約の概要を記載した書面（投資信託委託業を営む場合であつて、受益証券の募集等の取扱い等（受益証券の募集の取扱い等及び受益証券の転売を目的としない買取りその他これに類する行為をいう。第十四条第一号ホにおいて同じ。）を証券会社又は登録金融機関に委託する場合に限る。）

九 収益金、解約金及び償還金の支払を行う証券会社又は登録金融機関との間の契約の概要を記載した書面（収益金、解約金及び償還金の支払を証券会社又は登録金融機関に委託する場合に限る。）

十 業務の開始を予定する日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度から起算して三事業年度（第十四条において「収支見込対象期間」という。）における別紙様式第四号により作成した投資信託委託業者としての業務の収支及び純資産額（貸借対照表

による資産の合計金額から負債の合計金額を控除して得た金額をいう。第十四条及び第十八条において同じ。）の見込みを記載した書面、業務の計画書並びにこれらの根拠を記載した書面

十一 認可申請書を提出する日の直近の貸借対照表（関連する注記を含む。）

十二 別紙様式第五号により作成した法第六条の認可を受けようとする者の主要な株主又は出資者の氏名又は名称、その保有する議決権（令第二十条第一号イ（2）及び（4）から（6）までを除く。）に規定する議決権をいう。第七十条第一項第八号及び第一百八条第一項第五号において同じ。）の数等を記載した書面

十三 国内における募集の体制（自ら設定する投資信託の受益証券の募集等（法第二十七条に規定する募集等をいう。以下同じ。）を行う場合にあつては、その方策等を含む。）を記載した書面

十四 法第六条の認可を受けようとする者の人的構成、組織等の業務執行体制を記載した書面

2  
投資信託委託業及び投資法人資産運用業以外の事業を現に営んでいる者が、法第六条の認可を受けようとする場合には、法第八条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、前項各号に掲げる書類のほか、当該法第六条の認可を受けようとする者が現に営んでいる事業の沿革及び内容並びに最近の三事業年度の貸借対照表（関連する注記を含む。）、損益計算書（関連する注記を含む。）及び株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。）又は利益の処分若しくは損失の処理に関する書類とする。

3 法第八条第一項に規定する投資信託契約（法第四条に規定する投資信託契約をいう。次章を除き、以下同じ。）又は資産運用委託契約（法第八条第一項に規定する資産運用委託契約をいう。以下同じ。）の締結に関する計画書は、別紙様式第六号により作成しなければならない。

（投資信託委託業者の認可申請書に添付すべき電磁的記録）

第十三条の二 法第八条第三項（法第三十四条の十第五項及び第六十九条第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、工業標準化法（昭和二十四年法律第二百八十五号）に基づく日本工業規格（以下この条において「日本工業規格」という。）X六一二三に適合する九十三ミリメートルフレキシブルカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。

2 前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

規定する方式

- 1 一 トランクフオーマットについては、日本工業規格X六一二五に規定する方式
- 2 二 ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X六一二五に規定する方式
- 3 三 第一項の電磁的記録には、日本工業規格X六一二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならぬ。

1 申請者の商号

(削る)

二 申請年月日

(業務方法書の記載事項等)

第十二条 法第八条第四項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 締結しようとする投資信託契約又は資産運用委託契約の種類、運用方針及び収益の分配方針

二 業務運営の基本原則

三 業務執行の方法に関する事項

四 業務関係の組織に関する事項

五 取引関係にある会社（外国会社を含む。以下同じ。）に関する事項

六 自ら設定する投資信託の受益証券の募集等（以下「直接募集」という。）を行う場合にあつては、当該直接募集に関する事項

- 七 資産の運用を行う投資法人について、投資証券等の募集の取扱いその他政令で定める行為（法第二百九十六条第一項に規定する投資証券等の募集の取扱いその他政令で定める行為をいう。以下この号及び第十四条において同じ。）を行う場合にあつては、当該投資証券等の募集の取扱いその他政令で定める行為に関する事項
- 八 投資信託協会（法第五十条第一項に規定する投資信託協会をいう。）に加入する場合にあつては、当該加入に関する事項

（投資信託委託業等の認可に係る予備審査）

(削る)

**第十三条** 法第六条の認可を受けようとする者は、法第八条第一項から第四項まで並びに前四条に定めるところに準じた書類又は電磁的記録を金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出して予備審査を求めることができる。

(審査の具体的基準)

**第十四条** 内閣総理大臣は、法第八条第一項の規定による認可の申請が法第九条第一項に掲げる基準に該当するかどうかを審査するに当たつては、次に掲げる要件を満たすかどうかを審査しなければならない。

- 一 法第九条第一項第一号に規定する財産的基礎及び収支の見込みについては、申請者が次に掲げる要件を満たすものであること。
  - イ 資本金の額が令第十条第一項に規定する額以上であること。
  - ロ 認可申請時における収支の見込みによれば、純資産額が、収支見込対象期間（業務の開始を予定する日の属する事業年度にあっては業務の開始を予定する日以降の期間に限る。）を通じて五千万円を下回らない水準に維持されると見込まれること。
  - ハ 投資信託委託業又は投資法人資産運用業の収支の見込みが、収支見込対象期間内に黒字になると見込まれること。
- 二 認可を受けた日から六月以内に投資信託契約又は資産運用委託契約を締結することが見込まれること。
  - ホ 受益証券等の募集等の取扱い等を行う証券会社又は登録金融機関が存在することが見込まれること（投資信託委託業を営む

場合であつて直接募集を行わない場合に限る。)。

二 法第九条第一項第一号に規定する業務を公正かつ的確に遂行することができる知識及び経験並びに十分な社会的信用については、申請者が次に掲げる要件を満たすものであること。

イ 次の(1)から(7)までに掲げる体制の状況から、十分な業務執行を行い得る能力を備えていると認められること。

#### 経営体制

投資信託財産の運用の指図又は投資法人の資産の運用に係る業務運営体制

直接募集の体制(直接募集を行う場合に限る。)

(4)(3) 資産の運用を行う投資法人の投資証券等の募集の取扱いその他政令で定める行為に係る体制(当該投資証券等の募集の取扱いその他政令で定める行為を行う場合に限る。)

#### 人事管理体制

#### 経営管理体制

(7)(6)(5) 投資信託財産に係る計算及びその審査並びに投資信託財産

の運用の指図又は投資法人の資産の運用その他に関する内部検査等の社内管理体制

投資信託財産の運用の指図を行う者又は投資法人の資産の運用を行う者として、運用の指図又は運用を行う資産に関する十分な知識及び経験を有する者が十分に確保されていること。

ハ 直接募集又は資産の運用を行う投資法人の投資証券等の募集の取扱いその他政令で定める行為を行う場合にあつては、当該

事務に関する十分な知識及び経験を有する者が十分に確保されていること。

二 投資信託財産の計算の事務を行う者（当該事務を第三者に委託して行う場合にあっては、当該第三者を含む。）として、当該事務に関する十分な知識及び経験を有する者が十分に確保されていること（投資信託委託業を営む場合に限る。）。

ホ 運用の指図又は運用を行う資産に有価証券が含まれる場合にあつては、法人関係情報（証券会社の行為規制等に関する内閣府令（昭和四十年大蔵省令第六十号）第四条第九号に規定する法人関係情報をいう。以下同じ。）について、その管理責任者の選任、管理規則の制定及び管理体制の整備が適切になされていると認められること。

ヘ 経営者が、その経歴及び能力等に照らして、投資信託委託業者としての業務を公正かつ的確に遂行することができる十分な資質を有していること。

（会社の財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実）

第十四条の二 法第九条第三項に規定する内閣府令で定める事実は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第六項第二号イからホまでに掲げる要件に該当する事実とする。

（削除）

(削る)

(保有の態様その他の事情を勘案して保有する議決権から除く議決権)

（

第十四条の三 法第九条第三項に規定する内閣府令で定める議決権は

）

、次に掲げる議決権とする。

一 信託業を営む者が信託財産として保有する議決権（当該者が行使することができる権限又は行使について指図を行うことができる権限を有するものを除く。）

二 法人の代表権を有する者又は法人の代理権を有する支配人が、当該代表権又は代理権に基づき、議決権を行使することができる権限若しくは当該議決権の行使について指図を行うことができる権限又は投資を行うのに必要な権限を有する場合における当該法人の所有する株式又は持分に係る議決権

三 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株式の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。）をした場合（当該会社が会社法第百五十六条第一項（同法第百六十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき取得した株式以外の株式を取得したときは、証券会社に委託して行つた場合に限る。）において、当該取得をした会社の株式を信託された者が所有する当該会社の株式に係る議決権（当該信託された者が行使することができる権限又は行使について指図を行うことができる権限を有するものを除く。）

四

相続人が相続財産として所有する会社の株式又は持分（当該相続人（共同相続の場合を除く。）が単純承認（単純承認したものとみなされる場合を含む。）若しくは限定承認した日までのもの又は当該相続財産の共同相続人が遺産分割を了していないものに限る。）に係る議決権

銀行等保有株式取得機構が保有する議決権

六 証券業を営む者が引受けを行う業務により所有する株式（当該株式の払込期日の翌々日（売出しの場合にあつては、当該売出しに係る株式の受渡期日の翌日）以後に所有するものを除く。）に係る議決権

（令第十一條に規定する使用人）

第十五条 令第十一條第二号に規定する内閣府令で定める者は、部長、次長、課長その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、信託財産の運用を行う部門に関するある種類の事項（投資者の利益を損なうおそれのないものを除く。）の委任を受けたものとする。

2 令第十一條第四号に規定する内閣府令で定める者は、部長、次長、課長その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、信託の引受けを行う業務に関するある種類の事項（投資者の利益を損なうおそれのないものを除く。）の委任を受けたものとする。

（令第十三條に規定する使用人）

第十六条 令第十三條第一号及び第一号に規定する内閣府令で定める

（削る）

者は、部長、次長、課長その他の名称を有する者であるかを問わず、法に相当する外国の法令により当該外国において投資信託委託業又は投資法人資産運用業に相当する業に関するある種類の事項（投資者の利益を損なうおそれのないものを除く。）の委任を受けたものとする。

2 | 令第十三条第二号及び第四号に規定する内閣府令で定める者は、部長、次長、課長その他の名称を有する者であるかを問わず、外国の法令により当該外国において信託財産の運用を行う業務又は信託の引受けを行う業に関するある種類の事項（投資者の利益を損なうおそれのないものを除く。）の委任を受けたものとする。

3 | 令第十三条第五号に規定する内閣府令で定める者は、部長、次長、課長その他の名称を有する者であるかを問わず、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号。以下「投資顧問業法」という。）に相当する外国の法令により当該外国において投資顧問業（投資顧問業法第一条第一項に規定する投資顧問業をいう。以下同じ。）に相当する業に関するある種類の事項（投資者の利益を損なうおそれのないものを除く。）の委任を受けたものとする。

4 | 令第十三条第八号に規定する内閣府令で定める者は、部長、次長、課長その他の名称を有する者であるかを問わず、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成二年法律第六十六号。商品投資顧問業に関する部分に限る。）に相当する外国の法令により当該外国において商品投資顧問業（商品投資に係る事業の規制に関する

法律第一条第七項に規定する商品投資顧問業をいう。)に相当する業に関するある種類の事項(投資者の利益を損なうおそれのないものを除く。)の委任を受けたものとする。

5 | 令第十三条第九号に規定する内閣府令で定める者は、部長、次長、課長その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)に相当する外国の法令により当該外国において不動産特定共同事業(不動産特定共同事業法第二条第四項に規定する不動産特定共同事業をいつ。)に相当する業に関するある種類の事項(投資者の利益を損なうおそれのないものを除く。)の委任を受けたものとする。

(業務の方法等の変更に係る認可申請の手続)

第十七条 投資信託委託業者は、法第十条の一の認可を受けようとするときは、別表第一上欄に掲げる区分に応じ、同表中欄に掲げる事項を記載した認可申請書及び同表下欄に掲げる添付書類を、金融庁長官に提出しなければならない。

(業務の方法等の変更に係る認可基準)

(削除)

第十八条 金融庁長官は、法第十条の一の認可をしようとするときは、次の各号に掲げる認可の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 業務の方法の変更の認可 その変更が業務の公正かつ的確な遂行に資するものであると認められること。なお、新たに投資信託

委託業又は投資法人資産運用業を営もうとする場合にあっては、財産的基礎及び収支見込み並びに当該業務を公正かつ的確に遂行することができる知識、経験及び十分な社会的信用の有無について第十四条各号に掲げる要件に準じた要件を満たすものである」と。

二 資本金の額の減少の認可 次に掲げる基準のすべてを満たすものであること。

イ 資本金の額の減少により、業務の公正かつ的確な遂行が阻害されるおそれがないこと。

ロ 資本金の額の減少が、欠損を解消するために行う場合その他経営維持のためやむを得ない事由によるものであること。

ハ 減資後の資本金の額が令第十条第一項に規定する額以上であること。

二 減資後の純資産額が、減資をした日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度から起算して二事業年度において五千円を下回らない水準に維持されると認められること。

#### (届出の手続)

(削除)

第十九条 投資信託委託業者は、法第十条の二、第二十六条第一項、第二十九条、第三十一条、第三十四条の十第一項、第三十四条の十一第一項並びに第三十八条第一項及び第三項の規定による届出をするときは、別表第一上欄に掲げる区分に応じ、同表中欄に掲げる事項を記載した届出書並びに同表下欄に掲げる添付書類の正本及び副

本を金融庁長官に提出しなければならない。

(主要株主の届出の手続等)

(削る)

第十九条の二 法第十条の四第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 商号、名称又は氏名及び本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所

二 法人である場合は、代表者の氏名

三 保有する議決権の数

法第十条の四第一項に規定する総株主又は総出資者の議決権の数

は、対象議決権（法第九条第三項に規定する対象議決権をいう。）を保有することとなつた日の総株主又は総出資者の議決権の数とする。

ただし、当該議決権の数を知ることが困難な場合には、直近の有価証券報告書若しくは半期報告書（以下この項において「有価証券報告書等」という。）に記載された総株主又は総出資者の議決権の数（有価証券報告書等が提出されていない場合には、商業登記簿

その他の書類の記載内容により計算された総株主又は総出資者の議決権の数）とすることができる。

3 法第十条の四第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 個人である場合は、住民票の抄本（外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、外国人登録証明書の写し、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書）又はこれに代わる書面

二 法人である場合は、法人の登記事項証明書又はこれに代わる書面

4 法第十条の四第一項に規定する対象議決権保有届出書は、別紙様式第六号の一により作成するものとする。

5 前各項の規定は、法第十条の七において法第十条の四の規定を準用する場合について準用する。

(掲示すべき標識の様式)

第二十条 法第十一條第一項に規定する内閣府令で定める様式は、別紙様式第七号によるものとする。

第三節 投資信託委託業者の業務等

(承認申請の手続)

第二十一条 投資信託委託業者は、法第十三條、第三十四条の十一第一項ただし書、同条第六項、第四十五条第四項及び第四十七条第三項の規定による承認を受けようとするときは、別表第二上欄に掲げる区分に応じ、同表中欄に掲げる事項を記載した承認申請書及び同表下欄に掲げる添付書類を、金融庁長官に提出しなければならない。

(取締役等の兼職承認の基準)

第二十二条 金融庁長官は、法第十三条の規定による承認の申請があ

(削る)

(削る)

(削る)

つたときは、次の各号のいずれかに該当する場合に限り承認するものとする。

- 一 常務に従事しようとする他の会社が、当該取締役（委員会設置会社にあっては、執行役。以下この条（次項第三号及び第四号を除く。）において同じ。）が従事する投資信託委託業者の委託を受けてその事務の一部を遂行する会社又は当該投資信託委託業者が海外において設立した法人（これらの法人に準ずるものと含む。）であり、かつ、これらの法人が別法人となつた理由が当該投資信託委託業者の経営の合理化その他合理的な理由によるものであると認められる場合
- 二 常務に従事しようとする他の会社が、投資信託委託業者の経営方針及び当該他の会社との業務提携の内容等から判断して当該取締役が兼職することに相当の理由があると認められる場合
- 三 尚もうとする事業が、当該取締役以外の者では継続困難であり、かつ、主として当該取締役の家族又はその使用人によつて當まれるものであつて、当該取締役が重要な事項についてのみ指示すれば足りるものと認められる場合
- 四 前三号に掲げる場合を除くほか、当該取締役の投資信託委託業者における業務に支障を来すおそれがないと認められる場合であつて、かつ、特に必要があると認められる場合  
法第十三条の規定による承認を受けた取締役は、その従事する職務又はその専門でいる事業の内容を変更しようとするときは、同条

の規定による承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合を除く。

- 一 代表権の有無について異動がある場合
- 二 新たに会長、社長、副社長、専務取締役、常務取締役若しくは代表執行役の地位に就いた場合又はこれらの地位について異動がある場合

- 三 取締役又は執行役の担当する職務について変更がある場合
- 四 使用人を兼務している取締役若しくは執行役がその兼務を解かれた場合、又は新たに使用人を兼務する取締役若しくは執行役となつた場合（使用人として担当している職務の内容について変更する場合を含む。）

- 五 当該承認に係る会社の商号について変更がある場合

3 法第十三条の規定による承認を受けた取締役は、前項各号に規定する職務又は事業の内容に変更があった場合には、異動前後の職務の内容等を記載した書面を、遅滞なく、金融庁長官に提出しなければならない。

#### （顧客分別金信託の要件）

（削除）

- 第二十三条 令第十五条第一項に規定する信託（以下「顧客分別金信託」という。）について、投資信託委託業者は、次に掲げる要件のすべてを満たさなければならない。
- 一 顧客分別金信託に係る信託契約は、投資信託委託業者を委託者とし、信託会社等（法第四条に規定する信託会社等をいう。第三

十一条第四号において同じ。)を受託者とし、かつ、当該投資信託委託業者が自ら募集等を行つた受益証券に係る顧客又は当該投資信託委託業者が募集の取扱いその他政令で定める行為(法第二百九十六条第一項に規定する募集の取扱いその他政令で定める行為をいう。)を行つた投資口若しくは投資法人債に係る顧客を元本の受益者とすること。

二 顧客分別金信託については信託管理人を設置することとし、投資信託委託業者が顧客分別金信託に係る信託契約を複数締結する場合には、これらの信託契約に係る信託管理人を同一の者とすること。

三 投資信託委託業者が次に該当する場合には、直ちに、その旨を信託管理人に通知すること。

イ 法第四十一条第一項、第四十二条第一項第一号又は第四十三条第一項の規定により法第六条の認可を取り消されたとき。

ロ 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てを行つたとき(外国の法令に準拠して設立された法人にあつては、国内において破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てを行つたとき、又は本店の所在する国において当該国の法令に基づき同種類の申立てを行つたとき。)。

ハ 投資信託委託業若しくは投資法人資産運用業の廃止(外国の法令に準拠して設立された法人にあつては、国内に設けられたすべての支店における投資信託委託業又は投資法人資産運用業

の廃止を含む。）をしたとき又は解散（外国の法令に準拠して設立された法人にあっては、国内に設けられた支店の清算の開始を含む。）をしたとき。

二 法第四十一一条第一項第一号の規定により業務の全部又は一部の停止の命令を受けたとき。

四 顧客分別金信託の信託財産に属する金銭の運用は、次の方法に限るものとすること。ただし、顧客分別金信託を金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十二号）第五条ノ四の規定により元本の補てんの契約をした金錢信託とする場合は、この限りでない。

イ 次に掲げる有価証券の保有

(1) 証券取引法第二条第一項第一号から第三号までに掲げる有価証券

(2) 貸付信託法（昭和二十七年法律第二百九十五号）に基づく受益証券であつて元本補てんの契約があるもの

(3) 証券会社に関する内閣府令（平成十年總理府令・大蔵省令第二十一号）第二十一条第一号イからハまでに規定する証券

投資信託の受益証券

口 銀行及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。第三十四条第三項において「優先出資法」という。）第一条第一項に規定する協同組織金融機関への預金（貯金を含む。）

ハ その他次に掲げる方法

コール資金の貸付け

受託者である信託銀行の銀行勘定に対する貸付け

(3)|(2)|(1)|  
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第五条ノ四の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託

五| 顧客分別金信託が有価証券の信託である場合又は金銭と有価証券の包括信託である場合には、信託される有価証券は前号イに掲げる有価証券に限るものとし、当該投資信託財産である有価証券につき貸付けによる運用を行わないものであること。

六| 顧客ごとの顧客分別金の額（令第十五条第一項第一号から第三号までに掲げる場合に当該顧客から預託を受けた金銭の額をいう。以下この条において同じ。）及び顧客分別金の必要額（顧客ごとの顧客分別金の額の合計額をいう。以下この条において同じ。）は、投資信託委託業者において、毎営業日算出されるものであること。

七| 顧客分別金の必要額の差替えについては、毎営業日における信託財産の元本の評価額が顧客分別金の必要額に満たない場合は、当該営業日中にその不足額に相当する額の信託財産が追加されるものであること。ただし、やむを得ない事情により当該不足額の算出が困難である場合には、顧客分別金の必要額を下回ることのないよう合理的な方法で算出された額に相当する額が信託されるものであること。

八| 信託財産である有価証券の評価額は、毎営業日の時価により算出するものであること。ただし、顧客分別金信託が有価証券の信

託である場合又は金銭と有価証券の包括信託である場合における信託された有価証券の評価額については、次に掲げる有価証券の区分に応じ、当該時価にそれぞれ次に定める率を乗じた額を上回らない額であること。

イ 証券取引法第二条第一項第一号に掲げる有価証券 百分の九十五

ロ 証券取引法第二条第一項第一号に掲げる有価証券（その発行に際して元引受契約が証券会社又は同法第六十五条の二第二項の規定により元引受けの認可を受けた登録金融機関により締結されたものに限る。） 百分の八十五

ハ 証券取引法第二条第一項第三号に掲げる有価証券 次に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める率

(1) 政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているも

の 百分の九十

(2) (1)に掲げる以外のもの 百分の八十五

ニ 第四号イ(3)に掲げるもの 百分の八十五

九 前号の規定にかかわらず、顧客分別金信託が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第五条ノ四の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託である場合は、信託財産の評価額は当該金銭信託の元本金額とすること。

十 顧客分別金信託に係る信託契約の解約又は一部の解約を行うことができるのは、次に掲げる場合とすること。この場合において、当該解約又は一部の解約に係る信託財産は、委託者である投

資信託委託業者に帰属させることを妨げない。

イ 每営業日の信託財産の元本の評価額が顧客分別金の必要額を超過する場合に、当該超過額に相当する金額の範囲内で信託契約の解約又は一部の解約を行おうとする場合

ロ 顧客分別金の管理を他の信託契約に変更するために信託契約の解約又は一部解約を行おうとする場合

十一 信託契約に係る元本の受益権の行使は、信託管理人が必要と判断した場合に、当該信託管理人がすべての顧客について一括して行使するものであること。この場合において、当該信託契約は、その目的を達成したものとして終了することを妨げない。

十二 元本の受益者である各顧客に係る元本の受益権に相当する価額は、元本の受益権の行使時における顧客分別金信託の元本換価処分額に当該受益権の行使の日における顧客分別金の必要額に対する当該各顧客に係る顧客分別金の額の割合を乗じて得た額（当該額が当該各顧客に係る顧客分別金の額を超える場合には、当該顧客分別金の額とする。）とすること。

十三 元本換価処分額のうち各顧客に係る元本の受益権に相当する価額の合計額を超える部分については、委託者たる投資信託委託業者に帰属するものとすること。

二十四 第十二号及び第十三号に規定する元本換価処分額とは、元本である信託財産を換価処分して得られる額又は当該元本である信託財産を換価処分した際に得られる価格として信託管理人が合理的な方法により算定した額をいう。

(削る)

(削る)

(令第十六条第六号に規定する内閣府令で定める場合)

第二十四条 令第十六条第六号に規定する内閣府令で定める場合は、  
次に掲げる場合とする。

- 一 投資信託委託業者が賃借している不動産を投資信託財産に組み  
入れる場合において、当該不動産の賃貸借を継続する場合
- 二 投資信託委託業者が投資信託財産の不動産について賃借人の募  
集を行つたにもかかわらず、当該不動産を賃貸するに至らない場  
合において、他の賃借人の賃借条件と著しく異なる条件で当  
該不動産を賃借する場合

(令第十七条第一号口等に規定する内閣府令で定める取引等)

第二十五条 令第十七条第一号口、第十八条第一号口及び第一号口、  
第三十三条第一号口並びに第四十五条第一号口に規定する内閣府令  
で定める取引は、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる有価証券（証券取引法第二条第一項第十号の三に掲  
げる有価証券であつてこれらの有価証券に係る権利を表示するも  
の及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利のうち  
これらに表示されるべきものを含む。）の売買
- イ 証券取引所に上場されている有価証券（証券取引法第百八条  
の二第三項の規定により国債証券又は外国国債証券とみなされ  
る標準物を除く。第三十三条及び第一百五条において同じ。）
- ロ 店頭売買有価証券（証券取引法第一条第八項第七号ハに規定

する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。)

八| イ及び口に掲げる有価証券以外の有価証券で、次に掲げるも

(1) の 証券取引法第一条第一項第一号から第四号までに掲げる有価証券（同項第九号に掲げる有価証券であつて、これらの有価証券の性質を有するものを含む。（2）において同じ。）

(2) 証券取引法第二条第一項第六号に掲げる有価証券のうち、その價格が証券業協会（同条第十三項に規定する証券業協会をいう。以下同じ。）又は外国において設立されている当該協会と類似の性質を有する団体の定める規則に基づいて公表されるもの

(3) 証券取引法第二条第一項第七号、第七号の一及び第十号の一に掲げる有価証券

- 二| 有価証券先物取引（証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引をいう。以下同じ。）、外国有価証券市場（同条第八項第三号ロに規定する外国有価証券市場をいう。以下同じ。）において行われる有価証券先物取引と類似の取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引等取引所金融先物取引等（金融先物取引法第二条第一項に規定する取引所金融先物取引等をいう。以下同じ。）
- 四| 不動産の売買
- 2| 前項の取引は、次の各号に掲げる取引の種類に応じ、当該各号に定める方法によるものとする。

(削る)

- 
- 一 前項第一号イ及びロに掲げる有価証券の売買 イにあっては取引所有価証券市場（証券取引法第一條第十七項に規定する取引所）有価証券市場をいう。以下同じ。）、ロにあっては店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。）において行うもの又は前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額若しくはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うもの
- 二 前項第一号ハに掲げる有価証券の売買 前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うもの
- 三 前項第二号に掲げる取引 取引所有価証券市場又は外国有価証券市場において行うもの
- 四 前項第三号に掲げる取引 金融先物取引所（金融先物取引法第二條第六項に規定する金融先物取引所をいう。）の開設する金融先物市場（同条第二項に規定する金融先物市場をいう。）又は海外金融先物市場（同項に規定する海外金融先物市場をいう。以下同じ。）において行うもの
- 五 前項第四号に掲げる取引 不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査した価格により行うもの
- （令第十九条第一項第十一号に規定する内閣府令で定める資産等）  
第二十六条 令第十九条第一項第十一号に規定する内閣府令で定める資産は、オプション取引に係るものとする。

(削る)

2 | 令第十九条第一項第四号に規定する内閣府令で定める指数又は數値は、当事者で取り決めた者の信用状態に係る事象とする。

(委託者指図型投資信託の運用の指図に係る禁止行為)

第二十七条 法第十五条第一項第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 その運用の指図を行う投資信託財産に係る受益者以外の者の利益を図るため、当該投資信託財産に係る受益者の利益を害することとなる取引を行うことを受託会社（法第十五条第一項第一号に規定する受託会社をいう。以下同じ。）に指図すること（法第五条第一項第四号及び第五号並びに同条第一項第一号から第二号までに掲げる行為に該当する場合を除く。）。
- 二 他人から不当な制限又は拘束を受けて投資信託財産の売買その他の取引を行うことを受託会社に指図し、又は指図しないこと。
- 三 特定の銘柄の有価証券等（法第十五条第一項第四号に規定する有価証券等をいう。以下同じ。）について、不当に売買高を増加させ、又は作為的に値付けを行うことを目的とした取引を行うことを受託会社に指図すること。
- 四 その運用の指図に当たつて、投資信託財産の売買その他の取引の指図を行つた後で当該指図に係る投資信託財産を特定すること。
- 五 一 の投資信託財産の純資産総額に百分の五十を乗じて得られる額が当該投資信託財産に係る次のイ及びロに掲げる額（これに係

る取引のうち当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価益を生じた取引がある場合には当該評価益の合計額を控除した額とする。）並びにハ及びニに掲げる額の合計額を下回ることとなるにもかかわらず、当該投資信託財産に係る有価証券先物取引等を行ふこと又は継続することを受託会社に指図すること。

イ 当該投資信託財産に係る先物取引等評価損（有価証券オプション取引等（有価証券オプション取引、外国有価証券市場におけるこれと類似の取引及び取引所金融先物取引（金融先物取引法第一条第一項に規定する取引所金融先物取引をいう。第八十条において同じ。）のうち同項第三号に掲げる取引（海外金融先物市場におけるこれと類似の取引を含む。）をいう。口において同じ。）及び有価証券店頭オプション取引等（有価証券店頭オプション取引、同法第一条第四項第二号に掲げる取引及び選択権付債券売買（当事者の一方が受渡日を指定できる権利を有する債券売買であつて、行使期間内に受渡日の指定が行われない場合には、当該債券売買の契約が解除されるものをいう。以下同じ。）をいつ。口において同じ。）の売付約定に係るものを除く。）

ロ 当該投資信託財産に係る有価証券オプション取引等及び有価証券店頭オプション取引等のうち売付約定に係るものにおける原証券等（オプションの行使の対象となる一又は複数の有価証券若しくは有価証券指数又はこれと類似のものをいう。）の時価とその行使価格との差額であつて当該オプションの行使に伴

い発生すると見込まれる損失の額から当該オプションに係る帳簿価額を控除した金額であつて評価損となるもの

ハ 当該投資信託財産をもつて取得し現在保有している新株予約権証券に係る時価とその帳簿価額との差額であつて評価損となるもの

ニ 当該投資信託財産をもつて取得し現在保有しているオプションを表示する証券又は証書（証券取引法第二条第一項第十号の二に規定するオプションを表示する証券又は証書をいう。以下同じ。）に係る時価とその帳簿価額との差額であつて評価損となるもの

六 投資信託委託業者の監査役（委員会設置会社にあつては、会社法第四百条第四項に規定する監査委員）、その役員に類する役職にある者又は使用人と投資信託財産との間における取引（令第六条に掲げる取引を除く。）を行うことを受託会社に指図すること。

2 前項第五号に掲げる行為については、当該投資信託財産に係る受益証券の取得の申込みの勧誘が適格機関投資家私募又是一般投資家私募により行われたものである場合を除く。ただし、親投資信託に係る行為であつて、その親投資信託の受益証券を取得することを目的とする他の投資信託の受益証券の取得の申込みの勧誘が募集（証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。以下この節、第八十条第一項及び第八十二条第一号において同じ。）により行われている場合は、この限りでない。

第一項第五号に規定する純資産総額とは、投資信託財産に係る信託勘定元帳に計上された資産総額から負債総額を控除した額に、有価証券評価損益（有価証券（有価証券先物取引及び有価証券先渡取引（証券取引法第二条第二十四項に規定する有価証券先渡取引をいう。以下同じ。）に係る有価証券を除く。）の評価額と当該有価証券の帳簿価額との差額をいい、証券取引所に上場されている割引債券については、当該差額から未収利息相当額を控除した額（評価損の場合には未収利息相当額を加えた額）をいう。）及び先物取引等評価損益を加減した額（邦貨建資産に加え外貨建資産を投資信託財産として取得する委託者指図型投資信託にあっては、さらに外国投資勘定評価損益（外貨建資産について有価証券評価損益及び先物取引等評価損益に準じて算出した邦貨建の額をいう。）及び為替評価損益（買い為替勘定又は売り為替勘定の帳簿価額と評価額との差額をいう。）を加減した額）をいう。

第一項第五号に規定する有価証券先物取引等とは、次に掲げる取引をいう。

- 一 選択権付債券売買
- 二 有価証券先物取引
- 三 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引
- 四 有価証券指数等先物取引
- 五 有価証券オプション取引
- 六 外国市場証券先物取引

七	有価証券先渡取引
八	有価証券店頭指數等先渡取引
九	有価証券店頭オプション取引
十	有価証券店頭指數等スワップ取引
十一	取引所金融先物取引等
十二	金利先渡取引
十三	為替先渡取引
十四	直物為替先渡取引
十五	店頭金融先物取引（金融先物取引法第二条第四項に規定する店頭金融先物取引をいい、前三号に掲げる取引に該当するものを除く。以下同じ。）
十六	クレジットデリバティブ取引
十七	スワップ取引
十八	オプション取引
十九	新株予約権証券に係る取引
二十	オプションを表示する証券又は証書に係る取引
5	第三項に規定する先物取引等評価損益とは、個別の有価証券先物取引、外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引、有価証券指數等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、取引所金融先物取引等に係る取引対象の評価額と当該取引対象の帳簿価額との差額又は個別の有価証券先渡取引、有価証券店頭指數等先渡取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指數等スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、直物

(削る)

為替先渡取引、店頭金融先物取引、クレジットデリバティブ取引、  
スワップ取引若しくはオプション取引における当事者が決済日における金銭の受渡額を計算する基準として定めた価格水準、指數、利  
率水準、為替相場その他の指標（以下この項において「指標」とい  
う。）の当該取引に係る決済日における数値が現在における当該指  
標の数値と同一である場合に当該取引に係る決済日において受け渡  
すこととなる額をいい、第一項第五号に規定する先物取引等評価損  
とは、当該先物取引等評価損益のうち評価損となるものをいう。

（関係親法人等又は他の法人等に準ずる者）

第二十八条 令第二十条第一号イ(4)に規定する内閣府令で定める者は  
、同号イ(4)に規定する関係親法人等の総株主等の議決権（同号イ(2)  
に規定する総株主等の議決権をいう。以下この条、第五十五条、第  
百十三条第一号ニ、第一百六十四条及び第一百条において同じ。）の  
百分の五十を超える議決権（同号イ(2)に規定する議決権をいう。以  
下この条、第五十五条、第一百十三条第一号ハ、第一百六十四条及び第  
二百条において同じ。）に係る株式又は出資を一の法人その他の団  
体（以下「法人等」という。）又は当該法人等及びその関係子法人  
等（同号イ(6)に規定する関係子法人等をいう。以下この条及び第五  
十五条において同じ。）が自己又は他人（仮設人を含む。以下この  
条及び第五十五条において同じ。）の名義をもつて所有している場  
合における当該法人等とする。

2 令第二十条第一号イ(6)に規定する内閣府令で定める者は、関係子

法人等又は関係子法人等及びその関係子法人等が他の法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該他の法人等とする。

(受益証券の募集の取扱い等に係る信託の元本の合計額)

**第二十九条** 令第二十条第三号に規定する投資信託委託業者が発行す

る委託者指図型投資信託の受益証券の募集の取扱い等を行う者が当該募集の取扱い等を行う受益証券に係る委託者指図型投資信託の信託の元本の合計額として内閣府令で定めるところにより計算した額は、当該募集の取扱い等を行う者が直近一事業年度において当該募集の取扱い等を行った受益証券に係る委託者指図型投資信託の信託の元本の合計額の一事業年度当たりの平均額に相当する額とする。

2 令第二十条第三号に規定する投資信託委託業者が設定する委託者指図型投資信託の信託の元本の合計額として内閣府令で定めるところにより計算した額は、当該投資信託委託業者が直近二事業年度において設定した委託者指図型投資信託の信託の元本の合計額の一事業年度当たりの平均額に相当する額とする。

(投資口等の募集の取扱い等に係る投資口等の合計額)

**第三十条** 令第二十条第四号に規定する投資信託委託業者が資産の運用を行う投資法人の投資口又は投資法人債の募集の取扱い等を行う者が当該募集の取扱い等を行う投資口又は投資法人債の合計額とし

(削る)

(削る)

(削る)

て内閣府令で定めるところにより計算した額は、当該募集の取扱い等を行う者が直近二事業年度において当該募集の取扱い等を行つた投資口又は投資法人債の合計額の一事業年度当たりの平均額に相当する額とする。

2 令第二十条第四号に規定する投資法人が発行を行う投資口又は投資法人債の合計額として内閣府令で定めるところにより計算した額は、当該投資法人が直近二事業年度において発行した投資口又は投資法人債の合計額の一事業年度当たりの平均額に相当する額とする。

(利害関係人等との間の取引が禁止される行為)

第三十一条 法第十五条第一項第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 投資信託委託業者の利害関係人等（法第十五条第一項第一号に規定する利害関係人等をいう。第二章を除き、以下同じ。）である発行者（証券取引法第二条第五項に規定する発行者をいう。以下同じ。）、証券会社、証券仲介業者（同条第十一項に規定する証券仲介業者をいう。以下同じ。）又は登録金融機関が有価証券の募集、私募（同条第三項に規定する有価証券の私募をいう。以下同じ。）若しくは売出し（同条第四項に規定する有価証券の売出しをいう。以下同じ。）又は募集、私募若しくは売出しの取扱いを行つてゐる場合において、当該発行者、証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関に対する当該有価証券の取得又は買付けの

申込みの額が当該発行者、証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該発行者、証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関の要請を受け、当該有価証券を投資信託財産をもつて取得し、又は買い付けることを受託会社に指図すること。

二 投資信託委託業者の利害関係人等である不動産特定共同事業者（不動産特定共同事業法第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者をいう。以下同じ。）が不動産特定共同事業契約（同条第三項第二号に規定する不動産特定共同事業契約をいう。以下同じ。）の締結に係る勧誘をする場合において、当該不動産特定共同事業契約の締結額が当該不動産特定共同事業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該不動産特定共同事業者の要請を受けて、当該不動産特定共同事業契約に係る匿名組合出資持分（令第三条第十六号に規定する匿名組合出資持分をいう。以下同じ。）を投資信託財産をもつて取得することを受託会社に指図すること。

三 投資信託委託業者の利害関係人等である匿名組合契約の営業者が匿名組合契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該匿名組合契約の出資額が当該匿名組合契約の営業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該匿名組合の営業者の要請を受けて、当該匿名組合契約に係る匿名組合出資持分を投資信託財産をもつて取得することを受託会社に指図すること。

四 投資信託委託業者の利害関係人等である信託業者等（信託会社

等又は信託業法（平成十六年法律第二百五十四号）第二条第九項に規定する信託契約代理店をいう。以下同じ。）が信託契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該信託契約に係る信託財産の額が当該信託業者等が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該信託業者等の要請を受けて、当該信託契約に係る受益権を投資信託財産をもつて取得することを受託会社に指図すること。

五 投資信託委託業者の利害関係人等である信託受益権販売業者（信託業法第一条第十一項に規定する信託受益権販売業者をいい、同法第二百五条第二項の規定により信託受益権販売業者とみなされる同条第一項に規定する信託会社等を含む。以下同じ。）が信託受益権（令第十九条第一項第九号に規定する信託受益権をいう。以下同じ。）の販売又はその代理若しくは媒介を行つている場合において、当該信託受益権販売業者に対する当該信託受益権の買付けの申込みの額が当該信託受益権販売業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該信託受益権販売業者の要請を受けて、当該信託受益権を投資信託財産をもつて買い付けることを受託会社に指図すること。

（同一の法人の発行する株式の取得割合）

第二十条 法第九条第一号（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める率は、百分の五十とする。

（同一の法人の発行する株式の取得割合）

第三十二条 法第十六条第一号に規定する内閣府令で定める率は、百分の五十とする。

(削る)

(指定資産)

第三十三条 法第十六条の一第一項（法第四十九条の十一第一項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める資産は、次に掲げる資産とする。

一 次に掲げる有価証券（証券取引法第一条第一項第十号の二に掲げる有価証券であつてこれらの有価証券に係る権利を表示するもの及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利のうちこれらに掲げる有価証券に表示されるべきものを含む。）

イ 証券取引所に上場されている有価証券

ロ 店頭売買有価証券

ハ イ及びロに掲げる有価証券以外の有価証券で、次に掲げるも

(1) の  
証券取引法第一条第一項第一号から第四号まで及び第七号の二から第八号までに掲げる有価証券（同項第九号に掲げる有価証券であつて、これらの有価証券の性質を有するものを含む。(2)において同じ。）

(2) 証券取引法第一条第一項第六号に掲げる有価証券のうち、その價格が証券業協会又は外国において設立されている当該協会と類似の性質を有する団体の定める規則に基づいて公表されているもの

(3) 証券取引法第一条第一項第七号、第七号の一及び第十号の二に掲げる有価証券

(4) 証券取引法施行令第一条に規定する有価証券

八	七	六	五	四	三	二	二
金銭債権（前項第五号において規定する金銭債権を除く。）の	地上権の取得及び譲渡	不動産の賃借権の取得及び譲渡	有価証券店頭指數等スワップ取引	有価証券店頭指數等先渡取引	有価証券（前項第一号に掲げる有価証券を除く。）の取得及び譲渡並びに貸借	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第五条ノ四の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託の受益権	金銭債権（コールローンに係るもの、譲渡性預金証書をもつて表示されるもの、銀行若しくは第百十一一条第一号から第七号までに掲げる金融機関への預金若しくは貯金又は郵便貯金に係るものに限る。）
六	五	四	三	二	一	一	一
取引所金融先物取引等に係る権利	有価証券オプション取引に係る権利	有価証券指數等先物取引に係る権利	有価証券オプション取引に係る権利	有価証券指數等先物取引に係る権利	有価証券（前項第一号に掲げる有価証券を除く。）の取得及び譲渡並びに貸借	有価証券（前項第一号に掲げる有価証券を除く。）の取得及び譲渡並びに貸借	有価証券（前項第一号に掲げる有価証券を除く。）の取得及び譲渡並びに貸借
五	四	三	二	一	一	一	一
五	四	三	二	一	一	一	一

売買

- 九 約束手形（証券取引法第一一条第一項第八号に掲げるものを除く。  
。以下「手形」という。）の取得及び譲渡
- 十 店頭金融先物取引及び第四条各号に掲げる取引
- 十一 匿名組合出資持分の取得及び譲渡
- 十二 信託受益権（前項第七号に掲げるものを除く。）の取得及び  
譲渡
- 3| 法第十六条の二第一項（法第四十九条の十一第一項において準用  
する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号  
に掲げる特定資産（法第十六条の二第一項に規定する特定資産をい  
う。）の種類に応じ、当該各号に掲げる事項とする。
- 一 有価証券 銘柄、数量その他の当該有価証券の内容に関するこ  
と。
- 二 有価証券店頭指數等先渡取引に係る権利 取引の相手方の名称  
、銘柄、約定数値その他の当該有価証券指數等先渡取引の内容に  
関すること。
- 三 有価証券店頭オプション取引に係る権利 取引の相手方の名称  
、銘柄、プラット又はコールの別、権利行使価格、権利行使期間そ  
の他の当該有価証券店頭オプション取引の内容に関すること。
- 四 有価証券店頭指數等スワップ取引に係る権利 取引の相手方の  
名称、銘柄、約定数値、取引期間その他の当該有価証券店頭指數  
等スワップ取引の内容に関すること。
- 五 不動産 不動産の所在、地番その他の当該不動産を特定するた

めに必要な事項に関すること。

六 不動産の賃借権 不動産の所在、地番その他当該不動産を特定するためには必要な事項、賃貸人及び賃借人の氏名及び住所、賃料、存続期間その他の当該賃借権の内容に関すること。

七 地上権 地上権に係る土地の所在及び地番その他当該土地を特定するために必要な事項、当該土地の所有者及び地上権者の氏名及び住所、地代、存続期間その他の当該地上権の内容に関すること。

八 金銭債権 金銭債権の種類、債権者及び債務者の氏名及び住所、担保の設定状況その他の当該金銭債権の内容に関すること。

九 手形 手形上の債務者、保証の設定状況その他の当該手形の内容に関すること。

十 金利先渡取引 取引の相手方の名称、通貨の種類、約定利率その他の当該金利先渡取引の内容に関すること。

十一 為替先渡取引 取引の相手方の名称、通貨の種類、約定利率その他の当該為替先渡取引の内容に関すること。

十二 直物為替先渡取引 取引の相手方の名称、通貨の種類、約定利率その他の当該直物為替先渡取引の内容に関すること。

十三 店頭金融先物取引 取引の相手方の名称、通貨の種類、約定利率その他の当該店頭金融先物取引の内容に関すること。

十四 クレジットデリバティブ取引 取引の相手方の名称、通貨の種類、参照資産の種類その他の当該クレジットデリバティブ取引の内容に関すること。

十五 スワップ取引 取引の相手方の名称、通貨の種類、約定利率  
、取引期間その他の当該スワップ取引の内容に関すること。

十六 オプション取引 取引の相手方の名称、通貨の種類、プラット  
又是コールの別、権利行使価格、権利行使期間その他の当該オプ  
ション取引の内容に関すること。

十七 信託受益権 信託に係る信託財産を特定するために必要な事  
項及び当該信託の受益権の内容に関すること。

十八 匿名組合出資持分 匿名組合契約に係る営業財産に関する前  
各号に掲げる事項並びに当該匿名組合契約の内容及び当該匿名組  
合契約の営業者に関すること。

(指図行使すべき株主権等)

第二十一条 法第十条第一項に規定する内閣府令で定める株主の権利

は、会社法第一百六条第一項、第一百十条、第二百四十二条第一項  
、第二百四十七条、第七百八十五条第一項、第七百九十七条第一項  
及び第八百六条第一項に基づく株主の権利並びに同法第八百二十八  
条第一項の規定に基づき同項第四号から第十二号までに掲げる行為  
の無効を主張する権利とする。

2 令第十四条第一号に規定する内閣府令で定める投資主の権利は、  
法第一百四十二条第一項、第一百四十九条の三第一項、第一百四十九条の  
八第一項及び第一百四十九条の十三第一項の規定に基づく権利並びに  
法第一百四十二条第六項において準用する会社法第八百二十八条第一  
項（第五号に係る部分に限る。）及び法第一百五十条第一項において

(指図行使すべき株主権等)

第三十四条 法第二十二条第一項に規定する内閣府令で定める株主の

権利は、会社法第一百六条第一項、第一百十条、第二百四十二条第一項  
、第二百四十七条、第七百八十五条第一項、第七百九十七条第一項  
第一項及び第八百六条第一項に基づく株主の権利並びに同法第八百二  
十八条第一項の規定に基づき同項第四号から第十二号までに掲げる  
行為の無効を主張する権利とする。

2 令第二十四条第一号に規定する内閣府令で定める投資主の権利は  
、法第一百四十二条第一項、第一百四十九条の三第一項、第一百四十九条  
の八第一項及び第一百四十九条の十三第一項の規定に基づく権利並び  
に法第一百四十二条第六項において準用する会社法第八百二十八条第一  
項（第五号に係る部分に限る。）及び法第一百五十条第一項におい

準用する会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）の規定に基づき同項第五号、第七号及び第八号に掲げる行為の無効を主張する権利とする。

3 令第十四条第一号に規定する内閣府令で定める優先出資者の権利は、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二十二条第五項（第一号及び第一号に係る部分に限る。）及び同法第十四条第一項において準用する会社法第一百十条の規定に基づく権利とする。

4 令第十四条第三号に規定する内閣府令で定める優先出資社員の権利は、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）第一百五十三条第一項及び資産流動化法第四十二条第五項において準用する会社法第一百十条の規定に基づく権利並びに資産流動化法第一百一条において準用する会社法第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）の規定に基づき同号に掲げる行為の無効を主張する権利とする。

（指定資産等）

第二十二条 法第十一条第一項（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める資産は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる有価証券（金融商品取引法第一条第一項第二十号に掲げる有価証券であつてこれらの有価証券に係る権利を表示するもの及び同条第一項の規定により有価証券とみなされる権利のう

て準用する会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）の規定に基づき同項第五号、第七号及び第八号に掲げる行為の無効を主張する権利とする。

3 令第十四条第一号に規定する内閣府令で定める優先出資者の権利は、優先出資法第二十二条第五項（第一号及び第一号に係る部分に限る。）及び同法第十四条第一項において準用する会社法第一百十条の規定に基づく権利とする。

4 令第十四条第三号に規定する内閣府令で定める優先出資社員の権利は、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）第一百五十三条第一項及び同法第四十二条第五項において準用する会社法第一百十条の規定に基づく権利並びに資産流動化法第一百一条において準用する会社法第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）の規定に基づき同号に掲げる行為の無効を主張する権利とする。

（新設）

第二十二条 法第十一条第一項（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める資産は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる有価証券（金融商品取引法第一条第一項第二十号に掲げる有価証券であつてこれらの有価証券に係る権利を表示するもの及び同条第一項の規定により有価証券とみなされる権利のう

ちこれらの有価証券に表示されるべきものを含む。 )

イ 金融商品取引所又は外国金融商品市場に上場されている有価証券

ロ 口頭売買有価証券

ハ イ及びロに掲げる有価証券以外の有価証券で、次に掲げるも

(1) の 金融商品取引法第一条第一項第一号から第五号まで、第十  
二号、第十三号及び第十五号に掲げる有価証券（同項第十七  
号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するもの  
を含む。）

(2) 金融商品取引法第一条第一項第九号に掲げる有価証券（同  
項第十七号に掲げる有価証券で当該有価証券の性質を有する  
ものを含む。）のうち、その価格が認可金融商品取引業協会  
又は外国において設立されているこれと類似の性質を有する  
団体の定める規則に基づいて公表されているもの

(3) 金融商品取引法第一条第一項第十号、第十一号及び第十九  
号に掲げる有価証券

(4) 金融商品取引法施行令第一条第一号に掲げる有価証券

二

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第  
四十三号）第六条の規定により元本の補てんの契約をした金銭信  
託の受益権（前号に掲げるものに該当するものを除く。）

三 市場デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十一項に規  
定する市場デリバティブ取引をいう。）に係る権利

- 四 外国市場デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引をいう。）に係る権利
- 五 金銭債権（令第三条第七号に掲げるものをいい、コールローンに係るもの、譲渡性預金証書をもつて表示されるもの、銀行若しくは第百二十二条第一号から第七号までに掲げる金融機関への預金若しくは貯金又は郵便貯金に係るものに限る。）
- 2 法第十一条第一項（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。
- 一 有価証券（前項第一号及び第二号に掲げるものを除く。次項第一号において同じ。）の取得及び譲渡並びに貸借
- 二 店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十一項に規定する店頭デリバティブ取引をいう。次項第一号において同じ。）
- 三 不動産の取得及び譲渡
- 四 不動産の賃借権の取得及び譲渡
- 五 地上権の取得及び譲渡
- 六 約束手形（令第三条第六号に掲げるものをいう。以下同じ。）の取得及び譲渡
- 七 金銭債権（令第三条第七号に掲げるものをいい、前項第五号に掲げるものを除く。次項第七号において同じ。）の取得及び譲渡
- 八 匿名組合出資持分（令第三条第八号に規定する匿名組合出資持分をいう。以下同じ。）の取得及び譲渡

法第十一條第一項（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる特定資産（法第十一條第一項に規定する特定資産をいう。）の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 有価証券 銘柄、数量、信託に係る信託財産を特定するために必要な事項その他の当該有価証券の内容に関すること。
- 二 店頭デリバティブ取引に係る権利 取引の相手方の名称、銘柄、約定数値（金融商品取引法第二条第二十一項第二号に規定する約定数値をいう。第一百四十六条第一項第一号ハにおいて同じ。）、金融商品（同法第二条第二十四項に規定する金融商品をいう。）若しくは金融指標（同条第二十五項に規定する金融指標をいう。）の種類、プラット（権利の行使により売主としての地位を得するものをいう。）又はコール（権利の行使により買主としての地位を取得するものをいう。）の別、権利行使価格、権利行使期間、取引期間その他の当該店頭デリバティブ取引の内容に関すること。
- 三 不動産 不動産の所在、地番その他当該不動産を特定するため必要な事項に関すること。
- 四 不動産の賃借権 不動産の所在、地番その他当該不動産を特定するために必要な事項、賃貸人及び賃借人の氏名及び住所、賃料、存続期間その他の当該賃借権の内容に関すること。
- 五 地上権 地上権に係る土地の所在及び地番その他当該土地を特定するために必要な事項、当該土地の所有者及び地上権者の氏名

及び住所、地代、存続期間その他の当該地上権の内容に関する二  
と。

六 約束手形 約束手形上の債務者、保証の設定状況その他の当該約束手形の内容に関すること。

七 金銭債権 金銭債権の種類、債権者及び債務者の氏名及び住所、担保の設定状況その他の当該金銭債権の内容に関すること。

八 匿名組合出資持分 匿名組合契約に係る営業財産に関する前各号に掲げる事項並びに当該匿名組合契約の内容及び営業者に関すること。

(削る)

(投資信託約款の記載事項)

第三十五条 法第二十五条第一項第十八号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 投資信託委託業者の分割による事業の全部若しくは一部の承継又は事業の全部若しくは一部の譲渡に関する事項
- 二 受託者の辞任及び新受託者の選任に関する事項
- 三 元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託における信託の元本の追加に関する事項
- 四 投資信託契約の一部解約に関する事項
- 五 委託者が運用の指図に係る権限を委託する場合における当該委託の内容
- 六 法第三十条の一に規定する反対者の買取請求権に関する事項

## (投資信託約款の記載事項の細目)

**第三十六条** 法第二十五条第二項に規定する内閣府令で定める細目は、次の各号に掲げる事項に応じ、当該各号に定める細目とする。

一 法第二十五条第一項第五号に掲げる事項 次に掲げる事項

イ 受益証券の記名式又は無記名式への変更及び名義書換手続に関する事項

ロ 記名式受益証券の譲渡の対抗要件に関する事項  
ハ 受益証券の再交付及びその費用に関する事項

二 法第二十五条第一項第六号に掲げる事項 次に掲げる事項

イ 資産運用の基本方針

ロ 投資の対象とする資産の種類

ハ 投資の対象とする資産の保有割合、保有制限を設ける場合に

はその内容（投資の対象とする資産が権利である場合、その権利の取得に係る取引の種類及び範囲並びに取得制限を設ける場合にはその内容）

二 投資信託財産で取得した資産を貸し付ける場合は、その内容  
ホ 証券投資信託である場合は、その旨

三 法第二十五条第一項第七号に掲げる事項 運用の指図を行う資産の種類に応じ、それぞれの評価方法、基準及び基準日に関する事項

四 法第二十五条第一項第八号に掲げる事項 次に掲げる事項

イ 収益分配可能額の算出方法に関する事項  
ロ 収益分配金、償還金及び一部解約金の支払時期、支払方法及

五	法第二十五条第一項第九号に掲げる事項	次に掲げる事項
六	法第二十五条第一項第十号に掲げる事項	計算期間及び計算期間の特例に関する事項
七	法第二十五条第一項第十三号に掲げる事項	借入れの目的、借入限度額及び借入金の使途に関する事項並びに借入先を適格機関投資家に限る場合はその旨
八	法第二十五条第一項第十四号に掲げる事項	運用の指図に係る権限の委託の概要に関する事項
九	法第二十五条第一項第十五号に掲げる事項	委託の報酬の額、支払時期及び支払方法に関する事項
十	法第二十五条第一項第十七号に掲げる事項	次に掲げる公告の方の区分に応じ、それぞれ次に定める事項
イ	時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法	公
ロ	電子公告（会社法第二条第三十四条に規定する電子公告をいう。以下この号において同じ。）公告を電子公告により行うために使用するサーバのうち電子公告による公告を行うための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、公告すべき内容である情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機（	告を行う日刊新聞紙名

(削る)

出入力装置を含む。)にすることのみによつて当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに公告情報を記録することができるもの(別表第一において「公告アドレス」といふ。)

(情報通信の技術を利用する方法)

第三十六条の二 法第二十六条第三項(法第四十九条の十一第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイからニまでに掲げるものの

イ 投資信託委託業者等(投資信託委託業者又は投資信託委託業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを受益証券を取得しようとする者若しくは投資信託委託業者の用に供する者をいう。以下この条において同じ。)の使用に係る電子計算機と受益証券を取得しようとする者等(受益証券を取得しようとする者又は受益証券を取得しようとする者との契約により顧客ファイル(専ら当該受益証券を取得しようとする者の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。)を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいふ。以下この条において同じ。)の使用に係る電子計算機と接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項(以下の条において「記載事項」といふ。)送信し、受益証券を取得

しようとする者等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（法第二十六条第三項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、投資信託委託業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

口 投資信託委託業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて受益証券を取得しようとする者の閲覧に供し、受益証券を取得しようとする者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該受益証券を取得しようとする者の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法（法第二十六条第三項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、投資信託委託業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ハ 投資信託委託業者等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて受益証券を取得しようとする者の閲覧に供する方法

二 閲覧ファイル（投資信託委託業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の受益証券を取得しようとする者の閲覧に供するため当該記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて受益証券を取得しようとする者の閲覧に供する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したもの交付する方法

2 前項各号に規定する方法は、次に規定する基準に適合するものでなければならぬ。

一 受益証券を取得しようとする者が閲覧ファイル又は顧客ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 前項第一号イ、ハ及びニに規定する方法（受益証券を取得しようとする者の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を受益証券を取得しようとする者に対し通知するものであること。ただし、受益証券を取得しようとする者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三 前項第一号ニに規定する方法にあつては、受益証券を取得しようととする者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を顧客ファイルに記録すること。

四 前項第一号ハ又はニに規定する方法にあつては、当該記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日、又は投資信託約款（証券取引法第十三条第一項に規定する目論見書に内容が記載され交付しない場合も含む。）については、当該信託契約期間の終了日若しくは顧客が当該投資信託を解約又は売り付けた日以後五年間

(当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間)次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供してい記載事項を書面により交付する場合、受益証券を取得しようとする者の承諾(令第二十七条の一に規定する方法による承諾をいう。)を得て前項第一号イ、ロ若しくは前項第一号に掲げる方法により交付する場合又は受益証券を取得しようとする者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ 前項第一号ハに規定する方法については、顧客ファイルに記

**前項第一号ニに規定する方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項**

五|  
口 前項第一号ニに規定する方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項  
五|  
前項第一号ニに規定する方法にあつては、前号に掲げる期間を経過するまでの間において、第三号の規定により受益証券を取得しようとする者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた受益証券を取得しようとする者が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合はこの限りでない。

3|  
第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、投資信託委託業者等の使用に係る電子計算機と、顧客ファイルを備えた受益証券を取得

しようとする者等又は投資信託委託業者等の使用に係る電子計算機  
とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいつ。

(削る)

第三十六条の二 令第一一十七条の一第一項の規定により示すべき方法  
の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項各号に規定する方法のうち投資信託委託業者が使用  
するもの

## 二 ファイルへの記録の方式

(直接募集に係る取引報告書の記載事項等)

第三十七条 法第一一十七条において準用する証券取引法第四十一条に  
規定する取引報告書は、別表第四により作成しなければならない。

2 | 法第一一十七条において準用する証券取引法第四十一条ただし書に  
規定する内閣府令で定めるものは、受益証券から生ずる収益金をも  
つて当該受益証券に係る委託者指図型投資信託の受益証券を新たに  
取得する場合であつて、当該受益証券を新たに取得した顧客に対し  
て当該取引の内容を記載した書類を定期的に交付し、かつ、個別の  
取引に関する当該顧客からの照会に対して、速やかに回答できる体  
制が整備されているものとする。

3 | 投資信託委託業者が自ら設定する委託者指図型投資信託の受益証  
券の募集等を行う場合における当該投資信託委託業者（以下この条  
及び第四十三条の一において「特定投資信託委託業者」という。）  
は、前項の規定による書類の交付に代えて、第六項で定めるところ

により、当該顧客の承諾を得て、当該取引の内容を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定投資信託委託者は、当該書類の交付をしたものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイからハまでに掲げるものの

- イ 特定投資信託委託業者等（特定投資信託委託業者又は特定投資信託委託業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを顧客若しくは特定投資信託委託業者の用に供する者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と顧客等（顧客又は顧客との契約により顧客ファイル（専ら当該顧客の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて当該取引の内容を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定投資信託委託業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
- ロ 特定投資信託委託業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された当該取引の内容を電気通信回線を通じ

て顧客の閲覧に供し、当該顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた当該顧客の顧客ファイルに当該取引の内容を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定投資信託委託業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ハ 投資信託委託業者等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された当該取引の内容を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに当該取引の内容を記録したものを交付する方法  
4 前項各号に規定する方法は、次に規定する基準に適合するものでなければならない。

一 顧客が顧客ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 前項第一号イ及びハに規定する方法（顧客の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに当該取引の内容を記録する方法を除く。）にあつては、当該取引の内容を顧客ファイルに記録する旨又は記録した旨を顧客に対し通知するものであること。ただし、顧客が当該取引の内容を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三 前項第一号ハに規定する方法にあつては、当該取引の内容を交

付した日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該取引の内容に係る苦情の申出があったときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいすれか遅い日までの間）顧客ファイルに記録された当該取引の内容を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している取引の内容を書面により交付する場合、第六項に規定する顧客の承諾を得て前項第一号イ、ロ若しくは前項第一号に掲げる方法により交付する場合又は顧客による当該取引の内容に係る消去の指図がある場合は、当該取引の内容を消去することができる。

5 | 第三項第一号の「電子情報処理組織」とは、特定投資信託委託業者等の使用に係る電子計算機と、顧客ファイルを備えた顧客等又は特定投資信託委託業者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

6 | 特定投資信託委託業者は、第三項の規定により当該取引の内容を提供しようとするときは、あらかじめ、当該顧客に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第三項各号に規定する方法のうち特定投資信託委託業者が使用するもの

## 二 ファイルへの記録の方式

7 | 前項の規定による承諾を得た特定投資信託委託業者は、当該顧客から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該顧客に対し、当該取引の内容の提供を

電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該顧客が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(削る)

(削る)

(取引報告書の交付についての情報通信の技術を利用する方法に係る証券会社に関する内閣府令の準用)

第三十七条の二 証券会社に関する内閣府令第二十九条の二の規定は、法第二十七条（法第四十九条の十一第一項において準用する場合を含む。）及び法第百九十七条において証券取引法第四十一条第二項において準用する同法第四十条第二項の規定を準用する場合について準用する。

第三十七条の三 証券会社に関する内閣府令第二十九条の四の規定は、令第二十九条の一において証券取引法施行令第十五条の六において準用する同令第十五条の五第一項の規定を準用する場合について準用する。

(直接募集に係る禁止行為)

第三十八条 法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条第一項第十号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 直接募集に係る取引に關し、虚偽の表示又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- 二 直接募集に係る取引につき、顧客に対して特別の利益を提供す

ることを約して勧誘する行為

(直接募集に係る事故)

第三十九条 法第二十七条において準用する証券取引法第四十一条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、直接募集に係る取引につき、投資信託委託業者の代表者、代理人、使用人その他の従業者（次条、第四十二条、第八十七条、第八十八条及び第九十条において「代表者等」という。）が、当該投資信託委託業者の直接募集の業務に関し、次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及ぼしたものとする。

- 一 顧客の同意を得ずして、当該顧客の計算により受益証券の取得その他の行為を行うこと。
- 二 顧客の注文内容について確認しないで、当該顧客の計算により受益証券の取得その他の行為を行うこと。
- 三 イからハまでに掲げるものについて顧客を誤認させるような勧誘を行うこと。
  - イ 受益証券に係る委託者指図型投資信託の商品内容
  - ロ 取引の条件
  - ハ 受益証券の価格の騰貴又は下落
- 四 顧客の注文の執行において、過失により事務処理を誤ること。
- 五 電子情報処理組織の異常により、顧客の注文の執行を誤ること。
- 六 その他法令に違反する行為を行うこと。

(削る)

(削る)

(直接募集に係る金融庁長官の事故確認が不要の場合)

第四十条 法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条の二

第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 裁判所の確定判決を得てている場合

二 裁判上の和解（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第一百七十五条に定めるものを除く。第八十八条及び第一百二十六条において同じ。）が成立している場合

三 民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）第十六条に定める調停が成立している場合又は同法第十七条の定めにより裁判所の決定が行われ、かつ、同法第十八条第一項に定める期間内に異議の申立てがない場合

四 投資信託委託業者の代表者等が前条各号に規定する行為により顧客に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が十万円相当額を上回らない場合（前条各号に規定する行為の区分ごとに当該利益を計算するものとする。ただし、同条第四号又は第五号に規定する行為については、次号に掲げる場合において申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益の額を控除して計算するものとする。）

五 投資信託委託業者の代表者等が前条第四号又は第五号に規定する行為により顧客に損失を及ぼした場合（第六十九条第一項に規

定する帳簿書類又は顧客の注文内容の記録により事故であること  
が明らかである場合に限る。)

2 |  
投資信託委託業者は、前項第四号又は第五号の規定に該当する場合の事故について、金融庁長官の確認を得ずに顧客に対して財産上の利益の提供を申し込み、約束し、又は提供したときは、当該申込み、約束又は提供をした日の属する月の翌月末までに、第四十一条に定める事項について、金融庁長官に報告しなければならない。

(直接募集に係る金融庁長官への事故確認の申請手続)

第四十一条 法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第五項の規定により確認申請書を提出しようとする者は、確認申請書及びその添付書類を金融庁長官に提出しなければならない。

(直接募集に係る確認申請書の記載事項)

第四十二条 法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第五項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 投資信託委託業者の商号及び本店の所在地（外国の法令に準拠して設立された株式会社と同種類の法人である投資信託委託業者（以下「外國法人である投資信託委託業者」という。）にあっては、国内における主たる営業所の所在地）並びに代表者（外国法人である投資信託委託業者にあっては、国内における代表者）の氏名

(削る)

二 事故となる行為に關係した代表者等の氏名及び部署の名称
三 顧客の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地並びに当該法人の代表者の氏名及び住所）
四 事故の概要
五 提供しようとする財産上の利益の額
六 その他金融庁長官の定める事項

(直接募集に係る確認申請書の添付書類)

第四十三条 法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第五項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 顧客が前条各号に掲げる事項の内容を確認したことを証明する書類（当該確認申請書が法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条の一第一項第一号の申込みに係るものである場合を除く。）

二 その他参考になる資料

(直接募集の業務の状況につき是正を加えることが必要な場合)

第四十三条の二 法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条第一号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げるものとする。

一 特定投資信託委託業者が、その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託す

る場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況

二 特定投資信託委託業者が、その取り扱う個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表されない情報をいう。）を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じていないと認められる状況

（利益相反のおそれがある場合の受益者等への書面の交付）

第二十三条 法第十三条第一項に規定する同項各号に掲げる取引に係る書面の交付は、次に掲げる事項について記載した書面により行わなければならない。

- 一 当該取引に係る委託者指図型投資信託の名称
- 二 書面の交付を行う理由（当該取引の相手方と当該投資信託委託会社の関係を含む。）

三・四 （略）

五 法第十一條第一項の規定による調査の結果

六・七 （略）

2 投資信託委託会社は、法第十三条第一項各号に掲げる取引が行われたときは、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

（利益相反のおそれがある場合の受益者等への書面の交付）

第四十四条 法第二十八条第一項に規定する同項各号に掲げる取引に係る書面の交付は、次に掲げる事項について記載した書面により行わなければならない。

- 一 当該取引に係る投資信託の名称
- 二 書面交付を行う理由（当該取引の相手方と当該投資信託委託業者の関係を含む。）

三・四 （略）

五 法第十六条の一第一項の調査の結果

六・七 （略）

2 投資信託委託業者は、法第二十八条第一項各号に掲げる取引が行われたときは、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

(利益相反のおそれがある場合の書面の交付を要する顧客等)

第二十四条 令第十九条第四項第五号に規定する内閣府令で定める顧客は、次に掲げるものとする。

- 一 投資信託委託会社が投資信託財産の宅地又は建物の売買又は貸借の代理又は媒介を行う場合における取引の相手方
- 二 投資信託委託会社が投資信託財産の特定資産に係る投資に関する助言を行う場合において、当該助言に基づき行われる当該特定資産の取引の相手方

2 令第十九条第五項第一号に規定する内閣府令で定める有価証券は、第二十二条第一項第一号及び第一号に掲げるもの以外の有価証券とす。

3 令第十九条第五項第四号に規定する内閣府令で定める金融機関は、第一百十二条第一号から第七号までに掲げるものとする。

(運用報告書の交付を要しない場合)

第二十五条 法第十四条第一項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 受益証券が金融商品取引所に上場されている場合
- 二 計算期間が一日の投資信託財産であつて、かつ、投資信託約款において次に掲げる事項のすべてを定めている公社債投資信託に係るものである場合

イ 投資信託財産の運用の対象となる資産は、有価証券（第十三

(令第二十条第一項第五号に規定する内閣府令で定める顧客)

第四十五条 令第二十条第一項第五号に規定する内閣府令で定める顧客は、次に掲げるものとする。

- 一 投資信託委託業者が投資信託財産の宅地又は建物の売買又は貸借の代理又は媒介を行う場合における取引の相手方
- 二 投資信託委託業者が投資信託財産の特定資産に係る投資に関する助言を行う場合において、当該助言に基づき行われる当該特定資産の取引の相手方

2 令第三十条第三項第一号に規定する内閣府令で定める有価証券は、第三十三条第一項第一号に掲げる有価証券以外のものとする。

3 令第三十条第三項第六号に規定する内閣府令で定める金融機関は、第一百十二条第一号から第七号までに掲げるものとする。

(新設)

条第一号イ(1)から(6)までに掲げるものに限る。以下この号において同じ。）、預金、手形、指定金銭信託及びコールローン（以下この号において「有価証券等」という。）に限られていること。

口 投資信託財産の運用の対象となる有価証券等は、償還又は満期までの期間（ハにおいて「残存期間」という。）が一年を超えないものであつて、指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十二条の二に規定する指定格付機関をいう。口及び二において同じ。）から金融庁長官が指定格付機関ことに指定した格付が付与された有価証券又は当該格付が付与された有価証券と同等以上に安全に運用できるものであること。

ハ 投資信託財産に組み入れる有価証券等の平均残存期間（一の有価証券等の残存期間に当該有価証券等の組入額を乗じて得た額の合計額を、当該有価証券等の組入額の合計額で除して得た期間をいう。）が九十日を超えないこと。

二 投資信託財産の総額のうちに一の法人その他の団体（ヘ及びトにおいて「法人等」という。）が発行し、又は取り扱う適格有価証券等（国債証券、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。ホにおいて同じ。）及び返済までの期間（貸付けを行う受託会社が休業している日を除く。）が五日以内のコールローン（ホ及びトにおいて「特定コールローン」という。）以外の有価証券等であつて、二

以上の指定格付機関から金融庁長官が指定格付機関ごとに指定した格付が付与された有価証券又は当該格付が付与された有価証券と同等以上に安全に運用できるものをいう。ホにおいて同じ。) の当該総額の計算の基礎となつた価額の占める割合が、百分の五以下であること。

ホ| 投資信託財産の総額のうちに有価証券等(国債証券、政府保証債、特定コールローン及び適格有価証券等)を除く。ヘにおいて同じ。) の当該総額の計算の基礎となつた価額の占める割合が、百分の五以下であること。

ヘ| 投資信託財産の総額のうちに一の法人等が発行し、又は取り扱う有価証券等の当該総額の計算の基礎となつた価額の占める割合が、百分の一以下であること。

ト| 投資信託財産の総額のうちに一の法人等が取り扱う特定コルローンの当該総額の計算の基礎となつた価額の占める割合が、百分の一十五以下であること。

(投資信託財産に関する帳簿書類)

第二十六条 法第十五条第一項の規定により投資信託委託会社が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

- |          |           |             |               |
|----------|-----------|-------------|---------------|
| 一 信託勘定元帳 | 二 分配収益明細簿 | 三 投資信託財産明細簿 | 四 不動産の収益状況明細表 |
|----------|-----------|-------------|---------------|

(新設)

繰延資産の償却状況表

受益権原簿

投資信託財産運用指図書

九| 八| 七| 六| 五|  
九|一部解約価額帳（投資信託約款において、基準価額以外の価額をもつて一部解約に応じることとしている委託者指図型投資信託の場合に限る。）

十| 特定資産の価格等の調査結果等に関する書類

2| 前項各号に掲げる帳簿書類は、別表第一により作成し、当該投資信託財産の計算期間の終了後又は信託契約期間の終了後十年間これを保存しなければならない。

3| 外国法人である投資信託委託会社にあっては、第一項各号に掲げる帳簿書類は、国内における主たる営業所又は事務所が作成し、これを保存しなければならない。

（投資信託約款の変更内容の届出）

第二十七条 法第十六条（第一号に係る部分に限る。）の規定により

届出を行う投資信託委託会社は、次に掲げる事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一 当該投資信託約款に係る委託者指図型投資信託の名称  
二 投資信託約款の変更の内容及び理由

三 投資信託約款の変更の内容及び理由

四 三 投資信託約款の変更がその効力を生ずる日  
四 投資信託約款の変更の中止に関する条件を定めるときは、その

（新設）

条件

五| 書面による決議を行うときは、法第十七条第一項第一号及び第三号に掲げる事項並びに第三十一条各号に掲げる事項  
二| 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。  
一| 投資信託約款の変更の案

受託会社の同意書

三| 書面による決議を行うときは、次に掲げるもの

イ| 法第十七条第五項の規定による公告をする場合については、当該公告の内容を記載した書面

ロ| 法第十七条第九項において準用する信託法第二百十条第一項に規定する議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類

(委託者指団型投資信託の併合の届出)

第二十八条 法第十六条（第一号に係る部分に限る。）の規定により届出を行う投資信託委託会社は、次に掲げる事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

- 一| 当該委託者指団型投資信託の併合に係る各委託者指団型投資信託の名称  
二| 委託者指団型投資信託の併合後の委託者指団型投資信託の名称  
三| 委託者指団型投資信託の併合の内容及び理由  
四| 委託者指団型投資信託の併合がその効力を生ずる日  
五| 委託者指団型投資信託の併合の中止に関する条件を定めるとき

(新設)

は、その条件

六| 書面による決議を行うときは、法第十七条第一項第一号及び第三号に掲げる事項並びに第三十一条各号に掲げる事項

2| 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一| 委託者指図型投資信託の併合後の投資信託約款の案

二| 受託会社の同意書

三| 書面による決議を行うときは、次に掲げるもの

イ| 法第十七条第五項の規定による公告をする場合については、当該公告の内容を記載した書面

ロ| 法第十七条第九項において準用する信託法第二百十条第一項に規定する議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類

書類

(削る)

(利益相反のおそれがある場合の受益者等への書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法の規定の準用)

第四十五条の二 第三十六条の二の規定は、法第二十八条第三項（法第四十九条の十一第一項において準用する場合を含む。）において法第二十六条第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、「受益証券を取得しようとする者」とあるのは、「受益者」と読み替えるものとする。

第四十五条の二 第三十六条の三の規定は、令第三十条の一において令第二十七条の一第一項の規定を準用する場合について準用する。

(削る)

(投資信託約款の重大な内容の変更)

第二十九条 法第十七条第一項に規定する投資信託約款の変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるものは、法第四条第一項第一号、第二号、第五号から第十一号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる事項並びに第七条各号に掲げる事項の変更であつて、当該投資信託約款に係る委託者指図型投資信託の商品としての同一性を失わせることとなるものとする。ただし、同項第六号に掲げる信託の運用に関する事項については、次に掲げるものとする。

一〇六 (略)

(削る)

(投資信託約款の変更の公告等)

第四十七条 法第三十条第一項に規定する投資信託約款の変更に係る公告及び書面の交付は、次に掲げる事項についてしなければならない。

- 一 当該投資信託約款に係る委託者指図型投資信託の名称
- 二 変更しようとする理由
- 三 変更しようとする内容
- 四 変更の予定年月日
- 五 変更に異議がある者は異議を述べるべき期間
- 六 異議を述べることができる期間
- 七 異議を述べる方法

(投資信託約款の重大な内容の変更)

第四十六条 法第三十条第一項に規定する投資信託約款の変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるものは、法第二十五条第一項第一号、第二号、第五号から第十一号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる事項並びに第三十五条各号に掲げる事項の変更であつて、当該投資信託約款に係る委託者指図型投資信託の商品としての同一性を失わせることとなるものとする。ただし、法第二十五条第一項第六号に掲げる信託の運用に関する事項については、次に掲げるものとする。

一〇六 (略)

(削る)

(削る)

- 八 異議を述べることができる期間中に異議を述べた受益者の受益権の数が当該投資信託約款の変更に係る公告の行われた日には存する当該投資信託約款に係る受益権の総口数の二分の一を超えないときは、変更の予定年月日をもつて当該投資信託約款の変更を行う
- 九 法第三十条の一に規定する買取請求権の内容及び買取請求の手続きに関する事項

(投資信託約款を変更しない場合の公告等)

- 第四十八条 法第三十条第五項に規定する投資信託約款を変更しない旨の公告及び書面の交付は、次に掲げる事項についてしなければならない。
- 一 当該投資信託約款に係る委託者指図型投資信託の名称
- 二 当初予定していた変更の内容及び予定年月日
- 三 変更しない事項
- 四 変更しない理由
- 五 変更に対して異議を述べた者の当該投資信託約款に係る受益権の口数及び受益権の総口数に対する割合
- 2| 投資信託委託業者は、投資信託約款を変更しないこととしたときは、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

(投資信託約款の変更内容等を記載した書面の交付等に係る情報通

(削る)

信の技術を利用する方法の規定の準用)

第四十八条の二 第三十六条の一の規定は、法第三十条第六項（法第四十九条の十一第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）、法第三十二条第一項（法第五十九条において準用する場合を含む。）及び法第三十三条第二項（法第四十九条の十一第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）において法第二十六条第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、「受益証券を取得しようとする者」とあるのは、「知られたる受益者」と読み替えるものとする。

（投資信託契約の解約の公告等）

第四十九条 法第三十二条第一項に規定する投資信託契約の解約に係る公告及び書面の交付は、次に掲げる事項についてしなければならない。

- 一 当該投資信託契約に係る委託者指図型投資信託の名称
- 二 解約しようとする理由
- 三 解約の予定年月日
- 四 解約に異議がある者は異議を述べるべき旨
- 五 异議を述べることができる期間
- 六 异議を述べる方法
- 七 异議を述べることができる期間中に異議を述べた受益者の受益権口数が当該投資信託契約の解約に係る公告の行われた日には存する当該投資信託契約に係る受益権の総口数の二分の一を超えない

ときは、解約の予定年月日をもって当該投資信託契約の解約を行  
う旨

八 法第三十二条第三項において準用する法第三十条の二に規定す  
る買取請求権の内容及び買取請求の手続に関する事項

(削る)

第五十条 法第三十二条第三項において準用する法第三十条第五項に  
規定する投資信託約款を解約しない旨の公告及び書面の交付は、次  
に掲げる事項についてしなければならない。

- 一 当該投資信託約款に係る委託者指図型投資信託の名称
- 二 当初予定していた解約の予定年月日
- 三 解約しない理由
- 四 解約に対して異議を述べた者の当該投資信託約款に係る受益権  
の口数及び受益権の総口数に対する割合

(電磁的方法)

第三十条 法第十七条第一項第三号（法第二十条第一項及び第五十四

条第一項において準用する場合を含む。）に規定する電子情報処理  
組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつ  
て内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち、送信者の使用に係る  
電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通  
信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えら  
れたファイルに記録する方法

(新設)

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確實に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報

を記録したものを作成する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力する」とにより画面を作成することができるものでなければならない。

(書面による決議の決定事項)

第三十一条 法第十七条第一項第四号（法第二十条第一項及び第五十

四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 第三十三条に規定する書面決議参考書類に記載すべき事項

二 書面による議決権の行使の期限（書面による決議の日以前の時

であつて、法第十七条第一項（法第二十条第一項及び第五十四条

第一項において準用する場合を含む。第五号イにおいて同じ。）

の規定による通知を発した日から一週間を経過した日以後の時に限る。）

三 一の受益者が同一の議案につき重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける当該受益者の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その事項

四 第三十六条第一項第一号の欄に記載がない議決権行使書面（法第十七条第九項（法第二十条第一項及び第五十四条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において準

(新設)

用する信託法第二百十条第一項に規定する議決権行使書面をいう。

以下同じ。）が投資信託委託会社又は信託会社等に提出され、又は法第十七条第九項において準用する信託法第二百十六条第一項の規定により電磁的方法により投資信託委託会社又は信託会社等に提供された事項のうちに当該欄に記載すべきものがない場合における各議案についての賛成、反対又は棄権のいずれかの意思の表示があつたものとする取扱いを定めるときは、その取扱いの内容

五 法第十七条第一項第三号（法第二十条第一項及び第五十四条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項

イ 電磁的方法による議決権の行使の期限（書面による決議の日以前の時であつて、法第十七条第二項の規定による通知を発した日から一週間を経過した日以後の時に限る。）

ロ 法第十七条第三項（法第二十条第一項及び第五十四条第一項において準用する場合を含む。）の承諾をした受益者に対しては、当該受益者の第三十六条第二項の請求があつた時に法第七条第九項において準用する信託法第二百十条第一項の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に代えて行う同条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をすることとするときは、その旨

六 法第十七条第九項において準用する信託法第二百十七条第一項の規定による通知の方法を定めるときは、その方法

七 法第十八条第一項（法第二十条第一項において準用する場合を

（含む。）の規定による受益権の買取請求の内容及び手続に関する事項

第三十二条 令第二十条第一項又は第二十一条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの

（投資信託及び投資法人に関する法律施行令に係る電磁的方法）

第三十二条 令第二十条第一項又は第二十一条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの

イ 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

(1) 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の

使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

(2) 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記

録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したもの交付する方法

二 ファイルへの記録の方式

（書面決議参考書類）

第三十三条 法第十七条第九項（法第二十条第一項及び第五十四条第

（新設）

（新設）

一項において準用する場合を含む。)において準用する信託法第百十一条第一項の規定により交付すべき議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類(以下「書面決議参考書類」という。)に記載すべき事項は、次条、第三十五条、第四十一条、第九十二条及び第九十三条の定めるところによるほか、受益者の議決権の行使について参考となると認める事項を記載することができる。

(投資信託約款の変更に関する議案)

第三十四条 投資信託約款の変更に関する議案に係る書面決議参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 投資信託約款の変更の案
- 二 投資信託約款で定められた受益権の内容に変更を加え、又は受益権の価値に重大な影響を与えるおそれがあるときは、その変更又は影響の内容及び相当性に関する事項
- 三 投資信託約款の変更がその効力を生ずる日
- 四 投資信託約款の変更の中止に関する条件を定めるときは、その条件

五 投資信託約款の変更をする理由

(委託者指図型投資信託の併合に関する議案)

第三十五条 委託者指図型投資信託の併合に関する議案に係る書面決議参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 委託者指図型投資信託の併合後の投資信託約款の内容

(新設)

(新設)

二　投資信託約款において定める受益権の内容に変更があるときは、その内容及び変更の理由

三　委託者指図型投資信託の併合に際して受益者に対し金銭その他 の財産を交付するときは、次に掲げる事項

- イ　当該財産の内容及びその価額並びにこれらの事項の定めの相 当性に関する事項

ロ　受益者に対して交付する金銭その他の財産の割当に関する事 項及び当該事項の定めの相当性に関する事項

四　委託者指図型投資信託の併合がその効力を生ずる日

五　委託者指図型投資信託の併合の中止に関する条件を定めるとき は、その条件

六　委託者指図型投資信託の併合をする他の委託者指図型投資信託 についての次に掲げる事項その他の当該他の委託者指図型投資信 託を特定するために必要な事項

- イ　委託者及び受託者の商号又は名称及び住所

ロ　投資信託契約の締結日

ハ　投資信託約款の内容

七　委託者指図型投資信託の併合をする各委託者指図型投資信託に おいて直前に作成された財産状況開示書類等（信託法第三十七条 第二項の規定により作成する同項の書類又は電磁的記録をいう。 以下同じ。）の内容（財産状況開示書類等を作成すべき時期が到 来していないときは、その旨）

八　委託者指図型投資信託の併合をする各委託者指図型投資信託に

ついて、財産状況開示書類等を作成した後（財産状況開示書類等を作成すべき時期が到来していない場合には、委託者指図型投資信託がされた後）に、重要な投資信託財産に属する財産の処分、重大な信託財産責任負担債務の負担その他の投資信託財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

九 委託者指図型投資信託の併合をする理由

（議決権行使書面）

第三十六条 法第十七条第九項（法第二十条第一項及び第五十四条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において準用する信託法第百十条第一項の規定により交付すべき議決権行使書面に記載すべき事項又は法第十七条第九項において準用する信託法第百十一条第一項若しくは第一項の規定により電磁的方法により提供すべき議決権行使書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 各議案についての賛否（棄権の欄を設ける場合にあつては、棄権を含む。）を記載する欄
- 二 第三十一条第三号に掲げる事項を定めたときは、当該事項
- 三 第三十一条第四号に掲げる事項を定めたときは、同号の取扱いの内容

四 議決権の行使の期限

五 議決権を使用すべき受益者の氏名又は名称及び当該受益者が行使することができる議決権の数又は割合

（新設）

2

法第十七条第一項第三号（法第二十条第一項及び第五十四条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事項を定めた場合において、第三十一条第五号ロに掲げる事項を定めたときは、投資信託委託会社又は信託会社等は、法第十七条第三項（法第二十条第一項及び第五十四条第一項において準用する場合を含む。）の承諾をした受益者が請求をした時に、当該受益者に対して、法第十七条第九項において準用する信託法第百十条第一項の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に代えて行つ同条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をしなければならない。

（書面による議決権行使の期限）

第三十七条 法第十七条第九項（法第二十条第一項及び第五十四条第一項において準用する場合を含む。）において準用する信託法第百十五条第一項に規定する内閣府令で定める時は、第三十一条第一号の行使の期限とする。

（電磁的方法による議決権行使の期限）

第三十八条 法第十七条第九項（法第二十条第一項及び第五十四条第一項において準用する場合を含む。）において準用する信託法第百十六条第一項に規定する内閣府令で定める時は、第三十一条第五号イの行使の期限とする。

（書面による決議の議事録）

（新設）

（新設）

**第三十九条** 法第十七条第九項（法第二十条第一項及び第五十四条第一項において準用する場合を含む。）において準用する信託法第二十条の規定による書面による決議の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 書面による決議の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

3 書面による決議の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 書面による決議が行われた日

二 書面による決議の結果

三 議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名又は名称

（電磁的記録）

**第四十条** 法第十七条第十項（法第二十条第一項及び第五十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確實に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。

（投資信託契約の解約の届出）

**第四十一条** 法第十九条の規定により届出を行う投資信託委託会社は、次に掲げる事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

（新設）

（新設）

一	当該投資信託契約に係る委託者指図型投資信託の名称
二	投資信託契約の解約の理由
三	投資信託契約の解約がその効力を生ずる日
四	投資信託契約の解約の中止に関する条件を定めるときは、その条件
五	書面による決議を行うときは、法第二十条第一項において準用する法第十七条第一項第一号及び第三号に掲げる事項並びに第三十一条各号に掲げる事項
2	前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一	<p>受託会社の同意書</p> <p>二　書面による決議を行うときは、次に掲げるもの</p> <p>イ　法第二十条第一項において準用する法第十七条第五項の規定による公告をする場合については、当該公告の内容を記載した書面</p> <p>ロ　法第二十条第一項において準用する法第十七条第九項において準用する信託法第百十条第一項に規定する議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類</p>

(新設)

（投資信託契約の解約に関する議案）
第四十二条　投資信託契約の解約に関する議案に係る書面決議参考書
類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　投資信託契約の解約の相当性に関する事項
二　投資信託契約の解約がその効力を生ずる日

三 投資信託契約の解約の中止に関する条件を定めるときは、その

条件

四 直前に作成された財産状況開示書類等の内容（財産状況開示書類等を作成すべき時期が到来していなければ、その旨）

五 財産状況開示書類等を作成した後（財産状況開示書類等を作成すべき時期が到来していない場合にあっては、委託者指図型投資信託がされた後）に、重要な投資信託財産に属する財産の処分、重大な信託財産責任負担債務の負担その他の投資信託財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

六 投資信託契約の解約の理由

（投資信託契約の解約の届出が不要な場合等）

第四十三条 法第二十条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、

次に掲げる場合とする。

一 投資信託契約の解約をしようとする投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じていて、法第二十一条第一項において準用する法第十七条の規定による投資信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合

二 (略)

（投資信託契約の存続の承認の申請）

第四十四条 法第二十三条第四項の規定による承認を受けようとする

投資信託委託会社は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を所管

（新設）

第五十一条 法第二十二条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 投資信託契約の解約をしようとする投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じていて、法第三十一条第一項に規定する期間が一月を下らない」とすることが困難な場合

二 (略)

金融庁長官等に提出しなければならない。

一 当該投資信託契約に係る委託者指図型投資信託の名称

二 投資信託契約の存続の理由

三 投資信託契約の存続期間

2 前項の承認申請書には、当該投資信託契約に係る投資信託財産の運用状況を記載した書類を添付しなければならない。

(削る)

(投資法人の資産の運用に係る禁止行為)

第五十二条 法第三十四条の三第一項第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 資産の運用の範囲及びその実行に関する事項、報酬の額又は支払の時期その他の資産運用委託契約の内容の重要な部分の変更を、法第三十四条の七において準用する投資顧問業法第十五条第一項に規定する書面に準ずる書面を交付しないで行うこと（当該書面の交付に代えて、電磁的方法により当該書面に記載すべき事項を提供する場合にあっては、当該事項を提供しないで行うこと。）。

二 投資信託委託業者が資産運用委託契約を締結した投資法人以外の者の利益を図るため、当該投資法人の利益を害することとなる取引を行うこと（法第三十四条の三第一項第六号及び第七号並びに第二項第一号から第三号までに掲げる取引に該当する場合を除く。）。

三 他人から不当な制限又は拘束を受けて投資法人の資産の売買そ

の他の取引を行い、又は行わないこと。

四 特定の銘柄の有価証券等について、不適に売買高若しくは取引高を増加させ、又は作戦的に値付けを行うことを目的とした取引を行うこと。

五 投資法人のために証券取引行為（投資顧問業法第一条第十三項に規定する証券取引行為をいう。以下この号において同じ。）を行う場合において、当該証券取引行為の相手方の代理人になること。ただし、投資信託委託業者が証券業を営んでいる場合（当該投資信託委託業者が証券仲介業者又は許可外国証券業者（外国証券業者に関する法律第二条第一号の二に規定する許可外国証券業者をいう。第八十二条第一号において同じ。）である場合を除く。）は、この限りでない。

2 前項第一号の書面には、法第三十四条の七において準用する投資顧問業法第十五条各号に掲げる事項を記載するものとする。

（利害関係人等との間の取引が禁止される行為）

第五十三条 法第三十四条の二第一項第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 投資信託委託業者の利害関係人等である発行者、証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関が有価証券の募集、私募若しくは売出し又は募集、私募若しくは売出しの取扱いを行つてゐる場合において、当該発行者、証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関に対する当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が当該発行

（削る）

者、証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該発行者、証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関の要請を受けて、当該有価証券を投資法人の資産をもつて取得し、又は買付けること。

二 投資信託委託業者の利害関係人等である不動産特定共同事業者が不動産特定共同事業契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該不動産特定共同事業契約の締結額が当該不動産特定共同事業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該不動産特定共同事業契約に係る匿名組合出資持分を投資法人の資産をもつて取得すること。

三 投資信託委託業者の利害関係人等である匿名組合の営業者が匿名組合契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該匿名組合契約の出資額が当該匿名組合の営業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該匿名組合の営業者の要請を受け、当該匿名組合契約に係る匿名組合出資持分を投資法人の資産をもつて取得すること。

四 投資信託委託業者の利害関係人等である信託業者等が信託契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該信託契約に係る信託財産の額が当該信託業者等が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該信託業者等の要請を受けて、当該信託契約に係る受益権を投資法人の資産をもつて取得すること。

五 投資信託委託業者の利害関係人等である信託受益権販売業者が

(削る)

信託受益権の販売又はその代理若しくは媒介を行つてゐる場合において、当該信託受益権販売業者に対する当該信託受益権の買付けの申込みの額が当該信託受益権販売業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該信託受益権販売業者の要請を受けて、当該信託受益権を投資法人の資産をもつて買い付けること。

(特定資産の価格の調査等)

第五十四条 法第三十四条の四第一項に規定する内閣府令で定める行為は、第三十三条第二項各号に掲げる行為とする。

2 法第三十四条の四第一項に規定する内閣府令で定める事項は、第三十三条第三項各号に掲げる事項とする。

3 法第三十四条の四第一項の調査が行われたときは、投資信託委託業者は当該調査の結果を当該調査に係る資産の運用を行う投資法人に通知しなければならない。

(資産保管会社の利害関係人等)

第五十五条 令第三十四条に規定する資産保管会社と密接な関係を有する者として内閣府令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 資産保管会社の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者
- イ 次に掲げる者が自己又は他人の名義をもつて所有していいる当

該資産保管会社の株式又は出資に係る議決権の数の合計が、当該資産保管会社の総株主等の議決権の百分の五十を超えていること。

(2)|(1)|  
当該者

当該者が法人等である場合におけるその役員（取締役、会計参与（会計参与が法人であるときはその職務を行うべき社員を含む。）、監査役若しくは執行役又はこれらに類する役職にある者をいう。以下この条において同じ。）及び主要株主（総株主等の議決権の百分の十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している株主又は出資者をいう。以下この条及び第一百三十三条において同じ。）

(3)|  
(1)又は(2)に掲げる者の親族（配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族に限る。以下同じ。）

(4)|  
(2)に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員

並びに当該主要株主の関係親法人等（法人等が他の法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該法人等をいう。以下この条において同じ。）及びその役員

(5)|  
(1)から(4)までに掲げる者が、法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該法人等及びその役員

(6)

(5)に掲げる法人等の関係子法人等（法人等が他の法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該他の法人等をいう。以下この条において同じ。）及びその役員

口イ(1)から(6)までに掲げる者並びにイ(1)に掲げる当該者の役員であつた者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。以下この条において同じ。）及び使用人が、当該資産保管会社の取締役若しくは執行役（これらに類する役職にある者を含む。以下この条において同じ。）又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。

二イ(1)に掲げる要件のいずれかに該当する法人等

イ(1)次に掲げる者が自己又は他人の名義をもつて所有している当該法人等の株式又は出資に係る議決権の数の合計が、当該法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超えていること。

当該資産保管会社

当該資産保管会社の役員及び主要株主

(2)に掲げる者の親族

当該資産保管会社の主要株主が法人等である場合における

その役員並びに当該主要株主の関係親法人等及びその役員

(1)から(4)までに掲げる者が、法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他

(削る)

人の名義をもつて所有している場合における当該法人等及び

その役員

□ (6) (5)に掲げる法人等の関係子法人等及びその役員で  
□ イ(1)から(6)までに掲げる者並びに当該資産保管会社の役員で  
あつた者及び使用人が、当該法人等の取締役若しくは執行役又  
はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めて  
いること。

(書面の交付)

第五十六条 法第三十四条の六第一項第二号に規定する内閣府令で定  
める事項は、次に掲げる事項とする。

一 次のイから力までに掲げる取引の区分に応じ当該イから力まで  
に定めるもの

イ 有価証券の売買 売買の別

□ 有価証券指数等先物取引又は外国市場証券先物取引のうち有  
価証券指数等先物取引と類似の取引（次号において「有価証券  
指数等先物取引等」という。）現実指数（証券取引法第二条  
第二十一項に規定する現実指数をいう。）又は現実数値（同項  
に規定する現実数値をいう。）が約定指數（同項に規定する約  
定指數をいう。）又は約定数値（同項に規定する約定数値をい  
う。）を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又  
は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別

ハ 有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引のう

ち有価証券オプション取引と類似の取引又は有価証券店頭オプション取引（次号において「有価証券オプション取引等」といふ。）オプションを付与する立場の当事者となるか又は取得する立場の当事者となるかの別

二 有価証券店頭指數等先渡取引

店頭現実指數（証券取引法第

二条第二十五項に規定する店頭現実指數をいう。）又は店頭現実数値（同項に規定する店頭現実数値をいう。）が店頭約定指數（同項に規定する店頭約定指數をいう。）又は店頭約定数値（同項に規定する店頭約定数値をいう。）を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別

ホ 有価証券店頭指數等スワップ取引

当該取引に係る有価証券

店頭指數（証券取引法第二一条第二十五項に規定する有価証券店頭指數をいう。以下この条において同じ。）の数値又は有価証券の価格が当該取引の約定した期間において上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別。ただし、当該取引のいずれの当事者も相手方と取り決めた有価証券店頭指數の数値又は有価証券の価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを約している場合にあつては、当該取引に係る有価証券店頭指數又は有価証券ごとに当該別を判断するものとする。

ヘ 通貨等（金融先物取引法第二一条第八項に規定する通貨等をいう。以下この項において同じ。）の売買 売買の別

ト  
取引所金融先物取引等（金融先物取引法第二条第二項第一号に掲げる取引又は海外金融先物市場において行われる同号に掲げる取引と類似の取引に限る。）又は店頭金融先物取引（同条第四項第一号に掲げる取引に限る。）現実の当該金融指標の数値が約定数値（同条第二項第一号に規定する約定数値をいう。）を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別

チ  
取引所金融先物取引等（金融先物取引法第二条第二項第三号に掲げる取引又は海外金融先物市場において行われる同号に掲げる取引と類似の取引に限る。）又は店頭金融先物取引（同条第四項第三号に掲げる取引に限る。）オプションを付与する立場の当事者となるか又は取得する立場の当事者となるかの別

リ  
金利先渡取引 現実の指標利率の数値が取決めに係る数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別

ヌ  
為替先渡取引 為替スワップ取引の現実のスワップ幅が取決めに係るスワップ幅を上回った場合に金銭を支払う立場の当事

者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別

ル  
直物為替先渡取引 売買の別

ヲ  
クレジットデリバティブ取引 当事者間で取り決めた者の信用状態等を反映した現実の利率又は価格が下落した場合（当事者間で取り決めた者の信用状態等に係る事象が発生した場合を含む。）に当該下落部分に相当する金銭を支払う立場の当事者

となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別

ワ | スワップ取引

スワップ取引に係る為替相場又は利率が当該  
払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事  
者となるかの別。ただし、当該スワップ取引のいずれの当事者  
も相手方と取り決めた為替相場の価格又は利率の約定した期間  
における変化率に基づいて金銭を支払うことと約している場合  
にあつては、当該スワップ取引に係る為替相場又は利率ごとに  
当該別を判断するものとする。

カ | オプション取引

オプション取引に付与する立場の当事者となる  
か又は取得する立場の当事者となるかの別

二 | 法第三十四条の六第一項第一号の取引（有価証券又は通貨等を  
一定の期間後に売り戻すこと又は買い戻すことを条件とした当該  
有価証券又は当該通貨等の買付け又は売付け（以下この項におい  
て「現先売買」という。）を除く。）を行つた事実があるときは  
、当該取引に係る有価証券等（有価証券、有価証券指数（証券取  
引法第二条第二十一項に規定する有価証券指数及びこの指數と類  
似の指數であつて外國市場証券先物取引のうち有価証券指數等先  
物取引と類似の取引に係るものをいう。）、有価証券店頭指數又  
はオプション（同条第一項第十号の二に規定するオプション及び  
当該オプションと類似の権利であつて外國市場証券先物取引のう  
ち有価証券オプション取引と類似の取引に係るものをいう。）を  
いう。）の銘柄、数及び価格（有価証券指數等先物取引等及び有

価証券店頭指数等先渡取引にあつては数値、有価証券オプション取引等にあつては対価の額、有価証券店頭指数等スワップ取引にあつては数値、価格の変化率、金利又は価格をいうものとする。)又は当該取引に係る通貨等の種類(前号トに掲げる取引にあつては数値、前号チに掲げる取引にあつては対価の額をいうものとする。)

三 現先売買を行つた事実があるときは、その旨

法第三十四条の六第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

- 1 一 不動産の取得及び譲渡 取得又は譲渡の別、価格、取得又は譲渡の相手方の名称、取得又は譲渡を行つた年月日及び当該不動産の所在、地番その他の当該不動産を特定するために必要な事項に関すること。
- 二 不動産の賃貸借 賃貸借の別、賃料、賃貸借の相手方の名称、賃貸借を行つた年月日及び期間並びに当該不動産の所在、地番その他の当該不動産を特定するために必要な事項に関すること。
- 三 不動産の管理の委託及び受託 管理の委託又は受託の方法、報酬、管理の委託又は受託を行つた相手方の名称、管理の委託又は受託を行つた年月日及び期間並びに当該不動産の所在、地番その他当該不動産を特定するために必要な事項に関すること。

3 令第三十五条第三項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、価格、取得又は譲渡の相手方の名称、取得又は譲渡を行つた年月日

(削る)

及び当該不動産の所在、地番その他の当該不動産を特定するために必要な事項に関することとする。

4 | 令第三十五条第三項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、価格、取得又は譲渡の相手方の名称、取得又は譲渡を行った年月日及び当該地上権を特定するために必要な事項に関することとする。

(令第三十六条第一項第五号に規定する内閣府令で定める顧客)

第五十七条 令第三十六条第一項第五号に規定する内閣府令で定める顧客は、次に掲げるものとする。

- 一 | 投資信託委託業者が投資法人の資産である宅地又は建物の売買又は貸借の代理又は媒介を行う場合における取引の相手方
- 二 | 投資信託委託業者が投資法人の資産である特定資産に係る投資に関し助言を行う場合において、当該助言に基づき行われる当該特定資産の取引の相手方

(利益相反のおそれがある場合の投資法人等への書面の交付)

第五十八条 法第三十四条の六第一項に規定する取引に係る書面の交付は、次に掲げる事項について記載した書面により行わなければならぬ。

- 一 | 当該取引に係る投資法人の名称
- 二 | 書面交付を行う理由（当該取引の相手方と当該投資信託委託業者の関係を含む。）
- 三 | 取引を行つた理由

(削り)

四	取引の内容（取引を行つた特定資産の種類、銘柄（その他の特定資産を特定するために必要な事項）、数及び取引価格、取引の方法並びに取引を行つた年月日）
五	法第三十四条の四第一項の調査の結果
六	当該書面の交付年月日
七	その他参考になる事項
2	<p>（契約を締結している投資法人等に対する書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法の規定の準用）</p> <p>第五十八条の二 第三十六条の二の規定は、法第三十四条の六第二項において法第二十六条规定を準用する場合について準用する。この場合において、「受益証券を取得しようとする者」とあるのは、「資産の運用を行う投資法人」と読み替えるものとする。</p> <p>2 第三十六条の二の規定は、法第三十四条の六第四項において法第二十六条第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、「受益証券を取得しようとする者」とあるのは、「資産の運用を行う投資法人、資産の運用を行う他の投資法人（法第三十四条の六第一項に規定する特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限る。）及び投資信託委託業者が運用の指図を行う投資信託財産（同項に規定する特定資産と同種の資産を投資の対象とする</p>

ものに限る。)に係るすべての受益者」と読み替えるものとする。

(誇大広告をしてはならない事項)

(削る)

第五十九条 法第三十四条の七において準用する投資顧問業法第十二条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 報酬の額及び支払の時期に関する事項
- 二 賠償額の予定(違約金を含む。)に関する事項
- 三 投資信託委託業者の資力又は信用に関する事項
- 四 契約の解除に関する事項
- 五 資産の運用の範囲及びその実行に関する事項(資産の運用に係る権限の一部を令第二条各号に掲げる者に再委託する場合における当該者の名称及び当該再委託の内容を含む。)

(資産運用委託契約締結前の書面の交付)

第六十条 法第三十四条の七において準用する投資顧問業法第十四条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 投資信託委託業者の認可年月日及び認可番号
- 二 投資信託委託業者の資本金の額、その取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役。会計参与設置会社にあつては、会計参与を含む。)の氏名又は名称並びにその主要な株主又は出資者の商号、名称又は氏名

三 法第三十七条第一項の規定による営業報告書の縦覧に関する事項

四 資産運用委託契約に基づき投資法人のために行う当該投資法人

の資産に係る運用の方法及び取引の種類

五 資産運用委託契約に基づき投資法人のために投資判断を行い、又は当該投資判断を行うとともにこれに基づく投資を行う者（以下「資産運用委託契約に係る投資判断者等」という。）の氏名

六 資産の運用の範囲及びその実行に関する事項（資産の運用に係る権限の一部を令第二条各号に掲げる者に再委託している場合における当該者の名称及び当該再委託の内容を含む。）

2 法第三十四条の七において準用する投資顧問業法第十四条第一項に規定する書面には、当該書面の内容を十分に読むべき旨を赤枠の中に赤字で記載しなければならない。

3 前項の書面には、日本工業規格Zハ三〇五に規定するハポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。

（契約締結前及び契約締結時の書面の交付についての情報通信の技術を利用する方法に係る有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則の準用）

第六十条の一 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則（昭和六十一年大蔵省令第五十四号）第十七条の一（第四項を除く。）の規定は、法第三十四条の七において投資顧問業法第十四条第一項（法第三十四条の七において準用する投資顧問業法第十五

（削る）

条第一項において準用する場合を含む。) の規定を準用する場合について準用する。この場合において、「顧客」とあるのは、「投資法人」と読み替えるものとする。

(削る)

**第六十条の三 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則第十七条の三の規定は、令第三十六条の一において有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令(昭和六十一年政令第三百二十二号)第七条の一第一項の規定を準用する場合について準用する。**

(資産運用委託契約締結時の書面の交付)

**第六十一条 法第三十四条の七において準用する投資顧問業法第十五条第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。**

- 一 投資信託委託業者の認可年月日及び認可番号
- 二 投資法人の商号及び本店の所在地
- 三 運用に係る委託契約期間
- 四 資産運用委託契約に係る投資法人の資産の内容及び金額
- 五 資産運用委託契約に係る投資判断者等の氏名
- 六 資産運用委託契約に基づき投資法人のために行う当該投資法人の資産に係る運用の方法及び取引の種類
- 七 資産の運用の範囲及びその実行に関する事項

2 法第三十四条の七において準用する投資顧問業法第十五条に規定

する書面には、当該書面の内容を十分に読むべき旨を赤枠の中に赤字で記載しなければならない。

3 前項の書面には、日本工業規格Zハ三〇五に規定するハポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならぬ。

(責任追及の訴えの提起の請求方法)

第六十一条の二 法第三十四条の八第三項において準用する会社法第八百四十七条第一項の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法（法第七十一条第五項に規定する電磁的方法をいう。次条において同じ。）による提供とする。

- 一 被告となるべき者
- 二 請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実

(訴えを提起しない理由の通知方法)

第六十一条の三 法第三十四条の八第三項において準用する会社法第八百四十七条第四項の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

- 一 投資法人が行つた調査の内容（次号の判断の基礎とした資料を含む。）
- 二 請求対象者（投資法人資産運用業を営む投資信託委託業者の方、法第三十四条の八第三項において準用する会社法第八百四十七条第一項の規定による請求に係る前条第一号に掲げる者をいう

(削る)

(削る)

。次号において同じ。)の責任又は義務の有無についての判断

- 三 請求対象者に責任又は義務があると判断した場合において、当該者の責任を追及する訴えを提起しないときは、その理由

(兼業の認可申請の手続及び認可申請書の添付書類)

第六十一条 法第三十四条の十第三項の認可を受けようとする投資信託委託業者は、同条第四項に規定する認可申請書及びその添付書類を金融庁長官に提出しなければならない。

2 法第三十四条の十第四項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 理由書

二 嘱もつとする業務の開始を予定する日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度から起算して三事業年度における当該業務の収支の見込み及びその根拠を記載した書面

三 認可申請書を提出する日の直近の貸借対照表(関連する注記を含む。)

四 嘱もつとする業務に係る人的構成、組織等の業務執行体制を記載した書面

(兼業の認可基準)

第六十三条 金融庁長官は、法第三十四条の十第三項の認可をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

(削除)

一 嘗もうとする業務に係る収支の見込みが良好なものであること。

二 嘗もうとする業務を行う部門と投資信託委託業又は投資法人資産運用業を行う部門が明確に分離されていること。

三 投資信託委託業又は投資法人資産運用業の公正かつ的確な遂行が阻害されるおそれがないこと。

(他の兼業業務に係る書面の提出)

第六十四条 法第三十四条の十一第一項ただし書の規定による承認を受けた投資信託委託業者は、事業年度ごとに当該承認を受けた業務の取扱状況を記載した書面を作成し、事業年度経過後二月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

(他の業務を兼業する場合の禁止行為)

第六十五条 法第三十四条の十一第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 不動産特定共同事業を営んでいる投資信託委託業者が不動産特定共同事業者として不動産特定共同事業契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該不動産特定共同事業契約の締結額が不動産特定共同事業者である当該投資信託委託業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該不動産特定共同事業契約に係る匿名組合出資持分を投資信託財産をもつて取得することを受託会社に指図すること。

(削る)

二 信託受益権販売業（信託業法第二条第十項に規定する信託受益権販売業をいう。第六十七条第一号において同じ。）を営んでい  
る投資信託委託業者が信託受益権販売業者として信託受益権の販  
売又はその代理若しくは媒介を行つていて場合において、当該信  
託受益権の買付けの申込みの額が信託受益権販売業者である当該  
投資信託委託業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況  
の下で、当該信託受益権を投資信託財産をもつて買い付けること  
を受託会社に指図すること。

三 他の業務を営んでいる投資信託委託業者が他の業務を通じて得  
られた法人関係情報をを利用して受託会社に指図すること。

第六十六条 法第三十四条の十二第四号に規定する内閣府令で定める  
行為は、証券業を営んでいる投資信託委託業者が証券会社又は証券  
仲介業者として有価証券の募集若しくは売出し又は募集、私募若し  
くは売出しの取扱いを行う場合において、当該有価証券の取得又は  
買付けの申込みの額が証券会社又は証券仲介業者である当該投資信  
託委託業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、  
当該有価証券を投資信託財産をもつて取得し、又は買い付けること  
を受託会社に指図する行為とする。

第六十七条 法第三十四条の十四第四号に規定する内閣府令で定める  
行為は、次に掲げる行為とする。  
一 不動産特定共同事業を営んでいる投資信託委託業者が不動産特

(削る)

定共同事業者として不動産特定共同事業契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該不動産特定共同事業契約の締結額が不動産特定共同事業者である当該投資信託委託業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該不動産特定共同事業契約に係る匿名組合出資持分を取得すること。

二 信託受益権販売業を営んでいる投資信託委託業者が信託受益権販売業者として信託受益権の販売又はその代理若しくは媒介を行っている場合において、当該信託受益権の買付けの申込みの額が信託受益権販売業者である当該投資信託委託業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該信託受益権を買い付けること。

(削り)

**第六十八条** 法第三十四条の十五第四号に規定する内閣府令で定める行為は、証券業を営んでいる投資信託委託業者が証券会社又は証券仲介業者として有価証券の募集若しくは売出し又は募集、私募若しくは売出しの取扱いを行う場合において、当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が証券会社又は証券仲介業者である当該投資信託委託業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該有価証券を取得し、又は買付ける行為とする。

(削り)

**第四節 投資信託委託業者の帳簿書類**

(投資信託委託業者の帳簿書類)

(削る)

第六十九条 法第二十六条第一項の規定により投資信託委託業者が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

一 投資信託財産に関する帳簿書類で次に掲げるもの

イ 信託勘定元帳

ロ 口分配収益明細簿

ハ 投資信託財産明細簿

二 不動産の収益状況明細表

ホ 繰延資産の償却状況表

ヘ 受益証券台帳

ト 受益証券基準価額帳

チ 投資信託財産運用指図書

リ ル 一部解約価額帳（投資信託約款において、基準価額以外の価額をもつて一部解約に応じることとしている投資信託の場合に限る。）

ヌ ル 運用の指図に係る権限を委託した場合における当該委託契約

書

ル ル 運用の指図に係る権限を委託した場合における当該委託先との連絡票

ヲ 特定資産の価格等の調査結果等に関する書類

二 投資法人の資産に関する帳簿書類で次に掲げるもの

イ 運用明細書

ロ 口 資産の運用に係る権限を再委託した場合における当該再委託

契約書

八| 資産の運用に係る権限を再委託した場合における当該再委託

先との連絡票

二| 特定資産の価格等の調査結果等に関する書類

三| 投資信託委託業者の業務に関する帳簿書類で次に掲げるもの

イ| 総勘定元帳（外国法人である投資信託委託業者にあつては、  
国内の営業所における総勘定元帳）

ロ| 現金出納帳（外国法人である投資信託委託業者にあつては、  
国内の営業所における現金出納帳）

ハ| 国内の営業所における現金出納帳（

未収委託者報酬明細簿

未払収益分配金明細簿

未払償還金明細簿

未払手数料明細簿

一部解約報告書

発注伝票

リ| 每年三月末現在の法第十五条第二項第一号に規定する利害関係人等の状況表

2| 前項第一号に規定する投資信託財産に関する帳簿書類は、別表第五により作成し、当該投資信託財産の計算期間の終了後又は投資信託契約期間の終了後十年間これを保存しなければならない。

3| 第一項第二号に規定する資産の運用を行う投資法人に関する帳簿書類は、別表第六により作成し、当該投資法人の決算の承認後又は資産運用委託契約期間の終了後十年間これを保存しなければならな

(削る)

- 4 | 第一項第三号に規定する投資信託委託業者としての業務に関する  
帳簿書類は、別表第七により作成し、チ及びリに掲げる書類につい  
ては、その作成後五年間これを保存しなければならない。
- 5 | 外国法人である投資信託委託業者については、第一項各号に掲げ  
る帳簿書類は、国内における主たる営業所が作成し、これを保存し  
なければならない。

(営業報告書の様式)

- 第七十条 法第三十七条第一項に規定する営業報告書は、別紙様式第  
八号により正本及び副本を作成しなければならない。
- 二 営業報告書の提出に当たっては、次に掲げる書類を添付しなけれ  
ばならない。
- 一 別紙様式第九号により作成した委託者指図型投資信託及び投資  
法人一覧表
- 二 別紙様式第十号により作成した外部委託の状況表
- 三 別紙様式第十一号により作成した有価証券明細表
- 四 別紙様式第十二号により作成した資産償却の状況表
- 五 別紙様式第十三号により作成した未払収益分配金及び未払償還  
金明細表
- 六 別紙様式第十四号により作成した支払委託金明細表
- 七 別紙様式第十五号により作成した引当金明細表
- 八 株主又は出資者ごとの保有する議決権の数及び当該保有する議

決権の数の総株主又は総出資者の議決権に対する割合が記載された当期末現在における株主又は出資者ごとの明細簿

九 別紙様式第十六号により作成した投資信託委託業者の株式保有状況表

状況表

十 別紙様式第十七号により作成した常務に従事する取締役（委員会設置会社にあつては、執行役）の兼職状況報告書

十一 運用方針の決定に係る過程が記載された書類

十二 運用体制及び運用方針の遵守についての管理体制が記載された書類

十三 運用責任者の選定基準及び選定に当たつての過程並びに運用結果に係る評価についての基本的な考え方が記載された書類

十四 受益証券の募集の取扱い等を行う証券会社又は登録金融機関の選定基準及び選定に当たつての過程が記載された書類

十五 発注先である証券会社、証券仲介業者（当該証券仲介業者の証券取引法第六十六条の二第一項第四号に規定する所属証券会社等を含む。）又は登録金融機関の選定基準及び選定に当たつての過程が記載された書類

十六 外国法人である投資信託委託業者にあつては、その本国において作成される営業報告書又はこれに代わる書類

（営業報告書の縦覧）

（削る）

第七十一条 金融庁長官は、営業報告書のうち、投資者の秘密を害すおそれのある事項及び当該投資信託委託業者の業務の遂行上不当

(削る)

な不利益を与えるおそれのある事項を除き、投資者の保護に必要と認められる部分を、金融庁に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

(営業報告書の提出期限の特例の承認の手続等)

第七十一条 外国法人である投資信託委託業者が、令第四十一一条の規定により読み替えて適用される法第三十七条第一項の規定による承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 当該承認を必要とする理由
- 二 当該承認を受けようとする期間

前項に規定する承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 当該承認申請書に記載された当該外国法人である投資信託委託業者の代表者が当該承認申請書の提出に關し正当な権限を有する者であることを証する書面
  - 二 当該承認申請書に記載された法令又は慣行に關する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文
- 3 金融庁長官は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該外国法人である投資信託委託業者が、その本国の商業帳簿の作成に関する法令又は慣行により、営業報告書をその事業年度経過後六月以内に提出できないと認めるときは、当該申請のあつた日の属する

事業年度（その日が事業年度開始後六月以内（直前の事業年度に係る営業報告書の提出に関する当該承認を受けている場合にあっては、当該承認を受けた期間内）の日である場合にあつては、その直前の事業年度）から当該申請に係る第一項第一号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前の事業年度までの営業報告書について、承認をするものとする。

4 前項の承認は、同項の外国法人である投資信託委託業者が毎事業年度経過後六月以内に次に掲げる事項を記載した書類を金融庁長官に提出することを条件として行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、当該書類の提出前五年以内に提出された書類に記載された事項と同一の内容のものである場合には、当該事項は記載しないことができる。

- 一 当該事業年度中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかつた旨
- 二 前号に掲げる事項に関する法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

（廃業、解散等についての公告）

（削除）

第七十三条 法第三十八条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項についてしなければならない。

- 一 合併、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散、投資信託委託業若しくは投資法人資産運用業の廃止、分割による事業の全部若しくは一部の承継又は事業の全部若しくは一部の譲渡

をしようとする理由

二 合併、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散、投資信託委託業若しくは投資法人資産運用業の廃止、分割による事業の全部若しくは一部の承継又は事業の全部若しくは一部の譲渡をしようとする年月日

三 投資信託契約の解約又は投資信託契約に関する業務の引継ぎを行つ場合は、当該解約又は引継ぎに関する事項

四 直接募集を行つている場合は、当該直接募集に係る今後の取扱いに関する事項

(处分の公告の方法)

第七十四条 法第四十四条の規定による監督処分の公告は、官報によるものとする。

(新設)

第二章 委託者非指図型投資信託

(届出の手続)

第七十五条 信託会社等（法第四十九条の二第一項に規定する信託会社等をいう。以下同じ。）は、法第四十九条の四第一項及び法第四十九条の十一第一項において準用する法第二十九条の規定による届出をするときは、別表第八上欄に掲げる区分に応じ、同表中欄に掲

(削る)

第四十五条から第七十六条まで 削除

第二章 委託者非指図型投資信託

げる事項を記載した届出書及び同表下欄に掲げる添付書類の正本及び副本を、金融庁長官に提出しなければならない。

(投資信託約款の内容の届出)

第七十七条 法第四十九条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出して行わなければならぬ。

一 当該投資信託約款（法第四十九条第一項に規定する投資信託約款をいう。以下この章において同じ。）に係る委託者非指図型投資信託の名称

二 単位型（合同して運用する信託の元本の総額を増加できないもの）又は追加型（合同して運用する信託の元本の総額を増加できるものをいう。）の別

三 投資の対象とする資産の種類に関する事項として次に掲げる事項

イ 投資の対象とする特定資産の種類

ロ 投資の対象とする特定資産以外の資産の種類

四 投資信託財産（法第四十八条に規定する投資信託財産をいう。以下この章において同じ。）の運用方針

五 合同して運用する信託の元本の設定予定額又は当初設定予定額

設定日

信託契約期間

ハ 公募、適格機関投資家私募又は一般投資家私募の別

(新設)

九 募集又は私募の期間

十 募集の取扱い又は私募の取扱いを行う金融商品取引業者等の商号、名称又は氏名

十一 自ら募集又は私募を行うときは、その旨

十二 その他当該投資信託約款に係る委託者非指図型投資信託の特徴と認められる事項

2 前項の届出書には、投資信託約款の案を添付しなければならない。

(投資信託約款の記載事項)

第七十八条 法第四十九条第一項第十九号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 受託者の辞任及び解任並びに新たな受託者の選任に関する事項

二 (略)

三 投資信託契約（法第四十七条第一項に規定する投資信託契約をいう。以下この章において同じ。）の一部解約に関する事項

四 受託者が運用に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容

五 委託者非指図型投資信託の併合（法第五十四条第一項において準用する法第十六条第一号に規定する委託者非指図型投資信託の併合をいう。以下同じ。）に関する事項

六 受益者代理人があるときは、投資信託契約において、法第五十条第一項において準用する法第十七条第六項の規定による議決

(投資信託約款の記載事項)

第七十六条 法第四十九条の四第一項第十九号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 受託者の辞任及び新受託者の選任に関する事項

二 (略)

三 投資信託契約（法第四十九条の二第一項に規定する投資信託契約をいう。以下この章において同じ。）の一部解約に関する事項

四 運用に係る権限を委託する場合における当該委託の内容

(新設)

(新設)

權及び法第五十四条第一項において準用する法第十八条第一項の

規定による受益権買取請求権を行使する権限を当該受益者代理人の権限としている旨

七 法第五十四条第一項において準用する法第十八条第一項の規定による受益権の買取請求に関する事項

(投資信託約款の記載事項の細目)

第七十九条 法第四十九条第四項に規定する内閣府令で定める細目は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 法第四十九条第二項第三号に掲げる事項 次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 受益証券の再発行及びその費用に関する事項

二 法第四十九条第二項第五号に掲げる事項 次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 投資の対象とする資産の保有割合又は保有制限を設ける場合

にはその内容（投資の対象とする資産が権利である場合、その権利の取得に係る取引の種類及び範囲並びに取得制限を設ける場合にはその内容）

二 投資信託財産で取得した資産を貸し付ける場合は、その内容

三 法第四十九条第二項第六号に掲げる事項 運用を行う資産の種類

五 法第四十九条の十一第一項において準用する法第三十条の一に

規定する反対者の買取請求権に関する事項

(投資信託約款の記載事項の細目)

第七十七条 法第四十九条の四第四項に規定する内閣府令で定める細目は、次の各号に掲げる事項に応じ、当該各号に定める細目とする。

一 法第四十九条の四第一項第三号に掲げる事項 次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 受益証券の再交付及びその費用に関する事項

二 法第四十九条の四第二項第五号に掲げる事項 次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 投資の対象とする資産の保有割合、保有制限を設ける場合に

はその内容（投資の対象とする資産が権利である場合、その権利の取得に係る取引の種類及び範囲並びに取得制限を設ける場合にはその内容）

二 投資信託財産（法第四十九条の三に規定する投資信託財産を

いう。以下この章及び別表第八において同じ。）で取得した資産を貸し付ける場合は、その内容

三 法第四十九条の四第二項第六号に掲げる事項 運用する資産の種類

類に応じ、それぞれの評価の方法、基準及び基準日に関する事項

四 法第四十九条第二項第七号に掲げる事項 次に掲げる事項

イ・ロ (略)

五 法第四十九条第一項第十号に掲げる事項 次に掲げる事項

イ | 信託契約の延長事由の説明に関する事項

ロ | (略)

ハ 受託者の認可取消しその他の場合における取扱いの説明に関する事項

六 法第四十九条第二項第十一号に掲げる事項 計算期間及び計算期間の特例に関する事項

七 法第四十九条第一項第十四号に掲げる事項 借入れの目的、借入限度額及び借入金の使途に関する事項並びに借入先を適格機関投資家に限る場合はその旨

八 法第四十九条第一項第十五号に掲げる事項 運用に係る権限の委託（当該委託に係る権限の一部を更に委託するものを含む。次号において同じ。）の概要に関する事項

九 法第四十九条第一項第十六号に掲げる事項 委託の報酬の額、支払時期及び支払方法に関する事項

十 法第四十九条第二項第十八号に掲げる事項 次のイ又はロに掲げる公告の方法の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ | (略)

ロ | 電子公告（法第五十七条第一号に規定する電子公告をいう。）

一 | 登記アドレス

種類に応じ、それぞれの評価方法、基準及び基準日に関する事項

四 法第四十九条の四第二項第七号に掲げる事項 次に掲げる事項

イ・ロ (略)

五 法第四十九条の四第二項第十号に掲げる事項 次に掲げる事項

イ | (新設)

ロ | 受託者の認可取消し等に伴う取扱いの説明に関する事項

六 法第四十九条の四第二項第十一号に掲げる事項 計算期間及び計算期間の特例に関する事項

七 法第四十九条の四第二項第十四号に掲げる事項 借入れの目的、借入限度額及び借入金の使途に関する事項並びに借入先を適格機関投資家に限る場合はその旨

八 法第四十九条の四第二項第十五号に掲げる事項 運用の権限の委託の概要に関する事項

九 法第四十九条の四第二項第十六号に掲げる事項 委託の報酬の額、支払時期及び支払方法に関する事項

十 法第四十九条の四第二項第十八号に掲げる事項 次に掲げる公告の方法の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ | (略)

ロ | 電子公告（信託会社等（会社に限る。）にあつては会社法第一

二条第三十四号に規定する電子公告をいい、信託会社等（会社

を除く。)にあつては法第四十九条の十三第一項第二号に掲げる電子公告をいう。以下この号において同じ。) 公告を電子公告により行うために使用するサーバのうち電子公告による公告を行うための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、公告すべき内容である情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機（出入力装置を含む。）に入力することのみによつて当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたフアイルに公告情報を記録することができるもの

（受益証券の記載事項）

第八十条 法第五十条第一項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 受託者が運用に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容

二 投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によつて買取り又は償還を行つことはない旨の表示

（受益証券の記載事項）

第七十八条 法第四十九条の五第二項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 受託者が運用に係る権限を委託する場合における当該委託の内容

二 投資信託約款（法第四十九条の四第一項に規定する投資信託約款をいう。以下この章及び別表第八において同じ。）に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によつて買取り又は償還を行つことはない旨の表示

（令第四十四条第六号に規定する内閣府令で定める場合）

第七十九条 令第四十四条第六号に規定する内閣府令で定める場合は

（削る）

(削る)

、次に掲げる場合とする。

- 一 信託会社等が賃借している不動産を投資信託財産に組み入れる場合において、当該不動産の賃貸借を継続する場合
- 二 信託会社等が投資信託財産の不動産について賃借人の募集を行つたにもかかわらず、当該不動産を賃貸するに至らない場合において、他の賃借人の賃借条件と著しく異なる条件で当該不動産を賃借する場合

(委託者非指図型投資信託の運用に係る禁止行為)

第八十条 法第四十九条の九第一項第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 その運用を行う投資信託財産に係る受益者以外の者の利益を図るため、当該投資信託財産に係る受益者の利益を害することとなる取引を行うこと（法第四十九条の九第一項第三号から第六号まで及び第二項第一号から第三号までに掲げる行為に該当する場合を除く。）。
- 二 他人から不当な制限又は拘束を受けて投資信託財産の売買その他の取引を行うこと、又は行わないこと。
- 三 特定の銘柄の有価証券等について、不当に売買高を増加させ、又は作為的に値付けを行うことを目的とした取引を行うこと。
- 四 その運用に当たつて、投資信託財産の売買その他の取引を行つた後で当該取引に係る投資信託財産を特定すること。
- 五 一の投資信託財産の純資産総額に百分の五十を乗じて得られる

額が当該投資信託財産に係る次のイ及びロに掲げる額（これに係る取引のうち当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価益を生じた取引がある場合には当該評価益の合計額を控除した額とする。）並びにハ及びニに掲げる額の合計額を下回ることとなるにもかかわらず、当該投資信託財産に係る有価証券先物取引等を行うこと又は継続すること。

イ 当該投資信託財産に係る先物取引等評価損（有価証券オプション取引等（有価証券オプション取引、外国有価証券市場におけるこれと類似の取引及び取引所金融先物取引のうち金融先物取引法第二条第二項第三号に掲げる取引（海外金融先物市場におけるこれと類似の取引を含む。）をいう。ロにおいて同じ。）及び有価証券店頭オプション取引等（有価証券店頭オプション取引、同条第四項第三号に掲げる取引及び選択権付債券売買をいう。ロにおいて同じ。）の売付約定に係るものを除く。）

ロ 当該投資信託財産に係る有価証券オプション取引等及び有価証券店頭オプション取引等のうち売付約定に係るものにおける原証券等（オプションの行使の対象となる一又は複数の有価証券若しくは有価証券指数又はこれと類似のものをいう。）の時価とその行使価格との差額であつて当該オプションの行使に伴い発生すると見込まれる損失の額から当該オプションに係る帳簿価額を控除した金額であつて評価損となるもの

ハ 当該投資信託財産をもつて取得し現在保有している新株予約権証券に係る時価とその帳簿価額との差額であつて評価損とな

るもの

二 当該投資信託財産をもつて取得し現在保有しているオプションを表示する証券又は証書に係る時価とその帳簿価額との差額であつて評価損となるもの

六 信託会社等の監査役（委員会設置会社にあつては、会社法第四百条第四項に規定する監査委員）、その役員に類する役職にある者又は使用人と投資信託財産との間における取引（令第四十四条に掲げる取引を除く。）を行うこと。

七 他の業務を通じて得られた法人関係情報を利用して投資信託財産の売買その他の取引を行うこと。

2| 前項第五号に掲げる行為については、当該投資信託財産に係る受益証券の取得の申込みの勧誘が適格機関投資家私募又は一般投資家私募により行われたものである場合を除く。ただし、親投資信託（委託者非指図型投資信託の信託財産（金銭に限る。）を合同して、特定資産に対する投資として運用することを目的とする委託者非指図型投資信託をいう。以下この章において同じ。）に係る行為であつて、その親投資信託の受益権を取得することを目的とする他の委託者非指図型投資信託の受益証券の取得の申込みの勧誘が募集により行われている場合は、この限りでない。

3| 第一項第五号に規定する純資産総額とは、投資信託財産に係る信託勘定元帳に計上された資産総額から負債総額を控除した額に、有価証券評価損益（有価証券（有価証券先物取引及び有価証券先渡取引に係る有価証券を除く。）の評価額と当該有価証券の帳簿価額と

の差額をいい、証券取引所に上場されている割引債券については、当該差額から未収利息相当額を控除した額（評価損の場合には未収利息相当額を加えた額）をいう。）及び先物取引等評価損益を加減した額（邦貨建資産に加え外貨建資産を投資信託財産として取得する委託者非指図型投資信託については、さらに外国投資勘定評価損益（外貨建資産について有価証券評価損益及び先物取引等評価損益に準じて算出した邦貨建の額をいう。）及び為替評価損益（買い為替勘定又は売り為替勘定の帳簿価額と評価額との差額をいう。）を加減した額）をいう。

4 第一項第五号に規定する有価証券先物取引等とは、次に掲げる取引をいう。

- 一 選択権付債券売買
- 二 有価証券先物取引
- 三 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引
- 四 有価証券指数等先物取引
- 五 有価証券オプション取引
- 六 外国市場証券先物取引
- 七 有価証券先渡取引
- 八 有価証券店頭指數等先渡取引
- 九 有価証券店頭オプション取引
- 十 有価証券店頭指數等スワップ取引
- 十一 取引所金融先物取引等

---

十二	金利先渡取引
十三	為替先渡取引
十四	直物為替先渡取引
十五	店頭金融先物取引
十六	クレジットデリバティブ取引
十七	スワップ取引
十八	オプション取引
十九	新株予約権証券に係る取引
二十	オプションを表示する証券又は証書に係る取引
五	第三項に規定する先物取引等評価損益とは、個別の有価証券先物取引、外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、取引所金融先物取引等に係る取引対象の評価額と当該取引対象の帳簿価額との差額又は個別の有価証券先渡取引、有価証券店頭指數等先渡取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指數等スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、直物為替先渡取引、店頭金融先物取引、クレジットデリバティブ取引、スワップ取引若しくはオプション取引における当事者が決済日における金銭の受渡額を計算する基準として定めた価格水準、指數、利率水準、為替相場その他の指標（以下この項において「指標」といいう。）の当該取引に係る決済日における数値が現在における当該指標の数値と同一である場合に当該取引に係る決済日において受け渡すこととなる額をいい、第一項第五号に規定する先物取引等評価損

---

とは、当該先物取引等評価損益のうち評価損となるものをいう。

(受益権原簿記載事項)

第八十一条 法第五十条第四項において準用する信託法第百八十六条

第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

。|

一 各受益権に係る受益債権の給付の内容、弁済期（弁済期の定めがないときは、その旨）その他の受益債権の内容

二 受益権について譲渡の制限があるときは、その旨及びその内容

法第五十条第四項において準用する信託法第百八十六条第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該委託者非指図型投資信託の受託者の商号又は名称及び所在

の場所

二 信託監督人があるときは、次に掲げる事項

イ 商号、名称又は氏名及び所在の場所又は住所

ロ 信託法第百三十二条第一項ただし書又は第二項ただし書の定めがあるときは、当該定めの内容

三 受益者代理人があるときは、次に掲げる事項

イ 商号、名称又は氏名及び所在の場所又は住所

ロ 信託法第百三十九条第一項ただし書又は第三項ただし書の定めがあるときは、当該定めの内容

四 信託法第一百八十八条に規定する受益権原簿管理人を定めたときは、その商号、名称又は氏名及び所在の場所又は住所

(受益証券の募集の取扱い等に係る信託の元本の合計額)

第八十一条 令第四十七条第二号に規定する信託会社等が発行する委

託者非指図型投資信託の受益証券の募集の取扱い等を行う者が当該募集の取扱い等を行う受益証券に係る委託者非指図型投資信託の信託の元本の合計額として内閣府令で定めるところにより計算した額

は、当該募集の取扱い等を行つた者が直近二事業年度において当該募集の取扱い等を行つた受益証券に係る委託者非指図型投資信託の信託の元本の合計額の一事業年度当たりの平均額に相当する額とする。

2 | 令第四十七条第二号に規定する信託会社等が設定する委託者非指

の場所

団型投資信託の信託の元本の合計額として内閣府令で定めるところにより計算した額は、当該信託会社等が直近二事業年度において設定した委託者非指図型投資信託の信託の元本の合計額の一事業年度当たりの平均額に相当する額とする。

五 前各号に掲げるもののほか、投資信託約款の記載事項

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

**第八十二条** 法第五十条第四項において準用する信託法第一百九十条第二項第一号に規定する内閣府令で定める方法は、同号の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

(利害関係人等との間の取引が禁止される行為)

**第八十二条** 法第四十九条の九第一項第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 信託会社等の利害関係人等（法第四十九条の九第二項第一号に規定する利害関係人等をいう。以下この章において同じ。）である発行者、証券業を営んでいる投資信託委託業者（当該投資信託委託業者が許可外国証券業者である場合を除く。）、証券会社、証券中介机构又は登録金融機関が有価証券の募集、私募若しくは売出し又は募集、私募若しくは売出しの取扱いを行つてている場合において、当該発行者、投資信託委託業者、証券会社、証券中介机构又は登録金融機関に対する当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が当該発行者、投資信託委託業者、証券会社、証券中介机构又は登録金融機関が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該発行者、投資信託委託業者、証券会社、証券中介机构又は登録金融機関の要請を受けて、当該有価証券を投資信託財産をもつて取得し、又は買い付けること。

二 信託会社等の利害関係人等である不動産特定共同事業者が不動産特定共同事業契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該不動産特定共同事業契約の締結額が当該不動産特定共同事業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該不動産特定共同事業者の要請を受けて、当該不動産特定共同事業契約に

係る匿名組合出資持分を投資信託財産をもつて取得すること。

三 信託会社等の利害関係人等である匿名組合の営業者が匿名組合契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該匿名組合契約の出資額が当該匿名組合の営業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該匿名組合の営業者の要請を受けて、当該匿名組合契約に係る匿名組合出資持分を投資信託財産をもつて取得すること。

四 信託会社等の利害関係人等である信託業者等が信託契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該信託契約に係る信託財産の額が当該信託業者等が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該信託業者等の要請を受けて、当該信託契約に係る受益権を投資信託財産をもつて取得すること。

五 信託会社等の利害関係人等である信託受益権販売業者が信託受益権の販売又はその代理若しくは媒介を行っている場合において、当該信託受益権販売業者に対する当該信託受益権の買付けの申込みの額が当該信託受益権販売業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該信託受益権販売業者の要請を受け、当該信託受益権を投資信託財産をもつて買い付けること。

(受益者の請求によらない受益権原簿記載事項の記載等)

第八十三条 法第五十条第四項において準用する信託法第百九十七条

第一項各号に掲げる場合には、委託者非指図型投資信託の受託者は、受益権原簿記載事項として、当該受益権が固有財産に属するか、

第八十三条 削除

他の投資信託財産に属するか、当該委託者非指図型投資信託の投資信託財産に属するかの別をも記載し、又は記録しなければならない。

(受益権原簿記載事項の記載等の請求)

**第八十四条** 法第五十条第四項において準用する信託法第一百九十八条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、受益権取得者（委託者非指図型投資信託の受益権を委託者非指図型投資信託の受託者以外の者から取得した者（当該受託者を除く。）をいう。）が受益証券を提示して請求をした場合とする。

(電子署名)

**第八十五条** 法第五十条第四項において準用する信託法第一百一一条第三項に規定する内閣府令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。

2 前項に規定する「電子署名」とは、電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものをいつ。  
一 当該情報が当該措置を行つた者の作成に係るものであることを示すためのものであること。  
二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

(同一法人の発行する株式の取得割合)

**第八十五条** 法第四十九条の十一第一項において準用する法第十六条第二号に規定する内閣府令で定める率は、百分の五とする。

(直接募集に係る取引報告書の記載事項等)

**第八十五条** 法第四十九条の十一第一項において準用する法第二十七条において準用する証券取引法第四十一条に規定する取引報告書は、別表第四により作成しなければならない。

2 法第四十九条の十一第一項において準用する法第二十七条规定する証券取引法第四十一条第一項ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、受益証券から生ずる収益金をもつて当該受益証券に係る委託者非指図型投資信託の受益証券を新たに取得する場合であつて、当該受益証券を新たに取得した顧客に対しても該取引の内容を記載した書類を定期的に交付し、かつ、個別の取引に関する当該顧客からの照会に対して、速やかに回答できる体制が整備されているものとする。

3

第三十七条第三項から第七項までの規定は、信託会社等が自ら設定する委託者非指図型投資信託の受益証券の募集等を行う場合において、前項の規定により当該信託会社等が当該受益証券を新たに取得した顧客に対して当該取引の内容を記載した書類を定期的に交付する場合について準用する。

(削る)

(直接募集に係る禁止行為)

第八十六条 法第四十九条の十一第一項において準用する法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条第一項第十号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 直接募集に係る取引に關し、虚偽の表示又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- 二 直接募集に係る取引につき、顧客に対して特別の利益を提供することを約して勧誘する行為

(直接募集に係る事故)

第八十七条 法第四十九条の十一第一項において準用する法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、直接募集に係る取引につき、信託会社等の代表者等が、当該信託会社等の直接募集の業務に關し、次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及ぼしたものとする。  
一 顧客の同意を得ずして、当該顧客の計算により受益証券の取得その他の行為を行うこと。

(削る)

- 二 顧客の注文内容について確認しないで、当該顧客の計算により受益証券の取得その他の行為を行うこと。
- 三 イからハまでに掲げるものについて顧客を誤認させるような勧誘をすること。

- イ 受益証券に係る委託者非指図型投資信託の商品内容  
ロ 取引の条件
- ハ 受益証券の価格の騰貴又は下落

- 四 顧客の注文の執行において、過失により事務処理を誤ること。  
五 電子情報処理組織の異常により、顧客の注文の執行を誤ること。

- 六 その他法令に違反する行為を行うこと。

(直接募集に係る金融庁長官の事故確認が不要の場合)

- 第八十八条 法第四十九条の十一第一項において準用する法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条の一第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 裁判所の確定判決を得ている場合  
二 裁判上の和解が成立している場合  
三 民事調停法第十六条に定める調停が成立している場合又は同法第十七条の定めにより裁判所の決定が行われ、かつ、同法第十八条第一項に定める期間内に異議の申立てがない場合  
四 信託会社等の代表者等が前条各号に規定する行為により顧客に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた損失に

ついて顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が十万円相当額を上回らない場合（前条各号に規定する行為の区分ごとに当該利益を計算するものとする。ただし、同条第四号又は第五号に規定する行為にあっては、次号に掲げる場合において申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益の額を控除して計算するものとする。）

五 信託会社等の代表者等が前条第四号又は第五号に規定する行為により顧客に損失を及ぼした場合（信託法（大正十一年法律第六十一号）第三十九条第一項に規定する帳簿又は顧客の注文内容の記録により事故であることが明らかである場合に限る。）

2 | 信託会社等は、前項第四号又は第五号の規定に該当する場合の事故について、金融庁長官の確認を得ずに顧客に対して財産上の利益の提供を申し込み、約束し、又は提供したときは、当該申込み、約束又は提供をした日の属する月の翌月末までに、第九十条に定める事項について、金融庁長官に報告しなければならない。

（直接募集に係る金融庁長官への事故確認の申請手続）

第八十九条 法第四十九条の十一第一項において準用する法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条の一第五項の規定により確認申請書を提出しようとする者は、確認申請書及びその添付書類を金融庁長官に提出しなければならない。

（直接募集に係る確認申請書の記載事項）

(削る)

**第九十条** 法第四十九条の十一第一項において準用する法第二十七条において準用する証券取引法第四十一一条の一第五項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 信託会社等の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名

二 事故となる行為に関係した代表者等の氏名及び部署の名称

三 顧客の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びに当該法人の代表者の氏名及び住所）

四 事故の概要

五 提供しようとする財産上の利益の額

六 その他金融庁長官の定める事項

(削る)

(直接募集に係る確認申請書の添付書類)

**第九十一条** 法第四十九条の十一第一項において準用する法第二十七条において準用する証券取引法第四十一一条の一第五項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 顧客が前条各号に掲げる事項の内容を確認したことを証明する書類（当該確認申請書が法第四十九条の十一第一項において準用する法第二十七条において準用する証券取引法第四十一一条の一第五項第一号の申込みに係るものである場合を除く。）

二 その他参考になる資料

(利益相反のおそれがある場合の受益者等への書面の交付)

(利益相反のおそれがある場合の受益者等への書面の交付)

第八十六条 法第五十四条第一項において準用する法第十三条第一項

に規定する同項各号に掲げる取引に係る書面の交付は、次に掲げる事項について記載した書面により行わなければならない。

一 当該取引に係る委託者非指図型投資信託の名称

二 書面の交付を行う理由（当該取引の相手方と当該信託会社等の関係を含む。）

三・四（略）

五 法第五十四条第一項において準用する法第十一条第一項の規定による調査の結果

六・七（略）

2 信託会社等は、法第五十四条第一項において準用する法第十三条规定第一項各号に掲げる取引が行われたときは、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

（利益相反のおそれがある場合の書面の交付を要する顧客）

第八十七条 令第二十九条第四号に規定する内閣府令で定める顧客は、次に掲げるものとする。

一（略）

二 信託会社等が投資信託財産の特定資産に係る投資に關し助言を行ふ場合において、当該助言に基づき行われる当該特定資産の取引の相手方

（運用報告書の交付を要しない場合）

第九十二条 法第四十九条の十一第一項において準用する法第二十八条第一項各号に掲げる取引に係る書面の交付は、次に掲げる事項について記載した書面により行わなければならない。

一 当該取引に係る投資信託の名称

二 書面交付を行う理由（当該取引の相手方と当該信託会社等の関係を含む。）

三・四（略）

五 法第四十九条の十一第一項において準用する法第十六条の二第一項の調査の結果

六・七（略）

2 信託会社等は、法第四十九条の十一第一項において準用する法第十九条第一項各号に掲げる取引が行われたときは、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

（令第五十一条第四号に規定する内閣府令で定める顧客）

第九十三条 令第五十二条第四号に規定する内閣府令で定める顧客は、次に掲げるものとする。

一（略）

二 信託会社等が投資信託財産の特定資産に係る助言を行ふ場合において、当該助言に基づき行われる当該特定資産の取引の相手方

**第八十八条**

法第五十四条第一項において準用する法第十四条第一項

(新設)

第三号に規定する内閣府令で定める場合は、受益証券が金融商品取引所に上場されている場合とする。

**(投資信託約款の変更内容の届出)**

**第八十九条**

法第五十四条第一項において準用する法第十六条(第一号に係る部分に限る。)の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出して行わなければならない。

一 当該投資信託約款に係る委託者非指図型投資信託の名称

二 投資信託約款の変更の内容及び理由

三 投資信託約款の変更がその効力を生ずる日

四 投資信託約款の変更の中止に関する条件を定めるときは、その条件

五 書面による決議を行うときは、法第五十四条第一項において準用する法第十七条第一項第一号及び第三号に掲げる事項並びに第三十一条各号に掲げる事項

二 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 投資信託約款の変更の案

二 書面による決議を行うときは、次に掲げるもの

イ 法第五十四条第一項において準用する法第十七条第五項の規定による公告をする場合については、当該公告の内容を記載した書面

口 法第五十四条第一項において準用する法第十七条第九項において準用する信託法第二百十条第一項に規定する議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類

(委託者非指図型投資信託の併合の届出)

第九十条 法第五十四条第一項において準用する法第十六条（第一号に係る部分に限る。）の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出して行わなければならない。

- 一 当該委託者非指図型投資信託の併合に係る各委託者非指図型投資信託の名称

二 委託者非指図型投資信託の併合後の委託者非指図型投資信託の名称

三 委託者非指図型投資信託の併合の内容及び理由

四 委託者非指図型投資信託の併合がその効力を生ずる日

五 委託者非指図型投資信託の併合の中止に関する条件を定めるとときは、その条件

六 書面による決議を行うときは、法第五十四条第一項において準用する法第十七条第一項第一号及び第三号に掲げる事項並びに第三十一条各号に掲げる事項

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 委託者非指図型投資信託の併合後の投資信託約款の案

二 書面による決議を行うときは、次に掲げるもの

イ 法第五十四条第一項において準用する法第十七条第五項の規

(新設)

定による公告をする場合については、当該公告の内容を記載した書面

口 法第五十四条第一項において準用する法第十七条第九項において準用する信託法第二百十条第一項に規定する議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類

(投資信託約款の重大な内容の変更)

第九十一条 法第五十四条第一項において準用する法第十七条第一項に規定する投資信託約款の変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるものは、法第四十九条第二項第一号、第三号から第十二号まで及び第十四号から第十六号までに掲げる事項並びに第七十八条各号に掲げる事項の変更であつて、当該投資信託約款に係る委託者非指図型投資信託の商品としての同一性を失わせることとなるものとする。ただし、同項第五号に掲げる信託の運用に関する事項については、次に掲げるものとする。

一～六 (略)

(投資信託約款の重大な内容の変更)

第九十四条 法第四十九条の十一第一項において準用する法第三十条第一項に規定する投資信託約款の変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるものは、法第四十九条の四第二項第一号、第三号から第十一号まで及び第十四号から第十六号までに掲げる事項並びに第七十六条各号に掲げる事項の変更であつて、当該投資信託約款に係る委託者非指図型投資信託の商品としての同一性を失わせることとなるものとする。ただし、法第四十九条の四第二項第五号に掲げる信託の運用に関する事項については、次に掲げるものとする。

一～六 (略)

(投資信託約款の変更に関する議案)

第九十二条 投資信託約款の変更に関する議案に係る書面決議参考書

類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 投資信託約款の変更の案  
二 投資信託約款で定められた受益権の内容に変更を加え、又は受益権の価値に重大な影響を与えるおそれがあるときは、その変更

(新設)

又は影響の内容及び相当性に関する事項

三| 投資信託約款の変更がその効力を生ずる日

四| 委託者非指図型投資信託の併合の中止に関する条件を定めるとときは、その条件

五| 投資信託約款の変更の中止に関する条件を定めるときは、その条件

六| 投資信託約款の変更をする理由

(委託者非指図型投資信託の併合に関する議案)

第九十三条 委託者非指図型投資信託の併合に関する議案に係る書面

決議参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一| 委託者非指図型投資信託の併合後の投資信託約款の内容

二| 投資信託約款において定める受益権の内容に変更があるときは、その内容及び変更の理由

三| 委託者非指図型投資信託の併合に際して受益者に対し金銭その他財産を交付するときは、次に掲げる事項

イ| 当該財産の内容及びその価額並びにこれらの事項の定めの相

当性に関する事項

ロ| 受益者に対して交付する金銭その他の財産の割当に関する事

項及び当該事項の定めの相当性に関する事項

四| 委託者非指図型投資信託の併合がその効力を生ずる日

五| 委託者非指図型投資信託の併合をする他の委託者非指図型投資信託についての次に掲げる事項その他のこれらの他の委託者非指

(新設)

図型投資信託を特定するためには必要な事項

イ 受託者の商号又は名称及び住所

ロ 投資信託契約の締結日

ハ 投資信託約款の内容

六 委託者非指図型投資信託の併合をする各委託者非指図型投資信

託において直前に作成された財務状況開示書類等の内容（財務状況開示書類等を作成すべき時期が到来していなきときは、その旨）

七 委託者非指図型投資信託の併合をする各委託者非指図型投資信

託について、財産状況開示書類等を作成した後（財務状況開示書類等を作成すべき時期が到来していなき場合には、委託者非指図型投資信託がされた後）に、重要な投資信託財産に属する財産の処分、重大な信託財産責任負担債務の負担その他の投資信託財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

八 委託者非指図型投資信託の併合をする理由

（削る）

（投資信託約款の変更の公告等）

第九十五条 法第四十九条の十一第一項において準用する法第二十条

第一項に規定する投資信託約款の変更に係る公告及び書面の交付は、次に掲げる事項についてしなければならない。

- 一 当該投資信託約款に係る委託者非指図型投資信託の名称
- 二 変更しようとする理由

(削る)

変更しようとする内容

変更の予定年月日

変更に異議がある者は異議を述べるべき日

異議を述べることができる期間

異議を述べる方法

八 異議を述べることができる期間中に異議を述べた受益者の受益権の口数が当該投資信託約款の変更に係る公告の行われた日に存する元本の総額に相当する口数の二分の一を超えないときは、変更の予定年月日をもつて当該投資信託約款の変更を行う旨  
九 法第四十九条の十一第一項において準用する法第三十条の一に規定する買取請求権の内容及び買取請求の手続に関する事項

(投資信託約款を変更しない場合における公告等)

第九十六条 法第四十九条の十一第一項において準用する法第三十条第五項に規定する投資信託約款を変更しない旨の公告及び書面の交付は、次に掲げる事項についてしなければならない。

一 当該投資信託約款に係る委託者非指図型投資信託の名称

二 当初予定していた変更の内容及び予定年月日

三 変更しない事項

四 変更しない理由

五 変更に対して異議を述べた者の当該投資信託約款に係る受益権の口数及び受益権の当該投資信託約款に係る元本の総額に相当する口数に対する割合

2 | 信託会社等は、投資信託約款を変更しないこととしたときは、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

#### 第四章 外国投資信託

##### (外国投資信託の届出を要しない受益証券の範囲)

**第九十四条** 令第三十条第二号に規定する内閣府令で定める外国投資信託の受益証券は、令第十二条第一号に掲げる証券投資信託に類する外国投資信託の受益証券とする。

##### (外国投資信託の受益証券の発行者の代理人)

**第九十五条** 外国投資信託の受益証券の発行者は、法第五十八条第一項又は法第五十九条において準用する法第十六条若しくは第十九条の規定による届出を行う場合には、国内に住所を有する者であつて当該届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するものを定めなければならない。

##### (外国投資信託の届出等)

**第九十六条** 法第五十八条第一項の規定による届出は、別紙様式第一号により作成した外国投資信託に関する届出書を金融庁長官に提出して行わなければならぬ。

##### (新設)

##### (外国投資信託の発行者の代理人)

**第九十七条** 外国投資信託の受益証券の発行者は、法第五十八条第一項又は法第五十九条において準用する法第二十九条若しくは第三十一条の規定による届出を行う場合には、国内に住所を有する者であつて当該外国投資信託の受益証券の届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有する者を定めなければならない。

##### (外国投資信託の届出等)

**第九十八条** 外国投資信託の受益証券の発行者は、法第五十八条第一項の規定による届出をするときは、別紙様式第十八号により作成した外国投資信託に関する届出書を、金融庁長官に提出しなければならない。

2 法第五十八条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 受託者の辞任及び解任並びに新たな受託者の選任に関する事項

三 委託者が運用の指図に係る権限を他の者に委託する場合（委託者指図型投資信託に類するものの場合に限る。）又は受託者が運用に係る権限を他の者に委託する場合（委託者非指図型投資信託に類するものの場合に限る。）におけるその委託の内容

四 国内において法第五十八条第一項に規定する募集の取扱い等を行う金融商品取引業者等の名称

3 法第五十八条第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 (略)

五 当該外国投資信託の運用（その指図を含む。以下この号において同じ。）に係る権限を有する者が、当該権限を他の者に委託して当該外国投資信託の運用を行わせている場合には、その委託に関する内容を明らかにした書面

(外国投資信託約款等の変更内容の届出)

第九十七条 法第五十九条において準用する法第十六条（第一号に係る部分に限る。）の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した

届出書を金融庁長官に提出して行わなければならない。

一 当該外国投資信託約款等に係る外国投資信託の名称

2 法第五十八条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 受託者の辞任及び新受託者の選任に関する事項

三 委託者が運用の指図に係る権限を他の者に委託する場合（委託者指図型投資信託に類するものの場合に限る。）又は受託者が運用に係る権限を他の者に委託する場合（委託者非指図型投資信託に類するものの場合に限る。）における当該委託の内容

四 国内において募集の取扱い等を行う証券会社又は登録金融機関の名称

3 法第五十八条第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 (略)

五 当該外国投資信託の運用を行ふ権限を有する者が、当該権限を他の者に委託して当該外国投資信託の運用を行わせている場合には、当該委託に関する内容を明らかにした書面

(新設)

二 外国投資信託約款等の変更の内容及び理由

三 外国投資信託約款等の変更がその効力を生ずる日、  
、その条件

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 外国投資信託約款等の変更の案

二 委託者指図型投資信託に類するものの場合には、受託者の同意  
書又はこれに代わる書類

三 法第五十九条において準用する法第十七条第五項の規定による  
公告をする場合については、当該公告の内容を記載した書面

四 外国投資信託約款等の変更に関する前条第三項第一号から第四  
号までに係る書類に準ずる書類

(外国投資信託の併合の届出)

第九十八条 法第五十九条において準用する法第十六条（第一号に係  
る部分に限る。）の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した  
届出書を金融庁長官に提出して行わなければならない。

一 当該外国投資信託の併合（法第五十九条において準用する法第  
十六条第二号に規定する外国投資信託の併合をいう。以下この章  
において同じ。）に係る各外国投資信託の名称

二 外国投資信託の併合後の外国投資信託の名称

三 外国投資信託の併合の内容及び理由

四 外国投資信託の併合がその効力を生ずる日

(新設)

五 外国投資信託の併合の中止に関する条件を定めたときは、その

条件

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 外国投資信託の併合後の外国投資信託約款等の案

二 委託者指図型投資信託に類するものの場合には、受託者の同意

書又はこれに代わる書類

三 法第五十九条において準用する法第十七条第五項の規定による

公告をする場合については、当該公告の内容を記載した書面

四 外国投資信託の併合に関する第九十六条第三項第一号から第四

号までに係る書類に準ずる書類

(削る)

(外国投資信託の発行者が変更届出等を行う際の提出書類)

第九十九条 法第五十九条において準用する法第二十九条及び第三十一条の規定による届出をする場合には、別表第十上欄に掲げる区分に応じ、同表中欄に掲げる事項を記載した変更届出書及び同表下欄に掲げる添付書類を、金融庁長官に提出しなければならない。

(外国投資信託約款等の重大な内容の変更)

第九十九条 法第五十九条において準用する法第十七条第一項に規定

(外国投資信託の信託約款の変更)

第一百条 法第五十九条において準用する法第三十条第一項に規定する外国投資信託の信託約款又はこれに類する書類の変更の内容が重大で定めるものは、当該外国投資信託約款等の記載事項の変更であつて、当該外国投資信託約款等に係る外国投資信託の商品としての同一性を失わせることとなるものとする。ただし、当該外国投資信託の商品としての同一性を失わせることとなるものとする。ただ

の運用に関する事項については、次に掲げるものとする。

一～三（略）

四 投資の対象とする資産についての種類、銘柄若しくは通貨<sup>1)</sup>との保有額若しくは保有割合に係る制限又は取得できる資産の範囲に係る制限その他の運用の制限で、当該変更が当該外国投資信託約款等に係る外国投資信託の商品としての同一性を失わせることとなるもの

五 新たに投資の対象とする資産の追加又は既に投資の対象としている資産の廃止で、当該変更が当該外国投資信託約款等に係る外国投資信託の商品としての同一性を失わせることとなるもの

六 前各号に掲げるもののほか、その変更の内容が当該外国投資信託約款等に係る外国投資信託の商品としての同一性を失わせることとなるもの

（重大な約款の変更等の決定事項）

第一百条 法第五十九条において準用する法第十七条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 外国投資信託の信託約款を変更しようとする場合
- イ 変更後の外国投資信託約款等
- ロ 外国投資信託約款等で定められた受益権の内容に変更を加え、又は受益権の価値に重大な影響を与えるおそれがあるときは

し、当該外国投資信託の運用に関する事項については、次の各号に掲げるものとする。

一～三（略）

四 投資の対象とする資産についての種類、銘柄若しくは通貨<sup>1)</sup>との保有額若しくは保有割合に係る制限又は取得できる資産の範囲に係る制限その他の運用の制限で、当該変更が当該外国投資信託の信託約款又はこれに類する書類の記載事項に係る外国投資信託の商品としての同一性を失わせることとなるもの

五 新たに投資の対象とする資産の追加又は既に投資の対象としている資産の廃止で、当該変更が当該外国投資信託の信託約款又はこれに類する書類の記載事項に係る外国投資信託の商品としての同一性を失わせることとなるもの

六 前各号に掲げるもののほか、その変更の内容が当該外国投資信託の信託約款又はこれに類する書類の記載事項に係る外国投資信託の商品としての同一性を失わせることとなるもの

、その変更又は影響の内容及び相当性に関する事項

ハ| 外国投資信託約款等の変更がその効力を生ずる日

二| 外国投資信託約款等の変更をする理由

二| 外国投資信託の併合をしようとする場合

イ| 外国投資信託の併合後の外国投資信託約款等の内容

口| 外国投資信託約款等において定める受益権の内容に変更があるときは、その内容及び変更の理由

ハ| 外国投資信託の併合に際して受益者に対し金銭その他の財産を交付するときは、次に掲げる事項

(1)| 当該財産の内容及びその価額並びにこれらの事項の定めの相当性に関する事項

(2)| 受益者に対して交付する金銭その他の財産の割当てに関する事項及び当該事項の定めの相当性に関する事項

二| 外国投資信託の併合がその効力を生ずる日

ホ| 外国投資信託の併合をする他の外国投資信託についての次に掲げる事項その他の当該他の外国投資信託を特定するために必要な事項

(1)| 委託者及び受託者の氏名又は名称及び住所

(2)| 外国投資信託の信託契約の締結日

(3)| 外国投資信託約款等の内容

ヘ| 外国投資信託の併合をする各外国投資信託において直前に作成された財産状況開示書類等（これに準ずる書面又は電磁的記録を含む。以下この条及び第百一一条において同じ。）の内容（

財産状況開示書類等を作成すべき時期が到来していないときは  
、その旨)

ト 外国投資信託の併合をする各外国投資信託について、財産状況開示書類等を作成した後（財産状況開示書類等を作成すべき時期が到来していない場合にあつては、外国投資信託がされた後）に、重要な外国投資信託の信託財産に属する財産の処分、重大な信託財産責任負担債務の負担その他の外国投資信託の信託財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

チ 外国投資信託の併合をする理由

（外国投資信託の信託契約の解約の届出）

第一百一条 法第五十九条において準用する法第十九条の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官に提出して行わなければならない。

一 当該信託契約に係る外国投資信託の名称

二 外国投資信託の信託契約の解約の理由

三 外国投資信託の信託契約の解約がその効力を生ずる日

四 外国投資信託の信託契約の中止に関する条件を定めたときは、その条件

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。  
一 受託者の同意書又はこれに代わる書類  
二 法第五十九条において準用する法第二十条第一項において準用

（外国投資信託の信託約款の変更の公告等）

第一百一条 法第五十九条において準用する法第二十条第一項の規定による外国投資信託の信託約款又はこれに類する書類の変更に係る公告及び書面の交付は、次に掲げる事項についてしなければならない。

一 当該外国投資信託の名称

二 変更しようとする理由

三 変更しようとする内容

四 変更の予定年月日

2 前項に規定する外国投資信託の信託約款又はこれに類する書類の変更に係る公告は、当該信託約款又はこれに類する書類の変更をしようとする日の三十日前までに行わなければならない。

する法第十七条第五項の規定による公告をする場合については、

当該公告の内容を記載した書面

三 外国投資信託の信託契約の解約に関する第九十六条第三項第一

号から第四号までに係る書類に準ずる書類

(外国投資信託の信託契約の解約の決定事項)

第一百二条 法第五十九条において準用する法第二十条第一項において

準用する法第十七条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 外国投資信託の信託契約の解約の相当性に関する事項

二 外国投資信託の信託契約の解約が効力を生じる日

三 直前に作成された財産状況開示書類等に類するものの内容（財

産状況開示書類等を作成すべき時期が到来していないときは、そ

の旨）

四 財産状況開示書類等を作成した後（財産状況開示書類等を作成

すべき時期が到来していない場合にあつては、外国投資信託がされた後）に、重要な外国投資信託の信託財産に属する財産の処分、重大な信託財産責任負担債務の負担その他の外国投資信託の信託財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

五 外国投資信託の信託契約の解約の理由

(委託者指図型投資信託に類する外国投資信託の契約の解約の公告等)

第一百二条 法第五十九条において準用する法第三十二条第一項の規定による委託者指図型投資信託に類する外国投資信託の契約の解約に係る公告及び書面の交付は、次に掲げる事項についてしなければならない。

一 当該外国投資信託の名称

二 解約しようとする理由

三 解約の予定年月日

2 | 前項に規定する委託者指図型投資信託に類する外国投資信託の契約の解約に係る公告は、当該契約の解約をしようとする日の三十日前までに行わなければならない。ただし、当該契約の解約をしようとする委託者指図型投資信託に類する外国投資信託について、真にやむを得ない事情が生じている場合であつて、その公告を三十日前までに行つことが困難な場合は、この限りでない。

(規約の記載事項の細目)

第一百五条 法第六十七条第五項に規定する内閣府令で定める細目は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 法第六十七条第一項第七号に掲げる事項 次に掲げるもの

イ二 (略)

ホ 資産を主として有価証券（金融商品取引法第一条第一項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除く。）において同じ。）に対する投資として運用すること（有価証券についての同法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引を行うことを含む。）を目的とする場合は、その旨

ヘ (略)

二四 (略)

五 法第六十七条第一項第十三号に掲げる事項 資産運用会社に対する資産運用報酬の具体的な金額又はその計算方法及び支払の時期

一 法第六十七条第一項第七号に掲げる事項 次に掲げるもの

イ二 (略)

ホ 資産を主として有価証券（有価証券先物取引、外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券先渡取引、有価証券店頭指數等先渡取引、有価証券店頭オプション取引及び有価証券店頭指數等スワップ取引を含む。）に対する投資として運用することを目的とする場合は、その旨

ヘ (略)

二四 (略)

五 法第六十七条第一項第十三号に掲げる事項 資産の運用を行う投資信託委託業者に対する資産運用報酬の具体的な金額又はその計算方法及び支払の時期

六 法第六十七条第一項第十四号に掲げる事項 成立時的一般事務受託者、資産運用会社及び資産保管会社となるべき者のすべてについて、それぞれ次に掲げるもの

(規約の記載事項の細目)

第一百五条 法第六十七条第五項に規定する内閣府令で定める細目は、次の各号に掲げる事項に応じ、当該各号に定める細目とする。

一 法第六十七条第一項第七号に掲げる事項 次に掲げるもの

イ二 (略)

ホ 資産を主として有価証券（有価証券先物取引、外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券先渡取引、有価証券店頭指數等先渡取引、有価証券店頭オプション取引及び有価証券店頭指數等スワップ取引を含む。）に対する投資として運用することを目的とする場合は、その旨

ヘ (略)

二四 (略)

五 法第六十七条第一項第十三号に掲げる事項 資産の運用を行う投資信託委託業者に対する資産運用報酬の具体的な金額又はその計算方法及び支払の時期

六 法第六十七条第一項第十四号に掲げる事項 成立時的一般事務受託者、資産の運用を行う投資信託委託業者及び資産保管会社となるべき者のすべてについて、それぞれ次に掲げるもの

イ（略）

□ これらの者との間の契約において定めるべき事項のうち、委託すべき業務の内容、契約期間及び当該期間中の解約に関する事項、契約の内容の変更に関する事項、これらの者に支払う報酬又は手数料の額（具体的な金額又はその計算方法）並びにその支払の時期及び方法その他重要な事項（成立時において資産運用会社となるべき者と締結すべき契約に、資産の運用に係る権限の一部の再委託に関する規定を設ける場合においては、当該規定の内容を含む。）

七（略）

（投資法人の設立の届出）

第百七条 設立企画人は、法第六十九条第一項の規定による届出をしようとするとときは、別紙様式第一号により作成した投資法人設立届出書の正本及び副本二通を、設立しようとする投資法人の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に提出しなければならない。

（投資法人設立届出書の添付書類）

第百八条 前条の投資法人設立届出書には、法第六十九条第二項に規定する規約を、三通（規約が電磁的記録で作成されているときは、次条に定める電磁的記録一部）添付しなければならない。

イ（略）

□ これらの者との間の契約において定めるべき事項のうち、委託すべき業務の内容、契約期間及び当該期間中の解約に関する事項、契約の内容の変更に関する事項、これらの者に支払う報酬又は手数料の額（具体的な金額又はその計算方法）並びにその支払の時期及び方法その他重要な事項（成立時において資産の運用を行う投資信託委託業者となるべき者と締結すべき契約に、法第三十四条の五第一項の規定による再委託に関する規定を設ける場合においては、当該規定の内容を含む。）

七（略）

（投資法人の設立の届出）

第百七条 設立企画人は、法第六十九条第一項の規定による届出をしようとするとときは、別紙様式第十九号により作成した投資法人設立届出書の正本及び副本二通を、金融庁長官に提出しなければならない。

（投資法人設立届出書の添付書類）

第百八条 前条の投資法人設立届出書には、法第六十九条第二項に規定する規約を、三通（規約が電磁的記録で作成されているときは、第十一条の二に定める電磁的記録一部）添付しなければならない。

2 法第六十九条第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一 （略）

二 設立企画人（法人である場合を除く。次号及び第六号において同じ。）及び設立時執行役員の候補者が法第九十八条第一号及び第三号に該当しない旨の官公署の証明書（当該設立企画人又は設立時執行役員の候補者が外国人である場合を除く。）

三 別紙様式第三号により作成した設立企画人及び設立時執行役員の候補者が法第九十八条第四号及び第五号（当該設立企画人又は設立時執行役員の候補者が外国人である場合には、同条第一号から第五号まで）のいずれにも該当しないことを誓約する書面

四 別紙様式第四号又は第五号により作成した設立企画人及び設立時執行役員の候補者の履歴書又は沿革

五 設立企画人が法人である場合にあつては、別紙様式第六号により作成した当該法人の主要な株主又は出資者の氏名又は名称、その保有する議決権の数等を記載した書面並びに定款及び登記事項証明書又はこれらに代わる書類

六 設立企画人が法第六十六条第三項第一号に掲げる者（令第五十四条第二項第一号に掲げる者を除く。）である場合にあつては、別紙様式第七号により作成した当該者に該当することを証明する書面及びその根拠となる書類

七 （略）

2 法第六十九条第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一 （略）

二 設立企画人（法人である場合を除く。次号及び第六号において同じ。）及び設立時執行役員の候補者が法第九条第一項第六号及び口に該当しない旨の官公署の証明書（当該設立企画人又は設立時執行役員の候補者が外国人である場合を除く。）

三 別紙様式第二十号により作成した設立企画人及び設立時執行役員の候補者が法第九条第二項第六号ハ及びニ（当該設立企画人又は設立時執行役員の候補者が外国人である場合には、同号イから二まで）のいずれにも該当しないことを誓約する書面

四 別紙様式第二十一号又は第二十一号の一により作成した設立企画人及び設立時執行役員の候補者の履歴書又は沿革

五 設立企画人が法人である場合にあつては、別紙様式第二十一号により作成した当該法人の主要な株主又は出資者の氏名又は名称、その保有する議決権の数等を記載した書面並びに定款及び登記事項証明書又はこれらに代わる書面

六 設立企画人が法第六十六条第三項第一号に掲げる者である場合にあつては、別紙様式第二十三号により作成した当該者に該当することを証明する書面及びその根拠となる書類

七 （略）

(投資法人設立届出書に添付すべき電磁的記録)

第一百八条の二 法第六十九条第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）×六一二二三に適合する九十三ミリメートルフレキシブルカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。

2 前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

一 トランクフォーマットについては、日本工業規格X六一二二五に規定する方式

二 ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五に規定する方式

3 第一項の電磁的記録には、日本工業規格X六一二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならぬ。

- 一 申請者の商号
- 二 申請年月日

(投資法人設立に係る届出の受理)

第一百九条 財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）は、投資法人設立届出書を受理したときは、投資法人設立届出書の副本及び規約各一通（規約が電磁的記録で作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書

(新設)

(投資法人設立に係る届出の受理)

第一百九条 金融庁長官は、投資法人設立届出書を受理したときは、投資法人設立届出書の副本及び規約各一通（規約が電磁的記録で作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書

は、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面一通）に受理印を押して受理番号を記入した上で、当該副本及び規約を届出者に還付しなければならない。

（投資法人が成立しなかつた場合の届出）

第一百十条 投資法人が成立しなかつた場合には、設立企画人は、速やかに、別紙様式第八号により作成した投資法人の不成立に関する届出書を、当該投資法人に係る投資法人設立届出書を受理した財務局長等に提出しなければならない。

2 （略）

（申込みをしようとする者に対する通知すべき事項）

第一百十一条 法第七十一条第一項第十号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 （略）

二 設立時執行役員の候補者と成立時に法第二百八十八条第一項第四号に規定する委託契約（以下「資産運用委託契約」といふ。）を締結すべき者との利害関係の有無及び利害関係があるときは、その内容

の内容

三～五 （略）

六 当該設立時募集投資口に係る投資証券の募集が、金融商品取引法第一条第三項第一号に掲げる場合に該当するものにあつては、その

面一通）に受理印を押して受理番号を記入した上で、当該副本及び規約を届出者に還付しなければならない。

（投資法人が成立しなかつた場合の届出）

第一百十条 投資法人が成立しなかつた場合には、設立企画人は、速やかに、別紙様式第二十四号により作成した投資法人の不成立に関する届出書を、金融庁長官に提出しなければならない。

2 （略）

（申込みをしようとする者に対する通知すべき事項）

第一百十一条 法第七十一条第一項第十号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 （略）

二 設立時執行役員の候補者と成立時に資産運用委託契約を締結すべき者との利害関係の有無及び利害関係があるときは、その内容

三～五 （略）

六 当該設立時募集投資口に係る投資証券の募集が、証券取引法第一条第三項第一号に掲げる場合に該当するものにあつては、その

七（略）

（扱取扱機関）

第一百十一条 法第七十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇七（略）

八 金融商品取引業者（金融商品取引法第一条第九項に規定する金融商品取引業者をいい、同法第二十八条第五項に規定する有価証券等管理業務を行う者に限る。）

（申込みをしようとする者に対する通知事項の細目）

第一百三十条 法第七十一条第三項に規定する内閣府令で定める細目は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 設立時執行役員の候補者 氏名及び住所並びに当該候補者が次に掲げる者の一又は二以上に該当する場合には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるもの

イ 設立企画人の親族（配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族に限る。以下同じ。） 当該設立企画人の氏名及び親族関係の内容

内容

口（略）

八 設立企画人が法人である場合におけるその主要株主（総株主等の議決権の百分の十以上の議決権に係る株式又は出資を自己

七（略）

（銀行等）

第一百十一条 法第七十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇七（略）

八 証券会社

（申込みをしようとする者に対する通知事項の細目）

第一百三十条 法第七十一条第三項に規定する内閣府令で定める細目は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 設立時執行役員の候補者 氏名及び住所並びに当該候補者が次に掲げる者の一又は二以上に該当する場合には、それぞれの区分に応じ、それぞれ次に定めるもの

イ 設立企画人の親族 当該設立企画人の氏名及び親族関係の内容

内容

口（略）

八 設立企画人が法人である場合におけるその主要株主 当該設立企画人の名称及び保有している議決権の数

又は他人（仮設人を含む。）の名義をもつて所有している株主  
又は出資者をいつ。）当該設立企画人の名称及び保有してい  
る議決権の数

二・ホ （略）

二 （略）

（実質的に支配する）ことが可能となる関係）

第一百二十条 法第七十三条第四項において準用する会社法第七十一条  
第一項本文に規定する内閣府令で定める設立時投資主は、成立後の  
投資法人（当該投資法人の子法人（法第七十七条の二第一項に規定  
する子法人をいつ。以下同じ。）を含む。）が、当該成立後の投資  
法人の投資主となる設立時投資主である会社等（会社（外国会社を  
含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その  
他これらに準ずる事業体をいつ。以下この条及び第一百六十条第一項  
において同じ。）の議決権（会社法第三百八条第一項その他これに  
準ずる同法以外の法令（外国の法令を含む。）の規定により行使す  
ることができるないとされる議決権を含み、同法第四百一十二条第一  
項に規定する役員等（会計監査人を除く。）の選任及び定款の変更  
に関する議案（これらの議案に相当するものを含む。）の全部につ  
き株主総会（これに相当するものを含む。）において議決権を行使  
することができない株式（これに相当するものを含む。）に係る議  
決権を除く。）の総数の四分の一以上を有することとなる場合にお  
ける当該成立後の投資法人の投資主となる設立時投資主である会社等（当該設立時投資主

（実質的に支配する）ことが可能となる関係）

第一百二十条 法第七十三条第四項において準用する会社法第七十一条  
第一項本文に規定する内閣府令で定める設立時投資主は、成立後の  
投資法人（当該投資法人の子法人（法第七十七条の二第一項に規定  
する子法人をいつ。以下同じ。）を含む。）が、当該成立後の投資  
法人の投資主となる設立時投資主である会社等（会社、組合（外国  
における組合に相当するものを含む。）その他これらに準ずる事業  
体をいつ。以下この条及び第一百六十条第一項において同じ。）の議  
決権（会社法第三百八条第一項その他これに準ずる同法以外の法令  
(外国の法令を含む。)の規定により行使することができないとさ  
れる議決権を含み、同法第四百一十二条第一項に規定する役員等（  
会計監査人を除く。）の選任及び定款の変更に関する議案（これら  
の議案に相当するものを含む。）の全部につき株主総会（これに相  
当するものを含む。）において議決権を行使することができない株  
式（これに相当するものを含む。）に係る議決権を除く。）の総数  
の四分の一以上を有することとなる場合における当該成立後の投資  
法人の投資主となる設立時投資主である会社等（当該設立時投資主

等（当該設立時投資主であるもの以外の者が当該創立総会の議案につき議決権を行使することができない場合（当該議案を決議する場合に限る。）における当該設立時投資主を除く。）とする。

（自己投資口の処分の方法）

第一百三十条 法第八十条第三項（法第八十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める処分の方法は、次の各号に掲げる投資口の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- 一 その投資証券が金融商品取引所に上場されている有価証券である投資口 取引所金融商品市場（金融商品取引法第一条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいつ。以下同じ。）において行う取引による売却

二 その投資証券が店頭売買有価証券である投資口 店頭売買有価証券市場（金融商品取引法第六十七条第一項に規定する店頭売買有価証券市場をいつ。以下同じ。）において行う取引による売却

三 （略）

（申込みをしようとする者に対して通知すべき事項）

第一百三十五条 法第八十三条第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 規約に定められた事項（法第八十三条第一項第一号から第六号までに掲げる事項を除く。）であつて、当該投資法人に対して募集投資口の引受けの申込みをしようとする者が当該者に対して通知することを請求した事項とする。

であるもの以外の者が当該創立総会の議案につき議決権を行使することができない場合（当該議案を決議する場合に限る。）における当該設立時投資主を除く。）とする。

（自己投資口の処分の方法）

第一百三十条 法第八十条第三項（法第八十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める処分の方法は、次の各号に掲げる投資口の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- 一 その投資証券が証券取引所に上場されている有価証券である投資口 取引所有価証券市場において行う取引による売却

二 その投資証券が店頭売買有価証券である投資口 店頭売買有価証券市場において行う取引による売却

三 （略）

（申込みをしようとする者に対して通知すべき事項）

第一百三十五条 法第八十三条第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、規約に定められた事項（同項第一号から第六号までに掲げる事項を除く。）であつて、当該投資法人に対して募集投資口の引受けの申込みをしようとする者が当該者に対して通知することを請求した事項とする。

知することを請求した事項

二 投資法人の資産に属する不動産（以下この号において「投資不動産」という。）に関する次に掲げる事項

イ 地域別、用途別及び賃貸の用又はそれ以外の用の別に区分した投資不動産について、各物件の名称、所在地、用途、面積、構造、所有権又はそれ以外の権利の別及び価格（規約に定める評価方法及び基準により評価した価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他のこれらに準じて公正と認められる価格をいう。以下この号において同じ。）

ロ 価格の評価方法及び評価者の氏名又は名称

ハ 担保の内容

二 不動産の状況（不動産の構造、現況その他の投資不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項をいう。本において同じ。）

ホ 不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要（行つていらない場合にはその旨）及び調査者の氏名又は名称

ヘ 各物件の投資比率（当該物件の価格がすべての物件の価格の合計額に占める割合をいう。）

ト 投資不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（トにおいて「テナント」という。）がある場合には、次に掲げる事項

(1) テナントの総数、賃料収入の合計、賃貸面積の合計、賃貸可能面積の合計及び過去五年間の一一定の日における稼働率  
(2) 主要な物件（一体として使用されていると認められる土地に係る建物又は施設であつて、その賃料収入の合計がすべて

の投資不動産に係る賃料収入の合計の百分の十以上であるもの(をいふ。)がある場合には、当該主要な物件とのテナントの総数、賃料収入の合計、賃貸面積の合計、賃貸可能面積の合計及び過去五年間の一一定の日における稼働率

(3) 主要なテナント(当該テナントの賃貸面積の合計がすべての投資不動産に係る賃貸面積の合計の百分の十以上であるものをいふ。)がある場合には、その名称、業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金又は保証金その他賃貸借契約に関して特記すべき事項(やむを得ない事情により記載できないものにあっては、その旨)

(資産運用委託契約の概要として記載する内容)

第一百三十六条 法第八十三条第一項に規定する内閣府令で定める細目は、すべての資産運用会社につき、それぞれ次に掲げるものとする。

一 (略)

二 それらの者との間の契約において定める事項のうち、委託すべき業務の内容、契約期間及び当該期間中の解約に関する事項、契約の変更に関する事項、それらの者に支払う報酬又は手数料の額(具体的な金額又はその計算方法)並びにその支払の時期及び方法その他重要な事項(これらの者との間の契約に、資産の運用に係る権限の一部の再委託に関する規定を設ける場合においては、当該規定の内容を含む。)

(資産運用委託契約の概要として記載する内容)

第一百三十六条 法第八十三条第一項に規定する内閣府令で定める細目は、すべての投資信託委託業者につき、それぞれ次に掲げるものとする。

一 (略)

二 それらの者との間の契約において定める事項のうち、委託すべき業務の内容、契約期間及び当該期間中の解約に関する事項、契約の変更に関する事項、それらの者に支払う報酬又は手数料の額(具体的な金額又はその計算方法)並びにその支払の時期及び方法その他重要な事項(これらの者との間の契約に、法第三十四条の五第一項の規定による再委託に関する規定を設ける場合においては、当該規定の内容を含む。)

(申込みをしようとする者に対する通知を要しない場合)

第一百三十七条 法第八十三条第五項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合であつて、投資法人が同条第一項の申込みをしようとする者に対する通知を要しない場合とする。

一 当該投資法人が金融商品取引法の規定に基づき田論見書に記載すべき事項を電磁的方法により提供している場合

二 (略)

(投資口の端数処理の方法)

第一百三十八条 法第八十八条第一項に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる投資口の区分に応じ、当該各号に定める方法とす。

一 その投資証券が金融商品取引所に上場されている有価証券である投資口 取引所金融商品市場において行う取引による売却

二・三 (略)

(資産運用委託契約の承認に関する議案)

第一百五十一条 執行役員が資産運用会社との資産運用委託契約の承認に関する議案を提出する場合には、投資主総会参考書類には、当該資産運用委託契約を締結しようとする資産運用会社（法第一百七条第三項に規定する承認については、資産運用委託契約を締結した資

(申込みをしようとする者に対する通知を要しない場合)

第一百三十七条 法第八十三条第五項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合であつて、投資法人が同条第一項の申込みをしようとする者に対する通知を要しない場合とする。

一 当該投資法人が証券取引法の規定に基づき田論見書に記載すべき事項を電磁的方法により提供している場合

二 (略)

(投資口の端数処理の方法)

第一百三十八条 法第八十八条第一項に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる投資口の区分に応じ、当該各号に定める方法とす。

一 その投資証券が証券取引所に上場されている有価証券である投資口 取引所所有価証券市場において行う取引による売却

二・三 (略)

(資産運用委託契約の承認に関する議案)

第一百五十一条 執行役員が投資信託委託業者との資産運用委託契約の承認に関する議案を提出する場合には、投資主総会参考書類には、当該資産運用委託契約を締結しようとする投資信託委託業者（法第一百七条第三項に規定する承認については、資産運用委託契約を締結した投資信

産運用会社の名称、住所及び沿革並びに当該委託契約書の内容を記載しなければならない。

(投資主総会参考書類の記載の特則)

第一百五十四条 投資主総会参考書類に記載すべき事項（次に掲げるものを除く。）に係る情報を、当該投資主総会に係る招集通知を発出する時から当該投資主総会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により投資主が提供を受けることができる状態に置く措置（第一百四条第一項第一号に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。次項において同じ。）を使用する方法によって行われるものに限る。）をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した投資主総会参考書類を投資主に対し提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の規約の定めがある場合に限る。

一（略）

二 投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）第七十三条第一項第一号から第十九号まで、第七十四条第一号から第四号まで（会計監査人に係るものを除く。）及び第七十五条第一号に掲げる事項を投資主総会参考書類に記載することとしている場合における当該事項。

託委託業者の名称、住所及び沿革並びに当該委託契約書の内容を記載しなければならない。

(投資主総会参考書類の記載の特則)

第一百五十四条 投資主総会参考書類に記載すべき事項（次に掲げるものを除く。）に係る情報を、当該投資主総会に係る招集通知を発出する時から当該投資主総会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により投資主が提供を受けることができる状態に置く措置（第一百四条第一項第一号に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。次項において同じ。）を使用する方法によって行われるものに限る。）をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した投資主総会参考書類を投資主に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の規約の定めがある場合に限る。

一（略）

二 投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）第七十三条第一項第一号から第二十一号まで、第七十四条第一号から第四号まで（会計監査人に係るものを除く。）及び第七十五条第一号に掲げる事項を投資主総会参考書類に記載することとしている場合における当該事項。

三・四（略）

2（略）

（監督役員の職務の遂行に支障を來すおそれがある者）

第一百六十四条 法第百条第六号に規定する監督役員の職務の遂行に支障を來すおそれがある者として内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一～七（略）

八 当該投資法人の発行する投資法人債を引き受ける者の募集の委託を受けた金融商品取引業者等若しくは金融商品仲介業者（金融商品取引法第二条第十一項に規定する金融商品仲介業者をいう。以下この号及び第一百条第八号において同じ。）若しくはこれら の子会社の役員若しくは使用人若しくは個人である金融商品仲介業者又はこれらの者のうちの一若しくは二以上であつたもの

九（略）

（投資法人のその他一般事務）

第一百六十九条 法第百十七条第一号に掲げる事務を委託する契約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 当該事務を受託する一般事務受託者は、顧客の知識、経験、財産の状況及び投資口又は投資法人債を引き受ける目的を十分勘案して、投資口又は投資法人債の引受けの申込みの勧誘を行つべき

三・四（略）

2（略）

（監督役員の職務の遂行に支障を來すおそれがある者）

第一百六十四条 法第百条第六号に規定する監督役員の職務の遂行に支障を來すおそれがある者として内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一～七（略）

八 当該投資法人の発行する投資口若しくは投資法人債を引き受ける者の募集の委託を受けた登録金融機関若しくは法第百九十六条第一項に規定する一般事務受託者たる投資信託委託業者の役員、使用者若しくは子会社の役員若しくは使用人又はこれらの者のうちの一若しくは二以上であつたもの

九（略）

（投資法人のその他一般事務）

第一百六十九条 法第百十七条第一号に掲げる事務を委託する契約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 当該事務を受託する一般事務受託者は、顧客の知識、経験及び財産の状況を十分勘案して、投資口又は投資法人債の引受けの申込みの勧誘を行つべき

二（略）  
2~4（略）

（申込みをしようとする者に対する通知を要しない場合）

第一百七十九条 法第百三十九条の四第四項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合であつて、投資法人が同条第一項の申込みをしようとする者に對して同項各号に掲げる事項を提供している場合とする。

一 当該投資法人が金融商品取引法の規定に基づき申論見書に記載すべき事項を電磁的方法により提供している場合

二（略）

二（略）  
2~4（略）

（申込みをしようとする者に対する通知を要しない場合）

第一百七十九条 法第百三十九条の四第四項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合であつて、投資法人が同条第一項の申込みをしようとする者に對して同項各号に掲げる事項を提供している場合とする。

一 当該投資法人が証券取引法の規定に基づき申論見書に記載すべき事項を電磁的方法により提供している場合

二（略）

（投資法人債原簿記載事項の記載等の請求）

第一百八十三条 法第百三十九条の七において準用する会社法第六百九十一條第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 投資法人債取得者（投資法人債を投資法人債発行法人以外の者から取得した者（当該投資法人債発行法人を除く。）をいう。以下この条において同じ。）が、投資法人債権者として投資法人債原簿に記載若しくは記録がされた者又はその一般承継人に対しても当該投資法人債取得者の取得した投資法人債に係る法第百三十九条の七において準用する会社法第六百九十一條第一項の規定による請求をすべきことを命ずる確定判決を得た場合において、当該確

（投資法人債原簿記載事項の記載等の請求）

第一百八十三条 法第百三十九条の七において準用する会社法第六百九十一條第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 投資法人債取得者（投資法人債を投資法人債発行法人以外の者から取得した者（当該投資法人債発行法人を除く。）をいう。以下この条において同じ。）が、投資法人債権者として投資法人債原簿に記載若しくは記録がされた者又はその一般承継人に対しても当該投資法人債取得者の取得した投資法人債に係る法第百三十九条の七において準用する会社法第六百九十一條第一項の規定による請求をすべきことを命ずる確定判決を得た場合において、当該確

確定判決の内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

二一四 (略)

2 (略)

(投資法人債管理者の資格)

第一百八十四条 法第百三十九条の九第八項において準用する会社法第七百三十三条第三号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 担保付社債信託法第三条の免許を受けた者

二一九 (略)

(短期投資法人債の発行の要件)

第一百九十二条 法第百三十九条の十三第一号イに規定する内閣府令で定める目的は、次に掲げるものとする。

一 特定資産（令第九十八条の一各号に掲げる資産に限る。次項第二号において同じ。）の取得に必要な資金の調達

二 次に掲げる不動産の修繕（事故、災害その他の事由により緊急に必要となつたものに限る。）に必要な資金の調達

イ 投資法人が有する不動産

ロ 投資法人が有する令第九十八条の一第一号に規定する信託の受益権に係る信託財産に属する不動産

三 前号イ又はロに掲げる不動産の賃借人に対する敷金又は保証金

確定判決の内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

二一四 (略)

2 (略)

(投資法人債管理者の資格)

第一百九十二条 法第百三十九条の十一において読み替えて適用する担保付社債信託法第四条第四号に規定する内閣府令で定める物上担保は、次に掲げるものとする。

一 特定資産に係る質（法第百三十九条の十一において読み替えて適用する担保付社債信託法第四条第一号から第三号までに掲げる質を除く。）

二 賦渡担保（特定資産に係るものに限る。）

の返還に必要な資金の調達

四　投資証券又は投資法人債の発行により資金の調達をしようとする場合における当該発行までの間に必要な資金の調達

法第百三十九条の十三第一号ハに規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一　発行を予定する短期投資法人債について指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。第三項第一号において同じ。）から同令第九条の五に規定する格付を取得していること。

二　前項第一号の目的により短期投資法人債を発行する場合にあつては、同号の特定資産の取得に係る契約を締結し、又は当該契約の締結の見込みが確実であること。

三　前項第一号の目的により短期投資法人債を発行する場合にあつては、同号の不動産の修繕に係る契約を締結し、又は当該契約の締結の見込みが確実であること。

四　前項第三号の目的により短期投資法人債を発行する場合にあつては、賃貸借契約の終了の見込みが確実であること。

五　前項第四号の目的により短期投資法人債を発行する場合にあつては、元本の償還について、当該短期投資法人債の総額の払込みのあつた日から六月末満の日とする確定期限の定めがあること。法第百三十九条の十三第一号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げるすべての要件を満たす場合とする。

一　発行を予定する短期投資法人債について指定格付機関から企業

3 |

内容等の開示に関する内閣府令第九条の五に規定する格付を取得していること。

二 次のいずれかに該当すること。

イ いづれかの特定短期投資法人債（発行を予定する短期投資法人債の発行により調達した資金をもつて償還が行われる短期投資法人債をいう。口及び次項において同じ。）が第一項第一号から第三号まで掲げる目的により発行された場合であつて、発行を予定する短期投資法人債の元本の償還について、当該特定短期投資法人債の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあること。

ロ いづれかの特定短期投資法人債が第一項第四号に掲げる目的により発行された場合であつて、発行を予定する短期投資法人債の元本の償還について、当該特定短期投資法人債の総額の払込みのあつた日から六月末満の日とする確定期限の定めがあること。

4 前項第一号イ及びロにおいて、特定短期投資法人債（この項の規定により特定短期投資法人債とみなされる短期投資法人債を含む。）の発行により調達した資金をもつて償還が行われる短期投資法人債は、特定短期投資法人債とみなす。

（投資口の端数処理の方法）

第一百九十九条 法第百四十九条の十七第一項に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる投資口の区分に応じ、当該各号に定

（投資口の端数処理の方法）

第一百九十九条 法第百四十九条の十七第一項に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる投資口の区分に応じ、当該各号に定

める方法とする。

一 その投資証券が金融商品取引所に上場されている有価証券である投  
る投資口 取引所金融商品市場において行う取引による売却

二・三 (略)

(清算監督人の職務遂行に支障を来すおそれのある者)

第二百条 法第一百五十二条第六項において準用する法第一百条第六号に  
規定する清算監督人の職務の遂行に支障を来すおそれがある者として  
内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一～七 (略)

八 当該清算投資法人の発行する投資法人債を引き受ける者の募集  
の委託を受けた金融商品取引業者等若しくは金融商品仲介業者若  
しくはこれらの子会社の役員若しくは使用人若しくは個人である  
金融商品仲介業者又はこれらの者のうちの一若しくは二以上であ  
つたもの

九 (略)

(清算執行人等の報酬の額の決定)

第二百一条 管轄財務局長等（投資法人の本店の所在地を管轄する財  
務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあ  
ては、福岡財務支局長）をいう。以下同じ。）は、清算執行人及び  
清算監督人の意見を聴いた上で、法第一百五十四条第二項（法第一百五  
十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による報酬の額を定めるものとす

る。

める方法とする。

一 その投資証券が証券取引所に上場されている有価証券である投  
資口 取引所有価証券市場において行う取引による売却

二・三 (略)

(清算監督人の職務遂行に支障を来すおそれのある者)

第二百条 法第一百五十二条第六項において準用する法第一百条第六号に  
規定する清算監督人の職務の遂行に支障を来すおそれがある者として  
内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一～七 (略)

八 当該清算投資法人の発行する投資口若しくは投資法人債を引き  
受ける者の募集の委託を受けた登録金融機関若しくは法第一百九十  
六条第一項に規定する一般事務受託者たる投資信託委託業者の役  
員、使用人若しくは子会社の役員若しくは使用人又はこれらの者  
のうちの一若しくは二以上であつたもの

九 (略)

(清算執行人等の報酬の額の決定)

第二百一条 金融庁長官は、清算執行人及び清算監督人の意見を聴い  
た上で、法第一百五十四条第二項（法第一百五十四条の二第一項におい  
て準用する場合を含む。）の規定による報酬の額を定めるものとす  
る。

酬の額を定めるものとする。

(金銭分配請求権が行使される場合における残余財産の価格)

第一百四条 法第百五十八条第三項において準用する会社法第五百五条第三項第一号に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる額のうちいずれか高い額をもつて同号に規定する残余財産の価格とする方法とする。

一 (略)

二 行使期限日において当該残余財産が公開買付け等（金融商品取引法第二十七条の二第六項（同法第二十七条の二十二の二第一項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付け及びこれに相当する外国の法令に基づく制度をいう。）の対象であるときは、当該行使期限日における当該公開買付け等に係る契約における当該残余財産の価格

2 (略)

(検査役等の報酬の額の算定手続)

第一百十一条 管轄財務局長等は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者の意見を聴いた上で、法第百八十三条において準用する法第百五十四条第一項の規定による報酬の額を定めるものとする。

一～三 (略)

(金銭分配請求権が行使される場合における残余財産の価格)

第一百四条 法第百五十八条第三項において準用する会社法第五百五条第三項第一号に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる額のうちいずれか高い額をもつて同号に規定する残余財産の価格とする方法とする。

一 (略)

二 行使期限日において当該残余財産が公開買付け等（証券取引法第二十七条の二第六項（同法第二十七条の二十二の二第一項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付け及びこれに相当する外国の法令に基づく制度をいう。）の対象であるときは、当該行使期限日における当該公開買付け等に係る契約における当該残余財産の価格

2 (略)

(検査役等の報酬の額の算定手続)

第一百十一条 金融庁長官は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者の意見を聴いた上で、法第百八十三条において準用する法第百五十四条第一項の規定による報酬の額を定めるものとする。

一～三 (略)

## 第二節 投資法人の登録等

### (投資法人の登録申請手続)

第一百二十三条 法第百八十七条の登録を受けようとする投資法人は、別紙様式第九号により作成した登録申請書に、当該登録申請書の写し一通及び法第百八十八条第一項に規定する書類一部を添付して、当該投資法人の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に提出しなければならない。

### (投資法人の登録申請書の添付書類)

第一百五十五条 法第百八十八条第一項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

#### 一（四）（略）

五 執行役員及び監督役員が法第九十八条第一号及び第三号に該当しない旨の官公署の証明書（当該執行役員又は監督役員が外国人である場合を除く。）

六 別紙様式第十号により作成した執行役員が法第九十八条第四号及び第五号（当該執行役員が外国人である場合には、同条第一号から第五号まで）のいずれにも該当しないことを誓約する書面

七 別紙様式第十一号により作成した監督役員が法第一百条第一号から第五号まで（同条第一号の規定に基づく法第九十八条第一号及

### (投資法人の登録申請手続)

第一百二十三条 法第百八十七条の規定による金融庁長官の登録を受けようとする投資法人は、別紙様式第二十八号により作成した登録申請書に、当該登録申請書の写し一通及び法第百八十八条第一項に規定する書類一部を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

### (投資法人の登録申請書の添付書類)

第一百五十五条 法第百八十八条第一項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

#### 一（四）（略）

五 執行役員及び監督役員が法第九条第一項第六号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（当該執行役員又は監督役員が外国人である場合を除く。）

六 別紙様式第二十九号により作成した執行役員が法第九条第一項第六号ハ及びニ（当該執行役員が外国人である場合には、同号イからニまで）のいずれにも該当しないことを誓約する書面

七 別紙様式第三十号により作成した監督役員が法第一百条第一号から第五号まで（同条第一号の規定に基づく法第九条第一項第六号

び第三号を除く。)及びこの府令第百六十四条各号(当該監督役員が外国人である場合には、法第百条第一号から第五号まで及びこの府令第百六十四条各号)のいずれにも該当しないことを誓約する書面

八 別紙様式第十一号又は第十三号により作成した執行役員及び監督役員並びに設立企画人(法人である場合には、その法人の役員及び設立企画人としての職務を行う使用人)の履歴書又は沿革

九 資産運用会社との間で締結した資産の運用に係る委託契約書の写し

十・十一 (略)

十二 資産運用会社が資産の運用に係る権限の一部を再委託した場合には、その再委託契約書の写し

十三 (略)

(登録の実施)

第二百六条 財務局長等は、法第百八十九条第一項の規定により登録をするときは、別紙様式第九号の第一面から第八面までを投資法人登録簿につづることにより行つものとする。

2 財務局長等は、法第百八十九条第一項の規定による通知をするとときは、別紙様式第十四号により作成した登録済通知書により行つも

イ及び口を除く。)及びこの府令第百六十四条各号(当該監督役員が外国人である場合には、法第百条第一号から第五号まで及びこの府令第百六十四条各号)のいずれにも該当しないことを誓約する書面

八 別紙様式第三十一号又は第三十一号の一により作成した執行役員及び監督役員並びに設立企画人(法人である場合には、その法人の役員及び設立企画人としての職務を行う使用人)の履歴書又は沿革

九 資産の運用を行う投資信託委託業者との間で締結した資産運用委託契約書の写し

十・十一 (略)

十二 資産の運用を行う投資信託委託業者が運用に係る権限の一部を法第三十四条の五第一項に規定する者に再委託した場合には、その再委託契約書の写し

十三 (略)

(登録の実施)

第二百六条 金融庁長官は、法第百八十九条第一項の規定により登録をするときは、別紙様式第二十八号の第一面から第八面までを投資法人登録簿につづることにより行つものとする。

2 金融庁長官は、法第百八十九条第一項の規定による通知をするとときは、別紙様式第三十一号により作成した登録済通知書により行つも

のとする。

(投資法人登録簿等の縦覧)

第一百七条 投資法人の登録をした財務局長等は、その登録をした投資法人に係る投資法人登録簿及び投資法人登録簿に登録された事項を、当該投資法人の本店の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局）に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

(登録の拒否の通知)

第一百八条 財務局長等は、法第百九十条第一項の規定による通知をするときは、別紙様式第十五号により作成した登録拒否通知書により行つものとする。

(登録事項変更の届出)

第一百九条 登録投資法人は、法第百九十五条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十六号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し二通及び次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める書類を添付して、管轄財務局長等に提出しなければならない。

一～三（略）

四 資産運用会社、資産保管会社又は一般事務受託者に変更があつた場合 新たに資産運用会社、資産保管会社又は一般事務受託者に変更があつた場合 新たに資産の運用を行う投資信託

ものとする。

(投資法人登録簿等の縦覧)

第一百七条 投資法人の登録をした金融庁長官は、その登録をした投資法人に係る投資法人登録簿及び投資法人登録簿に登録された事項を、金融庁に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

(登録の拒否の通知)

第一百八条 金融庁長官は、法第百九十条第一項の規定による通知をするときは、別紙様式第三十三号により作成した登録拒否通知書により行つものとする。

(登録事項変更の届出)

第一百九条 登録投資法人は、法第百九十五条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第三十四号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し二通及び次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一～三（略）

四 資産の運用を行う投資信託委託業者、資産保管会社又は一般事務受託者に変更があつた場合 新たに資産の運用を行う投資信託

となつた者に係る第一百五条第九号から第十一号までに掲げる  
書面のうちそれぞれ該当する書面

五 資産運用会社が資産の運用に係る権限の一部を再委託した場合  
の当該再委託を受けた者に変更があつた場合 新たに再委託を受  
けたこととなつた者に係る第一百五条第十二号に掲げる書面

六 (略)

(削る)

(解散の届出)

第一百一十条 法第二百九十二条第一項の規定による届出をしようとす  
る者は、別紙様式第十七号により作成した解散届出書の正本及び副  
本に、次に掲げる書類を添付して、管轄財務局長等に提出しなけれ  
ばならない。

一・二 (略)

### 第三節 投資法人の業務等

(投資主の保護に欠けるおそれのない場合)

第一百一十二条 令第二百七条第六号に規定する内閣府令で定める場  
合は、次に掲げる場合とする。

### 第三節 投資法人の業務等

(投資主の保護に欠けるおそれのない場合)

第一百一十二条 令第二百七条第七号に規定する内閣府令で定める場  
合は、次に掲げる場合とする。

委託業者、資産保管会社又は一般事務受託者となつた者に係る第  
二百五条第九号から第十一号までに掲げる書面のうちそれぞれ  
該当する書面

五 資産の運用を行う投資信託委託業者が運用に係る権限の一部を  
法第三十四条の五第一項に規定する者に再委託した場合の当該再  
委託を受けた者に変更があつた場合 新たに再委託を受けること  
となつた者に係る第一百五条第十二号に掲げる書面

六 (略)

2 金融庁長官は、前項の届出があつた場合は、当該届出に係る事項  
を投資法人登録簿に登録するものとする。

(解散の届出)

第一百一十条 法第二百九十二条第一項の規定による届出をしようとす  
る者は、別紙様式第三十六号により作成した解散届出書の正本及び副  
本に、同項各号に定める者が次に掲げる書類を添付して、第一百  
六条第一項の登録をした金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

- 一 資産運用会社が賃借している不動産を登録投資法人の資産に組み入れる場合において、当該不動産の賃貸借を継続する場合
- 二 資産運用会社が登録投資法人の不動産について賃借人の募集を行つたにもかかわらず、当該不動産を賃貸するに至らない場合において、他の賃借人の賃借条件と著しく異なる条件で当該不動産を賃借する場合

(広告類似行為)

第二百一十三条 法第百九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第一条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第一項に規定する信書便をいう。)、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第一条第一号に規定する電子メールをいう。)を送信する方法又はピラ若しくはパンフレットを配布する方法(住居を訪問して配布する方法を除く。)その他の方法により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

- 一 投資信託委託業者が賃借している不動産を登録投資法人の資産に組み入れる場合において、当該不動産の賃貸借を継続する場合
- 二 投資信託委託業者が登録投資法人の不動産について賃借人の募集を行つたにもかかわらず、当該不動産を賃貸するに至らない場合において、他の賃借人の賃借条件と著しく異なる条件で当該不動産を賃借する場合

(投資証券の募集等に係る取引報告書の記載事項)

第二百一十三条 法第百九十七条において準用する証券取引法第四十一条第一項に規定する取引報告書は、別表第十一により作成しなければならない。

2 法第百九十七条において準用する証券取引法第四十一条第一項ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、投資証券の投資口から生ずる分配金をもつて当該投資証券に係る投資法人の新たに発行される投資口を取得する場合であつて、当該投資口に係る投資証券を新たに取得した顧客に対し当該取引の内容を記載した書類を定期的に交付し、かつ、個別の取引に関する当該顧客からの照会に対して、速やかに回答できる体制が整備されているものとする。

3 第三十七条第三項から第七項までの規定は、前項の規定により特定投資信託委託業者等(法第百九十七条に規定する特定投資信託業者等をいう。)が当該投資口を新たに取得した顧客に対して当該取引の内容を記載した書類を定期的に交付する場合について準用する。

(投資証券の募集等の業務の内容についての広告等の表示方法)

**第二百一十四条** 特定設立企画人等（法第二百九十七条に規定する特定設立企画人等をいう。以下同じ。）がその行う投資証券の募集等（法第二百九十六条第一項に規定する募集等をいう。以下同じ。）の業務の内容について広告又は前条に規定する行為（次項において「広告等」という。）をするときは、法第二百九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条第一項各号に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならない。

2 特定設立企画人等がその行う投資証券の募集等の業務の内容について広告等をするときは、令第二百二十二条第三項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なる大きさで表示するものとする。

(顧客が支払うべき対価に関する事項)

**第二百一十五条** 令第二百二十二条第三項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、投資証券募集等契約（法第二百九十七条において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する投資証券募集等契約をいう。以下同じ。）に関して顧客が支払うべき対価（当該投資証券募集等契約に係る投資証券の価格を除く。以下この条例、第二百一十七条第七号及び第二百三十三条第四号において「手数料等」という。）の合計額又はその計算方法（当該投資証券募集等の募集の取扱い等の業務に関し、次に掲げる行為を行うことによ

(投資証券の募集等に係る禁止行為)

**第二百一十五条** 法第二百九十七条において準用する証券取引法第四十一条第一項第十号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 投資証券の募集等又は投資証券等（法第二百二十七条第二号に規定する投資証券等をいう。次号、次条及び第二百三十三条において同じ。）の募集の取扱い等に係る取引に關し、虚偽の表示又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- 二 投資証券の募集等又は投資証券等の募集の取扱い等に係る取引につき、顧客に對して特別の利益を提供することを約して勧誘する行為

(投資証券の募集等に係る事故)

**第二百一十五条** 法第二百九十七条において準用する証券取引法第四十一条の二第二項に規定する内閣府令で定めるものは、投資証券の募集等又は投資証券等の募集の取扱い等に係る取引につき、特定設立企画人等（法第二百九十七条に規定する特定設立企画人等をいう。以下同じ。）又は特定投資信託委託業者等（同条に規定する特定投資信託委託業者等をいう。以下同じ。）が、当該特定設立企画人等が行う投資証券の募集等又は特定投資信託委託業者等が行う投資証券等の募集の取扱い等の業務に関し、次に掲げる行為を行うことによ

契約に係る投資証券の価格に対する割合を含む。)とする。ただし、当該手数料等の合計額又はその計算方法を表示することができない場合には、その旨及びその理由とする。

- 2 前項の投資証券募集等契約に係る投資法人の資産が金融商品取引法第一条第一項第十号若しくは第十一号に掲げる有価証券に表示されるべき権利若しくは同条第一項第五号若しくは第六号に掲げる権利又はこれらの権利の価格と連動する仕組みを有する有価証券(当該投資法人の発行する投資証券等(法第二百七十三条第二号に規定する投資証券等をいふ。)を除く。以下「投資信託受益権等」という。)に對して出資され、又は拠出されるものである場合には、前項の手数料等には、当該投資信託受益権等に係る信託報酬その他の手数料等を含むものとする。
- 3 前項の投資信託受益権等に係る財産が他の投資信託受益権等に対して出資され、又は拠出される場合には、当該他の投資信託受益権等を前項の投資信託受益権等とみなして、前一項の規定を適用する。されるとする場合について準用する。
- 4 前項の規定は、同項(二)の項において準用する場合を含む。)の規定により第一項の投資信託受益権等とみなされた投資信託受益権等に係る財産が他の投資信託受益権等に対して出資され、又は拠出される場合について準用する。

(顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第一百一十六条 令第二百二十二条第三項第三号に規定する内閣府令で

り顧客に損失を及ぼしたものとする。

一 顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により投資証券等の取得その他の行為を行うこと。

二 顧客の注文内容について確認しないで、当該顧客の計算により投資証券等の取得その他の行為を行うこと。

三 次のイからハまでに掲げるものについて顧客を誤認させるような勧誘をすること。

- イ 投資証券等に係る投資法人の商品内容  
ロ 取引の条件  
ハ 投資証券等の価額の騰貴又は下落

- 四 顧客の注文の執行において、過失により事務処理を誤ること。  
五 電子情報処理組織の異常ににより、顧客の注文の執行を誤ること。

六 その他法令に違反する行為を行うこと。

(投資証券の募集等に係る金融庁長官の事故確認が不要の場合)

第一百一十六条 法第二百九十七条において準用する証券取引法第四十

定める事項は、当該投資証券募集等契約に関する重要な事項について顧客の不利益となる事実とする。

二条の一第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 裁判所の確定判決を得てている場合

二 裁判上の和解が成立している場合

三 民事調停法第十六条に定める調停が成立している場合又は同法第十七条の定めにより裁判所の決定が行われ、かつ、同法第十八条第一項に定める期間内に異議の申立てがない場合

四 特定設立企画人等又は特定投資信託委託業者等が前条各号に規定する行為により顧客に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が十万円相当額を上回らない場合（前条各号に規定する行為の区分）とに当該利益を計算するものとする。ただし、同条第四号又は第五号に規定する行為については、次号に掲げる場合において申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益の額を控除して計算するものとする。）

五 特定設立企画人等又は特定投資信託委託業者等が前条第四号又は第五号に規定する行為により顧客に損失を及ぼした場合（帳簿書類（投資信託委託業者にあつては第六十九条第一項に規定する帳簿書類を、信託会社等にあつては信託法第三十九条第一項に規定する帳簿をいう。）又は顧客の注文内容の記録により事故であることが明らかである場合に限る。）

2) 設立企画人（設立企画人が法人である場合は、当該法人の代表者）又は投資信託委託業者は、前項第四号又は第五号の規定に該当す

る場合の事故において、金融庁長官の確認を得ずに対して財産上の利益の提供を申し込み、約束し、又は提供したときは、当該申込み、約束又は提供をした日の属する月の翌月末までに、第一百一十八条に定める事項について、金融庁長官に報告しなければならない。

(誇大広告をしてはならない事項)

第二百二十七条 法第百九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 投資証券募集等契約の解除に関する事項
- 二 投資証券募集等契約に係る損失の全部若しくは一部の負担又は利益の保証に関する事項
- 三 投資証券募集等契約に係る損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する事項
- 四 投資証券募集等契約に係る金融商品市場（金融商品取引法第二条の一第二項の規定により確認申請書を提出しようとする者は、確認申請書及びその添付書類を金融庁長官に提出しなければならない。）
- 五 設立企画人の資力又は信用に関する事項
- 六 設立企画人の投資証券の募集等の業務の実績に関する事項
- 七 投資証券募集等契約に関して顧客が支払うべき手数料等の額又はその計算方法、支払の方法及び時期並びに支払先に関する事項

(投資証券の募集等に係る金融庁長官への事故確認の申請手続)

第二百二十七条 法第百九十七条において準用する証券取引法第四十二条の一第二項の規定により確認申請書を提出しようとする者は、確認申請書及びその添付書類を金融庁長官に提出しなければならない。

(契約締結前交付書面の記載方法)

- 第一百一十八条 法第百九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面（以下「契約締結前交付書面」といふ。）には、同項各号に掲げる事項を日本工業規格Zハ三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げる事項を枠の中に日本工業規格Zハ三〇五に規定する十一ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。
- 一 法第百九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要及び同項第五号に掲げる事項
- 二 第一百二十二条第一号に掲げる事項
- 3 特定設立企画人等は、契約締結前交付書面には、法第百九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

- 第一百一十九条 法第百九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、当該顧客に対し同法第二条第十項に規定する申論見書（当該契約締結前交付書面に記載すべき事項のすべてが記載されているものに限

(投資証券の募集等に係る確認申請書の記載事項)

- 第一百一十八条 法第百九十七条において準用する証券取引法第四十条の二第五項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 設立企画人が法人である場合の当該設立企画人又は投資信託委託業者の名称又は商号及び本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名（設立企画人が個人の場合には、その者の氏名及び住所）
- 二 事故となる行為に關係した者の氏名及び部署の名称
- 三 顧客の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びに当該法人の代表者の氏名及び住所）
- 四 事故の概要
- 五 提供しようとする財産上の利益の額
- 六 その他金融庁長官の定める事項

(投資証券の募集等に係る確認申請書の添付書類)

- 第一百一十九条 法第百九十七条において準用する証券取引法第四十条の二第五項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。
- 一 顧客が前条各号に掲げる事項の内容を確認したことを証明する

る。)を交付していふ場合とする。

書類(当該確認申請書が法第百九十七条において準用する証券取引法第四十一条の一第一項第一号の申込みに係るものである場合を除く。)

二 その他参考になる資料

(顧客が支払うべき対価に関する事項)

第二百三十条 第二百一十五条规定は、法第百九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定めるものについて準用する。この場合において、第二百一十五条第一項中「表示する」とあるのは、「記載する」と読み替えるものとする。

(契約締結前交付書面の記載事項)

第二百三十一条 法第百九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条の二第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(新設)

- 一 当該契約締結前交付書面の内容をよく読むべき
- 二 当該投資証券募集等契約に係る投資証券の譲渡に制限がある場合にあつては、その旨及び当該制限の内容
- 三 顧客が行う投資証券の募集等に係る取引について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項

		イ 当該指標
	口	当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある理由
四	顧客が行う投資証券の募集等に係る取引について当該設立企画人その他の者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあっては、次に掲げる事項	
	イ	当該者
	口	当該者の業務又は財産の状況の変化により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由
五	当該投資証券募集等契約の終了の事由がある場合にあっては、その内容	
六	当該設立企画人の概要	
七	顧客が当該設立企画人に連絡する方法	
八	当該設立企画人が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十第一項に規定する対象事業者をいう。以下この号において同じ。）となつている認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいう。以下同じ。）の有無（対象事業者となつてている場合にあつては、その名称）	
	（情報通信の技術を利用して提供する方法等）	

第二百三十二条 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第 号）第五十九条の規定は、法第百九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項及び第三十七条の四

（新設）

第二項において同法第三十四条の一第四項の規定を準用する場合について準用する。

- 2 金融商品取引業等に関する内閣府令第六十条の規定は、令第二百二十二条第四項において金融商品取引法施行令第十五条の一十一の規定を準用する場合について準用する。

(契約締結時交付書面の記載事項)

第二百三十三条 投資証券募集等契約が成立したときに作成する法第二百九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面（次条において「契約締結時交付書面」という。）には、次に掲げる事項を記載して作成しなければならない。

- 一 当該設立企画人の商号、名称又は氏名
- 二 当該投資証券募集等契約の概要（当該投資証券募集等契約に係る投資証券の銘柄、数及び価格を含む。）
- 三 当該投資証券募集等契約の成立の年月日
- 四 当該投資証券募集等契約に係る手数料等及び租税に関する事項
- 五 顧客の氏名又は名称
- 六 顧客が当該設立企画人に連絡する方法

(契約締結時交付書面の交付を要しない場合等)

- 第二百三十四条 契約締結時交付書面に係る第二百九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、顧客が適格機関投資家に相当する外国の法

(新設)

(新設)

人その他の団体（信託会社及び外国信託会社を除く。）であつて、書面又は情報通信を利用する方法により当該顧客からあらかじめ契約締結時交付書面の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該顧客からの投資証券の募集等に係る取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合とする。

2

前項の「情報通信を利用する方法」とは、次に掲げる方法とする。

一 第二百三十二条第一項において準用する金融商品取引業等に関する内閣府令第五十九条第三項に規定する電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 設立企画人の使用に係る電子計算機と顧客の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 設立企画人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の承諾に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該設立企画人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の承諾に関する事項を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法

により一定の事項を確實に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに顧客の承諾に関する事項を記録したものを得る方法

前項各号に掲げる方法は、設立企画人がファイルへの記録を出力

3

することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

(禁止行為)

**第二百三十五条** 法第百九十七条において準用する金融商品取引法第三十八条第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 次に掲げる書面の交付に際し、顧客に対して、法第百九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項について顧客の知識、経験、財産の状況及び投資証券募集等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと。

イ 契約締結前交付書面

ロ 第二百一十九条に規定する場合にあつては、同条に規定する目論見書

二 投資証券募集等契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

三 投資証券募集等契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含む。）

(新設)

(事故)

第一百三十六条 法第百九十七条において準用する金融商品取引法第三十九条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、投資証券の募集等に係る取引につき、特定設立企画人等が、当該特定設立企画人等が行う投資証券の募集等の業務に関し、次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及ぼしたものとする。

一 次に掲げるものについて顧客を誤認させるような勧誘をすること。

イ 投資証券の商品内容  
ロ 取引の条件

ハ 投資証券の価格の騰貴又は下落  
二 過失又は電子情報処理組織の異常に より事務処理を誤ること。  
三 その他法令に違反する行為を行つこと。

(事故の確認を要しない場合)

第二百三十七条 法第百九十七条において準用する金融商品取引法第三十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 裁判所の確定判決を得ている場合  
二 裁判上の和解（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百七十一条第一項に定めるものを除く。）が成立している場合  
三 民事調停法（昭和二十六年法律第二百一十一号）第十六条に規定する調停が成立している場合又は同法第十七条の規定により裁

(新設)

(新設)

判所の決定が行われ、かつ、同法第十八条第一項に規定する期間内に異議の申立てがない場合

四 認定投資者保護団体のあつせん（金融商品取引法第七十九条の十三において準用する同法第七十七条の一第一項に規定するあつせんをいつ。）による和解が成立している場合

五 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十三条第一項に規定する会則又は当該会則の規定により定められた規則に規定する機関のあつせんによる和解が成立している場合

六 消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第十九条第一項又は第二十五条に規定するあつせんによる和解が成立している場合

七 和解が成立している場合であつて、次に掲げるすべての要件を満たす場合

イ 当該和解の手続について弁護士が顧客を代理していること。

ロ 当該和解の成立により特定設立企画人等が顧客に対して支払をすることとなる額が百四十万円を超えないこと。

ハ 口の支払が事故（法第二百九十七条において準用する金融商品取引法第三十九条第三項に規定する事故をいう。以下この条から第二百三十九条までにおいて同じ。）による損失の全部又は一部を補てんするために行われるものであることをイの弁護士が調査し、確認したことを証する書面が特定設立企画人等に交付されていること。

八 特定設立企画人等の代表者等が前条各号に掲げる行為により顧

客に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が十万円に相当する額を上回らないとき。

九 特定設立企画人等が前条第一号に掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合（顧客の注文の内容の記録により事故であることが明らかである場合に限る。）

2 前項第八号の利益は、前条各号に掲げる行為の区分ごとに計算するものとする。この場合において、同条第一号に掲げる行為の区分に係る利益の額については、前項第九号に掲げる場合において申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益の額を控除するものとする。

3 設立企画人（設立企画人が法人である場合は、当該法人の代表者）は、第一項第八号又は第九号に掲げる場合において、法第百九十七条において準用する金融商品取引法第三十九条第三項ただし書の確認を受けないで、顧客に対し、財産上の利益を提供する旨を申し込み、若しくは約束し、又は財産上の利益を提供したときは、その申込み若しくは約束又は提供をした日の属する月の翌月末日までに、第二百三十九条各号に掲げる事項を、当該申込み若しくは約束又は提供に係る事故の発生した本店その他の営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長。次条において同じ。）に報告しなければならない。

(事故の確認の申請)

第二百三十八条 法第百九十七条において準用する金融商品取引法第三十九条第二項ただし書の確認を受けようとする者は、同条第五項の規定による申請書及び書類を、当該確認に係る事故の発生した本店その他の営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長に提出しなければならない。

(確認申請書の記載事項)

第二百三十九条 法第百九十七条において準用する金融商品取引法第三十九条第五項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 設立企画人の商号、名称又は氏名
- 二 事故の発生した本店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地
- 三 確認を受けようとする事実に関する次に掲げる事項
  - イ 事故となる行為に關係した者の氏名又は部署の名称
  - ロ 顧客の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所）
- ハ 事故の概要
- ホ 申込み若しくは約束又は提供をしようとする財産上の利益の額

(新設)

#### 四 その他参考となるべき事項

##### (確認申請書の添付書類)

第一百四十条 法第百九十七条において準用する金融商品取引法第二十九条第五項に規定する内閣府令で定めるものは、顧客が前条各号に掲げる事項の内容を確認したことを証明する書類その他参考となるべき資料とする。

2 前項の規定は、法第百九十七条において準用する金融商品取引法第三十九条第五項の規定による申請書が同条第一項第一号の申込みに係るものである場合には、適用しない。

##### (業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの)

第一百四十二条 法第百九十七条において準用する金融商品取引法第四十条第一号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

- 一 その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況
- 二 その取り扱う個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他業務上知り得た

##### (新設)

##### (投資証券の募集等の業務の状況につき是正を加えることが必要な場合)

第一百三十条 法第百九十七条において準用する証券取引法第四十三条第一号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げるものとする。

- 一 特定設立企画人等又は特定投資信託委託業者等が、その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況
- 二 特定設立企画人等又は特定投資信託委託業者等が、その取り扱う個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療

公表されていない特別の情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じていないと認められる状況

(投資証券の募集等に係る設立企画人の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)

第二百四十二条 法第百九十七条において準用する金融商品取引法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 通常の取引の条件と著しく異なる条件で、当該設立企画人の親法人等（令第十七条第一号に規定する親法人等をいう。以下同じ。）又は子法人等（同条第二号に規定する子法人等をいう。以下同じ。）と資産の売買その他の取引を行うこと。
- 二 当該設立企画人との間で投資証券募集等契約を締結することを条件としてその親法人等又は子法人等がその顧客に対して通常の取引の条件よりも有利な条件で資産の売買その他の取引を行つていることを知りながら、当該顧客との間で当該投資証券募集等契約を締結すること。
- 三 何らの名義によつてするかを問わず、法第百九十七条において準用する金融商品取引法第四十四条の三第一項の規定による禁止を免れること。

又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表されていない情報をいう。）を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じていないと認められる状況

(新設)

(行為規制の適用除外の例外)

**第二百四十三条** 法第百九十七条において準用する金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、同法第二百七条の四の規定の適用について顧客からの投資証券の募集等に係る取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されていない場合とする。

(監督役員と利害関係を有する金融商品取引業者)

**第二百四十四条** 法第二百条第三号に規定する登録投資法人の監督役員と利害関係を有する金融商品取引業者として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 当該登録投資法人の監督役員の親族を、その役員若しくは使用者又は子会社の役員若しくは使用人としている金融商品取引業者（法第二条第十一項に規定する金融商品取引業者をいう。次号において同じ。）
- 二 当該登録投資法人の監督役員に無償又は通常の取引価格より低い対価による事務所又は資金の提供その他の特別の経済的利益の供与をしている金融商品取引業者

(特定資産の価格の調査等)

**第二百四十五条** 法第二百一条第一項に規定する内閣府令で定める行為は、第二十二条第一項各号に掲げる行為とする。

(新設)

(監督役員と利害関係を有する投資信託委託業者)

**第二百三十一条** 法第二百条第三号に規定する投資法人の監督役員と利害関係を有する投資信託委託業者として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 当該投資法人の監督役員の親族を、その役員若しくは使用者又は子会社の役員若しくは使用人としている投資信託委託業者

- 二 当該投資法人の監督役員に無償又は通常の取引価格より低い対価による事務所又は資金の提供その他の特別の経済的利益の供与をしている投資信託委託業者

(新設)

2 法第一百一条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、第二十

二条第三項各号に掲げる特定資産の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

3 法第一百一条第一項の規定による調査が行われたときは、資産運用会社は当該調査の結果を当該調査に係る資産の運用を行う投資法人に通知しなければならない。

(書面の交付)

第一百四十六条 法第一百三条第一項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 売買の別、有価証券現実数値（金融商品取引法第二十八条第八項第三号口に規定する有価証券現実数値をいう。）が有価証券約定数値（同号口に規定する有価証券約定数値をいう。）を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるか若しくは当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別又はオプション（金融商品取引法第一条第一項第十九号に規定するオプションをいう。以下同じ。）を付与する立場の当事者となるか若しくは取得する立場の当事者となるかの別その他取引における当事者の立場を示すものであつて、これらに準ずるもの

二 法第一百三条第一項第一号の取引（有価証券又は通貨等を一定の期間後に売り戻すこと又は買い戻すことを条件とした当該有価証券又は当該通貨等の買付け又は売付け（以下この項において「現先売買」という。）を除く。）を行つた事実があるときは、当

(新設)

該取引に係る次に掲げる事項

イ 銘柄、対象通貨その他取引に係る名称又は種類であつてこれらに準ずるもの

ロ 件数その他取引に係る数量であつてこれに準ずるもの

ハ 単価、対価の額、約定数値その他取引一単位当たりの金額又は数値であつてこれらに準ずるもの

三 現先売買を行つた事実があるときは、その旨

法第一百二十三条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 不動産の取得及び譲渡 取得又は譲渡の別、価格、取得又は譲渡の相手方の名称、取得又は譲渡を行つた年月日及び当該不動産の所在、地番その他の当該不動産を特定するために必要な事項

二 不動産の賃貸借 賃貸借の別、賃料、賃貸借の相手方の名称、賃貸借を行つた年月日及び期間並びに当該不動産の所在、地番その他の当該不動産を特定するために必要な事項

三 不動産の管理の委託及び受託 管理の委託又は受託の方法、報酬、管理の委託又は受託を行つた相手方の名称、管理の委託又は受託を行つた年月日及び期間並びに当該不動産の所在、地番その他の当該不動産を特定するために必要な事項

3 令第一百二十五条第三項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、価格、取得又は譲渡の相手方の名称、取得又は譲渡を行つた年月日及び当該不動産の所在、地番その他の当該不動産を特定するため

に必要な事項とする。

4 | 令第二百一十五条第二項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、価格、取得又は譲渡の相手方の名称、取得又は譲渡を行つた年月日及び当該地上権を特定するために必要な事項とする。

(利益相反のおそれがある場合の書面の交付をする顧客)

第二百四十七条 令第二百一十六条第一項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 資産運用会社が投資法人の資産である宅地又は建物の売買又は貸借の代理又は媒介を行う場合における取引の相手方

二 資産運用会社が投資法人の資産である特定資産に係る投資に關し助言を行う場合において、当該助言に基づき行われる当該特定資産の取引の相手方

(利益相反のおそれがある場合の投資法人等への書面の交付)

第二百四十八条 法第二百三条第一項に規定する取引に係る書面の交付は、次に掲げる事項について記載した書面により行わなければならぬ。

一 当該取引に係る投資法人の名称

二 書面の交付を行う理由（当該取引の相手方と当該資産運用会社の関係を含む。）

三 取引を行つた理由

四 取引の内容（取引を行つた特定資産の種類、銘柄（その他の特

(新設)

(新設)

（定資産を特定するためには必要な事項）、数及び取引価格、取引の方法並びに取引を行つた年月日）

五 法第二百一条第一項の規定による調査の結果

六 当該書面の交付年月日

七 その他参考になる事項

2 資産運用会社は、法第一百二条第一項に規定する取引が行われたときは、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

（責任追及の訴えの提起の請求方法）

第二百四十九条 法第二百四条第三項において準用する会社法第八百四十七条第一項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

- 一 被告となるべき者
- 二 請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実

（訴えを提起しない理由の通知方法）

第二百五十条 法第二百四条第三項において準用する会社法第八百四十七条第四項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。  
一 投資法人が行つた調査の内容（次号の判断の基礎とした資料を

（新設）

（新設）

念む。 )

- 二 請求対象者（資産運用会社のうち、法第一百四条第二項において準用する会社法第八百四十七条第一項の規定による請求に係る前条第一号に掲げる者をいつ。次号において同じ。）の責任又は義務の有無についての判断
- 三 請求対象者に責任又は義務があると判断した場合において、当該者の責任を追及する訴えを提起しないときは、その理由

（資産の保管に係る業務を金融商品取引業者に委託する）ことができる資産）

第一百五十二条 法第一百八条第一項に規定する内閣府令で定める資産は、次に掲げるものとする。

- 一 （略）
- 二 デリバティブ取引に係る権利
- （削る）
- （削る）
- （削る）
- （削る）
- （削る）

（資産の保管に係る業務を証券会社に委託する）ができる資産）

第一百三十二条 法第一百八条第一項第一号に規定する内閣府令で定める資産は、次に掲げるものとする。

- 一 （略）
- 二 有価証券指数等先物取引に係る権利
- 三 有価証券オプション取引に係る権利
- 四 外国市場証券先物取引に係る権利
- 五 有価証券店頭指數等先渡取引に係る権利
- 六 有価証券店頭指數等オプション取引に係る権利
- 七 有価証券店頭指數等スワップ取引に係る権利

（資産保管会社とすることが適当な法人）

第一百五十二条 法第一百八条第一項第三号に規定する内閣府令で定める法人は、当該登録投資法人の資産のうち次に掲げる資産の保管

（資産保管会社とすることが適当な法人）

第一百三十三条 法第一百八条第一項第三号に規定する内閣府令で定める法人は、当該登録投資法人の資産のうち次に掲げる資産の保管

に係る業務を適正に遂行するに足りる一定の財産的基礎及び人的構成を有する法人（法第一百一条第一項に規定する利害関係人等を除く。）とする。

- 
- 一 （略）
  - 二 金銭債権（令第三条第七号に掲げるものをいう。）
  - 三 （略）

（投資法人の資産の分別保管方法）

第二百五十三条 法第二百九条の一に規定する内閣府令で定める方法

は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- 一 資産保管会社が自己で保管する投資法人の資産等（混載して保管される投資法人の資産等を除く。次号において同じ。） 法第二百九条の一の規定により資産保管会社が自己の固有財産と分別して保管しなければならない投資法人の資産等（以下この条において「投資法人資産等」という。）の保管場所について自己の固有財産である資産その他の投資法人資産等以外の資産（以下この条において「固有資産等」という。）の保管場所と明確に区分し、かつ、当該投資法人資産等についてどの投資法人の資産等であるかが直ちに判別できる状態で保管する方法

- 一・三 （略）

に係る業務を適正に遂行するに足りる一定の財産的基礎及び人的構成を有する法人（利害関係人等を除く。）とする。

- 
- 一 （略）
  - 二 金銭債権
  - 三 （略）

（投資法人の資産の分別保管方法）

第二百三十四条 法第二百九条の一に規定する内閣府令で定める方法

は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- 一 資産保管会社が自己で保管する投資法人の資産等（混載して保管される投資法人の資産等を除く。次号において同じ。） 法第二百九条の一の規定により資産保管会社が自己の固有財産と分別して保管しなければならない投資法人の資産等（以下この条において「投資法人資産等」という。）の保管場所について自己の固有財産である資産その他の投資法人資産等以外の資産（投資法人の資産に係る権利を行使する際に必要とする当該資産に係る権利を証する書類その他の書類以外の書類を含む。以下この条において「固有資産等」という。）の保管場所と明確に区分し、かつ、当該投資法人資産等についてどの投資法人の資産等であるかが直ちに判別できる状態で保管する方法

- 一・三 （略）

四 資産保管会社が第三者をして保管させる投資法人の資産等 当

該第三者における自己の顧客である投資法人のための口座について  
自己の取引のための口座と区分する方法その他 の方法により、  
投資法人資産等に係る持分その他の権利が直ちに判別でき、かつ  
、当該投資法人資産等に係る各投資法人の持分その他の権利が自  
己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管させる方法（外国の  
第三者をして保管させる場合のうち、外国の法令上当該第三者を  
して投資法人資産等に係る持分その他の権利と固有資産等に係る  
持分その他の権利とを区分して管理させることができないときそ  
の他当該第三者において投資法人資産等に係る持分その他の権利  
が直ちに判別できる状態で保管させることができないことについ  
て特にやむを得ない事由があると認められるときには、当  
該投資法人資産等に係る各投資法人の持分その他の権利が自口の  
帳簿により直ちに判別できる状態で保管させる方法）

2・3 (略)

第四節 投資法人の監督

(投資法人の帳簿書類)

第二百五十四条 (略)

2 前項の帳簿書類は、別表第二により作成し、当該投資法人の決算  
の承認後（商業帳簿については、その帳簿の閉鎖の時より）十年間  
これを保存しなければならない。

四 資産保管会社が第三者をして保管せる投資法人の資産等 当

該第三者における資産保管会社の顧客である投資法人のための口  
座について自己の取引のための口座と区分する等の方法により、  
投資法人資産等に係る持分その他の権利が直ちに判別でき、かつ  
、当該投資法人資産等に係る各投資法人の持分その他の権利が自  
己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管させる方法（外国の  
第三者をして保管せる場合のうち、外国の法令上当該第三者を  
して投資法人資産等に係る持分その他の権利と固有資産等に係る  
持分その他の権利とを区分して管理させることができない場合そ  
の他当該第三者において投資法人資産等に係る持分その他の権利  
が直ちに判別できる状態で保管させることができないことについ  
て特にやむを得ない事由があると認められる場合には、当  
該投資法人資産等に係る各投資法人の持分その他の権利が自口の  
帳簿により直ちに判別できる状態で保管せる方法）

2・3 (略)

第四節 投資法人の監督

(投資法人の帳簿書類)

第二百三十五条 (略)

2 前項の帳簿書類は、別表第十一により作成し、当該投資法人の決  
算の承認後（商業帳簿については、その帳簿の閉鎖の時より）十年間  
これを保存しなければならない。

(資産保管会社の帳簿書類)

第二百五十五条 (略)

- 2 前項の帳簿書類は、別表第三により作成し、投資法人の決算の承認後十年間これを保存しなければならない。

(登録投資法人の営業報告書の様式)

第二百五十六条 法第二百十二条に規定する営業報告書は、別紙様式第十八号により作成しなければならない。

- 2 登録投資法人は、前項の営業報告書を提出しようとするときは、当該営業報告書の正本及び副本に計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びに附属明細書を添付して管轄財務局長等に提出しなければならない。

(削る)

(投資法人の臨時報告書の様式)

第二百五十七条 登録投資法人は、法第二百十五条第一項に規定する臨時報告書を、別紙様式第十九号により作成し、その正本及び副

(資産保管会社の帳簿書類)

第二百三十六条 (略)

- 2 前項の帳簿書類は、別表第十二により作成し、投資法人の決算の承認後十年間これを保存しなければならない。

(登録投資法人の営業報告書の様式)

第二百三十七条 法第二百十二条に規定する営業報告書は、別紙様式第三十七号により作成しなければならない。

- 2 登録投資法人は、前項の営業報告書を提出しようとするときは、当該営業報告書の正本及び副本に計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びに附属明細書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

(投資法人の純資産状況表の提出)

第二百三十八条 法第二百十三条第二項の規定に基づき、登録投資法人は、別紙様式第三十八号により毎月末現在における投資法人の純資産状況表を作成し、遅滞なく、金融庁長官に提出しなければならない。

(投資法人の臨時報告書の様式)

第二百三十九条 登録投資法人は、法第二百十五条第一項に規定する臨時報告書を、別紙様式第三十九号により作成し、その正本及び副

を管轄財務局長等に提出しなければならない。

本を金融庁長官に提出しなければならない。

(投資法人に係る処分の公告の方法)

第一百五十八条 (略)

## 第六章 外国投資法人

(外国投資法人の届出を要しない外国投資証券の範囲)

第一百五十九条 令第二百二十八第二号に規定する内閣府令で定める

ものは、資産を主として有価証券（金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除く。）

に対する投資として運用する外国投資法人であつて、次に掲げる事

項のすべてを規約又はこれに相当する書類に定めたものの発行する

外国投資証券（投資証券に類するものに限る。以下この条において同じ。）とする。

(新設)

(投資法人に係る処分の公告の方法)

第一百四十条 (略)

## 第六章 外国投資法人

運用する旨

- 一 当該外国投資法人の資産を令第十二条第一号イの規定に準じて運用する旨
- 二 当該外国投資証券の募集に応じる者は、令第十二条第一号ロの規定に準じて当該外国投資証券を取得しなければならない旨
- 三 当該外国投資証券と当該外国投資法人が有する株式との交換を行う場合には、令第十二条第一号ハの規定に準じて交換を行う旨
- 四 当該外国投資証券が外国金融商品市場に上場される旨

(外国投資法人等の代理人)

第一百六十条 外国投資法人若しくはその設立企画人に相当する者又は破産管財人若しくは清算人若しくはこれらに相当する義務を負う者（以下この条において「外国投資法人等」という。）は、法第二百一十条第一項、第二百一十一条第一項又は第二百一十二条第一項若しくは第一項の規定による届出を行う場合には、国内に住所を有する者であつて当該届出に関する一切の行為につき当該外国投資法人等を代理する権限を有するものを定めなければならない。

(外国投資法人の届出等)

第一百六十二条 外国投資法人又はその設立企画人に相当する者は、法第二百一十条第一項の規定による外国投資法人の届出をするときは、別紙様式第二十一号により作成した外国投資法人に関する届出書を、金融庁長官に提出しなければならない。

2 法第二百一十条第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 資産運用会社に相当する者の分割による事業の全部若しくは一部の承継又は事業の全部若しくは一部の譲渡に関する事項

- 二 資産保管会社に相当する者の辞任及び新たな資産保管会社に相当する者の選任に関する事項
- 三 資産運用会社に相当する者が資産の運用に係る権限を他の者に

(外国投資法人等の代理人)

第一百四十二条 外国投資法人又はその設立企画人に相当する者は、法第二百一十条第一項の規定による外国投資法人の届出をするときは、別紙様式第四十号により作成した外国投資法人に関する届出書を、金融庁長官に提出しなければならない。

2 法第二百一十条第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 資産の運用を行う投資信託委託業者又はこれに相当する者の分割による事業の全部若しくは一部の承継又は事業の全部若しくは一部の譲渡に関する事項
- 二 資産保管会社又はこれに相当する者の辞任及び新たな資産保管会社又はこれに相当する者の選任に関する事項
- 三 資産の運用を行う投資信託委託業者又はこれに相当する者が運

再委託する場合におけるその再委託の内容

用に係る権限を他の者に再委託する場合における当該再委託の内 容

法第一百一十条第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

3 法第一百一十条第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

当該外国投資法人の資産の運用に係る権限を有する者が、当該権限を他の者に委託して当該外国投資法人の資産の運用を行わせている場合は、その委託に関する内容を明らかにした書類

## (外国投資法人の変更の届出)

### (外国投資法人の変更届出等)

第一百六十一條 法第二百二十二条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官に提出して行わなければならぬ。

当該外国投資法人の名称
当該変更の内容及び理由
当該変更がその効力を生ずる日
当該変更の効力が生ずる日

四 当該変更の中止に関する条件を定めたときは、その条件  
法第一百一十一条第一項において準用する法第一百二十条第一項  
に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。  
一 当該外国投資法人の規約又はこれに相当する書類の変更の案  
二 当該変更に関する前条第三項第一号から第四号までに掲げる書

## 類に準ずる書類

(外国投資法人の解散事由)

第一百六十三条 (略)

(外国投資法人の解散の届出)

第一百六十四条 法第二百一十一条の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官に提出して行わなければならぬ。

- 1 当該外国投資法人の名称
- 2 当該解散の理由
- 3 当該解散がその効力を生ずる日
- 4 当該解散の中止に関する条件を定めたときは、その条件

2 前項の届出書には、当該解散に関する第一百六十一条第三項第一号から第四号までに掲げる書類に準ずる書類を添付しなければならない。

(外国投資法人の解散事由)

第一百四十四条 (略)

(新設)

## 第七章 雜則

(委託者指図型投資信託における自己取引禁止の適用除外)

(新設)

第一百六十五条 法第二百一十三条の二第二項及び第三項に規定する場合における金融商品取引法第四十二条の一に規定する内閣府令に定める同条第一号に掲げる行為は、金融商品取引業者等に関する内閣府令第二百三十五条各号及び次に掲げる行為とする。

1 運用財産の宅地又は建物の売買又は貸借の代理又は媒介を行う

ことを内容とした運用を行うこと。

二 不動産の管理業務を行う場合において、運用財産の不動産の管理を受託することを内容とした運用を行うこと。

三 不動産特定共同事業（不動産特定共同事業法）（平成六年法律第七十七号）第二条第四項に規定する不動産特定共同事業をいつ。以下同じ。）を営む場合において、次に掲げるすべての場合に該当する場合に運用財産の不動産を取得することを内容とした運用を行うこと。

イ 一の運用財産の運用を終了させるために行うものである場合  
ロ 不動産が不動産特定共同事業契約（不動産特定共同事業法第二条第三項第一号に掲げる不動産特定共同事業契約をいつ。以下同じ。）に係る不動産取引の目的である場合

四 次に掲げる場合において運用財産の不動産を賃借することを内容とした運用を行うこと。

イ 自己が賃借している不動産を運用財産に組み入れる場合において、当該不動産の賃貸借を継続する場合  
ロ 運用財産の不動産について賃借人の募集を行ったにもかかわらず、当該不動産を賃貸するに至らない場合において、他の賃借人の賃借条件と著しく異なる条件で当該不動産を賃借する場合

五 個別の取引ごとにすべての権利者に当該取引の内容及び当該取引を行おうとする理由を説明し、当該権利者の同意を得て、不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査した価格により不動産の

売買を行うことを内容とした運用を行うこと。

(委託者指図型投資信託における投資信託財産相互間取引禁止の適用除外)

第一百六十六条 法第二百一十三条の三第一項及び第三項に規定する場合における金融商品取引法第四十一条の一に規定する内閣府令に定める同条第一号に掲げる行為は、金融商品取引業者等に関する内閣府令第二百三十六条第一項各号に掲げる行為及び同項第一号イに掲げる要件を満たす不動産の売買（不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査した価格により行うものに限る。）を行うことを内容とした運用を行うこととする。

（金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）

第一百六十七条 法第二百一十二条の二第一項及び第二項に規定する場合における金融商品取引法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、金融商品取引業者等に関する内閣府令第二百六十条各号に掲げる行為及び当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が不動産特定共同事業契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該不動産特定共同事業契約の締結額が当該親法人等又は子法人等が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該親法人等又は子法人等の要請を受けて、その行う投資運用業（金融商品取引法第二十八条第四項の投資運用業をいう。）に関し

（新設）

（新設）

て当該不動産特定共同事業契約に係る出資の持分を取得することを内容とした運用を行うこととする。

(運用明細書)

**第二百六十八条** 法第二百一十三条の三第三項に規定する場合における金融商品取引業等に関する内閣府令の規定の適用については、同令第二百七十七条第一項第三号中「銘柄」とあるのは「銘柄（取引の対象が不動産等（不動産、不動産の賃借権又は地上権をいう。以下この項において同じ。）である場合にあっては所在、地番その他当該不動産等を特定するために必要な事項、取引の対象が有価証券、デリバティブ取引に係る権利又は不動産等以外の資産である場合にあっては当該資産の種類及び内容）」と、同項第五号中「、件数又は数量に準ずるもの」とあるのは「件数又は数量に準ずるもの、取引の対象が不動産等である場合にあっては数量及び面積」とする。

(委託者非指図型投資信託における自己取引禁止の適用除外)

**第二百六十九条** 法第二百一十三条の三第五項及び第六項の規定により信託業法（平成十六年法律第二百五十四号）第二十四条の二及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条の一において準用する金融商品取引法第四十二条の一に規定する内閣府令に定める同条第一号に掲げる行為は、次に掲げる行為とする。  
一 信託財産の宅地又は建物の売買又は貸借の代理又は媒介を行つることを内容とした運用を行うこと。

(新設)

(新設)

二 不動産の管理業務を行う場合において、信託財産の不動産の管理を受託することを内容とした運用を行うこと。

三 不動産特定共同事業を営む場合において、次に掲げるすべての場合に該当する場合に信託財産の不動産を取得すること。

イ 一の信託財産の運用を終了させるために行つものである場合  
ロ 不動産が不動産特定共同事業契約に係る不動産取引の目的である場合

ある場合

四 次に掲げる場合において信託財産の不動産を賃借することを内容とした運用を行ふこと。

イ 自己が賃借している不動産を信託財産に組み入れる場合において、当該不動産の賃貸借を継続する場合

ロ 信託財産の不動産について賃借人の募集を行つたにもかかわらず、当該不動産を賃貸するに至らない場合において、他の債務者の賃借条件と著しく異なる条件で当該不動産を賃借する場合

五 登録金融機関業務（金融商品取引業者等に関する内閣府令第一

条第三項第二十一号に規定する登録金融機関業務をいつ。以下同じ。）として、信託財産に係る次に掲げる取引の取次ぎを行つことを内容とした運用を行ふこと。

イ 有価証券の売買  
ロ デリバティブ取引

六 次に掲げる要件のすべてを満たす取引を行ふことを内容とした運用を行うこと。

イ 個別の取引<sup>1)</sup>にすべての受益者に当該取引の内容及び当該取引を行おうとする理由を説明し、当該受益者の同意を得たものであること。

口 次のいずれかに該当するものであること。

- (1) 取引所金融商品市場（金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。）又は店頭売買有価証券市場における有価証券の売買
- (2) 市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
- (3) 不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査した価格により行う不動産の取引
- (4) 前日の公表されている最終の価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行う取引

七 その他投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う業務の信用を失墜させるおそれのないものとして所管金融庁長官等の承認を受けた取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

（委託者非指図型投資信託における投資信託財産相互間取引禁止の適用除外）

第二百七十三条 法第二百一十三条の三第五項及び第六項の規定により信託業法第二十四条の一及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条の一において準用する金融商品取引法第四十二条の一に

（新設）

規定する内閣府令で定める同条第一号に掲げる行為は、次に掲げる行為とする。

一 次に掲げる要件のすべてを満たす取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

イ 次のいずれかの場合に該当するものであること。

(1) 一の信託財産の運用を終了させるために行つものである場合

(2) 投資信託契約（法第四十七条に規定する投資信託契約をいう。以下同じ。）の一部解約に伴う解約金の支払に応ずるために行つものである場合

(3) その資産について、法令の規定又は法第四十九条第一項に規定する投資信託約款に定められている投資の割合を超えるおそれがある場合において、その割合を超えることを避けるために行つものである場合

(4) 双方の信託財産について、運用の方針、運用財産の額及び市場の状況に照らして当該取引を行うことが必要かつ合理的と認められる場合

ロ 対象特定資産取引であつて、第三項で定めるとこりにより公正な価額により行つものであること。

二 次に掲げる要件のすべてを満たす取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

イ 個別の取引ごとにすべての受益者に当該取引の内容及び当該取引を行おうとする理由を説明し、当該受益者の同意を得たも

のであること。

口 前条第六号口(1)から(4)までのいずれかに該当するものであること。

三 その他投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う業務の信用を失墜させるおそれのないものとして金融庁長官の承認を受けた取引を行つことを内容とした運用を行つこと。

2| 前項第一号口の「対象特定資産取引」とは、次に掲げる取引をい

う。  
一 次に掲げる有価証券（金融商品取引法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券であつてこれらの有価証券に係る権利を表示するもの及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利のうちこれらに表示されるべきものを含む。）の売買

イ 金融商品取引所に上場されている有価証券

ロ 店頭売買有価証券

ハ イ及び口に掲げる有価証券以外の有価証券で、次に掲げるも

(1) の  
金融商品取引法第二条第一項第一号から第五号までに掲げる有価証券（同項第十七号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するものを含む。）

(2)  
金融商品取引法第二条第一項第九号に掲げる有価証券（同項第十七号に掲げる有価証券で当該有価証券の性質を有するものを含む。）のうち、その価格が認可金融商品取引業協会

又は外国において設立されているこれと類似の性質を有する

団体の定める規則に基づいて公表されるもの

(3) 金融商品取引法第一條第一項第十号及び第十一号に掲げる

有価証券

市場デリバティブ取引

外国市場デリバティブ取引

不動産の売買

3 第一項第一号ロの対象特定資産取引は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める方法によるものとする。

一 前項第一号イに掲げる有価証券の売買 取引所金融商品市場において行うもの又は前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額若しくはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うもの

二 前項第一号ロに掲げる有価証券の売買 店頭売買有価証券市場において行うもの又は前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額若しくはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うもの

三 前項第一号ハに掲げる有価証券の売買 前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うもの

四 前項第二号に掲げる取引 金融商品市場において行うもの 最終価格により算出した価額により行うもの

五 前項第三号に掲げる取引 外国金融商品市場において行うもの

六 前項第四号に掲げる取引 不動産鑑定士による鑑定評価を踏ま

えて調査した価格により行つもの

(委託者非指図型投資信託の信託財産の運用に関する禁止行為)

第一百七十一条 法第一百一十二条の二第五項及び第六項の規定により信託業法第二十四条の一において準用する金融商品取引法第四十一条の一第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 自己の監査役（委員会設置会社にあっては、会社法第四百条第四項に規定する監査委員）、役員に類する役職にある者又は使用者との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（第一百六十九条各号に掲げる行為を除く。）。

二 自己又は第三者の利益を図るため、受益者の利益を害することとなる取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

三 第三者の利益を図るため、その行う信託財産の運用に関する運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと（法第一百一十三条の二第五項の規定により信託業法第二十四条の一において準用する金融商品取引法第四十四条の三第一項第三号及び法第一百一十三条の三第六項の規定により金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条の一において準用する金融商品取引法第四十四条の三第二項第三号に掲げる行為を除く。）。

四 他人から不当な取引の制限その他の拘束を受けて運用財産の運用を行うこと。

(新設)

五 有価証券の売買その他の取引等について、不當に取引高を増加させ、又は作為的な値付けをすることを目的とした取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

六 第三者の代理人となつて当該第三者との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（登録金融機関業務又は宅地建物取引業法第一条第一号に規定する宅地建物取引業として当該第三者を代理して行うもの並びにあらかじめ個別の取引ごとにすべての受益者に当該取引の内容及び当該取引を行おうとする理由を説明し、当該権利者の同意を得て行うものを除く。）。

七 信託財産の運用に関し、取引の申込みを行った後で信託財産を特定すること。

八 信託財産に關し、金利、通貨の價格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買（当事者の一方が受渡日を指定できる権利を有する債券売買であつて、一定の期間内に当該権利が行使されない場合にあっては、当該選択権付債券売買の契約が解除される取引をいつ。以下同じ。）を含む。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行うこと。

前項（第八号に係る部分に限る。）の規定は、信託財産に係る受

益証券について、その取得の申込みの勧誘が有価証券の私募により行われている場合（当該受益証券を取得することを目的とする他の信託財産に係る受益証券について、その取得の申込みの勧誘が有価証券の募集により行われている場合を除く。）には、適用しない。

（信託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）

第二百七十二条 法第一百一十三条の三第五項の規定により信託業法第二十四条の一において準用する金融商品取引法第四十四条の二第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 通常の取引の条件と著しく異なる条件で、当該信託会社の親法人等又は子法人等との取引を行うこと。
- 二 当該信託会社の親法人等又は子法人等が有価証券の引受けに係る主幹事会社である場合において、当該有価証券の募集又は売出しの条件に影響を及ぼすために、その行う委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う業務に関して実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- 三 当該信託会社の親法人等又は子法人等が有価証券の引受け等（（金融商品取引法第一条第八項第六号から第九号までに掲げる行為をいう。次条第一号において同じ。）を行っている場合において、当該親法人等又は子法人等に対する当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が当該親法人等又は子法人等が予定していた

（新設）

額に達しないと見込まれる状況の下で、当該親法人等又は子法人等の要請を受けて、その行う委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う業務に関して当該有価証券を取得し、又は買い付けることを内容とした運用を行うこと。

四 当該信託会社の親法人等又は子法人等が不動産特定共同事業契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該不動産特定共同事業契約の締結額が当該親法人等又は子法人等が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該親法人等又は子法人等の要請を受けて、その行う委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う業務に関して当該不動産特定共同事業契約に係る出資の持分を取得することを内容とした運用を行うこと。

五 何らの名義によつてするかを問わず、法第一百一十三条の三第五項の規定により信託業法第二十四条の一において準用する金融商品取引法第四十四条の三第一項の規定による禁止を免れること。

(金融機関の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)

第二百七十三条 法第一百一十三条の三第六項の規定により金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条の二において準用する金融商品取引法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 当該金融機関の親法人等又は子法人等が有価証券の引受けに係る主幹事会社である場合において、当該有価証券の募集又は売出

(新設)

しの条件に影響を及ぼすために、その行う委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う業務に関して実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

二 当該金融機関の親法人等又は子法人等が有価証券の引受け等を行っている場合において、当該親法人等又は子法人等に対する当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が当該親法人等又は子法人等が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該親法人等又は子法人等の要請を受けて、その行う委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う業務に関して当該有価証券を取得し、又は買い付けることを内容とした運用を行うこと。

三 当該金融機関の親法人等又は子法人等が不動産特定共同事業契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該不動産特定共同事業契約の締結額が当該親法人等又は子法人等が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該親法人等又は子法人等の要請を受けて、その行う委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う業務に関して当該不動産特定共同事業契約に係る出資の持分を取得することを内容とした運用を行うこと。

四 何らの名義によつてするかを問わず、法第二百二十二条の三第六項の規定により金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条の二において準用する金融商品取引法第四十四条の三第二項の規定による禁止を免れること。

(参考人等に支給する旅費その他の費用)

第一百七十四条 法第二十六条第七項（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六十条第三項、第二百十九条第三項及び第二百一十三条第二項において準用する金融商品取引法第二百九一条の規定により、参考人又は鑑定人には、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第二百四十四号）の規定により一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表一の二級の職員に支給する旅費に相当する旅費を支給する。

鑑定人には、所管金融庁長官等が必要と認める場合においては、前項の規定による旅費のほか、相当な費用を支給することができる。

(登録の移管)

第一百七十五条 管轄財務局長等は、法第二百九十二条第一項の規定による届出があった場合（本店の所在場所の変更であつて管轄財務局長等の管轄区域外に投資法人の本店の所在場所を変更するものの届出があつた場合に限る。）は、当該届出書、投資法人登録簿のうち当該投資法人に係る部分その他の書類を、当該届出に係る変更後の本店の所在地を管轄する財務局長等に送付するものとする。

(参考人等に支給する旅費その他の費用)

第一百四十五条 法第四十九条において準用する証券取引法第二百九一条の規定により、参考人又は鑑定人には、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第二百四十四号）の規定により一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表一の二級の職員に支給する旅費に相当する旅費を支給する。

(新設)

(登録の移管)

第一百四十六条 投資法人が現に受けている登録をした財務局長又は福岡財務支局長（以下この条において「管轄財務局長」という。）は、第二百十九条第一項第二号の届出があつた場合（同項第一号に規定する本店の所在場所の変更であつて管轄財務局長の管轄区域外に投資法人の本店の所在場所を変更するものの届出があつた場合に限る。）は、当該届出書、投資法人登録簿のうち当該投資法人に係る部分その他の書類を、当該届出に係る変更後の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。以下この条において同じ。）に送

付するものとする。

- 2 前項の規定による送付を受けた財務局長等は、当該届出に係る事項を投資法人登録簿に登録するものとする。

(経由官庁)

第二百七十六条 申請書その他法、令及びこの府令に規定する書類（以下この条において「申請書等」という。）を財務局長等に提出しようとする者は、当該者の本店の所在地又は本店が置かれることとなる所在地を管轄する財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所があるときは、当該申請書等を当該財務事務所長又は出張所長を経由してこれを提出しなければならない。

- 2 前項の規定による送付を受けた財務局長は、当該届出に係る事項を投資法人登録簿に登録するものとする。

(経由官庁)

第二百四十七条 投資法人に係る登録申請書その他法、令及びこの府令に規定する書類（以下この条において「登録申請書等」という。）を財務局長又は福岡財務支局長に提出しようとする者は、当該投資法人の本店の所在地又は本店が置かれることとなる所在地を管轄する財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所があるときは、当該登録申請書等を当該財務事務所長又は出張所長を経由してこれを提出しなければならない。

(標準処理期間)

第二百四十八条 内閣総理大臣、金融庁長官、財務局長及び福岡財務支局長は、法、令又はこの府令の規定による認可、承認、確認、許可又は登録に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到達してから一月以内（令第二十二条第一項に掲げる命令その他の処分については一月以内）に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、当該期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

- 一 当該申請を補正するため必要とする期間
- 二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するため必要とする期間

間

三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するためには要する期間

(標準処理期間)

第二百七十七条 金融庁長官等は、次の各号に掲げる承認、確認、許可又は登録に関する申請があつた場合は、その申請が事務所に到達した日から当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

- 一 法第二十三条第四項及び法第二百九十七条において準用する金融商品取引法第四十四条の三第一項ただし書の承認、法第二百五十五条第一項及び法第二百五十四条の三第一項において準用する会社法第三百七十一条第二項及び第四項並びに法第二百五条第一項の許可、法第二百四十九条第三項ただし書の確認 一月

- 二 法第二百二十三条の二第一項の規定により適用する金融商品取引法第三十五条第四項の承認（法第二百二十三条の三第一項の規定により適用する金融商品取引法第二十九条の一第一項第一号に規定する特定投資運用行為（以下この号において「特定投資運用行為」という。）を行う業務に係るものに限る。）及び法第二百二十三条の三第一項の規定により適用する金融商品取引法第二十九条の登録（特定投資運用行為を行う業務に係るものに限る。） 一月
- 前項の期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。
- 一 当該申請を補正するためには要する期間

2

(新設)

二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間  
三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料  
を追加するためには、  
要する期間

別表第一（第十七条関係）		項 目	業務の方法の変更	記載事項	添付書類
		3   2   1	変更の内容 変更予定年月日	変更後の当該業務に係る業務の方法を記載した書面（案）	1   添付書類
		3   2   1	変更の理由	当該業務に係る業務の方法を記載した書面の新旧対照表	2   添付書類
		3   2   1	変更内容が次に掲げる事項に該当する場合は、それぞれ次に定める書類	方法を記載した書面の新旧対照表	3   添付書類
		(1)	法第八条第四項第一号又は第二号に掲げる事項 第十一條第一項	方法を記載した書面の新旧対照表	(1)   添付書類
		(2)	第十号から第十四号までに掲げる書類	方法を記載した書面の新旧対照表	(2)   添付書類
		第十二条第一号に掲げる事項 第十一條第一項	方法を記載した書面の新旧対照表	方法を記載した書面の新旧対照表	第十二条第一号に掲げる事項 第十一條第一項



(削る)

(法第十条の三) 支店その他の営業所の設置の変更		支店その他の営業所の設置の変更		支店その他の営業所の設置の変更		支店その他の営業所の設置の変更	
第二(項)	(法第十条の三)	第一(項)	(法第十条の三)	第一(項)	(法第十条の三)	第一(項)	(法第十条の三)
3   2   変更年月日	1   の所在地 変更後の所在地	3   2   設置年月日 設置の理由	1   設置した支店そ の他の営業所の名 称及び所在地	2   当該支店その他の営業 所の所在地を明らかにし た地図	1   当該支店その他の営業 所の構造及び規模を記載 した書面	2   当該支店その他の営業 所の業務内容及び配置人 員	1   証する書面)
2   変更後の本店、支店そ く記載した書面	1   の他の営業所の構造及び 規格を記載した書面	5   した書面 に及ぼす影響を記載した 書面	4   当該支店その他の営業 所の設置に係る所要資金 及びその調達方法を記載 した書面	3   当該支店その他の営業 所の設置が投資信託委託 業者の財産及び收支状況 に及ぼす影響を記載した 書面	1   当該支店その他の営業 所の業務内容及び配置人 員	2   当該支店その他の営業 所の構造及び規模を記載 した書面	1   当該支店その他の営業 所の構造及び規模を記載 した書面



第二項 (法第十条の三) 兼業業務の廃止		第二項 (法第十条の三) 住所の変更		取締役、会計参与 と、監査役若しくは執行役又は重要な使用者の氏名又は名称、役職名及び代表権の有無		第一項 (法第十条の三) 第二項		与、監査役若しくは執行役又は重要な使用者の氏名又は名称、役職名及び代表権の有無		た取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又は重要な使用者の氏名又は名称、役職名及び代表権の有無	
2  1  廃止の理由	2  1  廃止年月日	2  1  日	2  1  住所の変更年月	2  1  又は名称、役職名及び代表権の有無	2  1  重要な使用者の氏名	1  1  住所の変更がある場合は執行役又は監査役若しくは執行役又は監査役若しくは執行役又は重要な使用者の氏名又は名称、役職名及び代表権の有無	1  1  住所の変更がある場合は執行役又は監査役若しくは執行役又は監査役若しくは執行役又は重要な使用者の氏名又は名称、役職名及び代表権の有無	2  1  就任又は退任年月日	2  1  月日	2  1  二号から第五号までに掲げる書類	2  1  (取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又は重要な使用者の氏名又は名称、役職名及び代表権の有無)
2  1  投資信託委託業者の財産	2  1  当該兼業業務の廃止が を証する書面	1  1  必要な手続があつたこと	1  1  取締役会議事録その他								(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又は重要な使用者の氏名又は名称、役職名及び代表権の有無)

第一項		（法第二十六条）		投資信託約款の内容		（法第二十六条）		第一項の規定により営む業務の内容の変更（法第十条の三）		第二項		投資信託委託業者が証券業を営む場合における法第三十四条の規定による業務の変更（法第三十四条の規定による業務の変更の理由）		投資信託委託業		及び収支の状況に及ぼす影響を記載した書面		
2   証券投資信託に	産の種類の対象とする資産の種類	(2)   (1)以外の投資	(2)   (1)の特定資産の種類	1   投資対象	1   投資対象	3   变更予定期月日	2   1   定款	3   2   1   变更の内容	3   2   1   变更の理由	2   1   定款	3   2   1   に係る業務の方法を記載した書面	3   2   1   当該兼業業務に係る業務の方法を記載した書面	3   2   1   に係る業務の方法を記載した書面	3   2   1   变更後（新規）の当該兼業業務の新旧対照表	4   2   1   变更後の当該兼業業務に係る業務の細則を記載した書面	5   2   1   当該兼業業務に係る業務の細則を記載した書面	1   2   1   变更前の当該兼業業務に係る業務の細則を記載した書面	
				2   受託会社の承諾書	1   )	1   の新旧対照表												

---



---



---



---



---



---

する公募、適格機	法第二条に規定	6   5   の名称	款に係る投資信託	4   当該投資信託約	。 ) の別	加型（元本の追加をすることができる投資信託をいう	をいう。）又は追加型（元本の追加をすることができる投資信託をいう）又は追加をすることができない投資信託	3   単位型（元本の追加をする。）の別	社債投資信託をい	あつては、株式投
----------	---------	-------------	----------	-------------	--------	--------------------------	---	----------------------	----------	----------

---



---



---





投資信託委託業者 の法第三十四 条の十第一項の 規定により営む 業務の兼営 (法第三十四条 の十第二項) (法第三十四条 の十第一項)	規 定 に よ り 営 む 業 務 の 内 容 兼 業 業 務 の 内 容	投 資 信 託 委 託 業 者 が 証 券 業 を 営 む 場 合 に お け る 法 第 三 十 四 条 の 十 一 二 項 の 規 定 に よ り 営 む 業 務 の 兼 営 業 務 を 営 む う と す る 理 由	投資信託委託業者 の法第三十四 条の十第一項の 規定により営む 業務の兼営 業 務 を 営 む う と す る 理 由
（法第三十四条 の十第一項） （法第三十四条 の十第二項） （法第三十四条 の十第一項）	1 兼業業務の開始 3 兼業業務を営む うとする理由	1 兼業業務の内容 2 兼業業務の開始 3 当該兼業業務に係る業 務の細則を記載した書面 2 当該兼業業務に係る業 務の方法を記載した書面 1 定期	1 兼業業務の内容 2 兼業業務の開始 3 当該兼業業務に係る業 務の細則を記載した書面 2 当該兼業業務に係る業 務の方法を記載した書面 1 定期
（法第三十四条 の十第一項） （法第三十四条 の十第二項） （法第三十四条 の十第一項）	1 兼業業務の内容 2 兼業業務の開始 3 当該兼業業務に係る業 務の細則を記載した書面 2 当該兼業業務に係る業 務の方法を記載した書面 1 定期	1 兼業業務の内容 2 兼業業務の開始 3 当該兼業業務に係る業 務の細則を記載した書面 2 当該兼業業務に係る業 務の方法を記載した書面 1 定期	1 兼業業務の内容 2 兼業業務の開始 3 当該兼業業務に係る業 務の細則を記載した書面 2 当該兼業業務に係る業 務の方法を記載した書面 1 定期

（法第三十八条 第一項）							投資信託委託業 者の合併、分割 による事業の全 部若しくは一部 の承継又は事業 の全部若しくは 一部の譲渡（以 下「合併等」と いう。）	合併等の相手方 合併等の年月日 合併等の理由	1  合併等の契約書（新設 分割の場合は新設分割計 画書）
4  3  2  1									
2  株主総会議事録その他 必要な手続があつたこと を証する書面	3  合併等の当事者の最近 の貸借対照表（関連する 注記を含む。）	4  合併等の当事者の投資 信託財産の内容	5  合併等の相手方が投資 信託委託業者でない場合 は、当該会社の事業の内 容並びに最近二事業年度 の貸借対照表（関連する 注記を含む。）、損益計 算書（関連する注記を含 む。）及び株主資本等変 動計算書（関連する注記 を含む。）又は利益の処 分若しくは損失の処理に						

投資信託委託業		関する書類									
1	破産手続開始の	6	合併後存続する会社、分割により事業を承継した会社又は譲受会社の合併等をした日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度から起算して二事業年度の収支の見込みを記載した書面	7	合併等の手續を記載した書面	8	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第十五条から第十六条までの規定による届出を行つたことを証する書面	9	投資信託契約を解約しする書面	1	株主総会議事録（会社法を明らかにした書面）

		者についての破産手続開始の決定、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散又は投		決定の内容又は株主総会における解散若しくは廃止の規定により株主総会の決議があつたものとみなさ	
		資信託委託業若しくは投資法人	資信託委託業若しくは投資法人	該場合に該当することを証する書面)	該場合に該当することを証する書面)
		資産運用業の廃止	資産運用業の廃止	2  破産手続開始の決定を受けた年月日又は解散若しくは廃止の年月日	2  破産手続開始の決定を受けた年月日又は解散若しくは廃止の年月日
		(法第三十八条第一項)	3  原因又は解散若しくは廃止の理由	3  破産手続開始の原因又は解散若しくは廃止の理由	3  破産手続開始の原因又は解散若しくは廃止の理由
		6  面	5  業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐ場合には、その引継ぎの方法を明らかにした書面	4  投資信託契約に関する書面	2  明らかにした書面
6  清算の方法及び清算の		人資産運用業との間の契約	投資法人との間の契約	投資信託財産を償還する場合には、その償還の方	投資信託契約を解約し
う事務内容を記載した書		関係の処理その他投資法	らかにした書面	法を明らかにした書面	明らかにした書面

(削除)

(法第十三条) (役)の兼職		別表第二(第一二一条関係)		手続を記載した書面	
項目	項目	記載事項	添付書類	投資信託委託業者の合併等、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散又は投資信託委託業若しくは投資法人資産運用業の廃止の公告年月日	投資信託委託業者の合併等、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散又は投資信託委託業若しくは投資法人資産運用業の廃止の公告年月日
4   3   兼職の理由 兼職予定期限 年月日	2   1   無 名及び代表権の有 する取締役(委 員会設置会社に あつては、執行 役)の兼職	記載事項 兼職会社名 兼職会社の役職		3   公告年月日 告アドレス 刊新聞紙名又は公 告を行つた日	2   1   公告の内容 公告を行つた日
3   同意書 兼職しようとする会社	2   当該兼職の承認申請に 係る投資信託委託業者の 同意書	添付書類 当該取締役(委員会設 置会社にあつては、執 行役)の履歴書			

（法第三十四条の十一第一項ただし書）	投資信託委託業者の法第三十四條の十の規定により営む業務以外の業務の兼営（法第三十四条の十一第一項ただし書）	3 うとする理由	3 予定年月日 兼業業務を営もうとする理由	2 1 兼業業務の内容 兼業業務の開始	2 1 定款 当該兼業業務に係る業務の細則を記載した書面	1 役）の兼職会社での職務内容及び職務に従事する態様を記載した書面	5 当該取締役（委員会設置会社にあつては、執行役）の兼職会社での職務内容及び職務に従事する態様を記載した書面	4 投資信託委託業者と兼職会社との取引関係を記載した書面	の定款、直近の事業報告並びに最近における財産及び損益状況を記載した書面
みを記載した書面	三事業年度の収支の見込みを記載した書面	翌事業年度から起算して年度及び当該事業年度の予定する日の属する事業	4 当該兼業業務の開始を予定する日の属する事業	3 当該兼業業務に係る業務の細則を記載した書面	2 1 業務の方法を記載した書面	1 役）の兼職会社での職務内容及び職務に従事する態様を記載した書面	5 当該取締役（委員会設置会社にあつては、執行役）の兼職会社での職務内容及び職務に従事する態様を記載した書面	4 投資信託委託業者と兼職会社との取引関係を記載した書面	の定款、直近の事業報告並びに最近における財産及び損益状況を記載した書面

投資信託契約の存続の理由	投資信託委託業者の法第三十四条の規定にによる営む業務以外の業務の内容及び方法の変更（法第三十四条の十一第六項）	変更の理由	変更予定年月日			約款（案）	当該兼業業務につき作成する契約書（案）又は約款（案）
			3	2	1		
1 存続の理由							
当該存続の承認申請を行う み	6 予定する日の属する事業 年度及び当該事業年度の 翌事業年度から起算して 三事業年度の収支の見込	6 当該兼業業務の変更を 務の細則を記載した書面 の新旧対照表	5 当該兼業業務に係る業 務の細則を記載した書面	4 変更後の当該兼業業務 に係る業務の細則を記載 した書面（案）	3 当該兼業業務に係る業 務の方法を記載した書面 の新旧対照表	2 に係る業務の方法を記載 した書面（案）	1 定款

(削る)

別表第四（第三十七条第一項、第八十五条第一項関係）		記載事項	の種類	書類	取引報告書	料、税額及び営業所名	売付け又は買取り若しくはその他の取引の別、顧客名、約定年月日、銘柄、数量、単価、金額、手数	記載した書面	計画及び収支見込みを記載した書面	実行予定日以降の資産運用委託契約の締結、投資法人資産運用業の事業計画及び収支見込みを記載した書面	信託契約の締結、当該投資信託契約に基づく投資信託の販売計画その他の事業計画及び収支見込みを記載した書面	実行予定年月日	延期の理由	認可事項の実行（法第四十七条第三項）	の延期（法第四十五条第四項）	存続期間	
別表第四（第三十七条第一項、第八十五条第一項関係）	別表第四（第三十七条第一項、第八十五条第一項関係）																
者に限る。)の同意	、顧客(次に掲げる	書きを一部保存しておること。	営業所名については	記載事項	備考	記載事項	の種類	書類	取引報告書	別表第四（第三十七条第一項、第八十五条第一項関係）	別表第四（第三十七条第一項、第八十五条第一項関係）	別表第四（第三十七条第一項、第八十五条第一項関係）	別表第四（第三十七条第一項、第八十五条第一項関係）	別表第四（第三十七条第一項、第八十五条第一項関係）	別表第四（第三十七条第一項、第八十五条第一項関係）	別表第四（第三十七条第一項、第八十五条第一項関係）	別表第四（第三十七条第一項、第八十五条第一項関係）

別表第一（第二十六条第二項関係）		帳簿	書類	の種類	記載事項	記載要領等	備考
受益権原簿	(略)						
法第六条第七項において準用する信託法第一百	(略)						
の住所、氏名を記載すること。	上記のほか、受益者	記名式については、	(略)	(削る)			

がある場合に限り、

ができる。

イ  
証券会社

八〇

二条第三項第二

号に規定する適

イ及び口に掲げ

る者を除く。）

八十六条各号に掲げる事項				
		(略)	(略)	
図書	投資信託財産に係る投資信託の名称、指図年月日、指図(指図に係る権限の全部又は一部の委託を受けた者の指図を含む。)の内容、金融商品、金融指	投資信託財産に係る投資信託の名称、指図年月日、指図(指図に係る権限の全部又は一部の委託を受けた者の指図を含む。)の別等(第一百四十六条第一項第一号に掲げる事項を取引の対象となる金融商品、金融指	指図の内容には、次に掲げる資産とともに、それぞれ次に定める事項を記載すること。	投資信託財産の運用指図のほか、法第十一条に規定する株主権行使の指図及び新株予約権の行使の指図についても必要事項を記載した指図書を作成すること(これらは、受託者ごとに別紙とする方法に代えて、銘柄ごとに別紙

図書	投資信託財産	投資信託の名稱、指図年月日、指図の内容、受託者及び委託者の名称	(略)	券の発行及び消却年月日、券種、記番号、発行、消却、及び残存枚数並びにその口数
(2) 不動産、不動産の賃借権及び地上(2) 不動産、不動産の賃借権及び地上	(1) 指定資産の別、銘柄、数量、単価、取引の種類、発注先証券会社名等	○事項を記載すること	(略)	指図の内容には、次に掲げる資産ごとに、それぞれ次に定める事項を記載すること
代えて、銘柄ごとに	新株予約権の行使の主権行使の指図及び指図についても必要事項を記載した指図書を作成すること	これからの指図書については、受託者ごとに別紙とする方法に	(略)	投資信託財産の運用指図のほか、法第二十一條に規定する株式の買取の指図書を作成すること

受託者及び  
委託者の名  
称

標その他これらに  
相当するものを含  
む。)、数量(数  
量がない場合にあ  
つては、件数又は  
数量に準ずるもの  
。)、約定価格(

金融商品取引業等  
に関する内閣府令  
第一百六十五条第一  
項第十一号に掲げ  
る事項をいう。)

、取引の種類、發  
注先金融商品取引  
業者名等

(2) 不動産、不動産  
の賃借権及び地上  
権 売買の別、當  
該不動産の所在、  
地番その他当該不  
動産を特定するた  
めに必要な事項、  
数量・面積、売買

とする方法によるこ  
とができる。)。

方 売買の別、當  
該不動産の所在、  
地番その他当該不  
動産を特定するた  
めに必要な事項、  
数量・面積、売買  
価格、取引の相手

(3) (1)及び(2)以外の  
特定資産及び特定  
資産以外の資産

売買の別、当該資  
産の種類及び内容  
、数量、売買價格  
、取引の相手方  
指図書は受託者ごと  
に別紙とすること。  
なお、指図書の控え  
を保存すること。

別紙とする方法によ  
ることができる。)

価格、取引の相手方	(3) (1)及び(2)以外の特定資産及び特定資産以外の資産の種類及び内容、数量、売買価格、取引の相手方
(削る)	(略)
(削る)	(略) 指図書は受託者ごとに別紙とすること。 なお、指図書の控えを保存すること。
(削る)	(略)

（略）	
（略）	
（略）	
（略）	

特定資産の価格等の調査結果に関する書類							特定資産の種類及び内容、特定資産の取得、調査結果等に付の別及び当該取引年月日、特定資産の価格等の調査の委託先、委託契約年月日（期間）、調査結果について記載すること。	委託先について、令第十八条各号に掲げる区分を記載する」と。
							調査結果の報告書（不動産鑑定書又はその写しを含む。）を保存すること。	

特定資産の価格等の調査結果に関する書類							特定資産の種類及び内容、特定資産の取得、調査結果等に付の別及び当該取引年月日、特定資産の価格等の調査の委託先、委託契約年月日（期間）、調査結果の概要には当該特定資産の調査価格のほか、第二十三条第三項各号の特定資産の区分ごとに同号に定める事項について記載すること。	調査結果の報告書（不動産鑑定書又はその写しを含む。）を保存すること。	書を作成すること（これらの指図書については、受託者ごとに別紙とする方法に代えて、銘柄ごとに別紙とする方法によることができる。）
							調査結果の報告書（不動産鑑定書又はその写しを含む。）を保存すること。	°	

(削る)

概要	果報告年月 日、調査結果の概要、当該調査する資産が不動産の場合には不動産鑑定士の鑑定評価結果の概要
----	--

別表第六（第六十九条第三項関係）

資産の運用年月日	日時	社への連絡	資産保管会	管会社名、資産保	容、資産保	細書運用明	運用年月日、運用の内	運用の内容には、売買の別、銘柄、数量	記載事項	記載要領等
運用の内容には、売									等を記載すること。	
複数の投資法人と資									成すること。	

書類に関する調査結果の概要には、当該特定資産の調査価格のほか、第五条の第三項及び第十六条第三項及び第四項の特定資産の区分ごとに同項に掲げる事項について記載すること。												委託先について、令	第三十四条各号に掲げる区分辨を記載する	委託先について、令	第三十四条各号に掲げる区分辨を記載する	時	への連絡日	産保管会社	会社名、資	、資産保管	、運用内容	
日、調査年	託契約年月	委託先、委	等の調査の	資産の価格	月日、特定	当該取引年	付の別及び	譲渡又は貸	産の取得、	容、特定資	種類及び内	特定資産の	連絡票	先との	再委託	る当該	に受けた場合	に受けた場合	に受けた場合	に受けた場合	に受けた場合	に受けた場合
する」と。																						

(削る)

元帳		総勘定	の種類	書類	帳簿	記載事項	の概要	評価の結果	定士の鑑定	は不動産鑑定	動産の場合	る資産が不動産の場合	果の概要、当該調査する資産が不動産の場合	日、調査結果	月日(期間)、調査結果	果報告年月	
、残高	借方、貸方	計上月日、	勘定科目、	勘定科目、	勘定科目欄には、第	記載要領等	記載要領等	記載要領等	記載要領等	記載要領等	記載要領等	記載要領等	記載要領等	記載要領等	記載要領等	記載要領等	
目を掲記し、借方欄	式に示されている科	及び損益計算書の様	のうち、	七十三条の営業報告書	勘定科目欄には、第												
づりをもつて総勘定	は、当該日計表のつ	計表を作成する場合	計表を作成する場合	について日々の変動及	び残高を記載した日	総勘定元帳の科目に	備	備	備	備	備	備	備	備	備	備	備

～～～～～							書約報告	一部解約	
～～～～～	～～～～～	～～～～～	～～～～～	～～～～～	～～～～～	～～～～～	～～～～～	～～～～～	～～～～～
3   指定資の名称	1   限る。	2   場合に	3   に係る。	4   の発注	5   定資産	6   票(指)	7   発注伝	8   税額	9   額、源泉徴収
3   複数の投資法人	1   と。	2   は、日付順につづり込んで保存するこ	3   つづりとし、かつ	4   受託者又は資産	5   保管会社ごとに別	6   こと。	7   第七項までの規定は	8   は、遅滞なく、解約	9   を記載すること。
投資信託受益証券	2   価格が変動しない	1   同一日において	2   ができる。	3   式で作成すること	4   式で作成すること	5   発注順に一覧表形	6   の直接入力により	7   が、できる。	8   元帳とすることがで



表の状況		利害関係人等	該当する法人はすべて記載すること。													ただし、この場合		
人等たる法	利害関係	人等の名称	等である法	利害関係人	選択権料	及び対価の額又は	別、限月	は相殺の買戻し又	、転売、権利行使	、新規、ト又是コ	間、プツ	利行使期	いては権	売買につ	及び選択権付債券	資法人ごとに発注	資信託財産又は投	伝票の記載事項の内容を明らかにし
締役名又は就任執行	の出資額及び就任取	投資信託委託業者へ	該当する法人はすべて記載すること。	°	することができる	均した単価で記載	の売買の単価を平	における同一銘柄	場合には、同一日	の間で合意がある	ては、あらかじめ	、約定価格につい	るものとする。なお	た書面を添付する	内容を明らかにし	合においては、投	。ただし、この場	
の状況を記載した資	券の募集の取扱い等	人的関係又は受益証	て、その資本関係、利害関係人等について															

(削る)

		別表第八（第七十五条関係）			
		項目			
		投資信託約款の内容	投資信託約款の内容	役名	人等の業務の概要、投業者への出資額、投資額
		（法第四十九条の四第一項）	（法第四十九条の四第一項）	は就任執行	資信託委託
2	2	記載事項	添付書類	役名は、令第二十一条に該当する者について記載する。	
できない投資信託	追加をすることが	単位型（元本の産の種類）の対象とする資産の種類	(1)以外の投資(2)種類	取締役名又は就任執行	
		する特定資産の投資の対象と	(1)する特定資産の投資の対象と	信託委託業	
				資額、投資額	
				業者への出資額、投資額	
				人等の業務の概要、投業者への出資額、投資額	
				役名は、令第二十一条に該当する者について記載する。	
					料を保存すること。

---



---



---



---



---



---



---

登録金融機関名( )	行う証券会社又は	は私募の取扱いを	募集の取扱い又	9   8   7	額	6   別	る信託の元本の総	5   4	法第二条に規定	3	当該投資信託約	款に係る投資信託	の名称	募集中間	する公募、適格機	する公募、適格機	一般投資家私募又は	関投資家私募又は	別	合同して運用す	設定期間	9   8   7
------------	----------	----------	---------	-----------	---	-------	----------	-------	---------	---	---------	----------	-----	------	----------	----------	-----------	----------	---	---------	------	-----------



(削る)

別表第九 削除

別表第十（第九十九条関係）

項目	記載事項
外國投資信託の 信託約款又はこれ に類する書類	1 当該信託約款又 はこれに類する書 類に係る外国投資
（法第五十九条 の内容の変更 （法第五十九条 において準用す る法第二十九条 における法第二 十九条）の 変更の理由 変更予定期限 の直近の運用状況を記載 した書面（法第五十九条 において準用する法第三 十条第一項に規定する当 該変更の内容が重大なも のの場合に限る。）	添付書類
4   3   2   信託の名称 変更の内容	1   当該信託約款又 はこれに類する書 類に係る外国投資
4   3   2   变更予定期限 の直近の運用状況を記載 した書面（法第五十九条 において準用する法第三 十条第一項に規定する当 該変更の内容が重大なも のの場合に限る。）	1   当該信託約款又 はこれに類する書 類に係る外国投資
3   2   投資信託の投資信託財産 の直近の運用状況を記載 した書面（法第五十九条 において準用する法第三 十条第一項に規定する当 該変更の内容が重大なも のの場合に限る。）	2   受託者の同意書又はこ れに代わる書類

る法第三十条第一項に規  
定する当該変更の内容が  
重大なものの場合に限る  
。)

（法第五十九条において準用する法第三十条第一項に規定する当該変更の内容が重大なものの場合に限る。）			
外国投資信託契約の解約（法第五十九条において準用する法第三十一条）	外国投資信託の名称	当該契約に係るに類する書類の変更に関する第九十八条第三項第一号から第四号までに掲げる書類に準ずる書類	当該信託契約又はこれに代わる書類
3 解約予定年月日 解約の理由	2 稱 解約予定年月日 解約の理由	1 当該契約に係る に類する書類の変更に関する第九十八条第三項第一号から第四号までに掲げる書類に準ずる書類	5 当該信託契約又はこれに代わる書類
4 当該信託契約の解約に 関する第九十八条第三項 第一号から第四号までに 掲げる書類に準ずる書類	3 公告の内容を記載した 書面	2 当該信託契約に係る外 国投資信託の投資信託財 産の直近の運用状況を記 載した書面	4 当該信託契約の解約に 関する第九十八条第三項 第一号から第四号までに 掲げる書類に準ずる書類

(削り)

帳簿	別表第二（第一百五十四条第一項関係）

帳簿	別表第十一（第一百一十二条第一項関係）												
	<table border="1"><thead><tr><th>書類</th><th>記載事項</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>取引報告書</td><td>売付け又は買取り若しくはその他の取引の別、顧客名、約定年月日、銘柄、数量、単価、金額、手数料、税額及び営業所名</td><td>写しを一部保存しておくこと。</td></tr><tr><td>八口証券会社</td><td>営業所名については、顧客（次に掲げる者に限る。）の同意がある場合に限り、記載を省略することができる。</td><td></td></tr><tr><td>二条第三項第一号に規定する適格機関投資家（イ及びロに掲げる者を除く。）</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	書類	記載事項	備考	取引報告書	売付け又は買取り若しくはその他の取引の別、顧客名、約定年月日、銘柄、数量、単価、金額、手数料、税額及び営業所名	写しを一部保存しておくこと。	八口証券会社	営業所名については、顧客（次に掲げる者に限る。）の同意がある場合に限り、記載を省略することができる。		二条第三項第一号に規定する適格機関投資家（イ及びロに掲げる者を除く。）		
書類	記載事項	備考											
取引報告書	売付け又は買取り若しくはその他の取引の別、顧客名、約定年月日、銘柄、数量、単価、金額、手数料、税額及び営業所名	写しを一部保存しておくこと。											
八口証券会社	営業所名については、顧客（次に掲げる者に限る。）の同意がある場合に限り、記載を省略することができる。												
二条第三項第一号に規定する適格機関投資家（イ及びロに掲げる者を除く。）													

書類の種類	記載事項	記載要領等	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
特定資産の価格等の調査結果に 関する書類	<p>特定資産の種類及び内容、特定資産の取得、譲渡又は貸付の別及び当該取引年月日、特定資産の価格等の調査の委託先、委託契約年月日、調査結果報告年月日、調査結果の概要には、当該特定資産の調査価格の他、第二百四十六条第三項及び第四項の特定資産の区分」と同じ事項について記載すること。</p>	<p>委託先について、令 第百二十四条各号に 掲げる区分を記載すること。</p> <p>調査結果の概要には、当該特定資産の調査価格の他、第二百四十六条第三項及び第四項の特定資産の区分」と同じ事項について記載すること。</p>	<p>第一百四十五条第三項の規定により資産運用会社から通知を受けた調査結果の報告書の写し（不動産鑑定書の写しを含む。）を保存すること。</p>

書類の種類	記載事項	記載要領等	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
特定資産の価格等の書類 に関する調査結果等に付の別及び当該取引年月日、特定資産の価格等の調査の委託先、委託契約年月日、調査結果の概要には、当該特定資産の調査価格の他、第六条第三項及び第四項の特定資産の区分ごとに同項の掲げる事項について記載すること。	委託先について、令第三十四条各号に掲げる区分を記載すること。 調査結果の概要には、当該特定資産の調査価格の他、第六条第三項及び第四項の特定資産の区分ごとに同項の掲げる事項について記載すること。	第五十四条第三項の規定により投資信託委託業者から通知を受けた調査結果の報告書の写し（不動産鑑定書の写しを含む。）を保存すること。	。

別表第三（第二百五十五条第一項関係）						
				当該調査する資産が不動産の場合の概要		
金額、数量又は 金額、残高		帳簿の種類		記載事項	記載要領等	備考
有価証券の種類、銘柄	受入原因、出庫年月日、出庫先、出庫原因、有価証券の種類、銘柄	明細簿	券保管	有価証券	受入年月日、受入元、受入原因、出庫年月日、受入元及び出庫先は、取引の相手方（金融商品取引所その他）の取引所を通じて行われている場合は、わざわざしてある場合は、当該取引所の名称又は商号）を記載すること。	複数の投資法人の資産保管会社となつている場合には、投資法人ごとに作成すること。
引の発生原因を記載 因は、売買等当該取 引の発生原因を記載 因は、売買等当該取 引の発生原因を記載 因は、売買等当該取 引の発生原因を記載	受入原因及び出庫原 因は、売買等当該取 引の発生原因を記載 因は、売買等当該取 引の発生原因を記載 因は、売買等当該取 引の発生原因を記載					

別表第十三（第二百三十六条第一項関係）						
				当該調査する資産が不動産の場合の概要		
金額、数量又は 金額、残高		帳簿の種類		記載事項	記載要領等	備考
有価証券の種類、銘柄	受入原因、出庫年月日、出庫先、出庫原因、有価証券の種類、銘柄	明細簿	券保管	有価証券	受入年月日、受入元、受入原因、出庫年月日、受入元及び出庫先は、取引の相手方（証券取引所等を通じて行われている場合は、当該証券取引所名）を記載すること。	複数の投資法人の資産保管会社となつている場合には、投資法人ごとに作成すること。
引の発生原因を記載 因は、売買等当該取 引の発生原因を記載 因は、売買等当該取 引の発生原因を記載 因は、売買等当該取 引の発生原因を記載	受入原因及び出庫原 因は、売買等当該取 引の発生原因を記載 因は、売買等当該取 引の発生原因を記載 因は、売買等当該取 引の発生原因を記載					

(削る)

簿 その他 資産保 管明細	(略)	
受入年月日 、受入元、 受入原因、 出庫年月日 、出庫先、 出庫原因、 その他資産 の種類、数 量又は金額 、残高	(略) 受入元及び出庫先は 、取引の相手方を記 載すること。 受入原因及び出庫原 因は、売買等当該取 引の発生原因を記載 すること。	(略)
		複数の投資法人の資 産保管会社となつて いる場合には、投資 法人ごとに作成する こと。

別表第十四（第二百四十三条関係）

簿 その他 資産保 管名細	(略)	
受入年月日 、受入元、 受入原因、 出庫年月日 、出庫先、 出庫原因、 その他資産 の種類、数 量又は金額 、残高	(略) 受入元及び出庫先は 、取引の相手方を記 載すること。 受入原因及び出庫原 因は、売買等当該取 引の発生原因を記載 すること。	(略)
		複数の投資法人の資 産保管会社となつて いる場合には、投資 法人ごとに作成する こと。

近の運用状況を記載した  
書面

第二項(二条第一項及び(法第二百二十条)第一項)	解散	外国投資法人の解散	当該外国投資法の変更に関する第二百四十二条第三項第一号から第四号までに掲げる書類に準ずる書類
解散の理由	月日	1人(解散(予定)年)	1当該外国投資法算報告書若しくはこれに代わる書類(第一項の届出の場合)又は直近の運用状況を記載した書面(第二項の届出の場合)解散の理由を明らかにする書面
する書類	当該外国投資法人の解散に関する第二百四十二条第三項第一号から第四号までに掲げる書類に準	3	2

(削る)

別紙様式第1号(第10条関係)

(日本工業規格A4  
(第1面))

年 月 日

内閣総理大臣 殿

申 請 者  
所在地  
商 号  
代表者の  
役職氏名 EJ  
電話番号( ) -

認 可 申 請 書

投資信託及び投資法人に関する法律第6条の規定による認可を受けたいので、  
同法第8条の規定に基づき認可を申請します。この申請書及び添付書類の記載事  
項は、事実に相違ありません。

記

営もうとする業務

(第2面)

1. 商号
2. 資本金の額
3. 本店、支店その他の営業所の名称及び所在の場所

名 称	設置年月日	所 在 の 場 所
本 店	年 月 日	

.....	年 月 日

(記載上の注意)

外国法人にあっては、国内における営業所のうち、その主たる営業所を明示すること。

4. 取締役及び監査役（委員会設置会社にあっては、取締役及び執行役。会計参与設置会社にあっては、会計参与を含む。）並びに重要な使用人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	役職名	代表権の有無	常勤・非常勤	住所	最終の職歴

(記載上の注意)

1. 外国法人にあっては、会社法第817条第1項に規定する日本における代表者を明示すること。
2. 「最終の職歴」には、当該投資信託委託業者になろうとする法人に従事する以前に従事していた他の法人その他の団体の名称及び最終職歴を記載すること。

別紙様式第2号（第11条第1項第4号関係）

（日本工業規格A4）  
年 月 日

(削る)

内閣総理大臣 殿

氏名又は名称 \_\_\_\_\_ 印

誓約書

私こと \_\_\_\_\_ は、投資信託及び投資法人に関する法律第9条第2項第6号八からヲまでのいすれにも該当しない者であることを誓約します。

(記載上の注意)

外国人である場合には、誓約書面中「第9条第2項第6号八からヲ」とあるのは、「第9条第2項第6号イからヲ」とする。

別紙様式第3号(第11条第1項第5号関係)

(日本工業規格A4)

(ふりがな) 氏名		住 所	暦 歴
役 職		生年月日	年 月 日(歳)
期 期	間	内	空
職歴 至 年 月 日	・ 期 期	賞罰の内	空

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏名 印

(記載上の注意)

- 「職歴」は、法第9条第2項第3号に掲げる法律に基づく業務又は当該業務に関連する業務に従事していた場合には、その職歴をすべて記載すること。
- 「賞罰」は、法第9条第2項第3号に掲げる法律又はこれらに相当する外国の法令に基づく行政処分についても記載すること。
- 本人自身が署名押印すること。

別紙様式第3号の2（第11条第1項第5号関係）

（日本工業規格A4）

（ふりがな） 名 称	沿革
（ふりがな） 代表者の氏名	
住 所 （郵便番号 - 電話番号（ ） - 設立年月日 設立の経緯	
設 年月	沿革の内容

(削る)

立後の沿革	年月日	賞罰の内容
罰	年月日	賞罰の内容

上記のとおり相違ありません。 代表者の氏名 印

(記載上の注意)

1. 「名称」は、登記簿上の名称を記載すること。
2. 「賞罰」は、法第9条第2項第3号に掲げる法律又はこれらに相当する外国の法令に基づく行政処分についても記載すること。

別紙様式第4号(第11条第1項第10号関係)

(日本工業規格A4)  
投資信託業及び投資法人資産運用業に係る収支及び純資産額の見込み  
(単位:百万円)

科 目	開業年度	二営業年度	三営業年度
営業収益			
投資信託業に 係る利益(A)			
投資法人資産運用 業に係る利益(B)			

そ の 他							
営業収益計							
営業費用		支払手数料		受取手数料		支払手数料	
資託 委託 用務 費用	うお役 うお役 うお役 うお役	資託 資託 資託 資託	資託 資託 資託 資託	うお役 うお役 うお役 うお役	資託 資託 資託 資託	うお役 うお役 うお役 うお役	資託 資託 資託 資託
人 件 費	-	-	-	-	-	-	-
不動産関係費							
租税公課							
通信交通費							
調査研究費							
広告宣伝費							
そ の 他							
営業費用計	(C)	(D)	(C)	(D)	(C)	(D)	(D)
営業損益	(A-C)	(B-D)	(A-C)	(B-D)	(A-C)	(B-D)	(A-C)
営業外収益	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....
営業外収益計							
営業外費用	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....
営業外費用計							
営業外損益	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....
経常損益							

特別損益			
税前当期純利益(又は税前当期純損失)			
法人税等			
法人税等調整額			
(税後)当期純利益(又は当期純損失)			
純資産額			

(注) 上記の收支及び純資産額の見込みは、投資信託委託業務の開始時期を(年月)、投資法人資産運用業の開始時期を(年月)として算出した

(記載上の注意)

営業費用のうち、支払手数料、受益証券発行費、委託計算費、事務委託費は、投資信託業に係るもののみについて記載すること。

別紙様式第5号(第11条第1項第12号関係)

(日本工業規格A4)

主要な株主又は出資者の名簿

総株主等の議決権の総数(a)	個	投資信託委託業者との関係
氏名、商号又は名称	保有する議決権の数(b)	割合 (b/a)%
	個	%

(削る)

(削る)

計	個	%
---	---	---

(記載上の注意)

- 「総株主等の議決権」とは、令第20条第1号イ(②及び④)から⑥までを除く。)に規定する総株主等の議決権をいう。
- 「議決権」とは、令第20条第1号イ(②及び④)から⑥までを除く。)に規定する議決権をいう。
- 保有する議決権の数が多い順序に従い10名(法人を含む。)について記載すること。

別紙様式第6号(第11条第3項関係)

1. 投資信託契約締結計画書

(日本工業規格A4)

株式投資 信託 単位 型 型	公社債投資 信託 合計 (A) 単位 型 型	不動産投資 信託 合計 (B) 追加 型 型	その他の投 資信託 合計 (C) 追加 型 型	合 計 (A + B + C) 追加 型 型	合 計 (D) = — D)	会 社 資 本 金 額 (百万円)
						年月～年月
						会 社 資 本 金 額 (百万円)

一 事 業 生 度	年月～年月								
	年月～年月								
	年月～年月								
	年月～年月								
二 事 業 生 度	年月～年月								
	年月～年月								
	年月～年月								
	年月～年月								
三 事 業 生 度	年月～年月								
	年月～年月								
	年月～年月								
	年月～年月								
四 事 業 生 度	年月～年月								
	年月～年月								
	年月～年月								
	年月～年月								
計									

(記載上の注意)

1. 株式投資信託とは、公社債投資信託以外の証券投資信託をいい、公社債投資信託とは、第6条第2号イに規定する公社債投資信託をいい、不動産投資信託とは、主として不動産に対する投資として運用する投資信託をいふ。
2. その他の投資信託には、株式投資信託、公社債投資信託、不動産投資信託以外の投資信託を記載すること。
3. 単位型投資信託とは、元本の追加信託をすることができない投資信託をいい、追加型投資信託とは、元本の追加信託をすることができる投資信託をいう。
4. 投資信託の種類ごとに、その設定しようとする信託元本の額及び追加信託の額を四半期ごとに記載すること。

2. 資産運用委託契約締結計画書  
(日本工業規格A4)

	株式	公社債	不動産	その他	合計	
					投資資産	投資資産
法人運用	法人運用	法人運用	法人運用	法人運用	法人運用	法人運用
数	数	額	数	額	数	額
年月～年月	年月～年月	百万	年月～年月	百万	年月～年月	百万
年月～年月	年月～年月	円	年月～年月	円	年月～年月	円
年月～年月	年月～年月		年月～年月		年月～年月	
年月～年月	年月～年月		年月～年月		年月～年月	
計	計		計		計	
二事業年度	二事業年度		二事業年度		二事業年度	
年月～年月	年月～年月		年月～年月		年月～年月	
年月～年月	年月～年月		年月～年月		年月～年月	
年月～年月	年月～年月		年月～年月		年月～年月	
計	計		計		計	
三事業年度	三事業年度		三事業年度		三事業年度	
年月～年月	年月～年月		年月～年月		年月～年月	
年月～年月	年月～年月		年月～年月		年月～年月	
年月～年月	年月～年月		年月～年月		年月～年月	
計	計		計		計	
四事業年度	四事業年度		四事業年度		四事業年度	
年月～年月	年月～年月		年月～年月		年月～年月	
年月～年月	年月～年月		年月～年月		年月～年月	
年月～年月	年月～年月		年月～年月		年月～年月	
年月～年月	年月～年月		年月～年月		年月～年月	
計	計		計		計	

(記載上の注意)  
投資法人の主たる投資対象資産の種類ごとに、資産運用委託契約を締結しよ  
うとする投資法人数及び資産運用額を四半期ごとに記載すること。

(削る)

別紙様式第6号の2(第19条の2第4項関係)

(日本工業規格A4)

対象議決権保有届出書

年 月 日

金融庁長官 殿

商号、名称又は氏名 印

所在地又は住所(居所)

届出義務発生日 年 月 日

1 提出者が対象議決権を保有する投資信託委託業者又は投資信託委託業者持株会社に関する事項

投資信託委託業者又は  
投資信託委託業者持株  
会社の商号

2 提出者に関する事項

1 個人 2 法人

1 (ふりがな)	2 (ふりがな)
商号、名称又は氏名	商号、名称又は氏名
所在地又は住所(居所)	所在地又は住所(居所)

保有の目的	
提出者及び特別の関係にある者が保有する議決権の数	(A)
提出者が保有する議決権の数	
特別の関係にある者が保有する議決権の数	
投資信託委託業者又は投資信託委託業者持株会社の総株主又は総出資者の議決権数	(B)
議決権保有割合	(A / B × 100)

(記載上の注意)

1 一般的事項

(1) この様式において「議決権」とは、法第9条第3項に規定する議決権を

いう。

(2) この様式において「特別の関係にある者」とは、令第14条の2第1項に規定する特別の関係にある者をいう。

2 個別事項

(1) 届出義務発生日

総株主又は総出資者の議決権の100分の20以上の議決権(法第9条第5項の規定により保有しているとみなされる議決権を含む。)の保有者となつた日を記載すること。

(2) 提出者に関する事項

イ 「1個人 2法人」欄は、該当する番号をで囲むこと。

ロ 個人の場合は、「代表者の氏名」欄は空欄とすること。

ハ 「保有的目的」欄には、「純投資」、「政策投資」、「経常参加」、「支配権の取得」等の目的及びその内容について、できる限り具体的に記載すること。

二 議決権の数を記載する欄には、その日の取引が全て終了した後の提出者及び特別の関係にある者が現に保有する投資信託委託業者又は投資信託委託業者持株会社の議決権の数を記載すること。  
ホ 「提出者が保有する議決権の数」欄には、法第9条第5項第1号の規定により保有しているとみなされる議決権の数も含めて記載すること。

(削る)

別紙様式第7号(第20条関係)

30 cm 以上	
30 cm 以上	投資信託委託業者認可票 認可番号 内閣総理大臣 第 号 (投資信託委託業者の商号)

(記載上の注意)

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律附則第9条の規定により法第6条の認可を受けたものとみなされる投資信託委託業者にあっては、認可番号に代えて、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律附則第9条の規定により法第6条の認可を受けたとみなされた投資信託委託業者である旨を表示すること。

(削る)

別紙様式第8号(第70条第1項関係)

（日本工業規格A4）  
第一期〔年月日から 年月日まで〕 営業報告書

金融庁長官 殿

投資信託委託業者名 年 月 日提出  
所在地 印  
代表者名 印

(一) 業務の状況

(1) 当期の業務概況

(2) 投資信託の設定、解約及び償還の状況

区分	分	設 定	解 約	償 還		期 中 増 減	残 存
				ファンド数	元本額		
単位型投資信託		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
追加型投資信託							
株式投資信託計							
単位型投資信託							
追加型投資信託							
公社債投資信託計							
単位型投資信託							
追加型投資信託							
不動産投資信託計							
単位型投資信託							
追加型投資信託							
その他投資信託計							
単位型投資信託							
追加型投資信託							

投資信託計					
合計					
親投資信託受益証券					

(3) 投資信託財産の保有資産の売買等の状況

— 有価証券の売買状況

区分	売付		買付		合計		備考
	株数	金額	株数	金額	株数	金額	
株券	千株	百万円	千株	百万円	千株	百万円	
新株予約権証券							
国債証券							
地方債証券							
特殊債券							
社債券							
(うち新株引受権付社債券)							
その他							
計							
親投資信託受益証券							

— 先物取引等の状況

区分	売付	買付	合計	備考
株式に係る取引	百万円	百万円	百万円	
先物取引				
債券に係る取引				
その他				

株式に係 る取引				
債券に係 る取引				
その他				

— 不動産の売買等の状況

区 分	売付	買付	合計	備考
建物	百万円	百万円	百万円	
賃貸用土地				
その他				
建物				
賃貸用以外土地				
その他				

— その他の特定資産の売買等の状況

区 分	売付	買付	合計	備考
	百万円	百万円	百万円	

(4) 投資法人との資産運用委託契約の状況

対象	区分	契約数	新規契約資産額	解約契約数	契約資産の期中増減額	運用による期中増減額	当期末契約数	当期末契約資産額
オーブン型 投資法人	百万円		百万円		百万円		百万円	
クローズド 型投資法人								
計								

不動産型投資法人	オーブン型投資法人						
クローズド型投資法人	クローズド型投資法人						
その他型投資法人	オーブン型投資法人						
計	クローズド型投資法人						
(5) 沈	自ら行つた受益証券、投資証券及び投資法人債券の募集（募集取扱い）状況						

— 受益証券の募集状況

区分	ファンド数	募集人数	募集額(ａ)	設定額(ｂ)	比率 (a/b)
単位型投資信託		人	百万円	百万円	%
追加型投資信託					
株式投資信託					
計					
単位型投資信託					

<u>追加型投資</u>				
<u>信託</u>				
<u>公社債投資信託</u>				
<u>単位型投資</u>				
<u>信託</u>				
<u>追加型投資</u>				
<u>信託</u>				
<u>不動産投資信託</u>				
<u>単位型投資</u>				
<u>信託</u>				
<u>追加型投資</u>				
<u>信託</u>				
<u>その他投資信託</u>				
<u>合計</u>				
<u>－ 投資証券の募集取扱状況</u>				
<u>区分</u>	<u>契約数</u>	<u>募集取扱人数</u>	<u>募集取扱額(ａ)</u>	<u>資産総額(ｂ)</u> <u>(a / b)</u>
<u>有価証券</u>				
<u>オーブン型投資法人</u>		<u>人</u>	<u>百万円</u>	<u>百万円</u> <u>%</u>
<u>クローズド型投資法人</u>				
<u>合計</u>				

オーブン型 投資法人			
クローズド 型投資法人			
計			
オーブン型 投資法人			
クローズド 型投資法人			
計			
合 計			
<b>— 投資法人債券の募集取扱状況 —</b>			
区分	契約数 	募集取扱人数 	投資法人債 総額(a) 
			比 率 (a / b)
合 計			

(6) 役員及び使用人の状況

役員	使 用 人	合 計
常勤	非常勤	小計

名	名	名	名
---	---	---	---

(7) 株主総会決議事項の要旨  
 (二) 経理の状況

(1) 貸借対照表

年月日

資産の部			
科 目	内訳 金額	科 目	内訳 金額
流動資産	千円 王円	流動負債	千円 王円
現金		短期借入金	
預金		預り金	
有価証券		未払	
短期貸付金		未払収益分配金	
支払委託金		未払償還金	
収益分配金		未払手数料	
償還金		その他未払金	
前払費用		未払費用	
前払費用		未払法人税等	
未収委託者報酬		繰延税金負債	
未収入金		前受収益	
未収運用受託報酬		前受収益	
未収委託者報酬		流動負債計	
未収		固定負債	
繰延税金資産		長期借入金	
未収		退職給付引当金	
繰延税金資産		繰延税金負債	
・・・		のれん	
貸倒引当金			
流動資産計			
固定資産			
有形固定資産			

建物	・	・	・	・	・
器具備品					
土地					
無形固定資産	純資産合計				
のれん	固定負債計				
協会基金					
・	純資産の部				
投資その他の資産					
投資有価証券	科	内訳	金額		
関係会社株式	株主資本	千円	千円		
出資	資本金				
長期貸付金	新株式申込証拠金				
関係会社長期貸付金	資本剰余金				
繰延税金資産	その他資本剰余金				
・	資本準備金				
貸倒引当金	利益剰余金				
固定資産計	利益準備金				
緑延資産	その他利益剰余金				
創立費	積立金				
・	繰越利益剰余金				
緑延資産計	自己株式				
資産合計	自己株式申込証拠金				
(2) 損益計算書	評価・換算差額等				
	その他有価証券評価				
	価差額金				
	緑延ヘッジ損益				
	土地再評価差額金				
	新株予約権				
	純資産合計				
	負債・純資産合計				

[ 年月日から  
年月日まで ]

科 目	内 訳	金額
當業収益	王円	王円
委託者報酬		
運用受託報酬		
その他営業収益		
営業費用		
支払手数料		
広告宣伝費		
公 告		
受益証券発行費		
調査費		
調査費		
委託計算費		
営業雜経費		
通信費		
印刷費		
協会費		
諸会費		
・・・・・		
営業費用計		
一般管理費		
給料		
役員報酬		
給料・手当		
賞賛費		
交際費		
旅費交通費		
の す		

益 部	租 稅 公 課 不動産賃借料 退職給付費用 貸倒引当金繰入 固定資産減価償却費 ・・・・・ 諸 経 費 一般管理費計	営業外損益の部	営業外損益の部	営業外損益(又は営業損失)
①	受取配当金 有価証券利息 受取利息 有価証券償還益 有価証券売却損 営業外収益計 支払利息 有価証券売却損 貸倒消却 ・・・・・ 営業外費用計	営業外収益 有価証券利息 受取利息 有価証券償還益 有価証券売却損 営業外収益計 支払利息 有価証券売却損 貸倒消却 ・・・・・ 営業外費用計	営業外損益の部	営業外損益の部
経常利益(又は経常損失)				
特別利益 臨時利益 ・・・・・ 特別利益計 特別損失 臨時損失				

	・	・	・	・	・	特別損失計	
税引前当期純利益 (又は税引前当期純損失)							
法人税等							
法人税等調整額							
x x x							
当期純利益(又は当期純損失)							

[3] 株主資本等変動計算書

(単位:千円)

株主資本	
資本金	前期末残高
	当期変動額 新株の発行
	当期末残高
資本剰余金	
資本準備金	前期末残高
	当期変動額 新株の発行
	当期末残高
その他資本剰余金	前期末残高
	当期変動額
	当期末残高
資本剰余金合計	前期末残高
	当期変動額
	当期末残高
利益剰余金	
利益準備金	前期末残高
	当期変動額 剰余金の配当
	当期末残高
その他利益剰余金	

<b>× ×積立金</b>	前期末残高	
	当期変動額	
	当期末残高	
<b>繰越利益剰余金</b>	前期末残高	
	当期変動額	剰余金の配当
	当期末残高	当期純利益
<b>利益剰余金合計</b>	前期末残高	
	当期変動額	
<b>自己株式</b>	前期末残高	
	当期変動額	自己株式の処分
<b>株主資本合計</b>	前期末残高	
	当期変動額	
	当期末残高	
<b>評価・換算差額等</b>		
<b>その他有価証券</b>	前期末残高	
<b>評価差額金</b>	当期変動額(純額)	
	当期末残高	
<b>繰延ヘッジ損益</b>	前期末残高	
	当期変動額(純額)	
	当期末残高	
<b>土地再評価差額</b>	前期末残高	
<b>金</b>	当期変動額(純額)	
	当期末残高	
<b>評価・換算差額</b>	前期末残高	
<b>等合計</b>	当期変動額	
	当期末残高	

<u>新株予約権</u>	前期末残高 当期変動額(純額) 当期末残高
<u>純資産合計</u>	前期末残高 当期変動額 当期末残高

(記載上の注意)

1. 業務の状況

(1) 当期の業務概況

当期における営業活動に関する概況、営業成績の概況その他投資信託委託業者に係る重要事項の概要を記載すること。

(2) 投資信託の設定、解約及び償還の状況

1 投資信託元本について、当期中における設定、解約、償還、期中増減及び期末残存元本を記載すること。「親投資信託受益証券」の欄は親投資信託ごとに区分して記載すること。

□ 法第2条第13項から第15項までに規定する公募、適格機関投資家私募、一般投資家私募ごとに記載すること。

(3) 投資信託財産の保有資産の売買等の状況

1 投資信託委託業者の運用に係るすべての投資信託財産について、当期中に行われた有価証券の売買並びに有価証券先物取引、有価証券指數等先物取引、有価証券オプション取引、取引所金融先物取引及び外国の市場において行われるこれらの取引と類似の取引並びに有価証券先渡取引、有価証券店頭指數等先渡取引及び有価証券店頭オプション取引並びに不動産売買等の状況を記載すること。

なお、これら以外の資産の売買等の状況については、当該資産を中心とする投資対象としている場合に限り、その状況を記載すること。

□ 「有価証券の売買状況」は、有価証券先物取引及び有価証券先渡取引を除いた旨を記載すること。

八 「先物取引等の売買状況」中、先物取引の欄には、有価証券先物取引、有価証券指數等先物取引、有価証券オプション取引、取引所金融

先物取引（金融オプション取引を除く。）及び外国の市場において行われるこれらの取引と類似の取引並びに有価証券先渡取引及び有価証券店頭指数等先渡取引に係る取引契約額及びオプション取引の欄には

「有価証券オプション取引、有価証券店頭オプション取引及び金融オプション取引に係る取引額を記載すること。

(4) 投資法人との資産運用委託契約の状況

イ 投資法人との間に締結した資産運用委託契約の契約資産について、前期末残高、当期中ににおける新規、解約、期中償減及び当期末残高を記載すること。

ロ 資産運用委託契約期間の終了以外の理由により解約となつたものについては、その理由を注記すること。

ハ 法第2条第13項から第15項までに規定する公募、適格機関投資家私募、一般投資家私募ごとに記載すること。

三 対象欄の「有価証券」、「不動産」、「その他」は、投資法人の主たる投資対象資産ごとの分類であり、当該分類に従い、投資法人の主たる投資対象ごとに記載すること。

(5) 自ら行つた受益証券、投資証券及び投資法人債券の募集（募集取扱い）状況

イ 投資信託委託業者が自ら設定する投資信託の受益証券の数、募集（私募を含む。）人數及び金額並びに投資信託委託業者が自らその資産の運用を行つている投資法人の発行する投資証券又は投資法人債券の数、募集の取扱い（私募の取扱いを含む。）、人數及び金額を記載すること。

ロ 投資証券の募集状況については、投資信託委託業者が募集の取扱いをした投資証券に係る投資口の出資総額を記載すること。

ハ 法第2条第13項から第15項までに規定する公募、適格機関投資家私募、一般投資家私募ごとに記載すること。

(6) 役員及び使用人の状況

イ 当期末現在における役員及び使用人の状況を記載し、当期中において増減があった場合には、その事情を注記すること。

口 外国法人である投資信託委託業者にあっては、国内における役員（  
国内における代表者を含む。）及び使用人について記載することとし  
当該投資信託委託業者全体の役員について、注記すること。

(7) 株主総会決議事項の要旨  
定時及び臨時株主総会開催の年月日及び決議事項の要旨を簡潔に記載  
すること。

## 2. 経理の状況

経理の状況に係る書類の作成については、財務諸表等の用語、様式及び  
作成方法に関する規則第2章から第5章までによるほか、次によるものと  
する。

### (1) 貸借対照表

イ 資産が担保に供されている場合における次に掲げる事項を注記する  
こと。

— 資産が担保に供されること。

— の資産の内容及びその金額

— 担保に係る債務の金額

ロ 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別  
の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあっては、各

資産について流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の  
資産又は繰延資産ごとに一括した引当金の金額）を注記すること。

ハ 資産に係る減価償却累計額を直接控除した場合における各資産の資  
産項目別の減価償却累計額（一括して注記することが適当な場合にあ  
っては、各資産について一括した減価償却累計額）を注記すること。

二 資産に係る減損損失累計額を減価償却累計額に合算して減価償却累  
計額の項目をもつて表示した場合にはあっては、減価償却累計額に減損  
損失累計額が含まれている旨を注記すること。

ホ 保証債務、手形返済債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その  
他これらに準ずる債務（負債の部に計上したものを除く。）があると  
きは、当該債務の内容及び金額を注記すること。

△ 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び

執行役に対する金銭債権があるときは、その総額を注記すること。

上 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務があるときは、その総額を注記すること。

子 当該投資信託委託業者の親会社である株式会社の株式の各表示区分別の金額を注記すること。

#### (2) 損益計算書

イ 役員報酬の範囲額を注記すること。

ロ 営業外損益は、通常の営業活動によらずに発生する損益で、特別損益に属さないものを計上すること。

ハ 特別損益は、臨時損益の額を計上すること。

三 損益計算書に記載された税引前当期純利益額又は当期純損失額が、

法人税法（昭和40年法律第34号）の規定に基づき算定される課税所得金額又は欠損金額と異なる場合には、その差異の内容を記載した明細書を添付すること。

#### (3) 株主資本等変動計算書

イ 各項目について期中ににおける変動がない場合には、「前期末残高及び当期末残高」のみを表示することができる。

ロ その他利益剰余金及び評価・換算差額等については、それらの内訳科目の前期末残高、当期変動額及び当期末残高の各金額を注記により開示することができる。この場合、その他利益剰余金及び評価・換算差額等の前期末残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載すること。

ハ 各合計額の記載は省略することができる。

三 株主資本の各項目について表中の変動事由以外の変動事由に基づく当期変動額があるときは、当該変動事由及び当期変動額についても記載すること。また、株主資本以外の各項目は、変動事由ごとにその金額を記載することができる。これらの場合、株主資本等変動計算書又は注記により表示することができる。

ホ 外国法人である投資信託委託業者にあっては、株主資本等変動計算書に代わり、これに準じた利益の処分又は損失の処理に関する書類を

作成すること。

(削る)

別紙様式第9号（第70条第2項第1号関係）

委託者指図型投資信託及び投資法人一覧表

### (記載上の注意)

1. 単位型株式投資信託、追加型株式投資信託、単位型公社債投資信託、追加型公社債投資信託、単位型不動産投資信託、追加型不動産投資信託、  
、単位型その他投資信託、追加型その他投資信託及び親投資信託ごとに  
分けて記載すること。
  2. 記載は、設定日の順序で記載すること。なお、他の投資信託委託業者  
から引き継いだ投資信託財産がある場合には、その旨及び当該投資信託  
財産を引き継いだ年月日を備考欄に記載すること。
  3. 特定資産組入比率について、特定資産の欄には組入比率50%以上の特  
定資産の種類を、比率欄には当該特定資産の組入比率を記載すること。

なお、組入比率50%以上の特定資産がない場合、組入比率が一番高い特定資産の種類及び当該特定資産の組入比率を記載すること。

4. 追加型投資信託については、設定来年平均受益者利回りの記載を要しない。

5. 運用の指図に係る外部委託を行っている場合は、備考欄に外部委託先名を付記すること。

また、他の投資信託委託業者から業務を引き継いだ場合は、その旨及び当該引継ぎをした年月日を備考欄に記載すること。

[2] 投資法人(年 月末)

投 設	立	存続	当 初	純 資	特定	資産	組入比	率	1 口	過去1年間	設定	來	備 考
資 法	年	期 間	出資額	産 額	特 定	資産	當 た	リ	の 分配金込	年 平 均	利	用	考
人 名	月				資 産	額	組 入	率	の 純額	運 用	率	回	欄
			百万円	百万円			%	円	%	%			

(記載上の注意)

1. クローズド・エンド型投資法人及びオープン・エンド型投資法人に分けで、かつ、その主たる投資対象資産により株式、公社債、不動産、その他の資産ごとに分けて記載すること。

2. 記載は、資産運用委託契約を締結した日の順序で記載すること。なお、投資法人の設立の当初から資産運用を受託していない場合は、その旨を備考欄に付記すること。

3. 特定資産組入比率について、特定資産の欄には組入比率50%以上の特定資産の種類を、比率欄には当該特定資産の組入比率を記載すること。なお組入比率50%以上の特定資産がない場合、組入比率が一番高い特定資産の種類及び当該特定資産の組入比率を記載すること。

4. オープン・エンド型投資法人については、設定来年平均運用利回りの記載を要しない。

5. 運用に係る再委託を行っている場合は、備考欄に再委託先名を付記すること。なお、投資法人の設立の当初から資産運用を受託していない場合は他の投資信託業者から業務を引き継いだ場合は、その旨及び当該引継ぎした年月日を備考欄に記載すること。

(削る)

別紙様式第10号（第70条第2項第2号関係）

（日本工業規格A4）

(1) 投資信託（ 年 月末）

外 部 委 託 の 状 況 表

外部委託 先名	投 資 信 託 の 数	委 託 の 割 合			投 資 信 託 の 純 資 産 総 額	委 託 の 割 合			備 考
		全 部	50 % 超	50 % 以下		全 部	50 % 超	50 % 以下	
	本	本	本	本	百万円	百	万	百	万
					円	円	円	円	

合	計	( )			( )		
---	---	-----	--	--	-----	--	--

(記載上の注意2)

1. 外部委託先ごとに記載すること。
2. ( )には、投資信託委託業者が設定している投資信託の本数を記載すること。
3. 備考欄には、当該外部委託先について、主な委託の内容を記載すること。

（2）投資法人( 年 月末 )

再委託先 名	投資 法 人 の 数	委託の割合		投資法人 の純資産 額	委託の割合		備 考
		全部 超	50% 以下		全部 超	50% 以下	
	法人	法人	法人	百万円	百万	百万	
				円	円	円	
合 計	( )		( )				

(記載上の注意)

1. 再委託先ごとに記載すること。
2. ( )には、投資信託委託業者が運用している投資法人の本数を記載すること。
3. 備考欄には、当該再委託先について、主な再委託の内容を記載すること。

(削る)

別紙様式第11号(第70条第2項第3号関係)

(日本工業規格A4)

有価証券明細表

株式	銘柄	株数	取得価額	貸借対照表 計上額	摘要
計		千株	千円	千円	
公社債					
計					
その他の有価証券	種類及び銘柄	取得価額又は出資総額	貸借対照表 計上額	摘要	要
	—	—	千円	千円	
計	—				

(削る)

(記載上の注意)

1. 株式欄、公社債欄及びその他の有価証券欄は、それぞれ流動資産に属するものと、固定資産に属するものとに区分して記載すること。
2. 出資証券は、その他の有価証券欄に記載し、出資口数を摘要欄に記載すること。
3. 取得価額及び貸借対照表計上額については、その算定の基準としたな取扱方法及び評価基準を摘要欄に記載すること。

別紙様式第12号（第70条第2項第4号関係）

（日本工業規格A4）

資産償却の状況表

	期初 取 得 原 価 額	期中 増 減		期 中 償 却 額	期 末 累 計 残 高 率	償 却 方 法	償 却 範 囲 額に對 する 過不足額		当 期 累 計
		増 加 額	減 少 額				方 分	王 円	
有形固定資産									
建物	王円	王円	王円	王円	王円	%	王円	王円	
備品 器具									
・・・・・									
無形固定資産									
営業権									
協会基金									
・・・・・									
緑延資産									
創立費									
・・・・・									
計									

(記載上の注意)

1. 期中増減欄には、取得原価のうち当期中の増減に係るものを記載すること。  
とし、著しい増減については、その事由を注記すること。
2. 債却累計率欄には、債却額累計の取得原価に対する割合を記載すること。
3. 債却方法欄には、投資信託委託者が採用している減価償却の基準(税法と同一基準の場合は、その旨)及び定率法、定額法等の区別を記載すること。
4. 債却範囲額に対する過不足額欄には、当期債却額及び債却額累計について、税法上認められる範囲額に対する過不足額を記載すること。

(削る)

別紙様式第13号(第70条第2項第5号関係)

(日本工業規格A4)

未払収益分配金及び未払い償還金明細表

未払金の区分	信託財産の種類	前期末残高	期中発生額	期中支払額	当期末残高	摘要
収益分配金	株式投信	( )	( )	( )	( )	千円
	公社債投信	( )	( )	( )	( )	千円
	不動産投信	( )	( )	( )	( )	千円
	その他投信	( )	( )	( )	( )	千円
償還金	計	( )	( )	( )	( )	千円
	株式投信	( )	( )	( )	( )	千円

公社債投信	( )	( )	( )	( )
不動産投信	( )	( )	( )	( )
その他投信	( )	( )	( )	( )
計	( )	( )	( )	( )

(記載上の注意)

1. 証券会社及び登録金融機関へ支払を委託している分については、( )内書すること。その際、期中発生額欄には、期中に新たに支払を委託した金額を、期中支払額欄には、期中にあって受益者に支払われた額及び投資信託委託業者に返済された額の総額を記載すること。
2. 消滅時効によって支払債務を免れた金額については、期中支払額に含めるものとし、その旨及び当該金額を摘要欄に記載すること。

別紙様式第14号（第70条第2項第6号関係）

(日本工業規格A4)

支 払 委 託 金 明 細 表

会 社 名	収 益 分 配 金	償 還 金	計
	王円	王円	王円
合 計			

(記載上の注意)

支払を委託した証券会社及び登録金融機関ごとに記載すること。

(削る)

(削る)

別紙様式第15号（第70条第2項第7号関係）

（日本工業規格A4）

引 当 金 明 細 表

区分	前期末残高	期中増加額	期 中 減 少 額		当期末残高	摘要
			目的使用	その他の		
計						

（記載上の注意）

1. 区分欄には、減価償却引当金以外の引当金について記載すること。

2. 各引当金について計上上の理由、計算の基礎その他の設定の根拠を記載すること。

3. 期中減少額欄のうち、目的使用欄には、当該引当金の設定目的である支

出又は事実の発生があったことによる取崩し額を記載することとし、その他欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、その理由を摘要欄に記載すること。

別紙様式第16号（第70条第2項第9号関係）

（日本工業規格A4）

投資信託委託業者の株式保有状況表（ 年 月末日現在）

前期末現在の状況		当 期 中 の 移 動 状 況				当 期 末 在 現 の 状 況			
保有帳簿 銘柄 株数	月末評 価額 日	年月 の別	売買等 数量	単価	取引の 金額 理由	保有 銘柄 株数	帳簿 価額 月未評 価額		

(削る)

別紙様式第17号（第70条第2項第10号関係）

常務に従事する取締役等の兼職状況報告書

（日本工業規格A4）

（ 年 月未現在 ）

兼業承認を受けた取締役 （委員会設置会社にあっては、執行役）		兼職承認事項					
役職名 （担当）	代表権 の有無	氏名	会社等の 名稱	業種 （担当）	役職名 （担当）	代表権 の有無	承認 年月日

別紙様式第1号（第96条第1項関係）

（日本工業規格A4）  
（第1面）  
（略）  
（第2面）

届出事項

（法第58条第1項第1号から第4号まで及び第96条第2項に掲げる事項）  
(記載上の注意)  
1. ~ 4. (略)

別紙様式第2号（第107条関係）

（日本工業規格A4）  
（第1面）  
年 月 日  
財務(支)局長 殿

設立企画人

住 所  
氏 名  
〔 法人にあっては、商号又は名称  
及び代表者の氏名 〕  
印  
電話番号( ) -

(略)

(第2面)

(略)

(第2面)

1. ~ 2. (略)  
3. 設立しようとする投資法人の概要

- (1) ~ (2) (略)  
(3) 金融商品取引法第2条第3項に規定する募集又は私募の別  
(4) ~ (9) (略)

別紙様式第18号（第98条第1項関係）

（日本工業規格A4）  
（第1面）  
（略）  
（第2面）

届出事項

（法第58条第1項第1号から第4号まで及び第98条第2項に掲げる事項）  
(記載上の注意)  
1. ~ 4. (略)

別紙様式第19号（第107条関係）

（日本工業規格A4）  
（第1面）  
年 月 日  
金融庁長官 殿

設立企画人

住 所  
氏 名  
〔 法人にあっては、商号又は名称  
及び代表者の氏名 〕  
印  
電話番号( ) -

(略)

(第2面)

1. ~ 2. (略)  
3. 設立しようとする投資法人の概要

- (1) ~ (2) (略)  
(3) 証券取引法第2条第3項に規定する募集又は私募の別  
(4) ~ (9) (略)

(記載上の注意)  
(略)

別紙様式第3号(第108条第2項第3号関係)

(日本工業規格A4)  
年月日

財務(支)局長 殿

氏名 印

私こと  
は、投資信託及び投資法人に関する法律第98条第4号

及び第5号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

(記載上の注意)

外国人である場合には、誓約書面中「第98条第4号及び第5号」があるのは、「第98条第2号から第5号まで」とする。

別紙様式第4号(第108条第2項第4号関係)

(日本工業規格A4)  
設立企画人及び設立時執行役員の候補者の履歴書

(表略)

(記載上の注意)

1. 「賞罰」は、法、法第98条第5号に掲げる法律又はこれらに相当する外国の法令に基づく行政処分についても記載すること。  
2. (略)

別紙様式第5号(第108条第2項第4号関係)  
設立企画人の候補者の法人役員の沿革

(表略)

(記載上の注意)  
(略)

別紙様式第20号(第108条第2項第3号関係)

(日本工業規格A4)  
年月日

金融庁長官 殿

氏名 印

私こと

は、投資信託及び投資法人に関する法律第9条第2項第6号ハ及びニのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

(記載上の注意)

外国人である場合には、誓約書面中「第9条第2項第6号ハ及びニ」あるのは、「第9条第6号イからニ」とする。

別紙様式第21号(第108条第2項第4号関係)

(日本工業規格A4)  
設立企画人及び設立時執行役員の候補者の履歴書

(表略)

(記載上の注意)

1. 「賞罰」は、法、法第9条第2項第3号に掲げる法律又はこれらに相当する外国の法令に基づく行政処分についても記載すること。  
2. (略)

別紙様式第21号の2(第108条第2項第4号関係)  
設立企画人の候補者の法人役員の沿革

(表略)

(記載上の注意)

- 1 . (略)
- 2 . 「賞罰」は、法、法第98条第5号に掲げる法律又はこれらに相当する外國の法令に基づく行政処分についても記載すること。

別紙様式第6号(第108条第2項第5号関係)

(日本工業規格A 4)

主要な株主又は出資者の名簿

(表略)

(記載上の注意)

- 1 . 「総株主等の議決権」とは、第108条第2項第5号イに規定する総株主等の議決権をいう。
- 2 . 「議決権」とは、第108条第2項第5号イに規定する議決権をいう。
- 3 . (略)

別紙様式第7号(第108条第2項第6号関係)

(日本工業規格A 4)

財務(支)局長 殿

年 月 日

証明者 住 所  
商号又  
は名称  
代表者名  
電話番号( ) -

(記載上の注意)

- 1 . 「総株主等の議決権」とは、令第20条第1号イ(②及び④から⑥までを除く。)に規定する総株主等の議決権をいう。
- 2 . 「議決権」とは、令第20条第1号イ(②及び④から⑥までを除く。)に規定する議決権をいう。
- 3 . (略)

別紙様式第23号(第108条第2項第6号関係)

(日本工業規格A 4)

主要な株主又は出資者の名簿

(表略)

(記載上の注意)

- 1 . 「総株主等の議決権」とは、令第20条第1号イ(②及び④から⑥までを除く。)に規定する総株主等の議決権をいう。
- 2 . 「議決権」とは、令第20条第1号イ(②及び④から⑥までを除く。)に規定する議決権をいう。
- 3 . (略)

別紙様式第23号(第108条第2項第6号関係)

(日本工業規格A 4)

金融庁長官 殿

年 月 日

証明者 住 所  
商号又  
は名称  
代表者名  
電話番号( ) -

証 明 書

(略)

別紙様式第8号(第110条第1項関係)

(日本工業規格A4)  
年 月 日

財務(支)局長 殿

設立企画人

住 所

姓  
氏  
名

法人にあっては、商号又は名称

及び代表者の氏名

電話番号( ) - - -

印

設立企画人

住 所

姓  
氏  
名

法人にあっては、商号又は名称

及び代表者の氏名

電話番号( ) - - -

印

投資法人の不成立に関する届出書

下記事由により投資法人が成立しなかったので、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第110条第1項の規定により届け出ます。

記

1. ~ 3. (略)

(削る)

別紙様式第9号(第213条関係)

(日本工業規格A4)  
(第1面)  
年 月 日

証 明 書

(略)

別紙様式第24号(第110条第1項関係)

(日本工業規格A4)  
年 月 日

金融庁長官 殿

設立企画人

住 所

姓  
氏  
名

法人にあっては、商号又は名称

及び代表者の氏名

電話番号( ) - - -

投資法人の不成立に関する届出書

下記事由により投資法人が成立しなかったので、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第110条第1項の規定により届け出ます。

記

1. ~ 3. (略)

別紙様式第25号から第27号まで 削除

別紙様式第28号(第213条関係)

(日本工業規格A4)  
(第1面)  
年 月 日

財務(支)局長 殿

金融庁長官 殿

申請者 住 所  
商 号 印  
執行役員名  
電話番号( ) -

投資法人登録申請書

投資信託及び投資法人に関する法律第187条の規定により投資法人の登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

(第2・3面)

*登録番号	財務(支)局長 第 号( 年 月 日)
-------	---------------------

(記載上の注意)

(略)

1. 投資法人設立届出書受理年月日及び受理番号

受理年月日	年 月 日	受理番号	財務(支)局長 第 号
-------	-------	------	-------------

2. 規約記載事項等

(1) ~ (10) (略)

(11) 資産運用会社に対する報酬額又は支払基準

(12) ~ (13) (略)

(記載上の注意)

1. ~ 4. (略)

(第4面)

3. (略)

(第5面)

4. 資産の運用を行う資産運用会社

申請者 住 所  
商 号 印  
執行役員名  
電話番号( ) -

投資法人登録申請書

投資信託及び投資法人に関する法律第187条の規定により投資法人の登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

(第2・3面)

*登録番号	金融庁長官 第 号( 年 月 日)
-------	-------------------

(記載上の注意)

(略)

1. 投資法人設立届出書受理年月日及び受理番号

受理年月日	年 月 日	受理番号	金融庁長官 第 号
-------	-------	------	-----------

2. 規約記載事項等

(1) ~ (10) (略)

(11) 投資信託委託業者又は認可投資顧問業者に対する報酬額又は支払基準

(12) ~ (13) (略)

(記載上の注意)

1. ~ 4. (略)

(第4面)

3. (略)

(第5面)

4. 資産の運用を行う投資信託委託業者又は認可投資顧問業者

(表略)

5 . 資産の運用を行う資産運用会社と締結した資産運用に係る委託契約の概要  
要  
6 . ~ 15 . (略)

別紙様式第10号(第215条第6号関係)

(日本工業規格A4)  
年 月 日

財務(支)局長 殿  
誓 約 書 氏名 印

私こと  
は、投資信託及び投資法人に関する法律第98条第4号及び第5号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

(記載上の注意)

外国人である場合には、誓約書面中「第98条第4号及び第5号」とあるのは、「第98条第2号から第5号まで」とする。

別紙様式第11号(第215条第7号関係)

(日本工業規格A4)  
年 月 日

財務(支)局長 殿  
誓 約 書 氏名 印

私こと  
は、投資信託及び投資法人に関する法律第98条第4号及び第5号、第100条第2号から第5号まで並びに投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第164条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

(表略)

5 . 資産の運用を行う投資信託委託業者又は認可投資顧問業者と締結した資産運用に係る委託契約の概要  
要  
6 . ~ 15 . (略)

別紙様式第29号(第215条第6号関係)

(日本工業規格A4)  
年 月 日

金融庁長官 殿  
誓 約 書 氏名 印

私こと  
は、投資信託及び投資法人に関する法律第9条第2項第6号八及び二のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

(記載上の注意)

外国人である場合には、誓約書面中「第9条第2項第6号八及び二」とあるのは、「第9条第2項第6号イからニまで」とする。

別紙様式第30号(第215条第7号関係)

(日本工業規格A4)  
年 月 日

金融庁長官 殿  
誓 約 書 氏名 印

私こと  
は、投資信託及び投資法人に関する法律第98条第4号及び第5号、第100条第2号から第5号まで並びに投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第164条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

(記載上の注意)

外国人である場合には、誓約書面中「第98条第4号及び第5号」とあるのは、「第9条第2項第6号ハ及びニ」とする。

別紙様式第12号（第215条第8号関係）

（日本工業規格A4）

執行役員及び監督役員並びに設立企画人の履歴書

（表略）

（記載上の注意）

1. 「賞罰」は、法、法第98条第5号に掲げる法律又はこれらに相当する外  
国の法令に基づく行政処分についても記載すること。
2. （略）

別紙様式第13号（第215条第8号関係）

（日本工業規格A4）

設立企画人の法人役員の沿革

（表略）

（記載上の注意）

1. （略）
2. 「賞罰」は、法、法第98条第5号に掲げる法律又はこれらに相当する外  
国の法令に基づく行政処分についても記載すること。

別紙様式第14号（第216条第2項関係）

（日本工業規格A4）

文書番号  
年月日

（商号）

（記載上の注意）

外国人である場合には、誓約書面中「第9条第2項第6号ハ及びニ」と  
あるのは、「第9条第2項第6号イからニまで」とする。

別紙様式第31号（第215条第8号関係）

（日本工業規格A4）

執行役員及び監督役員並びに設立企画人の履歴書

（表略）

（記載上の注意）

1. 「賞罰」は、法、法第9条第2項第3号に掲げる法律又はこれらに相当  
する外国の法令に基づく行政処分についても記載すること。
2. （略）

別紙様式第31号の2（第215条第8号関係）

（日本工業規格A4）

設立企画人の法人役員の沿革

（表略）

（記載上の注意）

1. （略）
2. 「賞罰」は、法、法第9条第2項第3号に掲げる法律又はこれらに相当  
する外国の法令に基づく行政処分についても記載すること。

別紙様式第32号（第216条第2項関係）

（日本工業規格A4）

文書番号  
年月日

（商号）

<p>(執行役員の氏名) 殿</p> <p>登録済通知書</p> <p>年月日付で申請のあつた</p> <p>投資法人の登録については、 下記のとおり登録したので通知する。</p> <p>1. 登録番号 財務(支)局長 第 記 2. (略)</p> <p><u>別紙様式第15号</u> (第218条関係)</p> <p>(日本工業規格A4) 文書番号 年月日</p> <p>(商号) (執行役員の氏名) 殿</p> <p>登録拒否通知書</p> <p>年月日付で申請のあつた</p> <p>投資法人の登録については、 下記理由により拒否したので通知する。</p> <p>なお、この処分について不服があるときには、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に財務(支)局長に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく審査請求をすることができる。</p> <p>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があつたことを知った日から6ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。</p> <p>記 拒否理由</p> <p><u>別紙様式第16号</u> (第219条関係)</p> <p>(日本工業規格A4)</p>	<p>財務(支)局長</p> <p>印</p> <p>金融庁長官</p> <p>印</p> <p>登録済通知書</p> <p>年月日付で申請のあつた</p> <p>投資法人の登録については、 下記のとおり登録したので通知する。</p> <p>1. 登録番号 金融庁長官 第 記 2. (略)</p> <p><u>別紙様式第33号</u> (第218条関係)</p> <p>(日本工業規格A4) 文書番号 年月日</p> <p>(商号) (執行役員の氏名) 殿</p> <p>登録拒否通知書</p> <p>年月日付で申請のあつた</p> <p>投資法人の登録については、 下記理由により拒否したので通知する。</p> <p>なお、この処分について不服があるときには、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に金融庁長官に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく審査請求をすることができる。</p> <p>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があつたことを知った日から6ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。</p> <p>記 拒否理由</p> <p><u>別紙様式第34号</u> (第219条第1項関係)</p> <p>(日本工業規格A4)</p>
--	--

(第1面)

(第1面)

財務(支)局長 殿

金融庁長官 殿

届出者 登録番号 金融庁長官 第 号

届出者 登録番号 金融庁長官 第 号

金融庁長官 殿

届出者 登録番号 金融庁長官 第 号

住 所  
商 号

住 所  
商 号

印

執行役員名  
電話番号( ) -

執行役員名  
電話番号( ) -

印

(略)

(削る)

別紙様式第17号(第220条関係)

(日本工業規格A4)

財務(支)局長 殿

年 月 日

届出者 住 所  
氏 名  
電話番号( ) -

(略)

別紙様式第18号(第256条第1項関係)

(日本工業規格A4)

第 期  
年 月 日から  
年 月 日まで

営業報告書

財務(支)局長 殿

(略)

別紙様式第35号 削除

別紙様式第36号(第220条関係)

(日本工業規格A4)

金融庁長官 殿

年 月 日

届出者 住 所  
氏 名  
電話番号( ) -

(略)

別紙様式第37号(第237条第1項関係)

(日本工業規格A4)

第 期  
年 月 日から  
年 月 日まで

営業報告書

金融庁長官 殿

(略)

登録番号 財務(支)局長 第 号  
商 号 印  
所 在 地  
執行役員名 印

業務の状況

(1)・(2) (略)

(3) 保有有価証券の売買等の状況

有価証券の売買状況

区分	売付		買付		合計		備考
	株数	金額	株数	金額	株数	金額	
株券	千株百万円		千株百万円		千株百万円		
新株予約権証券							
国債証券							
地方債証券							
特殊債券							
社債券							
(うち転換社債型新株予約権付社債)							
その他							
~ 計							
(4)・(5) (略)							

登録番号 金融庁長官 第 号  
商 号 印  
所 在 地  
執行役員名 印

業務の状況

(1)・(2) (略)

(3) 保有有価証券の売買等の状況

有価証券の売買状況

区分	売付		買付		合計		備考
	株数	金額	株数	金額	株数	金額	
株券	千株百万円		千株百万円		千株百万円		
新株予約権証券							
国債証券							
地方債証券							
特殊債券							
社債券							
(うち新株引受権付社債券)							
その他							
~ 計							
(4)・(5) (略)							

(削る)

別紙様式第38号(第238条関係)

(日本工業規格A4)

金融庁長官 殿

登録番号 金融庁長官 第 号

商 号 \_\_\_\_\_  
所 在 地 \_\_\_\_\_  
執行役員名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

投資法人の純資産状況表（ 年 月末現在 ）

1 . 純資産増減状況

前月末残高	追加出資	出資の払戻し	運用増減	当月末残高
投資 口数	出資金額 口数	投資 口数	出資金額 口数	投資 出資金額 口数
百万円	百万円	百万円	百万円	百万円

2 . 投資信託委託業者別運用資産額

投資信託委託業者名	当月末運用資産額

3 . オープン・エンド型又はクローズド・エンド型の別

4 . 証券取引法第2条第3項に規定する公募又は私募の別

5 . 公募、適格機関投資家私募又は一般投資家私募の別

（記載上の注意）

1 . 「オープン・エンド型」とは、投資主の請求により投資口の払戻しをするものをいい、「クローズド・エンド型」とは、投資主の請求により投資口の払戻しをしないものをいう。

2 . 「4 . 公募又は私募の別」中、「公募」とは、証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集をいい、「私募」とは同項に規定する有価証券の私募をいう。

3 . 「5 . 公募、適格機関投資家私募又は一般投資家私募の別」中、「公募」、「適格機関投資家私募」、「一般投資家私募」とは、それぞれ法第2条第13項から第15項までに規定するものをいう。

別紙様式第19号（第257条関係）

（日本工業規格A4）  
年 月 日

\_\_\_\_\_財務(支)局長 殿  
登録番号 \_\_\_\_\_財務(支)局長 第 号  
住 所 \_\_\_\_\_金融庁長官 殿  
商 号 \_\_\_\_\_金融庁長宣 第 号  
執行役員名 \_\_\_\_\_印  
電話番号( ) - \_\_\_\_\_印  
(略)

別紙様式第20号（第261条第1項関係）

（日本工業規格A4）  
(第1面)  
年 月 日

\_\_\_\_\_財務(支)局長 殿  
発行者 法人名 \_\_\_\_\_金融庁長官 殿  
代表者の役職氏名 \_\_\_\_\_金融庁長宣 第 号  
本店の所在地 \_\_\_\_\_印  
代理人の氏名又は名称 \_\_\_\_\_印  
代理人の住所又は所在地 \_\_\_\_\_印  
事務連絡者氏名 \_\_\_\_\_印  
事務連絡場所 \_\_\_\_\_印  
電 話 番 号( ) - \_\_\_\_\_印  
(略)

(第2面)

届出事項  
(法第220条第1項第1号から第6号まで及び第261条第2項に規定する事項)  
(記載上の注意)

別紙様式第39号（第239条関係）

（日本工業規格A4）  
年 月 日

登録番号 \_\_\_\_\_金融庁長官 殿  
住 所 \_\_\_\_\_金融庁長宣 第 号  
商 号 \_\_\_\_\_印  
執行役員名 \_\_\_\_\_印  
電話番号( ) - \_\_\_\_\_印  
(略)

別紙様式第40号（第242条第1項関係）

（日本工業規格A4）  
(第1面)  
年 月 日

\_\_\_\_\_金融庁長官 殿  
発行者 法人名 \_\_\_\_\_金融庁長官 殿  
代表者の役職氏名 \_\_\_\_\_金融庁長宣 第 号  
本店の所在地 \_\_\_\_\_印  
代理人の氏名又は名称 \_\_\_\_\_印  
代理人の住所又は所在地 \_\_\_\_\_印  
事務連絡者氏名 \_\_\_\_\_印  
事務連絡場所 \_\_\_\_\_印  
電 話 番 号( ) - \_\_\_\_\_印  
(略)

(第2面)

届出事項  
(法第220条第1項第1号から第6号まで及び第242条第2項に規定する事項)  
(記載上の注意)

1 . ~ 3 . (略)  
4 . 法第220条第1項第3号に規定する資産の管理及び運用に関する事項のうち、資産の運用を行う資産運用会社に相当する者又は資産保管会社に相当する者については、名称、資本金の額及び事業の内容並びに業務の概要を記載すること。

1 . ~ 3 . (略)  
4 . 法第220条第1項第3号に規定する資産の管理及び運用に関する事項のうち、資産の運用を行う投資信託委託業者に相当する者又は資産保管会社に相当する者については、名称、資本金の額及び事業の内容並びに業務の概要を記載すること。

投資信託財産の計算に関する規則（平成十二年總理府令第百三十二号）（第一条関係）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">（目的）</p> <p>第一条 この府令は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「法」という。）に基づく投資信託財産（法第三条第一号若しくは第四十八条又は法第五十九条において準用する法第十四条第一項に規定する投資信託財産をいづ。以下この章において同じ。）の計算に関する事項その他の事項について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">（定義）</p> <p>第二条 この府令において、「委託者指団型投資信託」、「委託者非指団型投資信託」、「投資信託」、「証券投資信託」、「有価証券」、「デリバティブ取引」、「受益証券」、「適格機関投資家私募」、「投資信託委託会社」、「投資法人」、「投資口」、「投資証券」又は「外国投資信託」とは、それぞれ法第一条に規定する委託者指団型投資信託、委託者非指団型投資信託、投資信託、証券投資信託、有価証券、デリバティブ取引、受益証券、適格機関投資家私募、「投資信託委託会社」、「投資法人」、「投資口」、「投資証券」又は「外国投資信託」とは、それぞれ法第一条に規定する委託者指団型投資信託、特定資産、委託者非指団型投資信託、投資信託、証券投資信託、有価証券、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引。</p>	<p style="text-align: center;">（目的）</p> <p>第一条 この府令は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「法」という。）に基づく投資信託財産（法第十四条第一項若しくは第四十九条の三又は法第五十九条において準用する法第三十二条第一項本文の投資信託財産をいづ。以下この章において同じ。）の計算に関する事項その他の事項について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">（定義）</p> <p>第二条 この府令において、「委託者指団型投資信託」、「特定資産」「委託者非指団型投資信託」、「投資信託」、「証券投資信託」、「有価証券」、「有価証券指数等先物取引」、「有価証券オプション取引」、「外国市場証券先物取引」、「有価証券店頭指先渡取引」、「有価証券店頭オプション取引」、「有価証券店頭指數等スワップ取引」、「受益証券」、「適格機関投資家私募」、「投資信託委託業者」、「投資法人」、「投資口」、「投資証券」又は「外国投資信託」とは、それぞれ法第一条に規定する委託者指団型投資信託、特定資産、委託者非指団型投資信託、投資信託、証券投資信託、有価証券、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引。</p>

ン取引、外国市場証券先物取引、有価証券店頭指數等先渡取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指數等スワップ取引、受益証券、適格機関投資家私募、投資信託委託業者、投資法人、投資口、投資証券又は外国投資信託をいう。

## 2 (略)

### (計算期間の特例)

第九条 法第四条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 計算期間が投資信託財産（法第三条第一号に規定する投資信託財産をいう。以下この章において同じ。）設定後最初の計算期間であつて二年未満である場合

一・四 (略)

(純資産の部の区分)

### 第二十条 (略)

2 元本等に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。  
。この場合において、第三号に掲げる項目については、控除項目とする。

一・二 (略)

三 買取受益権（法第十八条第一項の規定により受益権の買取りを行つた場合における当該受益権をいう。以下同じ。）

ン取引、外国市場証券先物取引、有価証券店頭指數等先渡取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指數等スワップ取引、受益証券、適格機関投資家私募、投資信託委託業者、投資法人、投資口、投資証券又は外国投資信託をいう。

## 2 (略)

### (計算期間の特例)

第九条 法第二十五条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 計算期間が投資信託財産（法第十四条第一項に規定する投資信託財産をいう。以下この章において同じ。）設定後最初の計算期間であつて二年未満である場合

一・四 (略)

(純資産の部の区分)

### 第二十条 (略)

2 元本等に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。  
。この場合において、第三号に掲げる項目については、控除項目とする。

一・二 (略)

三 買取受益権（法第二十三条の二第一項の規定により受益証券の買取りを行つた場合における当該受益証券をもつて表示される当該投資信託財産の受益権をいう。以下同じ。）

3～5 (略)

(元本の部)

第二十一条 元本の部には、次に掲げる額を表示しなければならない。

- 一 元本の額
- 二 元本調整引当額（元本を当該計算期間に収益の分配に充当する場合におけるその充当する金額）

(剩余金等の計算)

第五十一条 投資信託委託会社は、次に掲げる項目に従つて、剩余金の増減及び収益の分配の内容を明らかにしなければならない。

一～六 (略)

2 計算期間中に委託者指図型投資信託の一部解約を行うことができ  
る旨投資信託約款（法第四条第一項に規定する投資信託約款をいう  
。以下この章において同じ。）に表示のある委託者指図型投資信託  
にあっては、一部解約に伴う当期純利益金額の分配額は前項第一号  
の当期純利益金額又は当期純損失金額から当該金額を減算する形式  
により、一部解約に伴う当期純損失金額の分配額は同号の当期純利  
益金額又は当期純損失金額から当該金額を加算する形式により、表  
示しなければならない。

(剩余金増加額又は欠損金減少額の区分表示)

3～5 (略)

(元本の部)

第二十一条 元本の部には、元本及び収益の分配において元本を充當する場合は元本取崩額を表示しなければならない。

(剩余金等の計算)

第五十一条 投資信託委託業者は、次に掲げる項目に従つて、剩余金の増減及び収益の分配の内容を明らかにしなければならない。

一～六 (略)

2 計算期間中に委託者指図型投資信託の一部解約を行うことができ  
る旨投資信託約款（法第二十五条第一項に規定する投資信託約款を  
いう。以下この章において同じ。）に表示のある委託者指図型投資  
信託にあっては、一部解約に伴う当期純利益金額の分配額は前項第一  
号の当期純利益金額又は当期純損失金額から当該金額を減算する  
形式により、一部解約に伴う当期純損失金額の分配額は同号の当期  
純利益金額又は当期純損失金額から当該金額を加算する形式により  
、表示しなければならない。

(剩余金増加額又は欠損金減少額の区分表示)



。  
一〇四 (略)

五 重要な係争事件に係る損害賠償義務、手形請求債務その他これらに準ずる債務（受託会社（法第九条に規定する受託会社をいう。以下同じ。）が信託事務を処理するため自己に過失なくして受けた損害を含み、負債の部に計上したもの）を除く。）があるときは、当該債務の内容及び金額

六 未払費用又は前払費用のうち、当該投資信託財産に関して負担する費用として受託会社が負担する費用又は投資信託委託会社若しくは受託会社に対する報酬等（法第四条第二項第十一号に規定する投資信託約款の定めに従い支払われる信託報酬その他の手数料をいう。次条第一号及び第五十五条の九第一項第一号において同じ。）を当該費用が属する項目」とに、他の費用と区分して表示していない場合は、当該投資信託委託会社及び受託会社との当該費用の性質を示す適當な名称を付した当該費用に係る金額  
七〇一 (略)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第五十五条の七 損益及び剰余金計算書に関する注記は、次に掲げる事項とする。

一 当該投資信託財産に関して負担する費用として受託会社が負担する費用又は投資信託委託会社若しくは受託会社に対する報酬等を当該費用が属する項目」とに、他の費用と区分して表示してい

。  
一〇四 (略)

五 重要な係争事件に係る損害賠償義務、手形請求債務その他これらに準ずる債務（受託会社（法第十五条第一項第一号に規定する受託会社をいう。以下同じ。）が信託事務を処理するため自己に過失なくして受けた損害を含み、負債の部に計上したもの）を除く。）があるときは、当該債務の内容及び金額

六 未払費用又は前払費用のうち、当該投資信託財産に関して負担する費用として受託会社が負担する費用又は投資信託委託業者若しくは受託会社に対する報酬等（法第二十五条第一項第十一号に規定する投資信託約款の定めに従い支払われる信託報酬その他の手数料をいう。次条及び第五十五条の九において同じ。）を当該費用が属する項目」とに、他の費用と区分して表示していない場合は、当該投資信託委託業者及び受託会社との当該費用の性質を示す適當な名称を付した当該費用に係る金額  
七〇一 (略)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第五十五条の七 損益及び剰余金計算書に関する注記は、次に掲げる事項とする。

一 当該投資信託財産に関して負担する費用として受託会社が負担する費用又は投資信託委託業者若しくは受託会社に対する報酬等を当該費用が属する項目」とに、他の費用と区分して表示してい

ない場合（前条第六号に規定する場合を除く。）は、当該投資信託委託会社及び受託会社との当該費用の性質を示す適當な名称を付した当該費用に係る金額

一四（略）

（関連当事者との取引に関する注記）

第五十五条の九（略）

2 関連当事者との間の取引のうち次に掲げる取引については、前項に規定する注記を要しない。

一（略）

二 当該投資信託財産の運用の指図を行う投資信託委託会社及び受託会社に対する報酬等の給付

三（略）

3（略）

4 前二項に規定する「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 当該投資信託財産の運用の指図を行う投資信託委託会社
- 二 当該投資信託財産の運用の指図を行う投資信託委託会社の利害関係人等（法第十一条第一項に規定する利害関係人等をいう。以下同じ。）

三（略）

（その他の注記）

第五十五条の十一 その他の注記は、次の各号に掲げる区分に応じた

ない場合（前条第六号に規定する場合を除く。）は、当該投資信託委託業者及び受託会社との当該費用の性質を示す適當な名称を付した当該費用に係る金額

一四（略）

（関連当事者との取引に関する注記）

第五十五条の九（略）

2 関連当事者との間の取引のうち次に掲げる取引については、前項に規定する注記を要しない。

一（略）

二 当該投資信託財産の運用の指図を行う投資信託委託業者及び受託会社に対する報酬等の給付

三（略）

3（略）

4 前二項に規定する「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 当該投資信託財産の運用の指図を行う投資信託委託業者
- 二 当該投資信託財産の運用の指図を行う投資信託委託業者の利害関係人等（法第十五条第一項第一号に規定する利害関係人等をいう。）

三（略）

（その他の注記）

第五十五条の十一 その他の注記は、次の各号に掲げる区分に応じた

当該各号に掲げるもののほか、貸借対照表又は損益及び剰余金計算書により投資信託財産又はその損益の状態を正確に判断するために必要な事項とする。

一・二（略）

三 親投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十一年總理府令第二百一十九号。以下「規則」という。）第十三條第一号口に規定する親投資信託をいう。以下この号及び第五十八条において同じ。）当該投資信託財産に係る次に掲げる事項

イ（略）

ロ 期末元本額及びその内訳として当該親投資信託の受益証券を投資対象とする委託者指図型投資信託との元本額

第五十七条 投資信託委託会社は、別紙様式第一号により附属明細表を作成しなければならない。この場合において、附属明細表として表示すべきものは、次に掲げるものとする。

一（略）

二 信用取引契約残高明細表

三 デリバティブ取引の契約額等及び時価の状況表

四・五（略）

六 その他特定資産（法第一条第一項に規定する特定資産をいう。以下同じ。）の明細表

当該各号に掲げるもののほか、貸借対照表又は損益及び剰余金計算書により投資信託財産又はその損益の状態を正確に判断するために必要な事項とする。

一・二（略）

三 親投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十一年總理府令第二百一十九号。以下「規則」という。）第六条第一号口に規定する親投資信託をいう。以下この号及び第五十八条において同じ。）当該投資信託財産に係る次に掲げる事項

イ（略）

ロ 期末元本額及びその内訳として当該親投資信託受益証券を投資対象とする委託者指図型投資信託との元本額

第五十七条 投資信託委託業者は、別紙様式第一号により附属明細表を作成しなければならない。この場合において、附属明細表として表示すべきものは、次に掲げるものとする。

一（略）

二 新設

二 規則第二十七条规定する有価証券先物取引等（同項第一号、第十九号及び第二十号に掲げる取引を除く。）の契約額等及び時価の状況表

三・四（略）

五 その他特定資産の明細表

七 (略)

2 前項第四号の「為替予約取引」とは、当事者が将来の一定の時期において通貨及びその対価の授受を約する売買取引（デリバティブ取引に該当するものを除く。）をいつ。

（運用報告書の表示事項等）

第五十八条 法第十四条第一項に規定する運用報告書には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

一 (略)

二 運用状況の推移（令第十二条第一号に掲げる証券投資信託については、当該投資信託財産の純資産額の変動と株価指数の変動との連動率を表す指標を含む。）

三・四 (略)

五 投資信託の受益証券（親投資信託の受益証券を除く。）、親投資信託の受益証券及び投資法人の投資証券につき、銘柄ごとに、次に掲げる事項

イ・ホ (略)

六 (略)

七 デリバティブ取引につき、種類ごとに、当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び当該投資信託財産の計算期間中における取引契約金額又は取引金額

六 (略)

2 前項第三号の「為替予約取引」とは、当事者が将来の一定の時期において通貨及びその対価の授受を約する売買取引（金融先物取引（昭和六十二年法律第七十七号）第一条第一項に規定する金融先物取引に該当するものを除く。）をいつ。

（運用報告書の表示事項等）

第五十八条 法第三十三条第一項本文に規定する運用報告書には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

一 (略)

二 運用状況の推移（令第八条第一号に定める証券投資信託については、当該投資信託財産の純資産額の変動と株価指数の変動との連動率を表す指標を含む。）

三・四 (略)

五 投資信託の受益証券（親投資信託の受益証券を除く。以下この項において同じ。）、親投資信託の受益証券及び投資法人の投資証券につき、銘柄ごとに、次に掲げる事項

イ・ホ (略)

六 (略)

七 有価証券先物取引（証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引をいう。以下この号において同じ。）、外国有価証券市場（同条第八項第三号口に規定する外国有価証券市場をいう。）において行われる有価証券先物取引と類似の取引、有価証券

指數等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券先渡取引（同条第二十四項に規定する有価証券先渡取引をいう。）、有価証券店頭指數等先渡取引、有価証券店頭才ブション取引、有価証券店頭指數等スワップ取引につき、それぞれの種類ごとに、当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び当該投資信託財産の計算期間中における取引契約金額又は取引金額

八（略）  
(削る)

九 令第三条第六号に規定する約束手形につき、当期末現在における債権額及び当該投資信託財産の計算期間中における売買総額  
十 令第三条第七号に規定する金銭債権につき、種類ごとに、当期末現在における債権の総額及び当該投資信託財産の計算期間中ににおける債権の種類ごとの売買総額

十一 令第三条第十一号に掲げる金銭債権につき、種類ごとに、当期末現在における債権額及び当該投資信託財産の計算期間中における売買総額  
十二 令第三条第十一号に規定する手形につき、当期末現在における債権額及び当該投資信託財産の計算期間中における売買総額  
(新設)

十一 令第三条第十三号に掲げる金融先物取引に係る権利につき、種類ごとに、当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び当該投資信託財産の計算期間中における取引契約金額又は取引金額

十二 令第三条第十四号に規定する金融デリバティブ取引に係る権利につき、種類ごとに、当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び当該投資信託財産の計算期間中における取引契約金額

(削る)

又は取引金額

十一 令第三条第八号に規定する匿名組合出資持分につき、種類ごとに、当期末現在における運用対象資産の主な内容

十二 (略)

十三 当期末現在における令第三条第一号若しくは第三号から第八号までに掲げる特定資産又はその他の資産のそれぞれの総額の投資信託財産総額に対する比率（同条第一号の有価証券にあっては、株式、新株予約権証券、公社債、委託者指図型投資信託の受益証券、親投資信託の受益証券又は投資法人の投資証券のそれぞれの総額の投資信託財産総額に対する比率。第三項において同じ。）

十四 法第十一条第一項の規定に基づき、特定資産の価格等の調査が行われた場合には、当該調査を行った者の氏名又は名称並びに当該調査の結果及び方法の概要

十五 (略)

十六 当該投資信託財産の計算期間中における利害関係人等との取引の状況及び当該利害関係人等に支払われた売買委託手数料の総額

十七 投資信託委託会社が第一種金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。）又は第二種金融商品取引業（同条第二項に規定する第二種金融商品取引業をいう。）を行っている場合には、当該投資信託財産の計算期間中における当該投

十三 令第三条第十五号から第十七号までに掲げる資産につき、種類ごとに、当期末現在における運用対象資産の主な内容

十四 (略)

十五 当期末現在における令第三条第一号、第八号から第十一号まで若しくは第十五号から第十七号までに掲げる特定資産又はその他の資産のそれぞれの総額の投資信託財産総額に対する比率（同条第一号の有価証券にあっては、株式、新株予約権証券、公社債、委託者指図型投資信託の受益証券、親投資信託の受益証券又は投資法人の投資証券のそれぞれの総額の投資信託財産総額に対する比率。第三項において同じ。）

十六 法第十六条の二第一項の規定に基づき、特定資産の価格等の調査が行われた場合には、当該調査を行った者の氏名又は名称並びに当該調査の結果及び方法の概要

十七 (略)

十八 当該投資信託財産の計算期間中における法第十五条第二項第一号に規定する利害関係人等との取引の状況及び当該利害関係人等に支払われた売買委託手数料の総額

(新設)

資信託委託会社との間の取引の状況及び当該投資信託委託会社に支払われた売買委託手数料の総額

(63)

十九 投資信託委託業者が証券業（証券取引法第二条第八項又は外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第一条第四号に規定する証券業をいつ。）を営んでいる場合にあつては、当該投資信託財産の計算期間中における証券会社等（法第十五条第二項第三号イに規定する証券会社等をいつ。）である投資信託委託業者との間の取引の状況及び当該投資信託委託業者に支払われた売買委託手数料の総額

十八 投資信託委託会社が宅地建物取引業（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第二百七十六号）第一条第一号に規定する宅地建物取引業をいつ。）を営んでいる場合にはあつては、当該投資信託財産の計算期間中における宅地建物取引業者（同条第三号に規定する宅地建物取引業者をいつ。）である投資信託委託会社との間の取引の状況及び当該投資信託委託会社に支払われた手数料の総額十九 投資信託委託会社が不動産特定共同事業（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第一条第四項に規定する不動産特定共同事業をいつ。）を営んでいる場合にはあつては、当該投資信託財産の計算期間中における不動産特定共同事業者（同条第五項に規定する不動産特定共同事業者をいつ。）である投資信託委

託会社との間の取引の状況  
二十一二十一（略）

2 当該投資信託財産につき親投資信託の受益証券を組み入れている

## 委託業者との間の取引の状況 二十一～二十四（略）

場合には、当該親投資信託の受益証券につき、直前の計算期間に係る前項第一号から第十五号までに掲げる事項について併せて表示するものとする。

3 第一項第五号に規定する親投資信託の総額、同項第十一号に規定する令第三条第八号に掲げる特定資産の価格、同項第十三号に規定する投資信託財産総額に対する比率並びに同項第十五号に規定する基準価額の算定に当たつて、不動産、不動産の賃借権又は地上権の価格を考慮する必要があるときは、同項第八号口に規定する価格を使用するものとする。

4 第一項第十五号に掲げる事項は、その要旨を表示することができない。ただし、投資信託財産の状況を的確に判断することができなくなる場合は、この限りでない。

5 第一項第十五号に掲げる事項の表示に当たつては、当期末現在における資産、負債及び元本の状況については第二節の規定により作成された当期末現在における貸借対照表に、当該投資信託財産の計算期間中の損益の状態については第三節の規定により作成された当該投資信託財産の計算期間中の損益及び剩余金計算書に代えることができる。

#### 6・7 (略)

8 投資信託委託会社は、投資信託財産の計算期間の終了後又は次条に定める期間の終了後及び投資信託契約（法第三条に規定する投資信託契約をいふ。）期間の終了後、遅滞なく、当該投資信託財産の運用報告書を作成しなければならない。

場合には、当該親投資信託の受益証券につき、直前の計算期間に係る前項第一号から第十七号までに掲げる事項について併せて表示するものとする。

3 第一項第五号に規定する親投資信託の総額、同項第十二号に規定する令第三条第十五号から第十七号までに掲げる資産の価格、同項第十五号に規定する投資信託財産総額に対する比率及び同項第十七号に規定する基準価額の算定に当たつて、不動産、不動産の賃借権又は地上権の価格を考慮する必要があるときは、同項第八号口に規定する価格を使用するものとする。

4 第一項第十七号に掲げる事項は、その要旨を表示することができない。ただし、投資信託財産の状況を的確に判断することができなくなる場合は、この限りでない。

5 第一項第十七号に掲げる事項の表示に当たつては、当期末現在における資産、負債及び元本の状況については第二節の規定により作成された当期末現在における貸借対照表に、当該投資信託財産の計算期間中の損益の状態については第三節の規定により作成された当該投資信託財産の計算期間中の損益及び剩余金計算書に代えることができる。

#### 6・7 (略)

8 投資信託委託業者は、投資信託財産の計算期間の終了後又は次条に定める期間の終了後及び投資信託契約（法第四条に規定する投資信託契約をいふ。）期間の終了後、遅滞なく、当該投資信託財産の運用報告書を作成しなければならない。

投資信託委託業者は、投資信託財産の運用報告書を作成した場合には、当該運用報告書を、遅滞なく、金融庁長官に提出しなければならない。

(運用報告書の作成等の期日)

第五十九条 法第十四条第一項に規定する内閣府令で定める投資信託財産及び期日は、次の各号に掲げる投資信託財産の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

- 一 計算期間が六月末満の投資信託財産（次号に該当するものを除く。） 六月

二 計算期間が一日の投資信託財産であつて、かつ、投資信託約款において次に掲げる事項のすべてを定めている公社債投資信託（規則第十三条第一号イに規定する公社債投資信託をいふ。）に係るものである場合 一年

イ 投資信託財産の運用の対象となる資産は、有価証券等（有価

証券（規則第十三条第一号イ(1)から(6)までに掲げるものに限る

。以下この号において同じ。）及び特定金融商品（預金、手形

、指定金銭信託及びコールローンをいふ。以下この号において「同じ。」をいつ。以下この号において同じ。）に限られていること。

口 投資信託財産の運用の対象となる有価証券等は、償還又は満期までの期間（ハにおいて「残存期間」という。）が一年を超えないものであつて、取得時において二以上の指定格付機関（

(運用報告書の作成等の期日)

第五十九条 法第三十三条第一項本文に規定する内閣府令で定める投資信託財産及び期日は、次の各号に掲げる投資信託財産の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

- 一 その計算期間が六月末満の投資信託財産（次号に該当するものを除く。） 六月

二 その計算期間が一日の投資信託財産であつて、かつ、当該投資信託財産に係る投資信託約款に次に掲げる事項が表示されている公社債投資信託（規則第六条第一号イに規定する公社債投資信託をいふ。） 一年

イ 規則第六条第一号イに掲げる有価証券以外の資産への投資としての運用が、預金、手形、指定金銭信託及びコールローンに限られていること。

ロ 当該投資信託財産の運用の対象となる有価証券、預金、手形、指定金銭信託及びコールローン（以下この号において「有価

証券等」という。）は、償還又は満期までの期間（以下この号において「残存期間」という。）が一年を超えないものであつて、二以上の指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府

令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三号の一に規定

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十二号の一に規定する指定格付機関をいう。□及び二において同じ。）から金融庁長官が指定格付機関ごとに指定した格付が付与された有価証券等又は当該格付が付与された有価証券等と同等以上に安全に運用できるものであること。

八| 投資信託財産に組み入れる有価証券等の平均残存期間（一の有価証券等の残存期間に当該有価証券等の組入額の合計額で除して得た額の合計額を、当該有価証券等の組入額の合計額で除して得た期間をいつ。）が百八十日を超えないこと。

二| 投資信託財産の総額のうちに一の法人その他の団体（銀行及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第一条第一項に規定する協同組織金融機関（ホにして「銀行等」といつ。）を除く。）が発行し、又は取り扱う適格有価証券等（次に掲げる有価証券等以外の有価証券等であつて、一一以上の指定格付機関から金融庁長官が指定格付機関ごとに指定した格付が付与された有価証券等又は当該格付が付与された有価証券等と同等以上に安全に運用できるものをいつ。ホ及び二において同じ。）の当該総額の計算の基礎となつた価額の占める割合が、取得時において百分の五以下であること。

(1)| 国債証券

(2)| 政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいつ。へにおいて同じ。）

(3)| 返済までの期間（貸付けを行う受託会社が休業している日

する指定格付機関をいう。以下この号において同じ。）から同令第九条の四第五項第一号ホに規定する特定格付（以下この号において「特定格付」という。）のうち、第三位以上の特定格付が付与された長期有価証券（発行から償還までの期間が一年以上の有価証券をいつ。以下この号において同じ。）若しくは特定格付のうち第一位以上の特定格付が付与された短期有価証券（発行から償還までの期間が一年未満の有価証券をいつ。以下この号において同じ。）又はこれらの特定格付が付与された有価証券と同等以上に安全に運用できるものであること。

八| 当該投資信託財産に組み入れる有価証券等の平均残存期間（一の有価証券等の残存期間に当該有価証券等の組入額を乗じて得た合計額を、当該有価証券等の組入額の合計額で除した期間をいつ。）が九十日を超えないこと。

二| 当該投資信託財産の総額のうちに、一の法人等が発行し、又は取り扱う有価証券等（国債、政府保証債及び返済までの期間（貸付けを行う当該委託者指図型投資信託の受託者である会社が休業している日を除く。）が五日以内のコールローン（ホ及び二において「特定コールローン」という。）を除く。）であつて、一一以上の指定格付機関から特定格付のうち第二位以上の特定格付が付与された短期有価証券及び特定格付のうち第一位の特定格付が付与された長期有価証券並びにこれらの特定格付が付与された有価証券と同等以上に安全に運用できるもの（ホにおいて「適格有価証券等」という。）の当該純資産総額の計

を除く。)が五日以内のコールローン(へ及びチにおいて「

特定コールローン」といへ。)

(4) 指定金銭信託(当該指定金銭信託の受託者が当該投資信託財産の受託者(銀行に限る。)であつて、当該指定金銭信託の満期までの期間(当該指定金銭信託の受託者が休業している日を除く。)が一日以内のもの(へにおいて「特定指定金銭信託」という。)に限り。

(5) 特定金融商品(4)に掲げるものを除く。)のうち、(1)及び(2)を担保とするもの又は国若しくは日本銀行が保証するもの投資信託財産の総額のうちに一の銀行等が発行した適格有価証券等の当該総額の計算の基礎となつた価額の占める割合が、取得時において、次の(1)又は(2)に掲げる適格有価証券等の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める割合以下であること。

(1) 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第三十三条ノ一に規定する短期商工債、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十四条の四第一項に規定する短期債、農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第六十二条の二第一項に規定する短期農林債、社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債、一般振替機関の監督に関する命令(平成十四年内閣府・法務省令第一号)第三十八条第二項に規定する短期外債、金融商品取引法第一条第一項第十五号に掲げる有価証券、預金、手形及びコールローン百分の十

算の基礎となつた価額の占める割合が、百分の五以下であること。

ホ 投資信託財産の総額のうちに有価証券等(国債、政府保証債、特定コールローン及び適格有価証券等を除く。以下この号において同じ。)の当該総額の計算の基礎となつた価額の占める割合が、百分の五以下であること。

ヘ 投資信託財産の総額のうちに一の法人等が発行し、又は取り扱う有価証券等の当該総額の計算の基礎となつた価額の占める割合が、百分の一以下であること。

ト 投資信託財産の総額のうちに一の法人等が取り扱う特定コールローンの当該総額の計算の基礎となつた価額の占める割合が、百分の二十五以下であること。

(2) (1)に掲げるもの以外の適格有価証券等  
百分の五  
ヘ 投資信託財産の総額のうちに有価証券等（国債証券、政府保  
証債、特定コールローン、特定指定金銭信託及び適格有価証券  
等を除く。以下この号において同じ。）の当該総額の計算の基  
礎となつた価額の占める割合が、取得時において百分の十以下  
であること。

ト 投資信託財産の総額のうちに一の法人その他の団体（チにお  
いて「法人等」という。）が発行し、又は取り扱う有価証券等  
の当該総額の計算の基礎となつた価額の占める割合が、取得時  
において百分の一以下であること。

チ 投資信託財産の総額のうちに一の法人等が取り扱う特定コー  
ルローンの当該総額の計算の基礎となつた価額の占める割合が  
、百分の一十五以下であること。

## 2 (略)

### （外貨建資産等の会計処理）

#### 第六十条 （略）

2 前項の規定により外貨建資産等を邦貨建資産等と区分して整理す  
る場合において、外貨建証券（外国通貨をもつて表示される有価証  
券をいう。以下同じ。）が金融商品取引法第一条第十六項に規定す  
る金融商品取引所に上場されているときは、当該外貨建証券は、本  
邦通貨をもつて表示し、他の外貨建資産等と区分して整理するものとする。  
とす。

（外貨建資産等の会計処理）

#### 第六十条 （略）

2 前項の規定により外貨建資産等を邦貨建資産等と区分して整理す  
る場合において、外貨建証券（外国通貨をもつて表示される有価証  
券をいう。以下同じ。）が証券取引法第一条第十六項に規定する証  
券取引所に上場されているときは、当該外貨建証券は、本邦通貨を  
もつて表示し、他の外貨建資産等と区分して整理するものとする。

## (委託者指図型投資信託に関する規定の準用)

第六十一条 第九条の規定は委託者非指図型投資信託に係る計算期間について、第十条から第二十一条までの規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産（法第四十八条に規定する投資信託財産をいう。以下この条において同じ。）の貸借対照表について、第四十五条から第五十五条までの規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の損益及び剰余金計算書について、第五十五条の一から第五十五条の十一まで（第五十五条の九第四項第三号を除く。）の規定は投資信託財産の注記表について、第五十六条及び第五十七条の規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の附属明細表について、第五十八条及び第五十九条（同条第一項第一号を除く。）の規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の運用報告書について、前一条の規定は委託者非指図型投資信託に係る外貨建資産等の会計処理について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前章の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九条各号列記以外の部分	第四条第三項	第四十九条第三項
第九条第一号	第三条第一号	第四十八条
第二十条第一項	第十八条第一項	第五十四条第一項において

## (委託者指図型投資信託に関する規定の準用)

第六十一条 第九条の規定は委託者非指図型投資信託に係る計算期間について、第十条から第二十一条までの規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産（法第四十九条の二に規定する投資信託財産をいう。以下この条において同じ。）の貸借対照表について、第四十五条から第五十五条までの規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の損益及び剰余金計算書について、第五十五条の二から第五十五条の十一まで（第五十五条の九第四項第三号を除く。）の規定は投資信託財産の注記表について、第五十六条及び第五十七条の規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の附属明細表について、第五十八条及び第五十九条（同条第一項第一号を除く。）の規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の運用報告書について、前一条の規定は委託者非指図型投資信託に係る外貨建資産等の会計処理について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前章の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九条各号列記以外の部分	第二十五条第一項	第四十九条の四第三項
第九条第一号	第十四条第一項	第四十九条の三
第二十条第一項	第三十条の二第一項	第四十九条の十一第一項に

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第五十一条第一項	第四条第一項	第四十九条第一項	第四十九条第一項	準用する法第十八条第一項
項				第三回
(略)	(略)	(略)	(略)	
第五十五条の六	受託会社（法第九条に規定する受託会社	信託会社等（法第四十七条に規定する信託会社	第一項に規定する信託会社	
第五号				
第五十五条の六	(略)	(略)	(略)	
第六号	投資信託委託会社若しくは受託会社	信託会社等	等	
第五十五条の六	第四条第一項第十一号	第四十九条第一項第十一号	第一項に規定する信託会社	
第六号	投資信託委託会社及び受託会社”との	信託会社等に対する	第一項に規定する信託会社	
第五十五条の七	(略)	(略)	(略)	
第一号	投資信託委託会社若しくは受託会社	信託会社等	(略)	
び受託会社”との	信託会社等に対する			
投資信託委託会社及				
び受託会社”との				
第一号				

第五十五条の九 第四項第一号	第五十五条の九 第一項第一号	運用の指図を行う投 資信託委託会社	運用を行つ信託会社等	運用を行つ信託会社等	運用を行つ信託会社等
(削る)	(削る)	(略)	(略)	(略)	(略)
第五十八条第一 項各号列記以外 の部分	第五十八条第一 項第十四条及び 第十六号	第十四条第一項	第十五条第一項において 準用する法第十四条第一項	第五十四条第一項において 準用する法第十四条第一項	第五十四条第一項において 準用する法第十四条第一項
(削る)	(削る)	(略)	(略)	(略)	(略)

第五十八条第一項第十九号		第五十八条第一項第十八号
第五十八条第一項第十九号		第五十八条第一項第二十号
第五十八条第一項第二十一号	同条第五項	同条第二号
法第十五条第一項第一号		法第十五条第一項第一号亦

(略) の部分	第五十九条第一項各号列記以外	第五十八条第八項	
(略)	第十四条第一項	第三条	
(略)	第五十四条第一項において準用する法第十四条第一項	第四十七条	ものとされ、引き続き不動産特定共同事業を営んでい る銀行並びに不動産特定共同事業法第四十六条第一項の政令で定める信託会社を 含む。)を含む

(略) の部分	第五十九条第一項各号列記以外	第五十八条第八項	
(略)	文	第四条	
(略)	第一条本文	第四十九条の二第一項	第四十九条の十一第一項において準用する法第三十三条第一項

第六十三条 法第五十九条において準用する法第十四条第一項に規定する外国投資信託に係る投資信託財産（令第三十一条第一項の規定により読み替えられた法第十四条第一項に規定する投資信託財産をいう。以下この条において同じ。）の運用報告書には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

一～五 （略）

六 投資の対象とするデリバティブ取引に係る権利の主な種類

七～九 （略）

十 投資の対象とする令第三条第八号に掲げる特定資産又はこれらに類似する資産の主な種類

十一 前各号に掲げるもののほか、当該外国投資信託が設定された外国の法令に基づき作成される運用報告書の表示事項（当該外国投

投資信託が設定された外国の法令に基づき作成される運用報告書につき特段の定めのない場合においては、第五十八条第一項各号に掲げる表示事項に準ずる事項）

2 （略）

（削る）

第六十三条 法第五十九条において準用する法第三十三条第一項本文に規定する外国投資信託に係る投資信託財産（令第五十二条の規定により読み替えられた法第三十三条第一項本文の投資信託財産をいう。以下この条において同じ。）の運用報告書には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

一～五 （略）

（新設）

六～八 （略）

九 投資の対象とする令第三条第十三号から第七十七号までに掲げる資産又はこれらに類似する資産の主な種類

十 前各号に掲げるもののほか、当該外国投資信託が設定された外国の法令に基づき作成される運用報告書の表示事項（当該外国投資信託が設定された外国の法令に基づき作成される運用報告書につき特段の定めのない場合においては、第五十八条第一項に掲げる表示事項に準ずる事項）

2 （略）

（削る）

三 外国投資信託の受益証券の発行者は、当該外国投資信託に係る投資信託財産の運用報告書を作成した場合には、当該運用報告書を、遅滞なく、金融庁長官に提出しなければならない。

## 別紙様式第1号(第57条関係)

附 屬 明 細 表

## 第1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位: )

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
合計				

(2) 株式以外の有価証券

(単位: )

種類	銘柄	券面総額	帳簿価格	未収利息	前払経過利子	評価額		備考
						単価	金額	
合計								

## 別紙様式第1号(第57条関係)

附 屬 明 細 表

## 第1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位: )

種類	銘柄	券面総額	評価額		備考
			単価	金額	
合計					

(2) 株式以外の有価証券

(単位: )

種類	銘柄	券面総額	評価額		備考
			単価	金額	
合計					

(表示上の注意)

- 1 先物取引に係る有価証券及び受入担保金代用有価証券を除く。
- 2 投資法人が保有する有価証券のうち信用取引等に係る保証金代用有価証券又は委託証拠金代用有価証券等として金融商品取引業者等(金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいふ。)に差し入れている有価証券については、その旨を、貸付けを行っている有価証券については、貸付株式数又は貸付券面額を備考欄等に表示すること。ただし、利害関係人等に対して貸し付けている有価証券については、貸付株式数又は貸付券面額を内書(括弧書)で表示すること。
- 3 外貨建証券は、次の事項を表示すること。
  - (1) 通貨の種類ごとに当該通貨をもって表示するとともに金額欄を小計し、小計金額には邦貨換算額も併せて括弧書として表示すること。
  - (2) 通貨の種類ごとに、その銘柄数、組入株式時価比率、組入債券時価比率及び小計金額の合計金額に対する比率を注記すること。
  - (3) 合計金額欄は、邦貨額をもって表示し、外貨建証券の邦貨換算額を内書(括弧書)すること。

第2 信用取引契約残高明細表

(単位: \_\_\_\_\_)

銘柄	信 用 取 引				備考
	売建株数	帳簿価額	評価額	評価損益	

第3 デリバティ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(単位: \_\_\_\_\_)

区分	種類	契約額等	時価
		うち1年超	

会計

(表示上の注意)

- 1 有価証券明細表は、先物取引に係る有価証券及び受入担保金代用有価証券を除く。
- 2 投資信託財産が保有する有価証券のうち信用取引等に係る保証金代用有価証券又は委託証拠金代用有価証券等として証券会社等に差し入れている有価証券については、その旨を、貸付けを行っている有価証券については、貸付株式数又は貸付券面額を備考欄等に表示すること。(法第15条第2項第1号又は法第49条の9第2項第1号に規定する利害関係人等に対しても貸し付けている有価証券については、貸付株式数又は貸付券面額を内書(括弧書)で表示すること。)
- 3 外貨建証券は、次の事項を表示すること。
  - (1) 通貨の種類ごとに当該通貨をもって表示するとともに金額欄を小計し、小計金額には邦貨換算額も併せて括弧書として表示すること。
  - (2) 通貨の種類ごとに、その銘柄数、組入株式時価比率、組入債券時価比率及び小計金額の合計金額に対する比率を注記すること。
  - (3) 合計金額欄は、邦貨額をもって表示し、外貨建証券の邦貨換算額を内書(括弧書)すること。

(新設)

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(単位: \_\_\_\_\_)

区分	種類	契約額等	時価
		うち1年超	

<u>先物取引</u>	売	建		
	買	建		
<u>オプション取引</u>	売	建		
	買	ト		
	コ	ル		
	ブ	ツ		
	コ	一		
	ブ	ツ		
<u>先渡取引</u>	売	建		
	買	建		
<u>為替予約取引</u>	売	建		
	買	建		
<u>オプション取引</u>	売	建		
	買	ト		
	コ	ル		
	ブ	ツ		
	コ	一		
	ブ	ツ		
<u>スワップ取引</u>	受取変動・支払固定			
	受取固定・支払変動			
	そ の 他			
	合 計			
(表示上の注意)				

1 対象物の種類（株式、債券、通貨及び金利）ごとに作成すること。  
(表示上の注意)

	・・・・・					
	・・・・・					
	・・・・・					
<u>(表示上の注意)</u>						
<p><u>1</u> 対象物の種類（株式、債券、通貨及び金利）ごとに作成すること。</p> <p><u>2</u> 「種類」の欄には、取引の種類（先物取引、オプション取引、先渡取引及びスワップ取引）に応じて、それぞれ「有価証券先物取引」、「有価証券指數等先物取引」、「有価証券オプション取引」、「有価証券先渡取引」、「有価証券店頭指數等先渡取引」、「有価証券店頭オプション取引」、「有価証券店頭指數等スワップ取引」等規則第27条第4項（同項第1号第19号及び第20号を除く。）に規定する有価証券先物取引等及び賛予約取引に応じて、その具体的な取引名（債券先物取引、株価指數先物取引等）を表示すること。</p> <p><u>3</u> 通貨を対象物とする取引については、取引の種類ごとに主要な通貨（契約額のおおむね10%以上を占める通貨）により区分して表示すること。</p> <p><u>4</u> 時価の算定方法を注記すること。</p>						
<u>第4</u>	(略)					
<u>第5</u>	その他特定資産の明細表					
<u>(表略)</u>						
<u>(表示上の注意)</u>						
<p><u>1</u> (略)</p> <p><u>2</u> 不動産を信託する信託の受益権、主として不動産を投資対象とする匿名組合出資持分権等の不動産に係る権利については、当該権利の目的である不動産について第4不動産等明細表に準じた表を作成すること。</p>						
<u>第6</u>	(略)					
別紙様式第2号（第58条第1項第20号関係）						
(略)						
<u>(表略)</u>						
<u>(表示上の注意)</u>						
<p><u>1</u> (略)</p> <p><u>2</u> 不動産を信託する信託の受益権、主として不動産を投資対象とする匿名組合出資持分権等の不動産に係る権利については、当該権利の目的である不動産について第3不動産等明細表に準じた表を作成すること。</p>						
<u>第5</u>	(略)					
別紙様式第2号（第58条第1項第22号関係）						
(略)						

投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）（第三条関係）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">（定義）</p> <p>第二条 この府令において「有価証券」、「デリバティブ取引」、「投資法人」、「投資口」、「投資主」、「投資法人債」、「資産運用会社」、「資産保管会社」又は「一般事務受託者」とは、それぞれ法第二条に規定する有価証券、デリバティブ取引、投資法人、投資口、投資主、投資法人債、資産運用会社、資産保管会社又は一般事務受託者をいう。</p> <p style="text-align: center;">2 （略）</p> <p style="text-align: center;">（資産の評価の特例）</p> <p>第六条 次に掲げる有価証券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二百五号）第二条第一項第二十号に掲げる有価証券であつてこれらに有価証券に係る権利を表示するもの及び同条第一項の規定により有価証券とみなされる権利のうちこれらの有価証券に表示されるべき</p>	<p style="text-align: center;">（定義）</p> <p>第二条 この府令において、「特定資産」、「有価証券」、「有価証券指數等先物取引」、「有価証券オプション取引」、「外国市場証券先物取引」、「有価証券店頭指數等先渡取引」、「有価証券店頭オプション取引」、「有価証券店頭指數等スワップ取引」、「有価証券店頭指數等スワップ取引」、「投資信託委託業者」、「投資法人」、「投資口」、「投資主」、「投資法人債」、「資産保管会社」又は「一般事務受託者」とは、それぞれ法第二条に規定する特定資産、有価証券、有価証券指數等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券店頭指數等先渡取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指數等スワップ取引、投資信託委託業者、投資法人、投資口、投資主、投資法人債、資産保管会社又は一般事務受託者をいう。</p> <p style="text-align: center;">2 （略）</p> <p style="text-align: center;">（資産の評価の特例）</p> <p>第六条 次に掲げる有価証券（証券取引法（昭和二十三年法律第二百五号）第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券であつてこれらの有価証券に係る権利を表示するもの及び同条第一項の規定により有価証券とみなされる権利のうちこれらの有価証券に表示されるべき</p>

きものを含む。) については、前条の規定にかかわらず、営業期間の末日における時価を付さなければならない(満期保有目的の債券を除く。)。

一 金融商品取引所(金融商品取引法第一条第十六項に規定する金融商品取引所をいい、これに類似する外国に所在するものを含む

。) に上場されている有価証券

二 店頭売買有価証券(金融商品取引法第二条第八項第十号ハに規定する店頭売買有価証券をいつ。)

三 前二号に掲げる有価証券以外の有価証券で、次に掲げるもの

イ 金融商品取引法第一条第一項第一号から第五号まで、第十号、第十一号、第十二号及び第十九号に掲げる有価証券(同項第十七号に掲げる有価証券であつて、これらの有価証券の性質を有するものを含む。口において同じ。)

ロ 金融商品取引法第一項第九号に掲げる有価証券のうち、その価格が認可金融商品取引業協会(同条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいつ。)又は外国において設立されているこれと類似の性質を有する団体の定める規則に基づいて公表されているもの

2 (略)

(関連当事者との取引に関する注記)

第六十七条 (略)

ものを含む。) については、前条の規定にかかわらず、営業期間の末日における時価を付さなければならない(満期保有目的の債券を除く。)。

一 証券取引所(証券取引法第一条第十六項に規定する証券取引所をいい、これに類似する外国に所在するものを含む。)に上場されている有価証券(同法第二百八条の二第三項の規定により国債証券又は外国国債証券とみなされる標準物を除く。)

二 店頭売買有価証券(証券取引法第二条第八項第七号ハに規定する店頭売買有価証券をいつ。)

三 前二号に掲げる有価証券以外の有価証券で、次に掲げるもの

イ 証券取引法第一条第一項第一号から第四号まで、第七号、第七号の二、第七号の四及び第十号の二に掲げる有価証券(同項第九号に掲げる有価証券であつて、これらの有価証券の性質を有するものを含む。口において同じ。)

ロ 証券取引法第一項第六号に掲げる有価証券のうち、その価格が証券業協会(同条第十三項に規定する証券業協会をいつ。)又は外国において設立されている当該協会と類似の性質を有する団体の定める規則に基づいて公表されているもの

2 (略)

(関連当事者との取引に関する注記)

第六十七条 (略)

2 関連当事者との間の取引のうち次に掲げる取引については、前項に規定する注記を要しない。

一・二（略）

三 資産運用会社に対する資産運用報酬（法第六十七条第一項第十

三号に規定する規約の定めに従い支払われた資産運用報酬をいう。）の給付

四・五（略）

3（略）

4 前三項に規定する「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。

一・五（略）

六 当該投資法人の主要投資主（自己又は他人の名義をもつて当該

投資法人の発行済投資口の総口数の百分の十以上の投資口（次に掲げる投資口を除く。）を保有している投資主をいう。第七十五

条第一号において同じ。）及びその近親者（二親等内の親族をいう。以下この項において同じ。）

イ（略）

ロ 金融商品取引業（金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。）を行つ者が引受け又は売出しを行つ業

務により取得した投資口

ハ 金融商品取引法第二百五十六条の二十四第一項に規定する業務を行つ者がその業務として所有する投資口

七・八（略）

九 当該投資法人の資産運用会社及び当該資産運用会社の利害關係

2 関連当事者との間の取引のうち次に掲げる取引については、前項に規定する注記を要しない。

一・二（略）

三 投資信託委託業者に対する資産運用報酬（法第六十七条第一項

第十三号に規定する規約の定めに従い支払われた資産運用報酬をいう。）の給付

四・五（略）

3（略）

4 前三項に規定する「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。

一・五（略）

六 当該投資法人の主要投資主（自己又は他人の名義をもつて当該

投資法人の発行済投資口の総口数の百分の十以上の投資口（次に掲げる投資口を除く。）を保有している投資主をいう。第七十五

条第一号において同じ。）及びその近親者（二親等内の親族をいう。以下この項において同じ。）

イ（略）

ロ 証券業を営む者が引受け又は売出しを行う業務により取得した投資口

ハ 証券取引法第二百五十六条の二十四第一項に規定する業務を営む者がその業務として所有する投資口

七・八（略）

九 当該投資法人の資産の運用を行う投資信託委託業者及び当該投

人等（法第二百一条第一項に規定する利害関係人等をいう。以下同じ。）

十 当該投資法人の資産保管会社

（投資法人の現況に関する事項）

第七十三条 前条第一号に規定する「投資法人の現況に関する事項」とは、次に掲げる事項その他当該投資法人の現況に関する重要な事項とする。

一～五 （略）

六 デリバティブ取引につき、種類ごとに、当該営業期間中ににおける取引契約金額又は取引金額

（投資法人の現況に関する事項）

第七十三条 前条第一号に規定する「投資法人の現況に関する事項」とは、次に掲げる事項その他当該投資法人の現況に関する重要な事項とする。

一～五 （略）

六 有価証券先物取引（証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引をいう。以下同じ。）、外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券先渡取引（同条第二十四項に規定する有価証券先渡取引をいう。）、有価証券店頭指數等先渡取引、有価証券店頭オプション取引及び有価証券店頭指數等スワップ取引につき、それぞれの種類ごとに、当該営業期間中における取引契約金額又は取引金額

七 （略）

（削除）

八 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号。以下「令」という。）第三条第十一号に掲げる金銭債権につき、種類ごとに、当期末現在における債権の総額及び当該投資法人の営業期間中における種類ごとの売買総額

資信託委託業者の利害関係人等（法第三十四条の三第二項第一号に規定する利害関係人等をいう。）

十 当該投資法人の資産の保管を行う資産保管会社

（投資法人の現況に関する事項）

第七十三条 前条第一号に規定する「投資法人の現況に関する事項」とは、次に掲げる事項その他当該投資法人の現況に関する重要な事項とする。

一～五 （略）

八 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号。以下「令」という。）第三条第十一号に掲げる金銭債権につき、種類ごとに、当期末現在における債権の総額及び当該投資法人の営業期間中における種類ごとの売買総額

九 令第三条第十一号に規定する手形につき、当期末現在における

四百八十号。以下「令」という。)第三条第六号に規定する約束手形につき、当期末現在における債権額及び当該投資法人の営業期間中における売買総額

九 令第三条第七号に規定する金銭債権につき、種類ごとに、当期

末現在における債権の総額及び当該投資法人の営業期間中における種類ごとの売買総額

(削る)

(新設)

十 令第三条第十三号に掲げる金融先物取引に係る権利につき、種類ごとに、当該営業期間中ににおける取引契約金額又は取引金額

十一 令第三条第十四号に規定する金融デリバティブ取引に係る権利につき、種類ごとに、当該営業期間中ににおける取引契約金額又は取引金額

十二 令第三条第八号に規定する匿名組合出資持分につき、種類ごとに、当期末現在における運用対象資産の主な内容

十三 特定資産(法第二条第一項に規定する特定資産をいう。以下同じ。)以外の資産につき、種類ごとに、当期末現在における当該資産の主な内容

十四 当期末現在における令第三条第一号若しくは第三号から第八号までに掲げる特定資産又はその他の資産のそれぞれの総額の資産総額に対する比率(同条第一号の有価証券については、株式、公社債又は新株予約権証券のそれ比率)

十五 法第二百一条第一項の規定により、特定資産の価格等の調査が行われた場合には、当該調査を行った者の氏名又は名称並びに

債権額及び当該投資法人の営業期間中における売買総額

当該調査の結果及び方法の概要

十四 当期末における資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者の名称

十五 資産運用会社が第一種金融商品取引業（金融商品取引法第二十一条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。）又は第二

二種金融商品取引業（同条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。）を行つては、当該営業期間中における当該資産運用会社との間の取引の状況及び当該資産運用会社に支払われた売買委託手数料の総額

（削除）

びに当該調査の結果及び方法の概要  
十六 当期末における資産の運用を行う投資信託委託業者、資産保管会社及び一般事務受託者の名称  
(新設)

十七 資産の運用を行う投資信託委託業者が証券業（証券取引法第

二二条第八項又は外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二一条第四号に規定する証券業をいう。）を営んでいる場合（許可外国証券業者（同条第一号の一に規定する許可外国証券業者をいう。）である場合を除く。）にあつては、当該営業期間

中における証券会社又は証券仲介業者（証券取引法第二一条第十二項に規定する証券仲介業者をいう。）である当該投資信託委託業者との間の取引の状況及び当該投資信託委託業者に支払われた売買委託手数料の総額

十八 資産運用会社が宅地建物取引業（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第二百七十六号）第一一条第一号に規定する宅地建物取引業をいう。）を営んでいる場合には、当該営業期間中における宅地建物取引業者（同条第二号に規定する宅地建物取引業者をいう。）である当該資産運用会社との間の取引の状況及び当該

十八 資産の運用を行う投資信託委託業者が宅地建物取引業（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第二百七十六号）第一一条第一号に規定する宅地建物取引業をいう。）を営んでいる場合には、当該営業期間中における宅地建物取引業者（同条第二号に規定する宅地建物取引業者をいう。）である当該投資信託委託業者と

資産運用会社に支払われた手数料の総額

十七 資産運用会社が不動産特定共同事業（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第一条第四項に規定する不動産特定共同事業をいう。）を営んでいる場合にあっては、当該営業期間中における不動産特定共同事業者（同条第五項に規定する不動産特定共同事業者をいう。）である当該資産運用会社との間の取引の状況

十八～二十 （略）

2 （略）

（投資法人の役員等に関する事項）

第七十四条 第七十二条第一号に規定する「投資法人の役員等に関する事項」とは、次に掲げる事項その他投資法人の役員等（役員及び会計監査人をいつ。以下同じ。）（当該営業期間の直前の営業期間の終結の日の翌日以降に在任していた者であつて、当該営業期間の末日までに退任した者を含む。以下この条において同じ。）に関する重要な事項とする。

一～十一 （略）

十二 当該投資法人の会計監査人以外の公認会計士（公認会計士法第十六条の一第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下この条において同じ。）又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が当該投資法人の子法人（重

の間の取引の状況及び当該投資信託委託業者に支払われた手数料の総額

十九 資産の運用を行う投資信託委託業者が不動産特定共同事業（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第一条第四項に規定する不動産特定共同事業をいう。）を営んでいる場合にあっては、当該営業期間中における不動産特定共同事業者（同条第五項に規定する不動産特定共同事業者をいう。）である当該投資信託委託業者との間の取引の状況

二十一～二十二 （略）

2 （略）

（投資法人の役員等に関する事項）

第七十四条 第七十二条第一号に規定する「投資法人の役員等に関する事項」とは、次に掲げる事項その他投資法人の役員等（役員及び会計監査人をいつ。以下同じ。）（当該営業期間の直前の営業期間の終結の日の翌日以降に在任していた者であつて、当該営業期間の末日までに退任した者を含む。以下この条において同じ。）に関する重要な事項とする。

一～十一 （略）

十二 当該投資法人の会計監査人以外の公認会計士（公認会計士法第十六条の一第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下この条において同じ。）又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が当該投資法人の子法人（重

要なものに限る。) の計算関係書類(これに相当するものを含む。) の監査(法又は金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。) の規定によるものに限る。) をしているときは、は、その事実

第八十条 各営業期間に係る投資法人の計算書類に係る附属明細書には、別紙様式により次に掲げる事項を表示するほか、投資法人の貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書、注記表及び資産運用報告の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。

一・二 (略)

三 デリバティブ取引の契約額等及び時価の状況表

第八十条 各営業期間に係る投資法人の計算書類に係る附属明細書には、別紙様式により次に掲げる事項を表示するほか、投資法人の貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書、注記表及び資産運用報告の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。

一・二 (略)

三 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成十二年総理府令第二百一十九号)第二十七条第四項に規定する有価証券先物取引等(同項第一号、第十九号及び第二十号に掲げる取引を除く。)の契約額等及び時価の状況表

四・六 (略)

七 繰延資産の償却の状況表(第九号及び第十号に掲げるものを除く。)

八・十一 (略)

2 前項第四号の「為替予約取引」とは、当事者が将来の一定の時期において通貨及びその対価の授受を約する売買取引(デリバティブ取引に該当するものを除く。)をいう。

2 前項第四号の「為替予約取引」とは、当事者が将来の一定の時期において通貨及びその対価の授受を約する売買取引(金融先物取引(昭和六十三年法律第七十七号)第二条第一項に規定する金融先物取引に該当するものを除く。)をいう。

要なものに限る。) の計算関係書類(これに相当するものを含む。) の監査(法又は証券取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。) の規定によるものに限る。)をしているときは、その事実

## 別紙様式（第80条第1項関係）

附 屬 明 細 書

## 第1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位： )

銘柄	株式数	評価額		評価損益	備考
		単価	金額		
合計					

(2) 株式以外の有価証券

(単位： )

(表略)
------

(表示上の注意)

1 (略)

2 投資法人が保有する有価証券のうち信用取引等に係る保証金代用有価証券又は委託証拠金代用有価証券等として金融商品取引業者等（金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。）に差し入れている有価証券については、その旨を、貸付けを行っている有価証券については、貸付株式数又は貸付券面額を備考欄等に表示すること。ただし、法第34条の3第2項第1号に規定する利害関係人等に対し貸し付けている有価証券については、貸付株式数又は貸付券面額を内書（括弧書）で表示すること。

3 (略)

## 別紙様式（第79条第1項関係）

附 屬 明 細 書

## 第1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位： )

銘柄	株式数	取得価格		評価額	評価損益	備考
		単価	金額			
合計						

(2) 株式以外の有価証券

(単位： )

(表略)
------

(表示上の注意)

1 (略)

2 投資法人が保有する有価証券のうち信用取引等に係る保証金代用有価証券又は委託証拠金代用有価証券等として証券会社等に差し入れている有価証券については、その旨を、貸付けを行っている有価証券については、貸付株式数又は貸付券面額を備考欄等に表示すること。ただし、法第34条の3第2項第1号に規定する利害関係人等に対し貸し付けている有価証券については、貸付株式数又は貸付券面額を内書（括弧書）で表示すること。

3 (略)

第2 信用取引契約残高明細表

（單位：

第2 信用取引契約残高明細書

(单位:

### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

第3 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

区分	種類	契約額等	時価
先物取引	建 売 買	うち1年超	
オプション取引	建 売 買		
立場取引	建 ルト コ一 ブツ		
先渡取引	建 売 買		
為替予約取引	建 売 買		
オプション取引	建 売 コ一 ブツ		

<u>買</u>	<u>ヨ</u> - <u>建</u>
<u>コ</u> - <u>ル</u>	<u>ト</u>
<u>スワップ取引</u>	
<u>受取変動・支払固定</u>	
<u>受取固定・支払変動</u>	
<u>そ</u> の <u>他</u>	
.....	
.....	
合 計	

(表示上の注意)

- 1 対象物の種類(株式、債券、通貨及び金利)ごとに作成すること。
- 2 「種類」の欄には、取引の種類(デリバティブ取引及び為替予約取引)に応じて、その具体的な取引名(債券先物取引、株価指数先物取引、金利スワップ取引等)を表示すること。
- 3 通貨を対象物とする取引については、取引の種類ごとに主要な通貨(契約額のおおむね10%以上を占める通貨)により区分して表示すること。
- 4 時価の算定方法を注記すること。

<u>買</u>	<u>ヨ</u> - <u>建</u>
<u>コ</u> - <u>ル</u>	<u>ト</u>
<u>スワップ取引</u>	
<u>受取変動・支払固定</u>	
<u>受取固定・支払変動</u>	
<u>そ</u> の <u>他</u>	
.....	
.....	
合 計	

(表示上の注意)

- 1 対象物の種類(株式、債券、通貨及び金利)ごとに作成すること。
- 2 「種類」の欄には、取引の種類(先物取引、オプション取引、先渡取引及びスワップ取引)に応じて、それぞれ「有価証券先物取引」、「有価証券指數等先物取引」、「有価証券オプション取引」、「有価証券先渡取引」、「有価証券店頭指數等スワップ取引」等第79条第1項第3号に規定する「有価証券店頭指數等スワップ取引」等第79条第1項第3号に規定する取引及び為替予約取引について、その具体的な取引名(債券先物取引、株価指数先物取引等)を表示すること。
- 3 通貨を対象物とする取引については、取引の種類ごとに主要な通貨(契約額のおおむね10%以上を占める通貨)により区分して表示すること。
- 4 「契約額等」の欄には、先物取引、オプション取引及び先渡取引については契約額を、スワップ取引については、想定元本額を表示すること。
- 5 時価の算定方法を注記すること。

第4～第10 (略)

投資法人の会計監査に関する規則（平成十八年内閣府令第四十八号）（第四条関係）

改 正 案	現 行
（定義）  第二条 この府令において「投資法人」、「資産運用会社」、「資産保管会社」又は「一般事務受託者」とは、それぞれ法第二条に規定する投資法人、資産運用会社、資産保管会社又は一般事務受託者をいう。	（定義）  第二条 この府令において、「投資法人」、「営業期間」又は「清算投資法人」とは、それぞれ法第二条第十九項に規定する投資法人、法第二十九条第二項に規定する営業期間又は法第一百五十条の二に規定する清算投資法人をいう。
2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 営業期間 法第一百二十九条第一項に規定する営業期間をいう。 二 （略） 三 清算投資法人 法第一百五十条の三に規定する清算投資法人をいう。 四・五 （略）	2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 （新設） （略） 二・三 （新設） （略）
（意思疎通）  第三条 会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、執行役員、監督役員若しくは役員会又は清算執行人、清算監督人若しくは清算人会は、会計監査人の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならぬ。	（意思疎通）  第三条 会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、執行役員、監督役員若しくは役員会又は清算執行人、清算監督人若しくは清算人会は、会計監査人の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならぬ。

い。

一（略）

二 当該投資法人の一般事務受託者、資産運用会社及び資産保管会社

三（略）

2（略）

3 会計監査人は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、当該投資法人の親法人（法第八十一条第一項に規定する親法人をいう。）及び子法人（法第七十七条の二第一項に規定する子法人をいう。）の会計監査人との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

い。

一（略）

二 当該投資法人の一般事務受託者、資産の運用を行う投資信託委託業者及び資産保管会社

三（略）

2（略）

3 会計監査人は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、当該投資法人の親法人及び子法人の会計監査人との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年總理府令五百一十八号）（第五条関係）

改 正 案	現 行
<p>第九条 法第四条第三項第六号（法第十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合は、届出の日前三箇月以内に作成されたものに限る。）とする。</p> <p>一九（略）</p>	<p>第九条 法第四条第三項第六号（法第十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合は、届出の日前三箇月以内に作成されたものに限る。）とする。</p> <p>一九（略）</p>
<p>十一 特定資産を譲り受けたために入札の方法による競争（以下「競争入札」という。）に参加する場合であつて法第七条第一項（法第十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定により第七条第一項第一号に掲げる契約の契約書の副本又は謄本の添付を省略するときは、当該競争入札に係る実施要項を記載した書面若しくはこれに準ずる書面（当該競争入札を実施する者が作成し、複数の者に交付したものに限る。）又はその写し</p>	<p>（新設）</p>
<p>十一 資産流動化計画に従い信託の受益権を譲り受けようとする場合は、当該信託に係る契約又はその予約の契約書の副本又は謄本</p>	<p>（新設）</p>
<p>（優先出資に係る発行及び消却に関する事項）</p> <p>第十三条 法第五条第一項第一号イに規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一五（略）</p>	<p>（優先出資に係る発行及び消却に関する事項）</p> <p>第十三条 法第五条第一項第一号イに規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一五（略）</p>

六 各発行ごとの種類別の発行口数、払込金額又はその算定方法及び募集等（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項に規定する有価証券の募集又は有価証券の私募をいう。以下同じ。）の方法

七・十三（略）

（特定資産に関する事項）

第十八条 法第五条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・六（略）

七 次に掲げる場合であつて、第一号から第五号までに掲げる事項（第五号に掲げる事項については、口の場合に限る。）の内容が確定していないときは、その内容を確定するための要件及び手続イ・ロ（略）

八 次に掲げる要件のすべてを満たす場合

（1）（略）

（2）発行される資産対応証券が、担保付社債信託法の規定により担保が付された特定社債であること。

八（3）（略）

（その他資産流動化計画記載事項）

六 各発行ごとの種類別の発行口数、払込金額又はその算定方法及び募集等（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項に規定する有価証券の募集又は有価証券の私募をいう。以下同じ。）の方法

七・十三（略）

（特定資産に関する事項）

第十八条 法第五条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・六（略）

七 次に掲げる場合であつて、第一号から第五号までに掲げる事項（第五号に掲げる事項については、口の場合に限る。）の内容が確定していないときは、その内容を確定するための要件及び手続イ・ロ（略）

八 次に掲げる要件のすべてを満たす場合

（1）（略）

（2）発行される資産対応証券が、担保付社債信託法の規定又は法第二百三十条第一項の規定により担保が付された特定社債であること。

八（3）（略）

（その他資産流動化計画記載事項）

第二十一条 法第五条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二（略）

三 優先出資又は特定社債について、少人数私募（金融商品取引法第一條第三項に規定する有価証券の私募のうち、同項第一号口に該当するものをいう。第百十一条において同じ。）を行う場合は、資産流動化計画の謄本又は抄本を交付する

四～十一（略）

（業務開始届出等に係る特例）

第二十一条 法第七条第一項（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する特定資産の取得その他の内閣府令で定めるものは、特定資産の取得、資金の借入れ（特定目的借入れを含む。）及び特定資産を譲り受けるための競争入札への参加とする。

2（略）

3 法第七条第一項（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する法第四条第二項第二号及び第四号に掲げる書類のうち内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 特定資産を譲り受けるために競争入札に参加する場合（第九条第十号に掲げる書類を業務開始届出書に添付して提出する場合に限る。） 第七条第一項第一号に掲げる契約の契約書の副本又は謄本及び第八条第一項各号に掲げる書類

第二十一条 法第五条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二（略）

三 優先出資又は特定社債について、少人数私募（証券取引法第一条第三項に規定する有価証券の私募のうち、同項第一号口に該当するものをいう。第百十一条において同じ。）を行う場合は、資産流動化計画の謄本又は抄本を交付する

四～十一（略）

（業務開始届出等に係る特例）

第二十一条 法第七条第一項（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する特定資産の取得その他の内閣府令で定めるものは、特定資産の取得及び資金の借入れ（特定目的借入れを含む。）とする。

2（略）

3 法第七条第一項（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する法第四条第二項第二号及び第四号に掲げる書類のうち内閣府令で定めるものは、第八条第一項各号に掲げる書類とする

（新設）

二 前号に掲げる場合以外の場合 第八条第一項各号に掲げる書類

(新設)

(追加届出)

第二十三条 法第七条第一項（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）の規定により資産流動化計画に前条第一項各号に掲げる事項の記載若しくは記録を省略して業務開始届出又は新計画届出を行つた特定目的会社が資産対応証券を発行するときは、別紙様式第八号により作成した届出書（以下この条において「追加届出書」といふ。）に、その副本一通及び次に掲げる資料一部（第四号イ及びロに掲げる書類については、一部）を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

一・二（略）

三 特定資産を譲り受けるために競争入札に参加した場合であつて法第七条第一項（法第十一條第五項において準用する場合を含む。）の規定により第七条第一項第一号に掲げる契約の契約書の副本又は謄本の添付を省略したときは、当該副本又は謄本

四・五（略）

2 管轄財務局長は、追加届出書を受理したときは、追加届出書の副本及び前項第四号イ若しくはロの書類又は同号ハの電磁的記録に記録された事項を記載した書面一部に受理印を押して受理番号を記入した上で、当該副本及び書類を届出者に還付しなければならない。

(新設)

(追加届出)

第二十三条 法第七条第一項（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）の規定により資産流動化計画に前条第一項各号に掲げる事項の記載若しくは記録を省略して業務開始届出又は新計画届出を行つた特定目的会社が資産対応証券を発行するときは、別紙様式第八号により作成した届出書（以下この条において「追加届出書」といふ。）に、その副本一通及び次に掲げる資料一部（第三号イ及びロに掲げる書類については、一部）を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

一・二（略）

(新設)

三・四（略）

2 管轄財務局長は、追加届出書を受理したときは、追加届出書の副本及び第一項第三号イ若しくはロの書類又は同号ハの電磁的記録に記録された事項を記載した書面一部に受理印を押して受理番号を記入した上で、当該副本及び書類を届出者に還付しなければならない。

(特定出資信託)

第三十八条 法第二十一条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項及び法第三十三条第三項において読み替えて準用する法第三十条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二（略）

三 信託管理人、信託監督人及び受益者代理人（特定出資信託が特定目的信託である場合は、代表権利者又は特定信託管理者）の氏名又は名称及び住所

四・七（略）

（特定社員名簿記載事項の記載等の請求）

第三十九条 法第三十条第一項において準用する会社法第二百三十三条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 特定出資取得者（法第三十一条第二項に規定する特定出資取得者をいう。以下この条及び次条において同じ。）が、特定社員として特定社員名簿に記載若しくは記録がされた者又はその一般承継人に対して当該特定出資取得者の取得した特定出資に係る法第三十条第二項において準用する会社法第二百三十三条第一項の規定による請求をすべきことを命ずる確定判決を得た場合において、当該確定判決の内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

(特定出資信託)

第三十八条 法第二十一条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項及び法第三十三条第三項において読み替えて準用する法第三十条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二（略）

三 信託管理人（特定出資信託が特定目的信託である場合は、代表権利者又は特定信託管理者）の氏名又は名称及び住所

四・七（略）

（特定社員名簿記載事項の記載等の請求）

第三十九条 法第三十条第一項において準用する会社法第二百三十三条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 特定出資取得者（法第三十一条第二項に規定する特定出資取得者をいう。以下この条及び次条において同じ。）が、特定社員として特定社員名簿に記載若しくは記録がされた者又はその一般承継人に対して当該特定出資取得者の取得した特定出資に係る法第三十条第二項において準用する会社法第二百三十三条第一項の規定による請求をすべきことを命ずる確定判決を得た場合において、当該確定判決の内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

## 二・五（略）

（特定出資取得者からの承認の請求）

第四十条 法第三十一条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 特定出資取得者が、特定社員として特定社員名簿に記載若しくは記録がされた者又はその一般承継人に対して当該特定出資取得者の取得した特定出資に係る法第三十一条第一項の規定による請求をすべきことを命ずる確定判決を得た場合において、当該確定判決の内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

## 二・三（略）

（募集特定出資等の申込みをしようとする者に対する通知を要しない場合）

第四十四条 法第三十六条第五項において準用する会社法第一百二十三条

第四項又は法第四十条第四項若しくは第一百二十二条第四項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合であつて、特定目的会社が法第三十六条第五項において準用する会社法第一百二十三条第一項又は法第四十条第一項若しくは第一百二十二条第一項の申込みをしようとする者に対し、これらの項の各号に掲げる事項を提供していける場合とする。

一 当該特定目的会社が金融商品取引法の規定に基づき田論見書に

## 二・五（略）

（特定出資取得者からの承認の請求）

第四十条 法第三十一条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 特定出資取得者が、特定社員として特定社員名簿に記載若しくは記録がされた者又はその一般承継人に対して当該特定出資取得者の取得した特定出資に係る法第三十一条第一項の規定による請求をすべきことを命ずる確定判決を得た場合において、当該確定判決の内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

## 二・三（略）

（募集特定出資等の申込みをしようとする者に対する通知を要しない場合）

第四十四条 法第三十六条第五項において準用する会社法第一百二十三条

第四項又は法第四十条第四項若しくは第一百二十二条第四項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合であつて、特定目的会社が法第三十六条第五項において準用する会社法第一百二十三条第一項又は法第四十条第一項若しくは第一百二十二条第一項の申込みをしようとする者に対し、これらの項の各号に掲げる事項を提供していける場合とする。

一 当該特定目的会社が証券取引法の規定に基づき田論見書に記載

記載すべき事項を電磁的方法により提供している場合

二 (略)

(優先資本金の額の減少)

第五十八条 法第百十条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、各優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類（法第二百六条の規定に基づき種類を異にする優先出資を発行する場合に限る。）とする。

(計算書類に関する事項)

第五十九条 法第百十一条第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一・二 (略)

三 公告対象会社が法第二百四条第八項に規定する特定目的会社である場合において、当該特定目的会社が金融商品取引法第二百四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出している場合 その旨

四・五 (略)

(特定社債の種類)

第六十四条 法第二百一十五条において準用する会社法第六百八十二条

すべき事項を電磁的方法により提供している場合

二 (略)

(優先資本金の額の減少)

第五十八条 法第百十条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、各優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類（法第二百六条の規定に基づき種類又は発行の時期を異にする優先出資を発行する場合に限る。）とする。

(計算書類に関する事項)

第五十九条 法第百十一条第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一・二 (略)

三 公告対象会社が法第二百四条第八項に規定する特定目的会社である場合において、当該特定目的会社が証券取引法第二百四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出している場合 その旨

四・五 (略)

(特定社債の種類)

第六十四条 法第二百一十五条において準用する会社法第六百八十二条

第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～八（略）

九 特定社債が担保付特定社債であるときは、法第百三十条において特定社債を社債とみなして適用する担保付社債信託法第十九条第一号、第十一号及び第十三号に掲げる事項

（特定社債原簿記載事項の記載等の請求）

第六十七条 法第百二十五条において準用する会社法第六百九十一条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 特定社債取得者（特定社債を特定社債発行会社以外の者から取得した者（当該特定社債発行会社を除く。）をいう。以下この条において同じ。）が、特定社債権者として特定社債原簿に記載若しくは記録がされた者又はその一般承継人に対して当該特定社債取得者の取得した特定社債に係る法第百二十五条において準用する会社法第六百九十五条第一項の規定による請求をすべきことを命ずる確定判決を得た場合において、当該確定判決の内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

一～四（略）  
2（略）

（特定社債管理者の資格）

第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～八（略）

九 特定社債が担保付特定社債であるときは、法第百三十条第一項において特定社債を社債とみなして適用する担保付社債信託法第十九条第一号、第十一号及び第十二号に掲げる事項

（特定社債原簿記載事項の記載等の請求）

第六十七条 法第百二十五条において準用する会社法第六百九十一条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 特定社債取得者（特定社債を特定社債発行会社以外の者から取得した者（当該特定社債発行会社を除く。）をいう。以下この条において同じ。）が、特定社債権者として特定社債原簿に記載若しくは記録がされた者又はその一般承継人に対して当該特定社債取得者の取得した特定社債に係る法第百二十五条において準用する会社法第六百九十五条第一項の規定による請求をすべきことを命ずる確定判決を得た場合において、当該確定判決の内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

一～四（略）  
2（略）

（特定社債管理者の資格）

**第六十八条** 法第二百一十七条第八項において準用する会社法第七百二十二条第三号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 担保付社債信託法第三条の免許を受けた者

一〇九 (略)

**第七十六条** 削除

(特定社債に付すことができる物上担保)

**第七十六条** 法第二百三十条第一項において特定社債を社債とみなして適用する担保付社債信託法第四条第十五号に規定する内閣府令で定める物上担保は、次に掲げるものとする。

一 担保付社債信託法第四条第一号から第二号ノ一までに掲げる質

以外の質

二 譲渡担保

(金銭分配請求権が行使される場合における残余財産の価格)

**第八十一条** 法第二百七十八条第四項において準用する会社法第五百五十五条第三項第一号に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる額のうちいずれか高い額をもつて同号に規定する残余財産の価格とする方法とする。

一 (略)

二 行使期限日において当該残余財産が公開買付け等(金融商品取

引法第二十七条の一第六項(同法第二十七条の一十一の一第一項において準用する場合を含む。)に規定する公開買付け及びこれに相当する外国の法令に基づく制度をいう。)の対象であるときは、

**第六十八条** 法第二百一十七条第八項において準用する会社法第七百二十二条第三号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 担保付社債信託法第五条第一項の免許を受けた者

一〇九 (略)

(金銭分配請求権が行使される場合における残余財産の価格)

**第八十一条** 法第二百七十八条第四項において準用する会社法第五百五十五条第三項第一号に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる額のうちいずれか高い額をもつて同号に規定する残余財産の価格とする方法とする。

一 (略)

二 行使期限日において当該残余財産が公開買付け等(証券取引法

第二十七条の一第六項(同法第二十七条の一十一の一第一項において準用する場合を含む。)に規定する公開買付け及びこれに相当する外国の法令に基づく制度をいう。)の対象であるときは、

は、当該行使期限日における当該公開買付け等に係る契約における当該残余財産の価格

2 (略)

(特定資産の譲受けの契約の要件等)

第八十九条 法第百九十九条に規定する内閣府令において規定する書類は、次に掲げる書類とする。

一 金融商品取引法第一条第七項に規定する有価証券届出書（当該有価証券届出書に係る同法第五条第四項に規定する参照書類を含む。）

二 金融商品取引法第一条第十項に規定する申論見書

三 金融商品取引法第二十七条において準用する同法第二十四条第五項

五項において準用する同条第一項に規定する有価証券報告書及びその添付書類

四 金融商品取引法第二十七条において準用する同法第二十四条の五第五項において準用する同条第一項に規定する半期報告書

五 金融商品取引法第二十七条において準用する同法第二十四条の五第五項に規定する臨時報告書

六 (略)

(業務の委託)

第九十条 法第一百条第三項第三号に規定する内閣府令で定める資産は、次に掲げる資産とする。

当該行使期限日における当該公開買付け等に係る契約における当該残余財産の価格

2 (略)

(特定資産の譲受けの契約の要件等)

第八十九条 法第百九十九条に規定する内閣府令において規定する書類は、次に掲げる書類とする。

一 証券取引法第一条第七項に規定する有価証券届出書（当該有価証券届出書に係る同法第五条第四項に規定する参照書類を含む。）

二 証券取引法第一条第十項に規定する申論見書

三 証券取引法第二十七条において準用する同法第二十四条第五項

五項において準用する同条第一項に規定する有価証券報告書及びその添付書類

四 証券取引法第二十七条において準用する同法第二十四条の五第五項において準用する同条第一項に規定する半期報告書

五 証券取引法第二十七条において準用する同法第二十四条の五第五項に規定する臨時報告書

六 (略)

(業務の委託)

第九十条 法第一百条第三項第三号に規定する内閣府令で定める資産は、次に掲げる資産とする。

一〇三（略）

四 金融商品取引法第一条第一項各号に掲げる有価証券及び同条第二項二項（第三号から第六号までを除く。）の規定により有価証券とみなされる権利（指名債権を除く。）

五〇十七（略）

（特定目的借入れの借入先）

第九十三条 法第一百十条第一号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一（略）

二 適格機関投資家（金融商品取引法第一条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。次条において同じ。）であつて、前号に掲げる者以外のもの

（資金の借入れの制限）

第九十四条 法第一百十一条に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる要件のすべてを満たす場合とする。

一 資産流動化計画に第二十条各号に掲げる事項が記載され、又は記録されており、かつ、借入金の使途が次に掲げるもののいずれかであること。

イ・ロ（略）

ハ 特定資産の取得に係る調査その他の特定資産を取得するための準備として必要な行為をすること（その支出に充てられる資

一〇三（略）

四 証券取引法第一条第一項各号に掲げる有価証券及び同条第二項（第三号及び第五号を除く。）の規定により有価証券とみなされる権利（指名債権を除く。）

五〇十七（略）

（特定目的借入れの借入先）

第九十三条 法第一百十条第一号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一（略）

二 適格機関投資家（証券取引法第一条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。次条において同じ。）であつて、前号に掲げる者以外のもの

（資金の借入れの制限）

第九十四条 法第一百十一条に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる要件のすべてを満たす場合とする。

一 資産流動化計画に第二十条各号に掲げる事項が記載され、又は記録されており、かつ、借入金の使途が次に掲げるもののいずれかであること。

イ・ロ（略）

ハ 特定資産の取得に係る調査その他の特定資産を取得するための準備として必要な行為をすること（当該支出に充てられる資

金の借入れの時点で、当該借入れに係る債務の弁済が、一定の期間内に資産流動化計画に定められた方法に基づき行われる資産対応証券の発行若しくは特定目的借入れの実行又は当該支出に係る資金の還付により得られる資金をもつてなされることとされている場合に限る。）。

二 特定資産を取得すること（当該取得に充てられる資金の借入の時点で、その借入れに係る債務の弁済が、一定の期間内に資産流動化計画に定められた方法に基づき行われる資産対応証券の発行若しくは特定目的借入れの実行又は当該取得に係る資金の還付により得られる資金をもつてなされることとされている場合に限る。）。

ホ（略）

### 三 借入れを行う特定目的会社が業務開始届出を行っていること。

ただし、借入金の用途が第一号ハに掲げるもの又は特定資産の取得のための手付金（手付金その他の名義をもつて交付し、代金に充当される金銭であって、特定資産の取得のための契約の予約締結後特定目的会社による予約完結権行使前に支払われるものをいう。）、入札保証金（競争入札に参加する者が支払う保証金をいう。）、若しくは契約保証金（競争入札の落札者が支払う保証金をいう。）の支払（同号ハに掲げるものに該当するものを除く。）である場合は、この限りでない。

金の借入れの時点で、その借入れに係る債務の弁済が、一定の期間内に資産流動化計画に定められた方法に基づき行われる資産対応証券の発行又は特定目的借入れの実行により得られる資金をもつてなされることとされている場合に限る。）。

二 特定資産を取得すること（当該取得に充てられる資金の借入の時点で、その借入れに係る債務の弁済が、一定の期間内に資産流動化計画に定められた方法に基づき行われる資産対応証券の発行又は特定目的借入れの実行により得られる資金をもつてなされることとされている場合に限る。）。

ホ（略）

### 三 借入れを行う特定目的会社が業務開始届出を行っていること。

ただし、借入金の用途が第一号ハ又は特定資産の取得のための手付金（手付金その他の名義をもつて交付し、代金に充当される金銭であって、特定資産の取得のための契約の予約締結後特定目的会社による予約完結権行使前に支払われるものをいう。）の支払である場合はこの限りでない。

(受益権に関する事項)

第一百八条 法第一百一十六条第一項第二号イに規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 異なる種類の内容の受益権を定める場合は、次に掲げる事項

イハ (略)

二 法第一百三十条第一項第四号に規定するあらかじめ定められた金額の分配を受ける種類の受益権（以下この条及び第一百六条において「社債的受益権」という。）を定める場合は、その旨並びに各社債的受益権ごとの令第五十二条第一号の配当を行う時期及び配当額並びに元本の額

2 (略)

(その他資産信託流動化計画記載事項)

第一百十一条 法第一百一十六条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

イハ (略)

(削る)

(その他資産信託流動化計画記載事項)

第一百十一条 法第一百一十六条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

イハ (略)

九 法第一百一十九条第六号に規定する公告方法を電子公告（信託会社等（会社に限る。）にあつては会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいい、信託会社等（会社を除く。）にあつては法第一百八十八条第一項第三号に掲げる電子公告をいう。以下この号及び第一百一十二条において同じ。）としようとするときは、公告アドレス（公告を電子公告により行うために使用するサーバ

(受益権に関する事項)

第一百八条 法第一百一十六条第一項第二号イに規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 異なる種類の内容の受益権を定める場合は、次に掲げる事項

イハ (略)

二 法第一百三十条第四号に規定するあらかじめ定められた金額の分配を受ける種類の受益権（以下この条及び第一百六条において「社債的受益権」という。）を定める場合は、その旨並びに各社債的受益権ごとの令第五十二条第一号の配当を行う時期及び配当額並びに元本の額

2 (略)

(その他資産信託流動化計画記載事項)

第一百十一条 法第一百一十六条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

イハ (略)

九 法第一百一十九条第六号に規定する公告方法を電子公告（信託会社等（会社に限る。）にあつては会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいい、信託会社等（会社を除く。）にあつては法第一百八十八条第一項第三号に掲げる電子公告をいう。以下この号及び第一百一十二条において同じ。）としようとするときは、公告アドレス（公告を電子公告により行うために使用するサーバ

のうち、電子公告による公告を行うための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、公告すべき内容である情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機（出入力装置を含む。）に入力することのみによつて当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに公告情報を記録することができるものをいう。以下同じ。）

#### 九・十（略）

（資産信託流動化計画の変更が法の規定に基づき行われたことを証する書類）

第一百三十三条 法第一百一十七条第一項において準用する法第九条第三項第一号に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

##### 一・二（略）

三 法第一百六十九条第一項第三号に規定する軽微な内容の変更である場合 次に掲げる書類及び法第一百七十条の規定による通知又は公告を行つたことを証する書面

##### イ・ハ（略）

（削る）

四 法第一百六十九条第一項第四号に規定する投資者の保護に反しないことが明らかな変更である場合 次に掲げる書類及び法第二

#### 十・十一（略）

（資産信託流動化計画の変更が法の規定に基づき行われたことを証する書類）

第一百三十三条 法第一百一十七条第一項において準用する法第九条第三項第一号に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

##### 一・二（略）

三 法第一百六十九条第一項第三号に規定する軽微な内容の変更である場合 次に掲げる書類及び法第一百七十条の規定による通知又は公告を行つたことを証する書面

##### イ・ハ（略）

二 当該変更の内容が第一百一十二条第一項第四号に該当する場合は、当該変更の理由を記載した書面

四 法第一百六十九条第一項第四号に規定する投資者の保護に反しないことが明らかな変更である場合 次に掲げる書類及び法第二

百七十条の規定による通知又は公告を行つたことを証する書面

イ・ロ (略)

ハ 第百二十三条第一項第三号に掲げる場合は、資産信託流動化計画に記載し、又は記録された要件を充足し、かつ、資産信託流動化計画に記載し、又は記録された手続を経たことを証する書面

書面

(特定目的信託契約)

第一百五条 法第二百二十九条第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～五 (略)

(特定目的信託契約の方式)

第一百六条 特定目的信託契約の契約書には、次に掲げる事項を記載し、又は記録することとする。ただし、第四号から第二十一号までに掲げる事項について資産信託流動化計画に記載し、又は記録した場合は、この限りでない。

一～八 (略)

九 特定資産が法第二百三十条第一項第一号に規定する政令で定める特定資産である場合は、同号に規定する政令で定める条件

十～十三 (略)

十四 権利者名簿管理人（法第二百三十四条第五項第十一号に規定する権利者名簿管理人をいう。）又は登録機関を置く場合は、その旨並び

百七十条の規定による通知又は公告を行つたことを証する書面

イ・ロ (略)

ハ 第百二十二条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～五 (略)

(特定目的信託契約)

第一百六条 特定目的信託契約の契約書には、次に掲げる事項を記載することとする。ただし、第四号から第二十一号までに掲げる事項について資産信託流動化計画に記載した場合は、この限りでない。

一～八 (略)

九 特定資産が法第二百三十条第一項第一号に規定する政令で定める特定資産である場合は、同号に規定する政令で定める条件

十～十三 (略)

十四 権利者名簿管理人（法第二百三十五条第三項に規定する権利者名簿管理人をいう。）又は登録機関を置く場合は、その旨並び

の旨並びにその氏名又は名称及び住所

十五 権利者名簿の基準日を指定する場合は、指定する日

十五 権利者名簿の閉鎖期間又は基準日を指定する場合は、指定する期間又は日

十六～十九 (略)

十六～十九 (略)

二十 受託信託会社等が固有財産により金融商品取引法第一条第八項第六号の行為を行つ場合は、その旨及び当該行為に関する事項

二十一 (略)

二十一 (略)

(資金の借入れ及び費用の負担の禁止の例外)

第一百七条 法第二百三十二条に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる要件のすべてを満たす場合とする。

一 資産信託流動化計画に第一百十条第一号口に掲げる事項が記載され、又は記録されていること。

二・三 (略)

二・三 (略)

(資金の借入れ及び費用の負担の禁止の例外)

第一百七条 法第二百三十二条に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる要件のすべてを満たす場合とする。

一 資産信託流動化計画に第一百十条第一号口に掲げる事項が記載され、又は記録されていること。

(受益証券の記載事項)

第一百九条 法第二百二十四条第五項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

二・三 (略)

(受益証券の記載事項)

第一百九条 法第二百二十四条第五項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

(権利者名簿記載事項)

第一百二十条 法第二百三十六条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

(新設)

- 一 権利者名簿管理人を定めたときは、その氏名又は名称及び住所
- 二 記名式の受益証券をもつて表示される受益権について譲渡の制限があるときは、その旨及びその内容
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該受益証券に係る特定目的信託契約の条項

(受託信託会社等が記名式の受益証券を取得した場合の特例)

第一百二十条の二 受託信託会社等が記名式の受益証券の全部又は一部を取得した場合において、当該受益証券が消滅しなかつたときは、受託信託会社等は、権利者名簿に記載又は記録される事項として、当該受益証券が固有財産に属するか、他の信託財産に属するか、又は当該受益証券に係る特定目的信託の信託財産に属するかの別をも記載し、又は記録しなければならない。

(権利者名簿記載事項の記載等の請求)

第一百二十条の三 法第二百三十六条第一項において準用する信託法(平成十八年法律第二百八号)第一百九十八条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、受益証券取得者(受益証券を受託信託会社等以外の者から取得した者(当該受託信託会社等を除く。)をいう。)が受益証券を提示して請求をした場合とする。

(計算書類等の作成期日)

第一百二十一条 受託信託会社等は、特定目的信託契約の締結の日(資

(新設)

(計算書類等の作成期日)

第一百二十一条 受託信託会社等は、特定目的信託契約の締結の日(資産

産信託流動化計画に第百六条第三号に掲げる事項の記載又は記録がある場合は、特定目的信託契約の効力が発生する日。以下この条において「締結日」といつ。)から一週間以内に、締結日現在の信託財産に係る貸借対照表を作成しなければならない。

(計算書類等の提出)

第百二十二条 (略)

(特定目的信託契約の変更)

第百二十三条 法第一百六十九条第一項第三号に規定する内閣府令で定める軽微な内容は、次に掲げる内容とする。

一・三 (略)

(削る)

2 法第一百六十九条第一項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

三 資産信託流動化計画に、当該資産信託流動化計画に記載し、又は記録すべき事項の内容が確定していない場合における当該内容を確定するための要件及び手続の記載又は記録があり、当該記載又は記録に従つて資産信託流動化計画に記載し、又は記録すべき事項の内容を確定したことによる場合

信託流動化計画に第五十四条第三号に掲げる事項の記載がある場合は、特定目的信託契約の効力が発生する日。以下この条において「締結日」といつ。)から一週間以内に、締結日現在の信託財産に係る貸借対照表を作成しなければならない。

(計算書類等の提出)

第百二十二条 (略)

(特定目的信託契約の変更)

第百二十三条 法第一百六十九条第一項第三号に規定する内閣府令で定める軽微な内容は、次に掲げる内容とする。

一・三 (略)

四

2 公告方法を電子公告とした場合における公告アドレスの変更是、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

三 資産信託流動化計画に、当該資産信託流動化計画に記載すべき事項の内容が確定していない場合における当該内容を確定するための要件及び手続の記載があり、当該記載に従つて資産信託流動化計画に記載すべき事項の内容を確定したことによる場合

(資産信託流動化計画の変更禁止事項)

第一百一十四条 (略)

第一百一十三条 (略)

(削る)

(特定目的信託契約の変更をした場合の公告の方法)

第一百一十四条 法第二百七十七条の受託信託会社等が第一百一十二条第一項第四号の変更を行つたときの公告は、次に掲げる方法によるものとする。

- 一 變更前の公告アドレスで行い、変更後の公告アドレス及び次の公告は変更後の公告アドレスで行う旨を表示する方法
- 二 變更前の公告アドレスにおいて、変更後の公告アドレスを表示し、変更後の公告アドレスで行う方法

(受益証券の募集等の相手方に交付すべき書類)

第一百一十六条 法第二百八十六条第四項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 (略)

(受益証券の募集等の相手方に交付すべき書類)

第一百一十六条 法第二百八十六条第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 (略)

(電磁的方法)

第一百一十八条 法第四十条第三項及び法第二百四十二条第五項において準用する信託法第八条第三号に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一・二 (略)

(電磁的方法)

第一百一十八条 法第四十条第三項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一・二 (略)

2・3 (略)

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第一百三十条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

一〇十六 (略)

一七 法第二百四十九条第一項において準用する会社法第七百三十一条第三項第一号

一八 法第二百五十五条第三項において準用する法第六十三条第三項第二号

十九 法第二百六十四条第五項において準用する会社法第四百四十二条第三項第二号

二十 法第二百六十七条第一項第一号

二十一 法第二百七十五条第五項において準用する会社法第四百四十二条第三項第二号

二十二 法第二百七十九条第三項において準用する会社法第四百四十二条第三項第二号

(電磁的記録の備置きに関する特則)

第一百三十二条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定めるものは、特定目的会社の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えら

2・3 (略)

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第一百三十条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

一〇十六 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(電磁的記録の備置きに関する特則)

第一百三十二条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定めるものは、特定目的会社の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えら

れたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて特定目的会社の支店において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

一〇四 (略)

五 法第二百六十四条第四項

(検査役による電磁的記録に記録された事項の提供)

第一百三十三条 次に掲げる規定（以下この条において「検査役提供規定」という。）に規定する内閣府令で定める方法は、電磁的方法のうち、検査役提供規定により電磁的記録に記録された事項の提供を受ける者が定めるものとする。

一〇四 (略)

別表 特定資産の内容の記載事項表（第十八条、第一百七条、第一百十九条関係）

番号	特定資産の区分	特定資産の内容
六 （略） 自動車（道路運送車両法第二条第一項に規定す	（略） 1 自動車の種別、車名、型式及び車体番号、原動機の型式並びに現在の使用の本拠	（略）

れたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて特定目的会社の支店において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

一〇四 (略)

（新設）

(検査役による電磁的記録に記録された事項の提供)

第一百三十三条 次に掲げる規定（以下この条において「検査役提供規定」という。）に規定する内閣府令で定める方法は、電磁的方法のうち、検査役提供規定により当該検査役提供規定の電磁的記録に記録された事項の提供を受ける者が定めるものとする。

一〇四 (略)

別表 特定資産の内容の記載事項表（第十六条、第五十五条、第六十七条関係）

番号	特定資産の区分	特定資産の内容
六 （略） 自動車（道路運送車両法第二条第一項に規定す	（略） 1 自動車の種別、車名、型式及び車体番号、原動機の型式並びに現在の使用の本拠	（略）

の自動車を二つ

2 道路運送車両法の規定による登録

。 ) 又は検査を受けてくる場合は、現在

の自動車登録番号又は車両番号及び  
初年度登録年月又は初年度検査年

3 その他該自動車を特定するに足

りの事項

2 道路運送車両法の規定による登録

。 ) 又は検査を受けてくる場合は、現在

の自動車登録番号又は車両番号及び  
初年度登録年月又は初年度検査年

3 その他該自動車を特定するに足

りの事項

(略) (略)

(略)

信託の受益権又  
はこれを表示す  
る有価証券

1 受託者及び委託者並びに信託管理  
人、信託監督人及び受益者代理人(特  
定目的信託の受益権にあっては、  
代表権利者又は特定信託管理者)の  
氏名又は名称及び住所

2 信託の目的、信託財産の管理方法  
、信託終了の事由その他信託の条項

3 信託財産の内容に関する事項

(略) (略)

(略)

信託の受益権又  
はこれを表示す  
る有価証券

1 受託者、委託者及び信託管理人(特  
定目的信託の受益権にあっては、  
代表権利者又は特定信託管理者)の  
氏名又は名称及び住所

2 信託の目的、信託財産の管理方法  
、信託終了の事由その他信託の条項

3 信託財産の内容に関する事項

別紙様式第13号（第100条第1項関係）

(日本工業規格A 4)  
(第1面)

第 期 事業報告書  
〔 年 月 日から  
年 月 日まで〕

別紙様式第13号（第100条第1項関係）

(日本工業規格A 4)  
(第1面)

第 期 事業報告書  
〔 年 月 日から  
年 月 日まで〕

	(略)
1. ~ 4. (略)	1. ~ 4. (略)
(記載上の注意)	(記載上の注意)
1. ~ 4. (略)	1. ~ 4. (略)
	(第2面)
5. (略)	5. (略)
(記載上の注意)	(記載上の注意)
1. ~ 3. (略)	1. ~ 3. (略)
	(第3面)
6. 資産対応証券及び借り入れの状況	6. 資産対応証券及び借り入れの状況
(1) (略)	(1) (略)
(記載上の注意)	(記載上の注意)
1. ~ 2. (略)	1. ~ 2. (略)
3. 「募集方法」は、公募（金融商品取引法第2条第3項第1号又は第2号）、プロ私募（同項第2号イ）又は少人数私募（同号口）のいずれかを記載すること。	3. 「募集方法」は、公募（証券取引法第2条第3項第1号）、プロ私募（同項第2号イ）、少人数私募（同号口）のいずれかを記載すること。
4. (略)	4. (略)
(2) ~ (4) (略)	(2) ~ (4) (略)

資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令（平成十二年総理府令五百二十号）（第六条関係）

改 正 案

現 行

資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令

（趣旨）

第一条 資産の流動化に関する法律（以下「法」という。）第二百八  
条第二項の特定譲渡人が資産対応証券の募集等（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第一条第三項に規定する有価証券の募集又は有価証券の私募をいう。以下同じ。）の取扱いを行うときの届出方法並びに法第二百九条に規定する有価証券の募集又は有価証券の私募をいう。以下同じ。）の取扱いを行うときの届出方法並びに法第二百九条第一項の規定により特定目的会社が資産対応証券の募集等を行う場合及び特定譲渡人が資産対応証券の募集等の取扱いを行う場合において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十七条、第三十七条の三第一項、第三十七条の四第一項、第三十八条、第二十九条、第四十条、第四十四条の三及び第四十五条の内閣府令で定めるもの等は、この府令の定めるところによる。

（資産対応証券の募集等の取扱いの届出）

第三条 法第二百八条第二項の規定による届出を行おうとする特定譲渡人は、別紙様式により作成した届出書に、その副本一通及び次に

（趣旨）

第一条 資産の流動化に関する法律（以下「法」という。）第二百八  
条第二項の特定譲渡人が資産対応証券の募集等（証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集又は有価証券の私募をいう。以下同じ。）の取扱いを行うときの届出方法並びに法第二百九条において準用する証券取引法（以下単に「証券取引法」という。）第四十一条第一項、第四十二条第一項、第四十二条の二及び第四十五条の内閣府令で定めるもの等は、この府令の定めるところによる。

（資産対応証券の募集等の取扱いの届出）

第三条 法第二百八条第二項の規定による届出を行おうとする特定譲渡人は、別紙様式により作成した届出書に、その副本一通及び次に

掲げる書類一部を添付して、当該特定譲渡人の本店又は主たる事務所の所在地（特定譲渡人が個人である場合にあっては、その住所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長。次項において「管轄財務局長」といつ。）に提出しなければならない。

一～三（略）

2（略）

（広告類似行為）

第四条 準用金融商品取引法第三十七条规定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第一項に規定する信書便をいつ。）、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいつ。）を送信する方法又はビラ若しくはパンフレットを配布する方法（住居を訪問して配布する方法を除く。）その他の方法により多数の者に対しても同様の内容で行う情報の提供とする。

（募集等業務の内容についての広告等の表示方法）

第五条 特定目的会社又は特定譲渡人がその行う資産対応証券の募集

掲げる書類一部を添付して、当該特定譲渡人の本店又は主たる事務所の所在地（特定譲渡人が個人である場合にあっては、その住所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長。以下「管轄財務局長」といつ。）に提出しなければならない。

一～三（略）

2（略）

（取引報告書の記載事項）

第四条 証券取引法第四十一条第一項に規定する取引報告書は、別表に定めるところにより作成しなければならない。

（情報通信の技術を利用する方法に係る証券会社に関する内閣府令の準用）

第五条 証券会社に関する内閣府令（平成十年総理府令・大蔵省令第三十一号）第三十条の二の規定は、証券取引法第四十一条第一項において準用する同法第四十条第一項の規定を準用する場合について準用する。

第六条 証券会社に関する内閣府令第三十条の二の規定は、資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）第四十八条において証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百一十一号）

第十五条の六において準用する同令第十五条の五第一項の規定を準

等の業務又はその募集等の取扱いの業務（以下「募集等業務」といふ。）の内容について広告又は前条に規定する行為（次項において「広告等」という。）をするときは、準用金融商品取引法第三十七

条第一項各号に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならない。

2 特定目的会社又は特定譲渡人がその行う募集等業務の内容について広告等をするときは、資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号。以下「令」という。）第四十七条の一第二号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なる大きさで表示するものとする。

（顧客が支払うべき対価に関する事項）

第六条 令第四十七条の一第一号に規定する内閣府令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、資産対応証券の募集等に関する契約又はその募集等の取扱いに関する契約（以下「募集等契約」という。）に関して顧客が支払うべき対価（当該募集等契約に係る資産対応証券の価格を除く。以下この条、第八条第七号及び第十五条第四号において「手数料等」という。）の合計額又はその計算方法（当該募集等契約に係る資産対応証券の価格に対する割合を含む。）とする。ただし、当該手数料等の合計額又はその計算方法を表示することができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

用する場合について準用する。

#### （禁止行為）

第七条 証券取引法第四十一一条第一項第十号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引に關し、虚偽の表示又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

二 資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引につき、顧客に対しへ特別の利益を提供することを約して勧誘する行為

#### （事故）

第八条 証券取引法第四十一一条の一第三項に規定する内閣府令で定めることは、資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引につき、特定譲渡人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、当該特定譲渡人が行う資産対応証券の募集等の取扱いに關し、次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及ぼしたもの（以下「事故」という。）とする。

一 顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により資産対応証券の取得その他の行為を行うこと。

二 顧客の注文内容について確認しないで、当該顧客の計算により資産対応証券の取得その他の行為を行うこと。

三 次のイからハまでに掲げるものについて顧客を誤認させるような勧誘をすること。

(顧客の判断に影響を及ぼす重要な事項)

第七条 令第四十七条の一(第三号に規定する内閣府令で定める事項は、当該募集等契約に関する重要な事項について顧客の不利益となる事実とする。)

(誇大広告をしてはならない事項)

第八条 準用金融商品取引法第三十七条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 募集等契約の解除に関する事項
- 二 募集等契約に係る損失の全部若しくは一部の負担又は利益の保証に関する事項
- 三 募集等契約に係る損害賠償額の予定(違約金を含む。)に関する事項
- 四 募集等契約に係る金融商品市場(金融商品取引法第一条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。)又は金融商品市場に類似する市場で外国に所在するものに関する事項
- 五 特定目的会社又は特定譲渡人の資力又は信用に関する事項
- 六 特定目的会社又は特定譲渡人の募集等業務の実績に関する事項
- 七 募集等契約に関して顧客が支払うべき手数料等の額又はその計算方法、支払の方法及び時期並びに支払先に関する事項

(契約締結前交付書面の記載方法)

イ 資産対応証券の内容

ロ 取引の条件

ハ 資産対応証券の価額の騰貴又は下落

四 顧客の注文の執行において、過失により事務処理を誤ること。

五 電子情報処理組織の異常ににより、顧客の注文の執行を誤ること。

六 その他法令に違反する行為を行うこと。

(事故の確認が不要の場合)

第九条 証券取引法第四十二条の一(第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。)

- 一 裁判所の確定判決を得ている場合
- 二 裁判上の和解(民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第一百七十一条第一項に定めるものを除く。)が成立している場合

三 民事調停法(昭和二十六年法律第二百一十一号)第十六条に定める調停が成立している場合又は同法第十七条の定めにより裁判所の決定が行われ、かつ、同法第十八条第一項に定める期間内に異議の申立てがない場合

四 特定譲渡人が同条各号に規定する行為により顧客に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対しても申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が十万元相当額を上回らない場合(同条各号に規定する行為の区分ごとに当該利益を計算するものとする。ただし、同条第四号又は第五号

<p><b>第九条</b> 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面（以下「契約締結前交付書面」という。）には、同項各号に掲げる事項を工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）に基づく日本工業規格（以下この条において「日本工業規格」という。）ニハ二〇五に規定するハポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げる事項を枠の中に日本工業規格ニハ三〇五に規定する十一ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。</p> <p>一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要及び同項第五号に掲げる事項</p> <p>二 第十二条第一号に掲げる事項</p> <p>3 特定目的会社又は特定譲渡人は、契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。</p> <p>（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）</p> <p><b>第十一条</b> 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、当該顧客に対し、金融商品取引法第二条第十項に規定する申論見書（当該契約締結前交付書面に記載すべき事項のすべてが記載されているものに限る。）を交付している場</p>	<p>に規定する行為にあつては、次号に掲げる場合において申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益の額を控除して計算するもとのとする。）</p> <p>五 特定譲渡人が前条第四号又は第五号に規定する行為により顧客に損失を及ぼした場合（顧客の注文内容の記録により事故であることが明らかである場合に限る。）</p> <p>2 特定譲渡人は、前項第四号又は第五号の規定に該当する場合の事故において、管轄財務局長の確認を得ずして財産上の利益の提供を申し込み、約束し、又は提供したときは、当該申込み、約束又は提供をした日の属する月の翌月末までに、第九条に定める事項について、当該財務局長に報告しなければならない。</p> <p>（事故の確認申請手続）</p> <p><b>第十一条</b> 証券取引法第四十二条の二第五項の規定により確認申請書を提出しようとする者は、確認申請書及びその添付書類の正本一通及びその写し一通を管轄財務局長に提出しなければならない。</p> <p>（確認申請書の記載事項）</p> <p><b>第十二条</b> 証券取引法第四十二条の二第五項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 特定譲渡人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名（特定譲渡人が個人である場合にあつては、その者の氏名及び住所）</p>
--	---

合とする。

(顧客が支払うべき対価に関する事項)

第十一条 第六条の規定は、準用金融商品取引法第三十七条の二第一項第四号に規定する内閣府令で定めるものについて準用する。この場合において、第六条中「表示する」とあるのは、「記載する」と読み替えるものとする。

(契約締結前交付書面の記載事項)

第十二条 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該契約締結前交付書面の内容をよく読むべき面
- 二 当該募集等契約に係る資産対応証券の譲渡に制限がある場合にあつては、その旨及び当該制限の内容
- 三 顧客が行う募集等契約に係る取引について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項
- イ 当該指標
- ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある理由
- 四 顧客が行う募集等契約に係る取引について当該特定目的会社又は特定譲渡人その他の者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、

二 事故となる行為に関係した者の氏名又は部署の名称

三 顧客の氏名及び住所（法人にあつては、商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに当該法人の代表者の氏名及び住所）

四 事故の概要

五 提供しようとする財産上の利益の額

六 その他金融庁長官の定める事項

(確認申請書の添付書類)

第十二条 証券取引法第四十二条の一第五項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 顧客が前条各号に掲げる事項の内容を確認したことを証明する書類（当該確認申請書が証券取引法第四十二条の一第一項第一号の申込みに係るものである場合を除く。）
- 二 その他参考になる資料

(業務の状況につき是正を加えることが必要な場合)

第十三条 証券取引法第四十三条第一号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げるものとする。

- 一 特定譲渡人が、その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合には



二十一号) 第十五条の二十一の規定を準用する場合について準用する。

場合における当該他の法人をいう。)がその顧客に対して通常の取引の条件よりも有利な条件で資産の売買その他の取引を行つていることを知りながら、当該特定譲渡人が当該顧客との間で当該契約を締結することと(証券取引法第四十五条第一号に掲げる行為を除く。)。

二 何らの名義によつてするかを問わず、証券取引法第四十五条の規定による禁止を免れること。

(契約締結時交付書面の記載事項)

第十五条 募集等契約が成立したときに作成する準用金融商品取引法

第三十七条の四第一項に規定する書面(次条において「契約締結時交付書面」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 当該特定目的会社又は特定譲渡人の商号、名称又は氏名
- 二 当該募集等契約の概要(当該募集等契約に係る資産対応証券の銘柄、数及び価格を含む。)
- 三 当該募集等契約の成立の年月日
- 四 当該募集等契約に係る手数料等及び租税に関する事項
- 五 顧客の氏名又は名称
- 六 顧客が当該特定目的会社又は特定譲渡人に連絡する方法

(契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第十六条 契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第三十七条

(新設)

(新設)

の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、顧客が適格機関投資家（金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。）に相当する外国の法人その他の団体（信託会社を除く。）であつて、書面又は情報通信を利用する方法により当該顧客からあらかじめ契約締結時交付書面の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該顧客からの募集等契約に係る取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合とする。

2) 前項の「情報通信を利用する方法」とは、次に掲げる方法とする。

- 一 第十三条において準用する金融商品取引業等に関する内閣府令第五十九条第三項に規定する電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの。
  - イ 特定目的会社又は特定譲渡人の使用に係る電子計算機と顧客の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
  - ロ 特定目的会社又は特定譲渡人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の承諾に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該特定目的会社又は特定譲渡人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の承諾に関する事項を記録する方法
- 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて

調製するファイルに顧客の承諾に関する事項を記録したものを得る方法

3 前項各号に掲げる方法は、特定目的会社又は特定譲渡人がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

(禁止行為)

第十七条 準用金融商品取引法第三十八条第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 次に掲げる書面の交付に際し、顧客に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項について顧客の知識、経験、財産の状況及び募集等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと。

イ 契約締結前交付書面

- ロ 第十条に規定する場合にあつては、同条に規定する目論見書
- 二 募集等契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- 三 募集等契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含む。）

(新設)

(事故)

第十八条 準用金融商品取引法第二十九条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、募集等契約に係る取引につき、特定目的会社又は特定譲渡人の代表者、代理人、使用人その他の従業者（以下「代表者等」という。）が、当該特定目的会社又は特定譲渡人の募集等業務に關し、次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及ぼしたものとする。

一 次に掲げるものについて顧客を誤認させるような勧誘をすること。

イ 資産対応証券の商品内容

ロ 取引の条件

ハ 資産対応証券の価格の騰貴又は下落

二 過失又は電子情報処理組織の異常により事務処理を誤ること。

三 その他法令に違反する行為を行うこと。

(事故の確認を要しない場合)

第十九条 準用金融商品取引法第二十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 裁判所の確定判決を得ている場合

二 裁判上の和解（民事訴訟法（平成八年法律第二百九号）第一百七十五条第一項に定めるものを除く。）が成立している場合

三 民事調停法（昭和二十六年法律第二百一十一号）第十六条に規定する調停が成立している場合又は同法第十七条の規定により裁

(新設)

(新設)

判所の決定が行われ、かつ、同法第十八条第一項に規定する期間内に異議の申立てがない場合

四 認定投資者保護団体のあつせん（金融商品取引法第七十九条の十三において準用する同法第七十七条の一第一項に規定するあつせんをいつ。）による和解が成立している場合

五 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十三条第一項に規定する会則又は当該会則の規定により定められた規則に規定する機関のあつせんによる和解が成立している場合

六 消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第十九条第一項又は第二十五条に規定するあつせんによる和解が成立している場合

七 和解が成立している場合であつて、次に掲げるすべての要件を満たす場合

イ 当該和解の手続について弁護士が顧客を代理していること。

ロ 当該和解の成立により特定目的会社又は特定譲渡人が顧客に対して支払をすることとなる額が百四十万円を超えないこと。

ハ ロの支払が事故（準用金融商品取引法第三十九条第三項に規定する事故をいつ。第九号及び第二十一条において同じ。）による損失の全部又は一部を補てんするために行われるものであることをイの弁護士が調査し、確認したことを証する書面が特定目的会社又は特定譲渡人に交付されていること。

八 特定目的会社又は特定譲渡人の代表者等が前条各号に掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客

に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が十万円に相当する額を上回らないとき。

九 特定目的会社又は特定譲渡人の代表者等が前条第一号に掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合（顧客の注文の内容の記録により事故であることが明らかである場合に限る。）

2 前項第八号の利益は、前条各号に掲げる行為の区分ごとに計算するものとする。この場合において、同条第一号に掲げる行為の区分に係る利益の額については、前項第九号に掲げる場合において申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益の額を控除するものとする。

3 特定目的会社又は特定譲渡人は、第一項第八号又は第九号に掲げる場合において、準用金融商品取引法第三十九条第三項ただし書の確認を受けないで、顧客に対し、財産上の利益を提供する旨を申し込み、若しくは約束し、又は財産上の利益を提供したときは、その申込み若しくは約束又は提供をした日の属する月の翌月末日までに、第二十一条各号に掲げる事項を、管轄財務局長（当該特定目的会社又は特定譲渡人の本店又は主たる事務所の所在地（個人にあっては、住所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）をいう。次条において同じ。）に報告しなければならない。

（事故の確認の申請）

第二十条 準用金融商品取引法第三十九条第三項ただし書の確認を受

（新設）

けようとする者は、同条第五項の規定による申請書及び書類を、管轄財務局長に提出しなければならない。

(確認申請書の記載事項)

第二十一条 準用金融商品取引法第三十九条第五項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 特定目的会社又は特定譲渡人の商号、名称又は氏名
- 二 事故の発生した本店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地
- 三 確認を受けようとする事実に関する次に掲げる事項
  - イ 事故となる行為に關係した代表者等の氏名又は部署の名称
  - ロ 顧客の氏名及び住所（法人にあっては、商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所）
  - ハ 事故の概要
- ホ ニ 二 補てんに係る顧客の損失が事故に起因するものである理由
- ホ 申込み若しくは約束又は提供をしようとする財産上の利益の額

四 その他参考となるべき事項

(確認申請書の添付書類)

第二十二条 準用金融商品取引法第三十九条第五項に規定する内閣府令で定めるものは、顧客が前条各号に掲げる事項の内容を確認したことと証明する書類その他参考となるべき資料とする。

(新設)

(新設)

2 | 前項の規定は、準用金融商品取引法第三十九条第五項の規定による申請書が同条第一項第一号の申込みに係るものである場合には、

適用しない。

（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）

第二十三条 準用金融商品取引法第四十条第一号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

- 一 その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るため必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況
- 二 その取り扱う個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他業務上知り得た公表されていない特別の情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じていないと認められる状況

（特定目的会社又は特定譲渡人の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）

第二十四条 準用金融商品取引法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 通常の取引の条件と著しく異なる条件で、当該特定目的会社又

（新設）

（新設）

は特定譲渡人の親法人等（金融商品取引法第三十一条の四第五項に規定する親法人等を「ア」、以下この条において同じ。）又は子法人等（同条第六項に規定する子法人等を「イ」、以下この条において同じ。）と募集等契約に係る取引を行つゝ。

- 二 当該特定目的会社又は特定譲渡人との間で募集等契約を締結することを条件としてその親法人等又は子法人等がその顧客に対し通常の取引の条件よりも有利な条件で資産の売買その他の取引を行つていふことを知りながら、当該顧客との間で当該募集等契約を締結するゝ。
- 三 何らの名義によつてするかを問わず、準用金融商品取引法第四十団条の二第一項の規定による禁止を免れんゝ。

（行為規制の適用除外の例外）

- 第一十五条 準用金融商品取引法第四十五条规定に規定する内閣府令で定めぬ場合は、準用金融商品取引法第三十七条の四の規定の適用につき顧客からの募集等契約に係る取引に関する照会に対し速やかに回答できる体制が整備されていない場合にあら。

（新設）

別紙様式（第3条第1項関係）

（略）

資産対応証券の募集等取扱業務開始届出書

（略）

別紙様式（第3条第1項関係）

（略）

資産対応証券の募集等取扱業務開始届出書

（略）

なお、上記資産対応証券募集等の取扱いに当たっては、資産の流動化に関する法律第209条第1項において準用する金融商品取引法の規定を遵守して行います。

(記載上の注意)

1. ~ 4. (略)

5. 「募集形態」には、公募（金融商品取引法第2条第3項第1号又は第2号）、プロ私募（同項第2号イ）又は少人数私募（同号ロ）のいずれかを記載すること。

6. ~ 8. (略)

(記載)

記載（欄印捺認悉）

欄印の種類	品 目	載 記	事 項	項 別
取引契約書	顧客印、総便せり印、銘柄、数量、単 位、金額、手数料、特定譲渡人印		印つたる旨記存 し得る所	

なお、上記資産対応証券募集等の取扱いに当たっては、資産の流動化に関する法律第209条において準用する証券取引法の規定を遵守して行います。

(記載上の注意)

1. ~ 4. (略)

5. 「募集形態」には、証券取引法第2条第3項第1号、同項第2号イ又は同号ロのいずれかを記載すること。

改 正 案	現 行
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 資産の流動化に関する法律（以下「法」という。）第一百八十六条第一項において準用する法第一百八条第二項の原委託者が受益証券の募集等（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項に規定する有価証券の募集又は有価証券の私募をいう。以下同じ。）を行うときの届出方法並びに法第一百八十六条第一項において準用する法第一百九条第一項の規定により原委託者が受益証券の募集等（証券取引法第一条第三項に規定する有価証券の募集又は有価証券の私募をいう。以下同じ。）を行うときの届出方法並びに法第一百八十六条第一項において準用する法第一百九条において準用する証券取引法（以下単に「証券取引法」という。）第四十一条第一項、第四十二条第一項、第四十二条の二及び第四十五条の内閣府令で定めるもの等は、この府令の定めるところによる。</p> <p>（広告類似行為）</p> <p>第四条 準用金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第一項に規定する信書便をいう。）、ファクシミリ装置を用い</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 資産の流動化に関する法律（以下「法」という。）第一百八十六条第一項において準用する法第一百八条第二項の原委託者が受益証券の募集等（証券取引法第一条第三項に規定する有価証券の募集又は有価証券の私募をいう。以下同じ。）を行うときの届出方法並びに法第一百八十六条第一項において準用する法第一百九条において準用する証券取引法（以下単に「証券取引法」という。）第四十一条第一項、第四十二条第一項、第四十二条の二及び第四十五条の内閣府令で定めるもの等は、この府令の定めるところによる。</p> <p>（取引報告書の記載事項）</p> <p>第四条 証券取引法第四十一条第一項に規定する取引報告書は、別表に定めるところにより作成しなければならない。</p> <p>（情報通信の技術を利用する方法に係る証券会社に関する内閣の準用）</p>

て送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）を送信する方法又はビラ若しくはパンフレットを配布する方法（住居を訪問して配布する方法を除く。）その他の方針により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

〔受益証券の募集等の業務の内容についての広告等の表示方法〕

第五条 原委託者がその行う受益証券の募集等の業務の内容について広告又は前条に規定する行為（次項において「広告等」という。）をするときは、準用金融商品取引法第三十七条第一項各号に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならない。

2 原委託者がその行う受益証券の募集等の業務の内容について広告等をするときは、資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号。以下「令」という。）第七十二条の二第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なる大きさで表示するものとする。

〔顧客が支払うべき対価に関する事項〕

第六条 令第七十二条の二第一号に規定する内閣府令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他のいかなる名称によるかを問わず、受益証券の募集等に関する契約に関して顧客が支払うべき対価（当該契

第五条 証券会社に関する内閣府令（平成十年總理府令・大蔵省令第三十一号）第三十条の一の規定は、証券取引法第四十一条第一項において準用する同法第四十条第二項の規定を準用する場合について準用する。

第六条 証券会社に関する内閣府令第三十条の二の規定は、資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）第四十八条において証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百一十一号）

第十五条の六において準用する同令第十五条の五第一項の規定を準用する場合について準用する。

〔禁止行為〕

第七条 証券取引法第四十二条第一項第十号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 受益証券の募集等に係る取引に関し、虚偽の表示又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- 二 受益証券の募集等に係る取引につき、顧客に対して特別の利益を提供することを約して勧誘する行為

〔事故〕

第八条 証券取引法第四十二条の二第三項に規定する内閣府令で定めることは、受益証券の募集等に係る取引につき、原委託者の代表者、代理人、使用人その他の使用人が、当該原委託者が行う受益証券

約に係る受益証券の価格を除く。以下この条、第八条第七号及び第十五条第四号において「手数料等」といふ。)の合計額又はその計算方法(当該契約に係る受益証券の価格に対する割合を含む。)とする。ただし、当該手数料等の合計額又はその計算方法を表示することができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

(顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第七条 令第七十二条の一第一号に規定する内閣府令で定める事項は、当該受益証券の募集等に関する契約に関する重要な事項について顧客の不利益となる事実とする。

(誇大広告をしてはならない事項)

第八条 準用金融商品取引法第三十七条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 受益証券の募集等に関する契約の解除に関する事項
- 二 受益証券の募集等に関する契約に係る損失の全部若しくは一部の負担又は利益の保証に関する事項
- 三 受益証券の募集等に関する契約に係る損害賠償額の予定(違約金を含む。)に関する事項
- 四 受益証券の募集等に関する契約に係る金融商品市場(金融商品取引法第一条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。)又は金融商品市場に類似する市場で外国に所在するものに関する事項

の募集等に關し、次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及ぼしたもの(以下「事故」という。)とする。

一 顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により受益証券の取得その他の行為を行うこと。

二 顧客の注文内容について確認しないで、当該顧客の計算により受益証券の取得その他の行為を行うこと。

三 次のイからハまでに掲げるものについて顧客を誤認させるような勧誘をすること。

- イ 受益証券の内容
- ロ 取引の条件

八 受益証券の価額の騰貴又は下落

四 顧客の注文の執行において、過失により事務処理を誤ること。

五 電子情報処理組織の異常により、顧客の注文の執行を誤ること。

六 その他法令に違反する行為を行うこと。

(事故の確認が不要の場合)

第九条 証券取引法第四十二条の一第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 裁判所の確定判決を得ている場合
- 二 裁判上の和解(民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第一百七十五条第一項に定めるものを除く。)が成立している場合
- 三 民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十一号)第十六条に定める場合

			五  原委託者の資力又は信用に関する事項
六	原委託者の受益証券の募集等の業務の実績に関する事項		
七	受益証券の募集等に関する契約に関して顧客が支払うべき手数料等の額又は手数料等の額又はその計算方法、支払の方法及び時期並びに支払先に関する事項		
		(契約締結前交付書面の記載方法)	
第九条	準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面(以下「契約締結前交付書面」という。)には、同項各号に掲げる事項を工業標準化法(昭和二十四年法律第二百八十五号)に基づく日本工業規格(以下この条において「日本工業規格」という。)ニハ二〇五に規定するハポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。		
2	前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げる事項を枠の中に日本工業規格ニハ三〇五に規定する十一ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。		
一	準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要及び同項第五号に掲げる事項		
二	第十二条第一号に掲げる事項		
3	原委託者は、契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを当該契約締結前交付書面の最初に平		

			める調停が成立している場合又は同法第十七条の定めにより裁判所の決定が行われ、かつ、同法第十八条第一項に定める期間内に異議の申立てがない場合
四	原委託者が同条各号に規定する行為により顧客に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に對して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が十万円相当額を上回らない場合(同条各号に規定する行為の区分ごとに当該利益を計算するものとする。ただし、同条第四号又は第五号に規定する行為にあつては、次号に掲げる場合において申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益の額を控除して計算するものとする。)		
五	原委託者が前条第四号又は第五号に規定する行為により顧客に損失を及ぼした場合(顧客の注文内容の記録により事故であることが明らかである場合に限る。)		
2	原委託者は、前項第四号又は第五号の規定に該当する場合の事故において、管轄財務局長の確認を得ずに顧客に対して財産上の利益の提供を申し込み、約束し、又は提供したときは、当該申込み、約束又は提供をした日の属する月の翌月末までに、第九条に定める事項について、当該財務局長に報告しなければならない。		
	(事故の確認申請手続)		
第十一条	証券取引法第四十二条の一第五項の規定により確認申請書を提出しようとする者は、確認申請書及びその添付書類の正本一通並		

易に記載するものとする。

びにその写し一通を管轄財務局長に提出しなければならない。

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第十条 準用金融商品取引法第二十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、当該顧客に対し、金融商品取引法第二条第十項に規定する申論見書（当該契約締結前交付書面に記載すべき事項のすべてが記載されているものに限る。）を交付している場合とする。

(確認申請書の記載事項)

第十二条 証券取引法第四十一一条の一第五項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 原委託者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名（原委託者が個人である場合にあっては、その者の氏名及び住所）

二 事故となる行為に關係した者の氏名又は部署の名称

三 顧客の氏名及び住所（法人にあっては、商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに当該法人の代表者の氏名及び住所）

四 事故の概要

五 提供しようとする財産上の利益の額

六 その他金融庁長官の定める事項

(契約締結前交付書面の記載事項)

第十二条 準用金融商品取引法第二十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該契約締結前交付書面の内容をよく読むべき旨
- 二 当該契約に係る受益証券の譲渡に制限がある場合にあつては、その旨及び当該制限の内容
- 三 顧客が行う受益証券の募集等に係る取引について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接

(確認申請書の添付書類)

第十二条 証券取引法第四十一一条の一第五項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 顧客が前条各号に掲げる事項の内容を確認したことを証明する書類（当該確認申請書が証券取引法第四十一一条の一第一項第一号の申込みに係るものである場合を除く。）

の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項

イ 当該指標

ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある理由

四 顧客が行う受益証券の募集等に係る取引について当該原委託者

その他の者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項

イ 当該者

ロ 当該者の業務又は財産の状況の変化により損失が生ずるおそ

れがある旨及びその理由

五 当該契約の終了の事由がある場合にあつては、その内容

六 当該原委託者の概要

七 顧客が当該原委託者に連絡する方法

八 当該原委託者が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一

第一項に規定する対象事業者をいう。以下この号において同じ。）となつている認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項

に規定する認定投資者保護団体をいう。以下同じ。）の有無（対

象事業者となつている場合にあつては、その名称）

（情報通信の技術を利用して提供する方法）

第十三条 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令

第五十九条の規定は、準用金融商品取引法第三十七条规定

二 その他参考になる資料

（業務の状況につき是正を加えることが必要な場合）

第十三条 証券取引法第四十二条第一号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げるものとする。

一 原委託者が、その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況

二 原委託者が、その取り扱う個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表されていない情報をいう。）を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じていないと認められる状況

（弊害防止措置）

第十四条 証券取引法第四十五条第二号に規定する内閣府令で定める

行為は、次に掲げる行為とする。

一 原委託者（原委託者が法人である場合に限る。以下この号において同じ。）との間で受益証券の募集等に関する契約を締結することを条件としてその親法人（法人が当該原委託者の総株主の議

の三第一項及び第三十七条の四第一項において金融商品取引法第三十四条の一第四項の規定を準用する場合について準用する。

(電磁的方法の種類及び内容)

第十四条 金融商品取引業等に関する内閣府令第六十条の規定は、令第四十八条において金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第二百二十一号）第十五条の一十一の規定を準用する場合について準用する。

決権（証券取引法第五十四条第一項第四号に規定する総株主の議決権をいう。以下この号において同じ。）の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人（仮設人を含む。以下この号において同じ。）の名義をもつて所有している場合における当該法人をいう。）又は子法人（当該原委託者が他の法人の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該他の法人をいう。）がその顧客に対して通常の取引の条件よりも有利な条件で資産の売買その他の取引を行つていていることを知りながら、当該原委託者が当該顧客との間で当該契約を締結すること（証券取引法第四十五条第一号に掲げる行為を除く。）。

二 何らの名義によつてするかを問わず、証券取引法第四十五条の規定による禁止を免れる」と。

(契約締結時交付書面の記載事項)

第十五条 受益証券の募集等に関する契約が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面（次条において「契約締結時交付書面」といつ。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 当該原委託者の商号、名称又は氏名
- 二 当該契約の概要（当該契約に係る受益証券の銘柄、数及び価格を含む。）
- 三 当該契約の成立の年月日

(新設)

四 当該契約に係る手数料等及び租税に関する事項

五 顧客の氏名又は名称

六 顧客が当該原委託者に連絡する方法

(契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第十六条 契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、顧客が適格機関投資家（金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいつ。）に相当する外国の法人その他の団体（信託会社を除く。）であつて、書面又は情報通信を利用する方法により当該顧客からあらかじめ契約締結時交付書面の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該顧客からの受益証券の募集等に係る取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合とする。

2 前項の「情報通信を利用する方法」とは、次に掲げる方法とする。

- 一 第十三条において準用する金融商品取引業等に関する内閣府令第五十九条第三項に規定する電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの
  - イ 原委託者の使用に係る電子計算機と顧客の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
  - ロ 原委託者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記

(新設)

録された顧客の承諾に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該原委託者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の承諾に関する事項を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確實に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに顧客の承諾に関する事項を記録したものを得る方法

3 前項各号に掲げる方法は、原委託者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

(禁止行為)

第十七条 準用金融商品取引法第三十八条第六号に規定する内閣府令

で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 次に掲げる書面の交付に際し、顧客に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項について顧客の知識、経験、財産の状況及び募集等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと。

イ イ 契約締結前交付書面

口 第十条に規定する場合にあつては、同条に規定する申論見書  
二 受益証券の募集等に関する契約の締結又はその勧誘に関して、

(新設)

重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

三 受益証券の募集等に関する契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含む。）

（事故）

第十八条 準用金融商品取引法第三十九条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、受益証券の募集等に係る取引につき、原委託者の代表者、代理人、使用人その他の従業者（以下「代表者等」という。）が、当該原委託者の受益証券の募集等の業務に関し、次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及ぼしたものとする。

一 次に掲げるものについて顧客を誤認させるような勧誘をすること。

- イ 受益証券の商品内容
- ロ 取引の条件
- ハ 受益証券の価格の騰貴又は下落
- 二 過失又は電子情報処理組織の異常ににより事務処理を誤ること。
- 三 その他法令に違反する行為を行うこと。

（事故の確認を要しない場合）

第十九条 準用金融商品取引法第三十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

（新設）

- 
- 一| 裁判所の確定判決を得ている場合
  - 二| 裁判上の和解（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第一百七十一条第一項に定めるもの）が成立している場合
  - 三| 民事調停法（昭和二十六年法律第二百一十一号）第十六条に規定する調停が成立している場合又は同法第十七条の規定により裁判所の決定が行われ、かつ、同法第十八条第一項に規定する期間内に異議の申立てがない場合
  - 四| 認定投資者保護団体のあつせん（金融商品取引法第七十九条の十三において準用する同法第七十七条の一第一項に規定するあつせんをいう。）による和解が成立している場合
  - 五| 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十三条第一項に規定する会則又は当該会則の規定により定められた規則に規定する機関のあつせんによる和解が成立している場合
  - 六| 消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第十九条第一項又は第二十五条に規定するあつせんによる和解が成立している場合
  - 七| 和解が成立している場合であって、次に掲げるすべての要件を満たす場合
  - 八| イ| 当該和解の手続について弁護士が顧客を代理していること。  
ロ| 当該和解の成立により原委託者が顧客に対して支払をすることとなる額が百四十万円を超えないこと。
  - 八| ロの支払が事故（準用金融商品取引法第三十九条第三項に規定する事故をいう。第九号及び第二十一条において同じ。）に

よる損失の全部又は一部を補てんするために行われるものであることをイの弁護士が調査し、確認したことを証する書面が原委託者に交付されていること。

八

原委託者の代表者等が前条各号に掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が十万円に相当する額を上回らないとき。

九

原委託者の代表者等が前条第一号に掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合（顧客の注文の内容の記録により事故であることが明らかである場合に限る。）

2

前項第八号の利益は、前条各号に掲げる行為の区分ごとに計算するものとする。この場合において、同条第一号に掲げる行為の区分に係る利益の額については、前項第九号に掲げる場合において申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益の額を控除するものとする。

3

原委託者は、第一項第八号又は第九号に掲げる場合において、準用金融商品取引法第三十九条第三項ただし書の確認を受けないで、顧客に対し、財産上の利益を提供する旨を申し込み、若しくは約束し、又は財産上の利益を提供したときは、その申込み若しくは約束又は提供をした日の属する月の翌月末日までに、第二十一条各号に掲げる事項を、管轄財務局長に報告しなければならない。

（事故の確認の申請）

**第二十一条** 準用金融商品取引法第三十九条第三項ただし書の確認を受けようとする者は、同条第五項の規定による申請書及び書類を、管轄財務局長に提出しなければならない。

(確認申請書の記載事項)

**第二十一条** 準用金融商品取引法第三十九条第五項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 原委託者の商号、名称又は氏名

二 事故の発生した本店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地

三 確認を受けようとする事実に関する次に掲げる事項

イ 事故となる行為に關係した代表者等の氏名又は部署の名称

ロ 顧客の氏名及び住所（法人にあっては、商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所）

ハ 事故の概要

二 補てんに係る顧客の損失が事故に起因するものである理由

ホ 申込み若しくは約束又は提供をしようとする財産上の利益の額

四 その他参考となるべき事項

(確認申請書の添付書類)

**第二十二条** 準用金融商品取引法第三十九条第五項に規定する内閣府令で定めるものは、顧客が前条各号に掲げる事項の内容を確認した

(新設)

(新設)

ことを証明する書類その他参考となるべき資料とする。

2 | 前項の規定は、準用金融商品取引法第三十九条第五項の規定による申請書が同条第一項第一号の申込みに係るものである場合には、適用しない。

(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの)

第二十三条 準用金融商品取引法第四十条第一号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

一 その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況

二 その取り扱う個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他業務上知り得た公表されていない特別の情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じていないと認められる状況

(原委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)

第二十四条 準用金融商品取引法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 通常の取引の条件と著しく異なる条件で、当該原委託者の親法

(新設)

(新設)

人等（金融商品取引法第三十一条の四第五項に規定する親法人等を二つ。以下同じ。）又は子法人等（同条第六項に規定する子法人等を二つ。以下同じ。）と受益証券の募集等に係る取引を行なう。

二 当該原委託者との間で受益証券の募集等に関する契約を締結することを条件としてその親法人等又は子法人等がその顧客に対し通常の取引の条件よりも有利な条件で資産の売買その他の取引を行なっていることを知りながら、当該顧客との間で当該契約を締結する」と。

三 何らの知義によつてするかを問わず、準用金融商品取引法第四十団条の二第一項の規定による禁止を免れる」と。

（行為規制の適用除外の例外）

第一十五条 準用金融商品取引法第四十五条规定に規定する内閣府令で定める場合は、準用金融商品取引法第三十七条の四の規定の適用について顧客からの受益証券の募集等に係る取引に関する照会に対し速やかに回答できる体制が整備されていない場合とする。

（新設）

別紙様式（第3条第1項関係）

（略）

受益証券の募集等業務開始届出書

（略）

別紙様式（第3条第1項関係）

（略）

受益証券の募集等業務開始届出書

（略）

なお、上記証券募集等に当たつては、資産の流動化に関する法律第286条第1項において準用する同法第209条第1項において準用する金融商品取引法の規定を遵守して行います。

(記載上の注意)

1. ~ 4. (略)
5. 「募集形態」には、公募（金融商品取引法第2条第3項第1号又は第2号）、プロ私募（同項第2号イ）又は少人数私募（同号ロ）のいづれかを記載すること。
6. ~ 8. (略)

なお、上記証券募集等に当たつては、資産の流動化に関する法律第286条第1項において準用する第209条において準用する証券取引法の規定を遵守して行います。

(記載上の注意)

1. ~ 4. (略)
5. 「募集形態」には、証券取引法第2条第3項第1号、同項第2号イ又は同号ロのいづれかを記載すること。
6. ~ 8. (略)

特定目的信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令五百三十一号）（第八条関係）

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 社債的受益権 法第一百三十条第一項第四号に規定する、信託期間中の金銭の分配についてあらかじめ定められた金額の分配を受ける種類の受益権</p> <p>二・三（略）</p> <p>（信託帳簿等の作成）</p> <p>第二条 信託法（平成十八年法律第二百八号）第三十七条第一項の規定による信託財産に係る帳簿その他の書類又は電磁的記録（以下この条及び第六条において「信託帳簿」といづ。）の作成又は電磁的記録の作成は、この条の定めるところによる。</p> <p>2 信託帳簿は、一の書面その他の資料として作成することを要せず、他の目的で作成された書類又は電磁的記録をもつて信託帳簿とすることができる。</p>	<p>（定義）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 社債的受益権 法第一百三十条第四号に規定する、信託期間中の金銭の分配についてあらかじめ定められた金額の分配を受ける種類の受益権</p> <p>二・三（略）</p> <p>（新設）</p>
（会計慣行のしん酌）	（会計慣行のしん酌）

第四条 (略)

(資産の評価)

第五条 資産については、信託帳簿に信託価額を付さなければならぬい。

2~6 (略)

(負債の評価)

第六条 負債については、信託帳簿に債務額を付さなければならない。

。

2 次に掲げる負債については、計算期間の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。

一 将來の費用又は損失（収益の控除を含む。以下この号において同じ。）の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該計算期間の負担に属する金額を費用又は損失として繰り入れることにより計上すべき引当金

二 前号に掲げる負債のほか、計算期間の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことが適當な負債

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

第七条 計算書類（貸借対照表及び損益計算書をいう。以下この条及び第九条において同じ。）の作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他計算書類作成のための基本とな

第三条 (略)

(資産の評価)

第四条 資産については、この府令又は法以外の法令に別段の定めがある場合を除き、その信託価額を付さなければならない。

2~6 (略)

(新設)

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

第五条 計算書類（貸借対照表及び損益計算書をいう。以下この条及び第七条において同じ。）の作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他計算書類作成のための基本とな

る事項（次項において「会計方針」といふ。）であつて次に掲げる事項は、貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、この限りではない。

一・四（略）

（削る）  
2（略）

（重要な後発事象に関する注記）

第八条（略）

（関連当事者との取引に関する注記）

第九条（略）  
2・3（略）

4 前二項に規定する「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。

一・六（略）

七 当該特定目的信託の受託信託会社等の主要株主（自己又は他人の名義をもつて当該受託信託会社等の総株主又は総出資者の議決権の総数の百分の十以上の議決権（次に掲げる株式（出資を含む。以下この号において同じ。）に係る議決権を除く。）を保有している株主又は出資者をいつ。）及びその近親者（一親等内の親族をいつ。以下この項において同じ。）

イ（略）

口 金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十

る事項（次項において「会計方針」といふ。）であつて次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）は、貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。

一・四（略）

五 その他計算書類作成のための基本となる重要な事項  
2（略）

（重要な後発事象に関する注記）

第六条（略）

（関連当事者との取引に関する注記）

第七条（略）  
2・3（略）

4 前二項に規定する「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。

一・六（略）

七 当該特定目的信託の受託信託会社等の主要株主（自己又は他人の名義をもつて当該受託信託会社等の総株主又は総出資者の議決権の総数の百分の十以上の議決権（次に掲げる株式（出資を含む。以下この号において同じ。）に係る議決権を除く。）を保有している株主又は出資者をいつ。）及びその近親者（一親等内の親族をいつ。以下この項において同じ。）

イ（略）

口 証券業を営む者が引受け又は売出しを行う業務により取得し

五郎) 第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。以下同じ。)

た株式

を営む者が引受け又は売出しを行う業務により取得した

株式

八 金融商品取引法第百五十六条の一十四第一項に規定する業務

を営む者がその業務として所有する株式

八〇十 (略)

(削る)

(追加情報の注記)

第十一條 この府令に定めるもののほか、貸借対照表又は損益計算書により特定目的信託の財産及び損益の状態を正確に判断するために必要な事項は、貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。

(元本等の部の区分)

第二十九条 (略)

2・3 (略)

4 第二項第一号の項目について、当該事業年度に係る金銭の分配の額が当該事業年度終了の時における純資産価格（その有する資産の帳簿価格の合計額からその有する負債の帳簿価格の合計額を減算した金額をいう。）から元本の額を控除した金額を上回る金額がある

た株式

八 証券取引法（昭和二十二年法律第一十五号）第百五十六条の二十四第一項に規定する業務を営む者がその業務として所有する株式

八〇十 (略)

第八条及び第九条 削除

(注記の追加)

第十一條 この府令で定めるもののほか、貸借対照表又は損益計算書により特定目的信託の財産及び損益の状態を正確に判断するために必要な事項は、貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。

(元本等の部の区分)

第二十九条 (略)

2・3 (略)

4 第二項第一号の項目を取崩して利益処分に充当した金額がある場合には、受益権取崩額として表示しなければならない。

場合には、その上回る部分の金額を受益権調整引当額として表示しなければならない。

5~8 (略)

(元本等の欠損の注記)

第五十五条 貸借対照表上の純資産額から資産につき時価を付すものとした場合（第五条第三項及び第六項第一号の場合を除く。）における当該資産の評価差額金（利益又は損失として計上したものをおく。）を控除した額が、元本の額を下回る場合には、その差額を注記しなければならない。

(利益処分計算)

第六十七条 (略)

2 資産につき時価を付すものとした場合（第五条第三項及び第六項第一号の場合を除く。）においては、その資産の評価差額金（利益又は損失として計上したものをおく。）は、前項第一号の当期末处分利益から当該金額を控除する形式により、当該評価差額金を示す名称を付した項目をもつて表示しなければならない。

(元本等の欠損の注記)

第五十五条 貸借対照表上の純資産額から資産につき時価を付すものとした場合（第四条第三項及び第六項第一号の場合を除く。）における当該資産の評価差額金（利益又は損失として計上したものをおく。）を控除した額が、元本の額を下回る場合には、その差額を注記しなければならない。

(利益処分計算)

第六十七条 (略)

2 資産につき時価を付すものとした場合（第四条第三項及び第六項第一号の場合を除く。）においては、その資産の評価差額金（利益又は損失として計上したものをおく。）は、前項第一号の当期末处分利益から当該金額を控除する形式により、当該評価差額金を示す名称を付した項目をもつて表示しなければならない。

第六十八条 第二十九条第四項の場合において、受益権調整引当額を当期の利益処分に充当する場合には、当該受益権調整引当額は、前条第一項第一号の当期末処分利益（社債的受益権を発行している場合にあっては、社債的受益権収益分配後当期末処分利益）に当該金額を加算する形式により、

第六十八条 社債的受益権以外の受益権を取崩して当期の利益処分に充当する場合には、当該取崩金額は、前条第一項第一号の当期末处分利益（社債的受益権を発行している場合にあっては、社債的受益権収益分配後当期末処分利益）に当該金額を加算する形式により、

額を加算する形式により、受益権調整引当益として表示しなければならない。

受益権取崩益として表示しなければならない。

ならない。

第七十条（略）

2・3（略）

4 第六十七条の利益処分により、第二十九条第四項の受益権調整引当額を減算する場合には、当該減算額は受益権調整戻入額として表示しなければならない。

（損失処理計算）

第七十一条 損失処理計算においては、次に掲げる項目に従つて損失処理の内容を明らかにしなければならない。

一・二（略）

三 受益権調整引当益（第六十八条の受益権調整引当益をいう。）

四・五（略）

2（略）

（附属明細書）

第七十三条 附屬明細書には、この府令に定めるもののほか、貸借対照表、損益計算書並びに信託財産の管理及び運用に係る報告書の表示を補足する重要な事項を表示しなければならない。

2（略）

第七十条（略）

2・3（略）

4 第六十七条の利益処分により、第二十九条第四項の受益権取崩額を減算する場合には、当該減算額は受益権戻入額として表示しなければならない。

（損失処理計算）

第七十一条 損失処理計算においては、次に掲げる項目に従つて損失処理の内容を明らかにしなければならない。

一・二（略）

三 受益権取崩益（第六十八条の受益権取崩益をいう。）

四・五（略）

2（略）

（附属明細書）

第七十三条 附屬明細書には、この府令に定めるもののほか、貸借対照表、損益計算書並びに信託財産の管理及び運用に係る報告書の表示を補足する重要な事項を表示しなければならない。

2（略）

特定目的会社の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十四号）（第九条関係）

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第一条 （略）</p> <p>2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 関連当事者 次に掲げる者をいう。</p> <p>イホ （略）</p> <p>ヘ 主要株主（自己又は他人の名義をもつて株式会社の総株主の議決権の総数の百分の十以上の議決権（次に掲げる株式に係る議決権を除く。）を保有している株主をいう。）及びその近親者（一親等内の親族をいう。以下同じ。）</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第一條第八項に規定する金融商品取引業をいう。第五十八条において同じ。）を行つ者が引受け又は売出しを行う業務により取得した株式</p> <p>（3） 金融商品取引法第百五十六条の一十四第一項に規定する業務を行つ者がその業務として所有する株式</p>	<p>（定義）</p> <p>第一条 （略）</p> <p>2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 関連当事者 次に掲げる者をいう。</p> <p>イホ （略）</p> <p>ヘ 主要株主（自己又は他人の名義をもつて株式会社の総株主の議決権の総数の百分の十以上の議決権（次に掲げる株式に係る議決権を除く。）を保有している株主をいう。）及びその近親者（一親等内の親族をいう。以下同じ。）</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 証券業を営む者が引受け又は売出しを行う業務により取得した株式</p> <p>（3） 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百五十六条の一十四第一項に規定する業務を営む者がその業務として所有する株式</p>

ト・チ (略)

三・五 (略)

(関係当事者との取引に関する注記)

第五十八条 (略)

2・3 (略)

4 前二項に規定する「関係当事者」とは、次に掲げる者をいう。

一・三 (略)

四 当該特定目的会社の主要社員（自己又は他人の名義をもつて当該特定目的会社の総特定社員又は総社員の議決権の総口数の百分の十以上の議決権（次に掲げる特定出資又は優先出資に係る議決権を除く。）を保有している特定社員又は優先出資社員をいう。）及びその近親者

イ (略)

ロ 金融商品取引業を行つ者が引受け又は売出しを行う業務により取得した優先出資

イ (略)  
ロ 証券業を営む者が引受け又は売出しを行う業務により取得した優先出資

ハ 金融商品取引法第百五十六条の二十四第一項に規定する業務を行つ者がその業務として所有する優先出資

五・七 (略)

ト・チ (略)

三・五 (略)

(関係当事者との取引に関する注記)

第五十八条 (略)

2・3 (略)

4 前二項に規定する「関係当事者」とは、次に掲げる者をいう。

一・三 (略)

四 当該特定目的会社の主要社員（自己又は他人の名義をもつて当該特定目的会社の総特定社員又は総社員の議決権の総口数の百分の十以上の議決権（次に掲げる特定出資又は優先出資に係る議決権を除く。）を保有している特定社員又は優先出資社員をいう。）及びその近親者

イ (略)

ロ 証券業を営む者が引受け又は売出しを行う業務により取得した優先出資

ハ 証券取引法第百五十六条の二十四第一項に規定する業務を行つ者がその業務として所有する優先出資

五・七 (略)

特定目的信託の権利者集会等に関する規則（平成十八年内閣府令第五十四号）（第十条関係）

	改 正 案	現 行
	<p>（権利者集会の招集の場合における決定事項）</p> <p>第三条 法第二百四十二条第五項において読み替えて準用する信託法（平成十八年法律第二百八号）第二百八条第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 第五条の規定により権利者集会参考書類（法第二百四十五条第一項において読み替えて準用する信託法第二百十条第一項に規定する権利者集会参考書類をいう。次条及び第五条において同じ。）に記載すべき事項</p> <p>二 書面による議決権の行使の期限（権利者集会の日時以前の時であつて、法第二百四十二条第一項の規定による通知を発した日から一週間を経過した日以後の時に限る。）</p> <p>三 一の受益証券の権利者が同一の議案につき法第二百四十五条第一項（法第二百四十二条第五項において読み替えて準用する信託法第二百八条第三号に掲げる事項を定めた場合にあつては、法第二百四十五条第一項又は同条第二項において準用する信託法第二百六条第一項）の規定により重複して議決権を使用した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける当該受益証券の権利者の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その事項</p> <p>四 第六条第一項第三号の取扱いを定めるときは、その取扱いの内あるときにおける当該受益証券の権利者の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その事項</p>	<p>（権利者集会の招集の決定事項）</p> <p>第三条 法第二百四十二条第四項において読み替えて準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百十九条第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 一次条の規定により、法第二百四十五条第一項において読み替えて準用する会社法第三百一条第一項の規定により交付すべき書類（以下「権利者集会参考書類」という。）に記載すべき事項</p> <p>二 特定の時（権利者集会の日時以前の時であつて、法第二百四十二条第一項の規定により通知を発した日から一週間を経過した日以後の時に限る。）をもつて書面による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時</p> <p>三 一の受益証券の権利者が同一の議案につき法第二百四十五条第一項の規定により重複して議決権を使用した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける当該受益証券の権利者の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その事項</p> <p>四 第六条第一項第三号の取扱いを定めるときは、その取扱いの内あるときにおける当該受益証券の権利者の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その事項</p>

四

第六条第一項第一号の欄に記載がない議決権行使書面（法第二百四十五条第一項において読み替えて準用する信託法第二百十条第一項に規定する議決権行使書面をいう。以下この条及び第六条において同じ。）が招集者（法第二百四十二条第五項において読み替えて準用する信託法第二百八条に規定する招集者をいう。以下この号及び第六条第二項において同じ。）に提出され、又は法第二百四十五条第一項において読み替えて準用する信託法第二百十六条第一項の規定により電磁的方法により招集者に提供された事項のうちに当該欄に記載すべきものがない場合における各議案についての賛成、反対又は棄権のいずれかの意思の表示があつたものとする取扱いを定めるときは、その取扱いの内容

五 法第二百四十二条第五項において読み替えて準用する信託法第二百八条第三号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項

イ 電磁的方法（法第二百四十二条第五項において読み替えて準用する信託法第二百八条第三号に規定する電磁的方法をいう。）による議決権の行使の期限（権利者集会の日時以前の時であつて、法第二百四十二条第一項の規定による通知を発した日から二週間を経過した日以後の時に限る。）  
ロ 法第二百四十二条第三項の承諾をした受益証券の権利者に対する請求は、当該受益証券の権利者の第六条第一項の請求があつたときに法第二百四十五条第一項において読み替えて準用する信託法第二百十条第一項の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に代えて行う同条第一項の規定による電磁的方法による提

供を含む。)をすることとするときは、その旨

六 法第一百四十九条第一項において読み替えて準用する信託法第

百四条の規定による代理人による議決権の行使について、代理  
權（代理人の資格を含む。）を証明する方法その他代理人による  
議決権の行使に関する事項を定めるとき（特定目的信託契約に当  
該事項についての定めがある場合を除く。）は、その事項

七 法第二百四十九条第一項において読み替えて準用する信託法第

百十七条第一項の規定による通知の方法を定めるとき（特定目的  
信託契約に当該通知の方法についての定めがある場合を除く。）  
は、その方法

八 前各号に掲げるもののほか、権利者集会における議決権の行使  
に関する事項その他の権利者集会に関する事項であつて、特定目  
的の信託契約の別段の定めに基づき決定すべき事項

（権利者集会参考書類の記載事項）

第五条 権利者集会参考書類には、議案及び次の各号に掲げる議案の  
区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

- 一 新たな代表権利者（以下この号において「新代表権利者」とい  
う。）の選任に関する議案 次に掲げる事項
- イ 新代表権利者となるべき者の氏名又は名称
- ロ 新代表権利者となるべき者の略歴又は沿革
- ハ 新代表権利者となるべき者を代表権利者と選任すべきものと  
した理由

（権利者集会参考書類の記載事項）

第五条 権利者集会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければ  
ならない。

- 一 議案
- 二 議案が代表権利者の選任に関する議案であるときは、次に掲げ  
る事項
- イ 候補者の氏名又は名称
- ロ 候補者の略歴又は沿革
- ハ 候補者が受託信託会社等と特別の利害関係があるときは、そ

二		二	二	二	二	二
		新代表権利者となるべき者が受託信託会社等と特別の利害関係があるときは、その事実の概要				
		代表権利者の解任に関する議案 次に掲げる事項				
		イ 代表権利者の氏名又は名称				
		ロ 解任の理由				
三		三 新たな受託信託会社等（以下この号において「新受託信託会社等」という。）の選任に関する議案 次に掲げる事項				
		イ 新受託信託会社等となるべき者の名称				
		ロ 新受託信託会社等となるべき者の沿革				
		ハ 新受託信託会社等となるべき者を受託信託会社等と選任すべきものとした理由				
四		四 特定目的信託契約の変更に関する議案 次に掲げる事項				
		イ 特定目的信託契約の変更後の特定目的信託契約の内容				
		ロ 特定目的信託契約で定められた受益証券の内容に変更を加え、又は受益証券の価値に重大な影響を与えるおそれがあるときは、その変更又は影響の内容及び相当性に関する事項				
		ハ 特定目的信託契約の変更がその効力を生ずる日				
		ニ 特定目的信託契約の変更をする理由				
五		五 前各号に掲げる議案以外の議案 当該議案を提案した理由				
2		（略）				
3		3 同一の権利者集会に關して受益証券の権利者に對して提供する権利者集会参考書類に記載すべき事項のうち、他の書面に記載している事項又は電磁的方法により提供している事項がある場合には、こ				
2		（略）				
3		3 同一の権利者集会に關して受益証券の権利者に對して提供する権利者集会参考書類に記載すべき事項のうち、他の書面に記載している事項がある場合には、当該事項は、受益証券の権利者に對して提				
		る事実の概要				
		議案が代表権利者の解任に関する議案であるときは、次に掲げる事項				
		イ 代表権利者の氏名又は名称				
		ロ 解任の理由				

これらの事項は、権利者集会参考書類に記載することを要しない。この場合においては、他の書面に記載している事項又は電磁的方法により提供している事項があることを明らかにしなければならない。

4 同一の権利者集会に関する受益証券の権利者に対して提供する招集通知（法第一百四十一條第一項又は第三項の規定による通知をいう。以下この項及び次条において同じ。）の内容とすべき事項のうち、権利者集会参考書類に記載している事項がある場合には、当該事項は、招集通知の内容とすることを要しない。

（議決権行使書面）

第六条 法第一百四十五条第一項において読み替えて準用する信託法第一百十条第一項の規定により交付すべき議決権行使書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一 （略）

二 第二条第二号に掲げる事項を定めたときは、当該事項

三 第二条第四号に掲げる事項を定めたときは、同号の取扱いの内容

供する権利者集会参考書類に記載することを要しない。この場合においては、他の書面に記載している事項があることを明らかにしなければならない。

4 同一の権利者集会に関する受益証券の権利者に対して提供する招集通知の内容とすべき事項のうち、権利者集会参考書類に記載している事項がある場合には、当該事項は、受益証券の権利者に対して提供する招集通知の内容とすることを要しない。

（議決権行使書面）

第六条 法第一百四十五条第一項において読み替えて準用する会社法第三百一条第一項の規定により交付すべき議決権行使書面（以下「議決権行使書面」という。）に記載すべき事項は次に掲げる事項とする。

一 （略）

二 第二条第二号に掲げる事項についての定めがあるときは、当該事項

三 第二条第四号に掲げる事項についての定めがあるときは、第一号の欄に記載がない議決権行使書面が招集者に提出された場合における各議案についての賛成、反対又は棄権のいづれかの意思の表示があつたものとする取扱いの内容

四 （略）

五 議決権を行使すべき受益証券の権利者の氏名又は名称及び行使

することができる議決権の数（次のイ又はロに掲げる場合にあつては、当該イ又はロに定める事項を含む。）又は割合

イ・ロ（略）

法第一百四十二条第五項において読み替えて準用する信託法第百八条第三号に掲げる事項を定めた場合において、第三条第五号ロに掲げる事項を定めたときは、招集者は、法第一百四十二条第三項の承諾をした受益証券の権利者が請求をしたときに、当該受益証券の権利者に対して、法第一百四十五条第二項において読み替えて準用する信託法第一百十条第一項の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に代えて行う同条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をしなければならない。

3（略）

同一の権利者集会に關して受益証券の権利者に対して提供する招集通知の内容とすべき事項のうち、議決権行使書面に記載している事項（議決権行使書面の交付に代えて電磁的方法により提供する事項を含む。）がある場合には、当該事項は、当該受益証券の権利者に対して提供する招集通知の内容とする」とを要しない。

（書面による議決権行使の期限）

第七条 法第一百四十五条第一項において読み替えて準用する信託法第一百五十五条第一項に規定する内閣府令で定める時は、第三条第一号の行使の期限とする。

することができる議決権の数（次のイ又はロに掲げる場合にあつては、当該イ又はロに定める事項を含む。）

イ・ロ（略）

同一の権利者集会に關して受益証券の権利者に対して提供する招集通知の内容とすべき事項のうち、議決権行使書面に記載している事項がある場合には、当該事項は、招集通知の内容とする」を要しない。

3（略）  
(新設)

（書面による議決権行使の期限）

第七条 法第一百四十五条第一項において読み替えて準用する会社法第二百十一条第一項に規定する内閣府令で定める時は、権利者集会の日時の直前の権利者集会の招集者の営業時間の終了時（第三条第一号に掲げる事項についての定めがある場合にあっては、同号の特

定の時)とする。

(電磁的方法による議決権行使の期限)

第八条 法第二百四十五条第一項において読み替えて準用する信託法

第一百六条第一項に規定する内閣府令で定める時は、第三条第五号イの行使の期限とする。

(受託信託会社等の説明義務)

第九条 (略)

(権利者集会の議事録)

第十条 法第二百四十九条第一項において読み替えて準用する信託法

第一百一十条の規定による権利者集会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 権利者集会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

3 (略)

(種類権利者集会)

第十一条 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めるものについて準用する。

一 第三条 法第二百五十三条において準用する法第二百四十二条  
第五項において読み替えて準用する信託法第八条第四号に規定

(新設)

第八条 (略)

(議事録)

第九条 法第二百四十九条第一項において読み替えて準用する会社法

第七百三十一条第一項の規定による権利者集会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 権利者集会の議事録は、書面をもつて作成しなければならない。

3 (略)

(種類権利者集会)

第十一条 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めるものについて準用する。

一 第三条 法第二百五十三条において準用する法第二百四十二条  
第四項において読み替えて準用する会社法第七百十九条第四号に

する内閣府令で定める事項

- 二 第四条から第六条まで 法第一百五十三条において準用する法  
第一百四十五条第一項において読み替えて準用する信託法第一百十一条第一項に規定する権利者集会参考書類及び議決権行使書面
- 三 第七条 法第一百五十三条において準用する法第一百四十五条第一項において読み替えて準用する信託法第一百十五条第一項に規定する内閣府令で定める時
- 四 第八条 法第一百五十三条において準用する法第一百四十五条第一項において読み替えて準用する信託法第一百六十六条第一項に規定する内閣府令で定める時
- 五 第九条 法第一百五十三条において準用する法第一百四十九条第一項において読み替えて準用する会社法第三百四十四条に規定する内閣府令で定める場合

2 法第一百五十三条において準用する法第一百四十九条第一項において読み替えて準用する信託法第一百一十条の規定による種類権利者集会の議事録の作成については、前条の規定を準用する。この場合において、当該種類権利者集会の議事録は、同条第三項各号に掲げる事項のほか、法第一百五十二条第一項の規定により述べられた意見があるときは、その意見の内容の概要を内容とするものでなければならない。

規定する内閣府令で定める事項

- 二 第四条から第六条まで 法第一百五十三条において準用する法第一百四十五条第一項において読み替えて準用する会社法第三百一条第一項に規定する書類及び議決権行使書面
- 三 第七条 法第一百五十三条において準用する法第一百四十五条第一項において読み替えて準用する会社法第三百十一条第一項に規定する内閣府令で定める時

(新設)

- 四 第八条 法第一百五十三条において準用する法第一百四十九条第一項において読み替えて準用する会社法第三百四十四条に規定する内閣府令で定める場合

2 法第一百五十三条において準用する法第一百四十九条第一項において読み替えて準用する会社法第七百三十二条第一項の規定による種類権利者集会の議事録の作成については、前条の規定を準用する。この場合において、当該種類権利者集会の議事録は、同条第三項各号に掲げる事項のほか、法第一百五十二条第一項の規定により述べられた意見があるときは、その意見の内容の概要を内容とするものでなければならない。

